

○明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調查ニ關スル件)中改正 (勅)第三百二十一號(一) 四八七	○明治三十二年勅令第四百五十五號(臺灣ニ於ケル關稅及專賣規則等違反申告者賞與ニ關スル件)中改正 (勅)第五百九十九號(六) 一九七	○同上 (勅)第五十七號(三) 七四	○關稅法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (勅)第二十三號(三) 三七	○關稅法ヲ臺灣ニ施行スルノ件 (勅)第五十六號(三) 七三	○臺灣關稅規則改正 (律)第一號(四) 一	○臺灣關稅規則施行規則制定臺灣關稅規則施行細則廢止 (府)臺灣總督第三十八號(五) 一〇三	○臺灣總督府稅關ニ於テ關稅法施行規則ニ依リ納付セシムヘキ手數料準據方中改正 (省)大藏第四十一號(六) 二二〇	○臺灣總督府稅關ニ於テ關稅法施行規則ニ依リ納付セシムヘキ手數料準據方 (省)大藏第十八號(三) 八五	○明治四十二年勅令第五十六號(關稅法ヲ臺灣ニ施行スルノ件)ニ依ル關稅通關 (府)臺灣總督第四十八號(七) 一三三	○臺灣關稅規則施行規則ニ依ル收容貨物ノ敷料設定明治三十六年府令第三十五號同件廢止 (府)臺灣總督第五十號(七) 一三三	○韓國政府公布ノ咸鏡北道清津港ヲ經テ間島及珲春地方ニ輸入スル貨物ノ關稅免除ニ關スル件譯文 (告)統監第四十八號(六)二六二	○陸濟宗相國寺派管長缺職ニ付半管長事務取扱方 (訓)內務第八號(二〇) 二八四	○[管理]	○帝室林野管理局官制中改正 (皇)第七號(五) 六六	○統監府鐵道廳官制制定統監府鐵道管理局官制廢止 (勅)第六十號(六) 一九七	○明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員)廢止 (勅)第九十七號(七) 二九四	○明治四十年勅令第二百二十七號ヲ鐵道院韓國鐵道管理局所屬ノ者ニ適用セサル件 (勅)第三百四十三號(二) 五〇六	○帝室林野管理局支廳職制中改正 (省)宮內第二號(五) 一六七	○明治四十一年省令第十二號(神社ノ財産登錄及管理並ニ會計ニ關スル件)中改正 (省)內務第十四號(四) 二二四	○軍馬管理規則中改正 (達)陸達第五號(一) 七	○軍馬管理規則中改正明治二十五年陸達第四十四號(馬體外貌名稱)廢止 (達)陸達第四十三號(八) 一八九	○明治四十年告示第九號(帝室林野管理局出張所ノ名稱位置及管轄區域)中改正 (告)宮內第十六號(一)三〇六〇	○統監府通信管理局分課規定中改正 (訓)統監第五號(四) 一五四	○統監府鐵道管理局運輸規程中改正 (府)統監第六號(五) 七七
--	--	-----------------------	----------------------------------	----------------------------------	--------------------------	--	---	--	---	--	--	--	-------	-------------------------------	---	---	---	---------------------------------	--	--------------------------	---	---	----------------------------------	---------------------------------

○明治四十一年告示第五號(鐵道管理局ノ名稱位置及管轄區域)中改正 (告)內閣第四號(九)二六九	○同上 (告)內閣第六號(九)二六九	○同上 (告)內閣第八號(二)二〇五五	○同上 (告)內閣第九號(二)二〇五五	○同上 (告)內閣第十號(二)二〇五五	○同上 (告)內閣第十一號(二)二〇五五	○明治四十一年告示第四號(鐵道管理局內各事務所名稱位置及所管區域)中改正 (告)鐵道院第三號(一) 一	○同上 (告)鐵道院第二十五號(五) 七六二	○同上 (告)鐵道院第二十六號(六) 九二九	○同上 (告)鐵道院第二十七號(六) 九二九	○同上 (告)鐵道院第三十五號(七)二七四	○同上 (告)鐵道院第三十七號(七)二七四	○同上 (告)鐵道院第四十二號(八)二五〇一	○同上 (告)鐵道院第四十四號(九)二六九	○同上 (告)鐵道院第四十七號(九)二六九	○同上 (告)鐵道院第五十號(九)二六九	○同上 (告)鐵道院第五十八號(二)二〇五五	○同上 (告)鐵道院第六十四號(二)二〇五七	○同上 (告)鐵道院第七十一號(二)二〇五八	○同上 (告)鐵道院第七十二號(二)二〇五八	○同上 (告)鐵道院第八十一號(二)三三四一	○同上 (告)鐵道院第八十四號(二)三三四二	○同上 (告)鐵道院第八十七號(二)三三四三	○同上 (告)內閣第三號(七)二二七三	○同上 (告)鐵道院第七十五號(二)三三三九	○同上 (告)鐵道院第八十號(二)三三三九	○同上 (告)鐵道院第八十三號(二)三三三九	○同上 (告)鐵道院第九十號(二)三三三九	○明治四十一年告示第十號(管理局所管區域分界線)中改正 (告)鐵道院第二十三號(五) 七六一	○同上 (告)鐵道院第四十號(八)二五〇一	○東部鐵道管理局內福島、仙臺、青森、秋田、兩國各營業事務所廢止 (告)鐵道院第二號(一) 一	○西部鐵道管理局內淡町、廣島及下關各營業事務所廢止 (告)鐵道院第五號(一) 一	○西部鐵道管理局釜山出張所廢止 (告)鐵道院第二十四號(五) 七六二	○明治四十年通省告示第四百五十號(九州帝國鐵道管理局三角線網田三角間ニ赤瀬簡易停車場設置)改正 (告)鐵道院第五十六號(二)二八二五	○韓國鐵道管理局出張所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第八十二號(二)三三四一	○明治四十一年告示第千二百六號(郵便振替貯金事務
--	-----------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-------------------------	--	---------------------------	---------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	---------------------------	------------------------	---------------------------	--------------------------	---------------------------	--------------------------	---	--------------------------	---	---	---------------------------------------	---	--	--------------------------

○ 二關シ郵便爲替貯金管理所同支所間發受ノ郵便物及書類宛名記載方(中改正) (告) 逓信第六百九十三號(七)四七四

○ 郵便爲替貯金管理所及同支所ニ於テ取扱ヒタル事務繼承方 (告) 逓信第六百九十二號(七)四七四

○ 郵便爲替貯金事務ニ關シ統監府通信管理局ニ差出ス郵便物ニ宛名記載方等 (告) 統監第六百二十六號(三)五三三

〔管掌〕

○ 明治三十九年勅令第六十七號(韓國ニ於ケル内國官憲ノ管掌事項ヲ統監ノ職權ニ屬セシムル件)中改正 (勅) 第三百四十一號(二)五〇五

〔還幸〕

○ 宇都宮大本營御發發東京還幸 (告) 宮内第十四號(二)〇六〇

〔觀測〕

○ 關東都督府觀測所管口支所移轉 (告) 關東都督第九十四號(二)三三六

〔觀覽〕

○ 臺灣總督府民政部殖産局附屬博物館觀覽臨時停止期 (告) 臺灣總督第一百十三號(八)二六三

〔勸業〕

○ 日本勸業銀行法中改正 (法) 第三十二號(四) 二一六

○ 明治四十二年法律第三十二號(日本勸業銀行法中改正) 同第三十三號(農工銀行法中改正) 及同第三十四號(北海道拓殖銀行法中改正) 施行期日 (勅) 第三百三十號(二) 四九四

○ 郵便爲替規則勸業債券購買媒介郵便規則郵便貯金規則 郵便爲替貯金規則 及郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省) 逓信第三十二號(七) 三五〇

○ 郵便局所ニ於テ第二十九回勸業債券購買媒介取扱期 (告) 逓信第九十二號(三) 二五一

○ 郵便局所ニ於ケル第三十回勸業債券購買媒介取扱期 (告) 逓信第五百五十六號(六) 一〇五四

○ 郵便局所ニ於テ第三十一回勸業債券購買媒介取扱期 (告) 逓信第八百二十號(九) 一七四九

○ 郵便局所ニ於テ第三十二回勸業債券購買媒介取扱期 (告) 逓信第八百四十四號(二) 二二六九

〔患者〕

○ 陸軍轉地療養所患者取締規則設定明治三十七年陸軍部第十八號(陸軍入院患者ノ轉地療養所ニ於ケル取締方) 廢止 (達) 陸軍第三十三號(四) 一三七

〔大不列顛〕

○ イノ部英吉利ノ項ニ關ス (宮内)

○ 宮内省官制中改正 (皇) 第五號(五) 六三

○ 宮内官官等俸給令中改正 (皇) 第九號(五) 六八

○ 宮内官任用令中改正 (皇) 第十號(五) 七一

○ 宮内官分限令中改正 (皇) 第十一號(五) 七二

○ 勅任待遇等外宮内職員職制中改正 (省) 宮内第四號(二) 五六一

○ 勅任待遇等外宮内職員職制設定准判任待遇等外宮内職員職制廢止 (省) 宮内第三號(五) 一六七

○ 判任待遇等外宮内職員職制中改正 (省) 宮内第五號(三) 六一五

○ 宮内傳染病豫防令ニ依リ韓國ヲ虎列刺有病地ト指定 (告) 宮内第九號(九) 二六二

○ 宮内傳染病豫防令ノ規定ニ依リ韓國虎列刺有病地解除 (告) 宮内第十三號(二) 〇五九

○ 皇太子殿下北陸地方行啓各地ノ御旅館ニ宮内傳染病豫防令中虎列刺豫防ニ關スル規定準用 (告) 宮内第十號(九) 二六二

○ 宮内傳染病豫防令ニ依リ神戸ヲ「有病地ト」指定 (告) 宮内第十五號(二) 〇六〇

〔庫敷〕

○ 官設保税倉庫ニ設置スル貨物ノ倉敷料設定明治三十年告示第三十九號(同件) 廢止 (省) 大藏第七號(三) 二九

〔組合〕

○ 外國領海水産組合法中改正 (法) 第十七號(三) 三一

○ 産業組合法中改正 (法) 第二十七號(四) 八〇

○ 同上施行期日 (勅) 第二百一十一號(八) 三〇七

○ 耕地整理事業ノ引續及耕地整理組合ノ變更ニ關スル件 (勅) 第二百三十一號(一〇) 三四三

○ 印刷局現業員共濟組合ニ關スル件 (勅) 第二百二十二號(三) 三七

○ 印刷局現業員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方 (達) 會計検査院第一號(四) 一五八

○ 通信官署現業員共濟組合ニ關スル件 (勅) 第五百一十一號(五) 一八九

○ 同上中改正 (勅) 第二百七號(七) 二九七

○ 通信官署職員共濟組合規則 (省) 逓信第二十三號(六) 二九一

○ 同上中改正 (省) 逓信第三十三號(七) 三五二

○ 郵便貯金局及通信官署職員共濟組合規則中改正 (省) 逓信第五十二號(二) 六二二

○ 通信官署職員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方 (達) 會計検査院第二號(六) 一八〇

○ 臺灣總督府鐵道部現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅) 第四百九號(三) 六二

○ 明治三十八年勅令第二百一號(政府ニ於テ産業組合ヨリ物品ノ買入ヲ爲ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件) 中追加 (勅) 第二百十九號(九) 三五

○ 産業組合中央會ノ設立及事業ニ關スル件 (勅) 第二百十三號(八) 三〇八

○ 産業組合登記取扱手續設定従前ノ同手續廢止 (省) 司法第十七號(八) 三五七

○ 明治三十三年省令第三十號(産業組合登記簿ノ謄本、抄本手数料ノ件) 中改正 (省) 司法第十八號(八) 三七二

○ 漁業組合法規中改正 (省) 農商務第十八號(五) 二〇三

○ 水産組合法規中改正 (省) 農商務第十四號(五) 一九八

○ 産業組合法施行規則中改正 (省) 農商務第三十五號(八) 三七六

○ 茶業組合法規中改正 (省) 農商務第十六號(五) 一九九

- 特許辨理士組合規則設定特許代理業者組合規則廢止 (省)農商務第五十一號(一〇) 五九元
- 明治二十二年省令第七號(茶業組合規則施行停止及規約遵守方)改正 (省)農商務第十七號(五) 二〇二
- 明治三十四年省令第十三號(重要物產同業組合ニ關シ地方長官ニ委任事項ノ件)中改正 (省)農商務第十三號(五) 一九八
- 茶業組合規則ニ依ル中央會議議員ノ總數及其配當 (告)農商務第二百四十三號(五) 八五三
- 茶業組合規則ノ施行停止地方 (告)農商務第二百四十四號(五) 八五三
- 茶業組合規則ニ依リ指定ノ組合名 (告)農商務第二百四十二號(五) 八五二
- 學校組合令 (府)統監第七十一號(三) 三三〇
- 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則 (府)臺灣總督第三十二號(五) 八六
- [郡、市區]
 - 島嶼ヲ置ク島地指定ノ件制定明治二十九年勅令第十四號(沖繩縣郡區職員及島嶼ニ關スル件)廢止 (勅)第五十四號(三) 六五
 - 明治三十二年勅令第三百五十五號(府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ關スル件)中改正 (勅)第六十六號(四) 一三一
 - 明治三十九年勅令第三十五號(道廳府縣郡市農業工業林業水産各技師技手設置心得ノ件)中削除 (訓)農商務第十五號(五) 二〇二
- 明治二十四年勅令第八號(郡區市境界ノ變更及町村字名ノ分合改稱等アルトキ報告方)廢止 (訓)遞信第三號(一) 三〇八
- [軍醫]
 - 陸軍軍醫團規則 (達)陸達第三號(一) 三
 - 海軍少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第十三號(九) 一六三六
- [軍馬]
 - 軍馬補充部條例中改正 (勅)第三百三號(四) 一八
 - 軍馬管理規則中改正 (達)陸達第五號(一) 七
 - 軍馬管理規則中改正明治二十五年陸達第四十四號(馬體外貌名稱)廢止 (達)陸達第四十三號(八) 一八九
- [軍港]
 - 軍港要港規則中改正 (省)海軍第二號(一〇) 四〇二
- [軍樂]
 - 陸軍軍樂部士官經理部及衛生部下士進級ニ關スル件 (軍)陸軍第四號(四) 一〇
 - 陸軍戶山學校軍樂生徒召募 (告)陸軍第一號(一) 一一
 - 軍艦職員勤務令中改正 (達)海軍第五十五號(四) 一四二
 - 演習施行中ノ軍艦ハ皇禮砲及外國軍艦又ハ外國人ニ對スルモ、外禮砲答砲ヲ行ハサルコトヲ得 (達)海軍第十三號(一〇) 二〇七

- 運用術練習艦規則中改正 (達)海軍第一百十號(一〇) 二〇六
- 軍艦機關日誌丙及丁 (達)海軍第六十號(三) 二四三
- 軍艦金剛除籍 (達)海軍第九十二號(七) 一八七
- 練習驅逐艦同水雷艇、潛水艇及雜役船ノ定緊港區 (達)海軍第六十九號(四) 一五七
- 驅逐隊艇隊及驅逐艦水雷艇職員勤務令中改正 (達)海軍第四百一十一號(一) 二二三
- 舞鶴海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號大驅逐艦命名 (達)海軍第十四號(三) 一八
- 長崎三菱造船所ニ於テ製造スヘキ甲號大驅逐艦命名 (達)海軍第二百二十三號(一) 二二三
- [軍用]
 - 臨時軍用氣球研究會官制 (勅)第二百七號(七) 三〇二
 - 官用、軍用及私設電信 電話並特設電話維持規程中改正 (府)統監第五十五號(一) 三三九
 - 官用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則中改正 (府)臺灣總督第三十四號(五) 九六
- [軍部]
 - 韓國政府公布ノ軍部廢止、親衛府新設及之ニ附帶スル件譯文 (告)統監第七十一號(八) 一九八
 - 陸軍軍服服制中改正 (勅)第十四號(三) 一四
 - 同上 (勅)第四百四十號(五) 一七四
- [軍事]
 - 軍事上秘密ヲ要スル發明ノ特許ニ關スル件 (勅)第二百九十九號(一〇) 四六四
 - 軍事教育圖書經理規程設定教育圖書供給規程廢止 (達)海軍第二十九號(三) 六三
 - [軍人軍屬]
 - 韓國軍人軍屬ノ犯罪審判ニ關スル件 (勅)第二百九十二號(一〇) 四四四
 - 明治三十八年省令第一號(海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件)中改正 (省)海軍第五號(三) 六三四
 - 明治四十年陸達第二十九號(臺灣、樺太、韓國、滿洲及北清在勤ノ軍人軍屬家族携行許可ニ關スル件)中改正 (達)陸達第十三號(三) 四〇
 - 同上 (達)陸達第二十九號(四) 一三二
 - 同上 (達)陸達第四十六號(九) 一九九
 - 海軍軍人軍屬休暇規則中追加 (達)海軍第九十四號(七) 一八八
 - 同上 (達)海軍第一百一號(八) 一九七
 - 同上 (達)海軍第四百四十四號(一) 三三五
 - 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ軍人軍屬靖國神社ニ臨時合祀ニ付キ禁式執行 (告)陸軍四月二十日(四) 五六四
 - 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ陸軍軍人軍屬靖國神社ニ臨時合祀人名 (告)陸軍第七號(四) 五六四

- 明治三十七八年戰役ノタメ死歿ノ海軍軍人靖國神社
（臨時合祀人名）（告）海軍第五號（四）五七五
- 陸軍軍人軍屬及雇員傭人等毒海匪徒、番人討伐ニ從
事シ傷患疾病ノタメ死歿セル者ノ遺族ニ一時金賜與
（告）陸軍第八號（五）七七八
- 陸軍軍人軍屬鐵道乘車並物品輸送手續中改正
（告）陸軍第五號（三）三二一
- 明治三十七年告示第二十八號（海軍軍人軍屬鐵道乘
車並物品輸送手續）中改正
（告）海軍第八號（五）七七八
- 〔勳章〕
- 勳章奪奪令施行細則ニ關スル取扱規程
（達）海軍第五號（二）九
- ヤノ部
- 〔野砲〕
- 三十一年式速射野山砲砲履履歴表編纂規則並七橋米
野山砲砲履履歴表編纂規則廢止
（達）陸軍第五十八號（二）二四〇
- 野砲小銃及拳銃射擊規則中追加
（達）海軍第二百二十六號（二）二二三
- 〔雇員、傭人〕○雇員ハコノ部ニ傭人ハヨノ部ニ載ス
〔養成〕
- 第六臨時教員養成所英語科廢止家事科設置
（告）文部第四十號（二）一九三

- 明治四十二年度工業、商業、農業各教員養成所ニ募集
スヘキ生徒員數
（告）文部第四號（二）三三
- 〔役場〕
- 北海道龜田郡戸井村戶籍役場保存ノ身分登記簿等燒
失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第十九號（五）七八一
- 同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ出入寄留更ニ
届出方
（告）司法第二十號（五）七八一
- 北海道龜田郡戸井村役場火災ニ罹リタルニ付キ手
續力
（告）臺灣總督第五十三號（四）七三〇
- 北海道天鹽村並ニ幌延村外一箇村戶籍役場保存ノ身
分登記簿等燒失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第六十號（三）三三九
- 同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方
（告）司法第六十一號（三）三三九
- 北海道天鹽村戶長役場及同郡幌延村外一村戶長役
場保存書類全部燒失ニ付キ更ニ手續方
（告）臺灣總督第六十六號（二）三三六
- 兵庫縣神崎郡栗賀村戶籍役場保存ノ戶籍簿燒失
（告）司法第六十二號（三）三三九
- 新潟縣西蒲原郡燕町戶籍役場備付戶籍簿ノ一部燒失
（告）司法第四號（三）一八七
- 茨城縣鹿島郡沼前村戶籍役場備付戶籍簿ノ一部燒失
（告）司法第十一號（三）三三四
- 茨城縣新治郡新治村戶籍役場備付ノ身分登記簿燒失
（告）司法第二十六號（五）七八四

- 茨城縣新治郡新治村役場火災ニ罹リ書類燒失ニ付キ
更ニ手續方
（告）臺灣總督第六十五號（五）九一七
- 岐阜縣惠那郡東野村戶籍役場保存ノ身分登記簿等燒
失ニ付キ更ニ届出又ハ書類送付方
（告）司法第二十三號（五）七八三
- 同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ出入寄留更ニ
届出方
（告）司法第二十四號（五）七八三
- 岐阜縣惠那郡東野村役場火災ニ罹リ書類燒失ニ付キ
更ニ手續方
（告）臺灣總督第六十八號（五）九一八
- 長野縣更級郡收郷村戶籍役場備付ノ身分登記簿等燒
失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第八號（三）三三二
- 同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出及書類
送付方
（告）司法第九號（三）三三二
- 長野縣東筑摩郡波多村戶籍役場保存ノ身分登記簿等
燒失ニ付キ更ニ届出又ハ書類送付方
（告）司法第三十一號（六）九四四
- 同村役場保存ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出及書類
送付方
（告）司法第三十二號（六）九四五
- 長野縣南佐久郡南牧村戶籍役場保存ノ身分登記簿等
燒失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第三十六號（七）三三四
- 同村役場保存ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出方
（告）司法第三十七號（七）三三四
- 宮城縣志田郡高倉村戶籍役場火災ニ罹リ書類燒失
ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第一號（二）二二

- 福島縣耶麻郡磐梯村戶籍役場保存ノ身分登記簿等燒
失ニ付キ更ニ手續方
（告）司法第三十九號（七）三三六
- 同村役場保存ノ出入寄留簿燒失ニ付キ更ニ届出及書類
送付方
（告）司法第四十號（七）三三七
- 福島縣耶麻郡磐梯村役場書類燒失ニ付キ更ニ手續方
（告）臺灣總督第八十三號（六）二六九
- 巖手縣二戸郡姉帯田部組合村戶籍役場保存ノ身分登
記簿等燒失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第二十一號（五）七八二
- 同村役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ出入寄留更ニ
届出方
（告）司法第二十二號（五）七八二
- 巖手縣二戸郡沼宮内町戶籍役場火災ニ罹リ代用登記
簿ノ一部燒失
（告）司法第五十二號（〇）二八四
- 巖手縣二戸郡姉帯田部村組合役場火災ニ罹リタル
ニ付キ手續方
（告）臺灣總督第五十四號（四）七三〇
- 山形縣最上郡新庄町戶籍役場保存ノ身分登記簿等燒
失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第十六號（五）七八〇
- 同町役場備付ノ出入寄留簿燒失ニ付キ出入寄留更ニ
届出方
（告）司法第十七號（五）七八〇
- 鳥取縣日野郡石見村福成村組合戶籍役場身分登記簿
等燒失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第五號（三）一八八
- 同村組合役場出入寄留簿燒失ニ付キ出入寄留更ニ届
出方
（告）司法第六號（三）一八八
- 徳島縣美馬郡牛田村戶籍役場保存ノ身分登記簿等燒
失ニ付キ更ニ届出及書類送付方
（告）司法第四十一號（七）三三七

- 同村役場備付ノ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留簿更二届出方 (告) 司法第四十二號七(三)四八
- 佐賀縣東松浦郡濱崎村戶籍役場保存ノ身分登記簿等焼失ニ付キ更二届出又ハ書類送付方 (告) 司法第五十三號(〇)一八四三
- 同村役場保存ノ出入寄留簿焼失ニ付キ出入寄留更二届出方 (告) 司法第五十四號(〇)一八四三
- 佐賀縣東松浦郡濱崎村役場書類焼失ニ付キ更二手續方 (告) 警備總督第三百二十九號(〇)三〇四七
- 宮崎縣北諸縣郡三股村戶籍役場備付ノ明治三十九年分本籍人身分登記簿及非本籍人身分登記簿紛失 (告) 司法第五十七號(二)三〇七六
- 明治四十二年勅令第二百十七號ニ依ル區ノ名稱及其區域内ノ街庄社名並區長役場ノ位置ニ關スル件設定街庄社長設置規程廢止 (府) 警備總督第六十七號(〇)一八六
- 廢手縣廢手郡沼宮内町役場備付ノ書類焼失ニ付キ更二手續方 (告) 警備總督第一百八十八號(五)一八〇二
- 約束郵便取扱規則中改正 (府) 統監第七十號(三) 三一九
- 日本帝國遞信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政廳間小包郵便約定ヲ修正スル追加條款 (條) 第一號(一) 一
- 同上施行期日 (告) 遞信第七十六號(二) 九五
- 日本帝國遞信省及海峽殖民地郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定 (條) 第二號七 三
- 同上施行期日 (告) 遞信第七十七號(八)一五八二
- 日本帝國遞信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政廳間小包郵便約定施行細則ヲ修正スル追加條款 (告) 遞信第七十五號(二) 九四
- 日本帝國遞信省及海峽殖民地郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定ノ施行細則 (告) 遞信第六百四十四號七(二)四七
- 明治四十一年告示第三百六十號(日本遞信省並大不列顛及愛爾蘭聯合郵政廳間郵便爲營業務約定第二條第一項ニ依ル交換局指定)中改正 (告) 遞信第六百九十八號七(一)四七六
- 和蘭殖民地シヨリナメ價格表記書狀及箱物交換約定ニ加入 (告) 遞信第六十一號(一) 九〇
- 明治三十六年省令第五號(監獄醫、教師、藥劑師看守及女監取締ノ定員)中改正 (省) 司法第二號(三) 九九
- 臺灣藥劑師藥種商製藥者取締規則中改正 (府) 臺灣總督第三十一號四 六九
- 清國以外ノ醫師、藥劑師、藥種商ニシテ「モルヒネ」及其注射器ヲ清國內地ニ輸入セントストルトキ遵守スヘキ告示ノ件 (府) 關東都督第三號(三) 二四

- 明治四十二年第二回藥劑師試驗施行地及期日等 (告) 文部第九十四號六 九五八
- 明治四十三年第一回藥劑師試驗施行地及期日等 (告) 文部第三百八號(三)三九七
- 明治三十九年省令第二十一號(第三改正日本藥局方)中改正 (省) 內務第二十二號(二) 五六一
- 第三改正日本藥局方所定葡萄酒ノ判定標準及試驗方法 (省) 內務第二十三號(一) 五六四
- 臺灣藥劑師藥種商製藥者取締規則中改正 (府) 臺灣總督第三十一號四 六九
- 清國以外ノ醫師、藥劑師、藥種商ニシテ「モルヒネ」及其注射器ヲ清國內地ニ輸入セントストルトキ遵守スヘキ告示ノ件 (府) 關東都督第三號(三) 二四
- 前金拂
- 明治三十八年省令第一號(海軍軍人軍屬旅費前金渡ノ件)中改正 (省) 海軍第五號(二) 六三四
- 滿韓在勤文官加俸令中改正 (勅) 第五十二號(三) 六四
- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅) 第三百四十八號(三) 五五
- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正 (勅) 第六十八號(三) 八七
- 滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令細則中改正 (達) 陸達第二十一號四 一〇五
- 滿韓駐劄部隊下士以下並階加俸給與人員區分表 (達) 陸達第二十五號四 二六
- 明治四十年陸達第二十九號(臺灣、樺太、韓國、滿洲及北清在勤ノ軍人軍家族族族執行許可ニ關スル件)中改正 (達) 陸達第十三號(三) 四〇
- 同上 (達) 陸達第二十九號四 一三二
- 同上 (達) 陸達第四十六號九 一九九
- 臺灣、韓國及在滿洲本邦局所在地ニ於ケル外國電報ノ別使配達料設定明治三十七年告示第三百二十號(萬國電信條約附屬細則中各國隨意規定事項)廢止 (告) 遞信第六百十二號(六)二五七
- 同上追加 (告) 遞信第六百七十號(七)一四五三
- 在清國芝罘帝國郵便局ト在韓國又ハ清國滿洲帝國通信官署トノ間ニ發著ノ電報ニ關シ準用方 (省) 遞信第三十號七 三五〇
- 明治四十年告示第五百四十四號(萬國郵便條約ニ依ル通常郵便物ヲ發送スルコトヲ得ル滿洲各地名)廢止 (告) 遞信第二百二十三號(二)一七〇
- 關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル明治四十三年徵兵身體検査ニ關スル件 (府) 關東都督第十三號(三) 三三五

ケノ部

〔刑〕

○ 刑ノ執行猶豫ニ關スル取扱規程

(訓) 統監第三十一號(二) 三二七

〔刑法〕

○ 刑法施行後施行ノ命令ニ掲ケタル刑法ノ刑名ニ關スル件

(勅) 第百二十號(五) 一五二

〔刑名〕

○ 刑法施行後施行ノ命令ニ掲ケタル刑法ノ刑名ニ關スル件

(勅) 第百二十號(五) 一五二

〔刑事〕

○ 明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件)中改正

(省) 司法第八號(五) 一九二

○ 刑事判決ノ正本、謄本及抄本ノ手数料ニ關スル件

(府) 統監第三十八號(二) 二〇八

○ 韓國政府公布ノ民刑訴訟規則及刑事裁判費用規則中改正ノ件、土地家屋證明事務ニ關スル件及法部ニ關スル會計事務取扱ニ關スル件譯文

(告) 統監第百十六號(二) 三三八

○ 臺灣刑事令施行規則

(府) 臺灣總督第六十四號(一〇) 一八五

○ 阿蘇縣東港警報偵察標揭示

(告) 臺灣總督第四十一號(四) 七二七

〔警部〕

○ 統監府警視警部官等給與令

(勅) 第百四十九號(一〇) 三七八

○ 統監府警視警部ノ任用及分限ニ關スル件

(勅) 第百五十八號(一〇) 三八五

○ 區裁判所所在地在勤ノ統監府警視、警部ハ所轄地方裁判所檢察正ノ要求アルトキ其區裁判所檢察ノ職務ヲ取扱フ

(訓) 統監第二十八號(二) 三二五

〔警察〕

○ 統監府司法警察官官制

(勅) 第百四十四號(一〇) 三七二

○ 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正

(勅) 第百七十八號(一〇) 四三〇

○ 警察官及消防官制服中改正

(勅) 第百四十七號(五) 一八五

○ 臺灣總督府警察官制服中改正

(勅) 第百八十九號(一〇) 四四二

○ 印紙犯罪處罰法第五條ノ官沒ハ警察署長同分署長ヲシテ之ヲ爲サシム

(省) 內務第十三號(四) 一一四

○ 明治四十一年省令第十號(治安警察法ニ依リ戒器其他ノ物件携帶禁止地域)廢止

(省) 內務第三號(三) 五

○ 明治三十六年省令第九號(治安警察法ニ依リ戒器其他ノ物件携帶禁止)廢止

(省) 內務第六號(三) 六

○ 明治三十五年省令第十九號(治安警察法ニ依リ戒器其他ノ物件携帶禁止)廢止

(省) 內務第二十五號(三) 六二六

○ 炎暑ノ際警察巡閱ヲ行ヒ又ハ受クル者ノ服裝ハ常裝ヲ用フルコトヲ得

(訓) 內務第七號(七) 二四九

○ 都市ノ區域ニ依ラサル警察署管轄區域(熊本縣)表中追加

(告) 內務第十四號(一) 五

○ 同上(福井縣)

(告) 內務第二十七號(三) 二九七

○ 同上(秋田縣)

(告) 內務第七十號(六) 九三二

○ 同上(福岡縣)

(告) 內務第八十七號(七) 三三八

○ 同上(大阪府)

(告) 內務第八十八號(七) 三三九

○ 同上(鳥取縣)

(告) 內務第百二十三號(一〇) 一八六

○ 同上(石川縣)

(告) 內務第百三十九號(一〇) 一八〇

○ 統監府監獄官制、同司法警察官官制施行ノ際、命セラルタル看守及巡查ヲ勤者ト爲スノ件

(府) 統監第六十四號(二) 二三四

○ 在韓國本邦人ニ對スル司法警察官職務規則

(訓) 統監第八號(四) 一五九

○ 同上

(訓) 統監第三十四號(二) 三三九

○ 司法警察官外國人ニ關スル職務心得

(訓) 統監第十三號(五) 二二四

○ 同上改正

(訓) 統監第二十九號(二) 三二六

○ 韓國人ニ對スル司法警察事務取扱ニ付キ規程準用方

(訓) 統監第三十號(二) 三二七

○ 在韓國外國人民ニ對スル警察事務ニ關シ統監府及韓國政府協定

(告) 統監第三十號(四) 七二二

○ 警察官署經費渡切規則中改正

(府) 關東都督第九號(六) 一一九

○ 經費ノ渡切ヲ爲スヘキ警察官署及經費細目

(告) 關東都督第五十號(六) 二二七

○ 警察官吏派出所駐在所及出張所ノ種目中追加

(告) 關東都督第七十四號(五) 一八〇

○ 明治四十一年告示第四十七號(警務署及警務支署ノ名稱位置管轄區域)中改正

(告) 關東都督第九號(三) 三五五

○ 關東都督府警察官防水外套製式

(告) 關東都督第二十一號(四) 七三四

〔警視〕

○ 統監府警視警部官等給與令

(勅) 第百四十九號(一〇) 三七八

○ 統監府警視警部ノ任用及分限ニ關スル件

(勅) 第百五十八號(一〇) 三八五

○ 臺灣總督府警視警部官及總警視特別任用令

(勅) 第百八十七號(一〇) 四四〇

○ 警務ニ從事スル臺灣總督府警視特別任用令制定臺灣總督府警視特別任用令廢止

(勅) 第百八十六號(一〇) 四四〇

○ 區裁判所所在地在勤ノ統監府警視、警部ハ所轄地方裁判所檢察正ノ要求アルトキ其區裁判所檢察ノ職務ヲ取扱フ

(訓) 統監第二十八號(二) 三二五

〔警手〕

○ 陸軍監獄看守陸軍警手及陸軍備人被服給與規則中改正

(達) 陸達第二十三號(四) 一一四

〔警備〕

○ 聯隊區司令部警備隊司令部及警備隊區司令部位置設定明治四十年告示第二十一號(各聯隊區司令部及對

- 馬沖兩警備隊司令部位置廢止 (告)陸軍第四號(三) 一八四
- 聯隊司令部警備隊司令部及警備隊司令部位置中改正 (告)陸軍第十號(六) 九四一
- 〔挂燈〕
- 後志國小樽港假設挂燈浮標設置 (告)遞信第二百三十三號(三) 二七三
- 下関海峽早瀬瀬戸瀬ノ浦沿岸ニ挂燈浮標設置 (告)遞信第四百九十九號(五) 八八六
- 下関海峽早瀬瀬戸瀬流観測挂燈浮標及愛媛縣伊豫國來島海峽潮流観測挂燈浮標設置 (告)遞信第五百十號(五) 八九〇
- 下関海峽早瀬瀬戸北側早瀬瀬戸瀬流観測挂燈浮標流轉 (告)遞信第五百八十六號(六) 〇六三
- 下関海峽早瀬瀬戸瀬流観測挂燈浮標著色及燈色變更 (告)遞信第四百四十號(二) 二八五
- 伊豫國來島海峽潮流観測挂燈浮標設置 (告)遞信第五百二號(五) 八八八
- 香川縣讚岐國鹽飽瀬戸瓦洲及沖ノ洲兩浮標挂燈浮標ニ變更 (告)遞信第六百三十八號(七) 二四四
- 香川縣讚岐國鹽飽瀬戸瓦洲挂燈浮標點火休止 (告)遞信第九百四十五號(二) 〇九九三
- 香川縣讚岐國鹽飽瀬戸瓦洲挂燈浮標從前ノ通點火 (告)遞信第九百八十一號(二) 〇一〇〇一
- 香川縣讚岐國鹽飽瀬戸沖ノ洲挂燈浮標流轉 (告)遞信第一千三百九十八號(三) 二五二
- 神奈川縣武藏國橫濱港外鷓見沖假設挂燈浮標撤去 (告)遞信第七百五十六號(八) 一五七八
- 愛媛縣伊豫國來島海峽潮流観測挂燈浮標燈器破損ノタメ假燈點火 (告)遞信第七百五十七號(八) 一五七八
- 長崎縣下縣郡豆蔵沖大瀬上ニ挂燈立標建設等 (告)遞信第七百八十一號(八) 一五八八
- 長崎縣下縣郡豆蔵沖大瀬上豆蔵沖挂燈立標點火 (告)遞信第八百二十一號(九) 一七五〇
- 〔經理〕
- 海軍經理部條例中改正 (勅)第十六號(三) 一七七
- 旅順海軍經理部條例中改正 (勅)第十七號(三) 一七一
- 兵器經理規程中改正 (達)海軍第七十四號(五) 一六四
- 同上 (達)海軍第九十號(七) 一八七
- 艦需品經理規程中改正 (達)海軍第三十六號(三) 六九
- 同上 (達)海軍第八十九號(七) 一八六
- 同上 (達)海軍第九十七號(八) 一九六
- 同上 (達)海軍第九十三號(八) 一九七
- 同上 (達)海軍第八十八號(二) 〇二五
- 同上 (達)海軍第二百一十一號(二) 二二二
- 同上 (達)海軍第六十二號(二) 二四六
- 同上 (達)海軍第六十三號(二) 二四六
- 港灣防禦用品艦船緊留用品經理規定 (達)海軍第三十號(三) 六六
- 同上中改正 (達)海軍第八十三號(六) 一七二

- 治療品經理規程中改正 (達)海軍第六十四號(四) 一五四
- 軍事教育圖書經理規程設定教育圖書供給規程廢止 (達)海軍第二十九號(三) 六三
- 明治三十年達第百三十六號(會計規則物品會計規則中海軍經理局所掌事項ノ件)中改正 (達)海軍第三十四號(三) 六八
- 陸軍軍樂部士官經理部及衛生部下士進級ニ關スル件 (軍)陸軍第四號(四) 一〇
- 專賣局作業費豫算經理規程中改正 (訓)大藏第二十二號(七) 二五三
- 〔經營〕
- 韓國ニ於テ帝國ノ經營スル鐵道ニ對スル統監及韓國駐節軍司令官ノ權限ニ關スル件 (勅)第三百四十號(三) 五〇四
- 沖繩縣地方費ヲ以テ經營シタル國有林ニ關スル件 (勅)第三十二號(三) 四六
- 〔經費〕
- 臺灣總督府通信官署稅關支署及登記所經費渡切ニ關スル件 (勅)第六十一號(三) 七七
- 經費取扱規程中改正 (訓)大藏第三十二號(二) 三〇三
- 明治二十三年訓令第五百五號(大藏省所管經費中仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令委任シタルモノ、過誤拂ヲ爲シタルトキ取扱手續)廢止 (訓)大藏第二十七號(二) 二九〇
- 明治四十年告示第二百二十三號(通信官署ノ經費ハ渡切ヲ以テ當該局長ニ交付スル件)中改正 (告)遞信第三百五號(三) 四一〇
- 同上 (告)遞信第四百三十五號(四) 六九四
- 同上 (告)遞信第五百八號(五) 八八九
- 同上 (告)遞信第九百十三號(九) 二七八
- 明治四十年告示第七十六號(渡切ヲ以テ經費ヲ交付スル統監府通信官署)中削除 (告)統監第六十七號(八) 二五九
- 臺灣總督府經費渡切規則 (府)臺灣總督第十八號(四) 五二
- 警察官署經費渡切規則中改正 (府)關東都督第九號(六) 一二九
- 經費ノ渡切ヲ爲スヘキ警察官署及經費細目 (告)關東都督第五十號(六) 二七〇
- 明治四十年告示第六十一號(經費渡切指定ノ通信官署)中追加 (告)關東都督第三十一號(四) 七三七
- 同上 (告)關東都督第一百十一號(三) 二五二六
- 〔緊留、緊船〕
- 橫濱稅關緊留船岸壁ニ船艀ヲ緊留スル者使用料納付方設定明治三十八年大藏省告示第三百十二號(臨時稅關工事部橫濱港内埋築地岸壁ニ緊留船艀ノ緊留及緊留料準據方)廢止 (省)大藏第八號(三) 三三
- 明治四十二年省令第八號(橫濱稅關緊留船岸壁ニ船艀ヲ緊留スル者使用料納付方)中改正 (省)大藏第五十一號(二) 五九七
- 港灣防禦用品艦船緊留用品經理規定 (達)海軍第三十號(三) 六六

○同上中改正	(達)海軍第八十三號(一七二)
○韓國政府ニ於テ行ヒタル檢疫ノ證明書ヲ有スル輸入 生牛ノ緊留期間	(訓)農商務第三十二號(一七二)
○基隆港内ニ繫船浮標及繫船柱設置	(告)海軍總督第九十六號(七二四九四)
〔計量〕	
○度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル手数料徴收 ノ件	(勅)第九十四號(四) 一一三
○度量衡器及計量器比較検査規則	(省)農商務第五號(四) 一六〇
○度量衡器ノ甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ 比較検査依頼者心得設定	明治三十七年告示第九十 八號(度量衡器ノ甲種檢定請求者心得)廢止
○寶石ヲ「カラット」ノ名稱ニ依リ計量方	(告)農商務第三百三十二號(七二七三六)
○甘蔗計量用衡器取締規則	(省)農商務第五十四號(二) 六〇二
〔計算〕	
○帝國鐵道會計規則ニ依ル貸借對照損益計算ノ種目	(府)海軍總督第七十一號(二〇) 一八八
○明治四十一年訓令第九號(金庫出納事務規程及各特 別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省へ提出スヘキ 各金庫毎月出納計算書様式)中改正	(訓)大藏第十五號(四) 八九
○陸軍六週間現役ニ服スヘキ者ノ年齡計算方	(達)陸軍第三十五號(五) 一五九
○明治三十五年省令第十九號(治安警察法ニ依リ戎器 其他ノ物件携帶禁止ノ件)廢止	(省)內務第二十五號(二) 六六
○統監府監獄職員ニシテ巡警等ニ從事スル者ニ銃ヲ携 帶セシム	(府)統監第四十八號(二) 二二三
〔契約〕	
○煙草製造專賣ニ要スル諸物件ノ購入賣却等ニ關スル 隨意契約ノ件制定	明治三十八年勅令第二百八十九號 (煙草製造專賣ニ要スル諸物件ノ購入賣却等ニ 關スル隨意契約ノ件)廢止
○政府ノ所有ニ歸シタル國債賣渡ニ關スル隨意契約ノ 件	(勅)第三百二十九號(五) 一七三
○明治四十年勅令第二百二十七號(種馬牧場種馬育成 所又ハ種馬所ノ燕麥購入ニ關スル隨意契約ノ件)中 改正	(勅)第一號(一) 一
○明治三十七年勅令第十七號(廣島嶺山ニ關スル物件 隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得ルノ件)中改正	(勅)第九號(三) 八
○明治三十八年勅令第二百一號(政府ニ於テ產業組合 ヨリ物品ノ購入ヲ爲ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得 ルノ件)中追加	(勅)第二百十九號(九) 三三五
○日英博覽會ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事請負ハ隨 意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件	(勅)第九十六號(四) 一一五
○豫算外國庫ノ預擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件	(達)三月二十二日(三) 一

○同上	(豫外)三月三十日(三) 一三
○日東生命保險株式會社ニ對シ新契約締結停止	(告)農商務第十號(二) 二六
○日宗生命保險株式會社新保險契約締結停止	(告)農商務第九十四號(三) 三五七
〔鯨漁〕	
○鯨漁取締規則	(省)農商務第四十一號(二〇) 四四九
○鯨漁取締規則第九條ノ規定ニ依リ鯨漁汽船船數	(告)農商務第四百十八號(二〇) 九五五
〔形式〕	
○明治三十一年省令第十二號(收入印紙ノ形式)中改正	(省)大藏第四十號(六) 二〇八
〔結核〕	
○畜牛結核病預防法施行規則中改正	(省)農商務第十五號(五) 一九八
〔決算〕	
○明治十九年訓令第一號(神社費中神社費外ニ費十九 年度以降仕拂及決算證明方)廢止	(訓)內務第四號(三) 二九
〔血清〕	
○傳染病研究所痘苗血清類賣捌規則中改正	(省)內務第十二號(四) 一一三
〔教育〕	
○市町村立小學校教育費國庫補助法中改正	(法)第五號(三) 一〇
○市町村立小學校教育費國庫補助法第三條ノ市町村立 小學校ノ本科正教員數及市町村立小學校ノ本科正教 員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤續スル者ノ數	(省)文部第九號(三) 一〇二
○實業教育費國庫補助法施行規則中改正	(省)文部第一號(一) 二
○高等教育會議規則中改正	(勅)第二百二十二號(九) 三三七
○高等教育會議議員互選規則中改正	(省)文部第二十三號(九) 三九五
○公立中學校長ノ互選ニ係ル高等教育會議議員補缺選 舉	(告)文部第二十五十一號(九) 二六七〇
○高等教育會議議員中公立中學校長互選人名	(告)文部第二十五十二號(一〇) 二八四五
○陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育 規則制定看護卒教育規則陸軍看護學修業生教育規則 陸軍衛生部下士候補者教育規則廢止	(達)陸軍第十六號(三) 四〇
○艦隊教育規則	(達)海軍第二百二十四號(二) 二二三
○海軍艦隊將校及機關官教育規則、海軍艦隊隊下士 卒教育規則廢止	(達)海軍第二百二十五號(二) 二二三
○五等卒教育規則中追加	(達)海軍第二百七十七號(一〇) 二〇九
○軍事教育圖書經理規程設定教育圖書供給規程廢止	(達)海軍第二十九號(三) 六三
○明治三十四年達第五十四號(海軍艦隊隊下士卒教育 規則ニ依リ發射セシムヘキ發射彈數ノ件)廢止	(達)海軍第二百二十七號(二) 二二四

〔教員〕

- 市町村立小學校教員加俸令中改正 (勅)第十二號(三) 一〇
- 樺太廳立小學校教員退職料及遺族扶助取扱規程 (省)內務第四號(三) 五
- 市町村立小學校教育費國庫補助法第三條ノ市町村立小學校ノ本科正教員數及市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤続スル者ノ數 (省)文部第九號(三) 一〇二
- 教員檢定ニ關スル規程第六條第二號ニ依ル認定ニ關スル規則 (省)文部第四號(三) 一〇
- 第六臨時教員養成所英語科廢止家事科設置 (告)文部第四十號(三) 一九三
- 東京府私立共立女子職業學校教員檢定ニ關スル規程ニ依リ認定 (告)第百三十五號(四) 五九三
- 東京府私立東京鐵道女子學校同上 (告)文部第百三十六號(四)五九三
- 東京府私立東京物理學校同上 (告)文部第百四十八號(五) 七八四
- 明治三十六年告示第三十號(教員無試験檢定ニ關スル指定)中改正 (告)文部第百八號(七)一三九
- 同上 (告)文部第百七十二號(一〇)一八六〇
- 東京府私立和洋鐵道女子學校教員檢定ニ關スル規程ニ依リ認定並ニ其效力 (告)文部第百四十四號(九)一六六四
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (告)文部第五十九號(三) 三三七
- 明治四十二年度工業、商業、農業各教員養成所ニ募集スヘキ生徒員數 (告)文部第四號(二) 三三

○本年度開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第三回講習會ノ講習學科目、講習會場等 (告)文部第百四十八號(九)一六六五

○本年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第一回講習會ノ講習學科目、講習會場等 (告)文部第百四十四號(四) 五九六

○師範學校中學校高等女學校教員等第二回講習會ノ學科目、會場等 (告)文部第百八十五號(六) 九四六

○明治四十二年實業學科教員夏期講習會開設 (告)文部第百九十八號(六) 九六〇

○實業學科教員夏期講習會商業科會場變更 (告)文部第百十九號(八)一五二一

○明治四十二年工業學校徒勞學校實習教員講習會開設 (告)文部第百號(六) 九六一

○臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規程中改正 (府)臺灣總督第三十六號(五) 九八

○同上 (府)臺灣總督第八十四號(二) 二七四

〔教範〕

○海軍陸戰隊務教範 (達)海軍第百十四號(一〇) 二〇七

○海軍砲舟機灌漑教範 (達)海軍第百十一號(一〇) 二〇六

○海軍喇叭譜調教範 (達)海軍第百十九號(一〇) 二〇九

〔教導〕

○陸軍電信教導大隊ニ關スル條例廢止 (軍)陸第三號(四) 四

〔教科〕

- 明治二十六年陸軍第五十五號(擔架術教科書改正)廢止 (達)陸軍第四十四號(九) 一九九
- 小學校教科用圖書翻刻發行規則中改正 (告)文部第百十六號(四) 五九〇
- 同上 (告)文部第百二十九號(八)一五二三
- 小學校教科用圖書翻刻ニ關スル規程設定小學校教科用圖書翻刻發行規則廢止 (告)文部第百五十四號(二〇)一八四九
- 翻刻發行ヲ許可スヘキ小學校教科用圖書定價 (告)文部第百九十六號(六) 九五九
- 同上 (告)文部第百三十號(八)一五三三
- 同上 (告)文部第百八十九號(二)一〇八三
- 明治三十八年告示第九十六號(小學校教科用圖書翻刻發行許可者)中變更 (告)文部第五十三號(三) 三三六
- 〔教師、教師〕
- 明治三十六年省令第五號(監獄醫、教師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員)中改正 (省)司法第二號(三) 九九
- 〔教習〕
- 森林主事教習規則中改正 (訓)農商務第十四號(五) 二〇二
- 〔競争〕
- 鐵道院ニ於ケル鐵道、船舶、旅館、宿舍新營、修繕工事請負競争加入者資格 (省)大藏第四十四號(七) 三二五

○工事請負競争加入者資格設定明治三十三年省令第十二號(鐵道船舶及宿舍營繕工事請負競争加入者資格)廢止 (省)逓信第二十七號(七) 三三八

〔業務〕

○明治三十八年勅令第七十三號(株式會社第一銀行)韓國ニ於ケル業務ニ關スル件)廢止 (勅)第百二十二號(二) 四八八

〔劇藝〕

○明治三十三年府令第百八號(毒藥劇藥品目)改正 (告)臺灣總督第一號(三) 一一

〔消印〕

○消印ヲ押捺シタル公債證書及國庫債券ノ引換請求單據方 (省)大藏第三號(三) 二六

〔下水〕

○關東州下水規則 (府)關東都督第二號(三) 一〇

○關東州下水規則施行地域 (告)關東都督第十號(三) 二九二

○同上改正 (告)關東都督第七十五號(九)一八〇八

〔檢印〕

○砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ雜形 (告)臺灣總督第百八十五號(二)三三三〇

〔檢疫〕

○陸軍運輸部條例改正臨時陸軍似島檢疫所條例廢止 (勅)第百二號(四) 一三六

- 明治三十七年告示第十二號並同三十八年同第百八十號(檢定)官設置ノ府縣指定中廢止 (告)内務第百六十八號(二)三三五
- 臨時陸軍似島檢疫所服務規則廢止 (達)陸達第三十二號(四) 一三六
- 韓國政府ニ於テ行ヒタル檢疫ノ證明書ヲ有スル輸入生牛ノ緊留期間 (訓)農商務第三十二號(八) 二六七
- 韓國政府公布ノ輸出牛檢疫法譯文 (告)統監第六十四號(七)四八三
- 韓國政府公布ノ輸出牛檢疫法中改正ノ件譯文 (告)統監第八十一號(九)七九〇
- 大連等ニ於ケル汽車檢疫法施行廢止 (告)關東都督第八十六號(二)二〇五〇

〔檢定〕

- 度量衡器ノ營業免許及檢定ニ關スル手数料徴收ノ件 (勅)第百七十九號(七) 二七三
- 教員檢定ニ關スル規程第六條第二號ニ依ル認定ニ關スル規則 (省)文部第四號(三) 一〇
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ中學校卒業業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノノ指定 (告)文部第二百二十二號(八)一五二
- 同上 (告)文部第二百四十二號(九)一六六四
- 同上 (告)文部第二百四十三號(九)一六六四
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ高等女學校卒業業者ト同等以上ノ學力ヲ有スルモノノ指定 (告)文部第百二十號(四) 五九〇
- 同上 (告)文部第二百六十號(二)一八五八
- 專門學校入學者檢定規定ニ依リ無試験檢定ヲ受クルコトヲ得ル者ノ指定 (告)文部第二百三號(七)一三四八
- 明治三十六年告示第三十號(教員無試験檢定ニ關スル指定)中改正 (告)文部第二百八號(七)一三四九
- 同上 (告)文部第二百七十二號(二)一八六〇
- 東京府私立共立女子職業學校教員檢定ニ關スル規程ニ依リ認定 (告)文部第百三十五號(四) 五九三
- 東京府私立東京裁縫女學校教員檢定ニ關スル規程ニ依リ認定 (告)文部第百三十六號(四) 五九三
- 東京府私立東京物理學校教員檢定ニ關スル規定ニ依リ認定 (告)文部第百四十八號(五) 七八四
- 東京府私立和洋裁縫女學校教員檢定ニ關スル規程ニ依リ認定並ニ其效力 (告)文部第二百四十四號(九)一六六四
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (告)文部第五十九號(三) 三二七
- 中央度量衡器檢定所支所位置 (省)農商務第一號(四) 一五二
- 同上 (省)農商務第二十三號(六) 二二七
- 明治三十七年訓令第二號(度量衡器檢定心得)廢止 (訓)農商務第二十四號(六) 二四五
- 度量衡器ノ甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢定依頼者心得設定明治三十七年告示第九十八號(度量衡器甲種檢定請求者心得)廢止 (告)農商務第三百三十二號(七)一三七八

- 臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規程中改正 (府)臺灣總督第三十六號(五) 九八
- 同上 (府)臺灣總督第八十四號(二) 二七四

〔檢査〕

- 度量衡器又ハ計量器ノ比較檢定ニ關スル手数料徴收ノ件 (勅)第九十四號(四) 一一二
- 種牡馬檢査法施行規則中改正 (閣)第五號(六) 五
- 徵兵檢査規則改正陸軍志願兵身體檢査規則廢止 (省)陸軍第六號(三) 九五
- 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則 (省)陸軍第七號(三) 九七
- 陸軍身體檢査手續中改正 (達)陸達第十七號(三) 四八
- 馬匹調査及檢査施行規則改正 (省)陸軍第十二號(七) 三七
- 同上中改正 (省)陸軍第十五號(一〇) 四〇一
- 兵器造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第二十七號(三) 六三
- 同上 (達)海軍第七十一號(五) 一六〇
- 同上 (達)海軍第百五十七號(二) 二四二
- 艦船造修試驗檢査規則中追加 (達)海軍第八十四號(六) 一七三
- 同上 (達)海軍第九十九號(八) 一九六
- 海軍出身志願者身體檢査格例中改正 (省)海軍第一號(四) 一四一
- 商船學校入學者ノ身體檢査及學術試驗施行ニ關スル件 (省)海軍第六號(二) 六三五
- 海軍兵學校生徒志願者ニ對スル身體檢査日制 (告)海軍第九號(五) 七七九
- 海軍機關學校生徒志願者身體檢査日制 (告)海軍第六號(四) 五七六
- 海軍經理學校生徒志願者ニ對スル身體檢査日制 (告)海軍第十一號(六) 九四二
- 遠洋漁船檢査規程改正 (省)農商務第三十八號(一〇) 四〇五
- 度量衡器及計量器比較檢査規則 (省)農商務第五號(四) 一六〇
- 度量衡器ノ甲種檢定請求者及度量衡器又ハ計量器ノ比較檢定依頼者心得設定明治三十七年告示第九十八號(度量衡器ノ甲種檢定請求者心得)廢止 (告)農商務第三百三十二號(七)一三七八
- 種牡牛檢査法施行規則中改正 (告)農商務第三百三十二號(七)一三七八
- 船舶檢査法施行細則中改正 (省)農商務第二十二號(六) 二二六
- 船舶檢査規程中改正 (省)遞信第四十三號(一〇) 五〇八
- 船舶檢査規程中改正 (省)遞信第四十四號(一〇) 五〇九
- 船舶檢査手續中改正 (訓)遞信第二號(一〇) 二九九
- 船舶檢査執行地追加 (告)遞信第三十一號(二) 一八〇
- 漁船檢査規程 (省)遞信第四十二號(一〇) 五三三
- 帝國政府及英國政府附締結ノ帝國旅客汽船檢査ニ關スル件 (告)遞信第百六十二號(一)一三〇三
- 羽後國酒田ヲ船舶檢査臨時執行地トス (告)遞信第八百十四號(九)一七四八

- 遠江國警津ヲ船前検査臨時執行地トス (告) 逓信第十十三號(一〇)〇一三
- 移出米検査手数料 (告) 逓信總督第五十二號(四) 七三〇
- 明治三十七年告示第五百五號(内地移出米検査所名稱位置)中追加 (告) 逓信總督第五十五號(一)三三三
- 關東州、南滿洲及其附近ニ於ケル明治四十三年徵兵身體検査ニ關スル件 (府) 關東都督第十三號(三) 三三五
- 〔檢事〕
- 判事檢事官等俸給令中改正 (勅) 第九十號(四) 一〇六
- 判事檢事官等俸給令ニ依リ指定ノ區裁判所名 (省) 司法第九號(五) 一九三
- 判事檢事官等俸給令ニ依リ指定ノ地方裁判所支部名 (省) 司法第十一號(五) 一九四
- 判事檢事官等俸給令中改正 (省) 司法第十二號(六) 二二二
- 明治四十二年同四十二年施行ノ判事檢事官等俸給令第一回試驗及辯護士試驗ニ外國語ノ試験ヲ行ハス (省) 司法第三號(四) 一四二
- 統監府判事及統監府檢事官等俸給令 (勅) 第二百四十七號(一〇) 三七五
- 統監府裁判所判事檢事ニ高等官等俸給令第七條ノ規定ヲ適用セサル件 (勅) 第二百五十二號(一〇) 三八〇
- 統監府判事及檢事ノ任用ニ關スル件 (勅) 第二百五十五號(一〇) 三八三
- 統監府裁判所及檢事局事務章程 (府) 統監第三十三號(一) 二〇〇
- 統監府裁判所及檢事局事務章程 (訓) 統監第二十六號(二) 三三三
- 區裁判所所在地在勤ノ統監府警視、警部ハ所轄地方裁判所檢事正ノ要求アルトキ其區裁判所檢事ノ職務ヲ取扱フ (訓) 統監第二十八號(二) 三三五
- 〔憲兵〕
- 憲兵隊配置及憲兵分隊管區表中改正 (省) 陸軍第一號(一) 九
- 同上 (省) 陸軍第十六號(二) 六〇二
- 韓國駐劄憲兵隊配置及憲兵分隊管區表 (府) 統監第五十號(二) 二二四
- 韓國政府公布ノ憲兵補助員募集ニ關スル件中改正ノ件譯文 (告) 統監第七十一號(八) 一五九八
- 明治四十一年府令第七號(臺灣憲兵隊管區配置表)中改正 (府) 臺灣總督第九十號(二) 二九六
- 〔建築〕
- 明治四十年告示第十號(臨時陸軍建築部支部出張所)中追加 (告) 陸軍第九號(五) 七七八
- 臨時陸軍建築部東京支部熊谷出張所閉鎖 (告) 陸軍第十二號(一〇) 一八四三
- 臨時陸軍建築部東京支部甲府出張所閉鎖 (告) 陸軍第十三號(一〇) 一八四二
- 臨時陸軍建築部大阪支部和歌山出張所閉鎖 (告) 陸軍第十四號(一) 二〇七七

- 臨時陸軍建築部東京支部水戸出張所及同支部下志津出張所閉鎖 (告) 陸軍第十五號(一) 二〇七六
- 臨時陸軍建築部仙臺支部弘前出張所閉鎖 (告) 陸軍第十六號(二) 三三三
- 臨時陸軍建築部名古屋支部岐阜出張所及同支部津出出張所閉鎖 (告) 陸軍第十七號(二) 三三七
- 學校校舍ノ建築ハ實用ヲ主トスヘキノ件 (訓) 文部第十一號(九) 二七三
- 日英博覽會普通商品ノ出品物及自營出品ニ關スル建築裝飾材料陳列箱輸送規程 (告) 日英博覽會事務局第十五號(一〇) 〇五二
- 〔建造〕
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告) 內務第三十八號(四) 五九
- 〔建設〕
- 明治四十一年告示第二號(鐵道院建設事務所名稱位置及所管區域)中追加 (告) 鐵道院第九號(三) 二九三
- 〔現業〕
- 印刷局現業員共濟組合ニ關スル件 (勅) 第二十二號(三) 三七
- 印刷局現業員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程ヲ檢方 (達) 會計検査院第一號(四) 一五八
- 逓信官署現業員共濟組合ニ關スル件 (勅) 第五百五十一號(五) 一八九
- 明治四十二年勅令第五百五十一號(逓信官署現業員共濟組合ニ關スル件)中改正 (勅) 第二百七號(七) 二九七
- 明治三十六年勅令第四十八號(逓信現業員勸勉手当ノ件)中改正 (勅) 第九十九號(七) 二九六
- 臺灣總督府鐵道部現業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅) 第四十九號(三) 六二
- 〔現役〕
- 臨時陸軍派遺隊ニ關スル明治四十年徵集ノ現役歩兵及同上等看護卒在營期間延長 (省) 陸軍第十四號(九) 三八九
- 明治四十一年省令第十九號(歩兵第十三聯隊外六聯隊ニ關スル明治三十九年徵集現役歩兵、同看護卒在營期間延長)廢止 (省) 陸軍第三號(三) 八八
- 陸軍服役條例ニ依リ官等等級ヲ免セラレ一等級又ハ之ト同等階級ノ兵卒ト爲リ尙ホ現役ニ服セシムヘキ者取扱方設定明治三十四年陸軍第三十四號(陸軍下士上等兵看護手及樂手補ノ官職ヲ失ヒタル者現役ニ服セシムル取扱方)廢止 (達) 陸軍第五十二號(二) 二二一
- 陸軍六週間現役ニ服スヘキ者ノ年齡計算方 (達) 陸軍第三十五號(五) 一五九
- 〔現在員〕
- 明治三十六年訓令第二十一號(稅務監督局及稅務署現在員支給額報告ノ件)中削除 (訓) 大藏第三十三號(一) 三〇三
- 〔現金〕
- 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件)中改正 (勅) 第六十五號(三) 八〇

- 鐵道院出納員現金取扱規則 (省)大藏第二十號四 二二
- 同上中改正 (省)大藏第四十八號八 三五六
- 帝國鐵道會計現金受拂規則設定帝國鐵道官署現金受拂規則廢止 (省)大藏第十九號四 二二四
- 帝國鐵道會計現金受拂規則中改正 (省)大藏第四十三號七 三二五
- 帝國鐵道會計所屬雜部保管金取扱順序設定明治四十年訓令第九號(帝國鐵道官署現金出納官吏ノ雜部保管金出納手續)廢止 (訓)大藏第八號三 四七
- 郵便爲替規則勸業債券購買媒介郵便規則、郵便貯金規則、郵便爲替振替貯金規則及郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省)遞信第三十二號七 三五〇
- 通信官署出納員充用ノ件設定出納員現金取扱規程廢止 (省)遞信第九號三 一〇七
- 〔權限〕**
- 韓國ニ於テ帝國ノ經營スル鐵道ニ對スル統監及韓國駐劄軍司令官ノ權限ニ關スル件 (勅)第三百四十號(三) 五〇四
- 〔減裝藥〕**
- 射的用減裝藥規則及明治二十七年途第二十九號(四)十七密米保式重速射砲射的用減裝藥ノ件廢止 (達)海軍第八號(一) 一〇
- 〔研究〕**
- 臨時軍用氣球研究会官制 (勅)第二百七號七 三〇二
- 明治四十一年勅令第百一十一號(陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スルノ件)中改正 (勅)第十八號三 一九
- 臺灣總督府研究所官制 (勅)第四十三號三 五六
- 傳染病研究所痘苗血清類實験規則中改正 (省)內務第十二號四 一一三
- 臺灣總督府研究所分室設置 (告)臺灣總督第四十五號四 七七八
- 臺灣總督府研究所位置 (告)臺灣總督第五十九號四 七三三
- 〔懸賞〕**
- 懸賞又ハ賞錢類似其他射伴ノ方法ヲ用ヒコトヲ提供シ又ハ投票ヲ募集スルノ行爲ニシテ公安又ハ風俗ヲ害スルノ虞アリト認ムル者取締方設定明治三十三年省令第二十六號(同件)廢止 (省)內務第二十號八 三五三
- 〔縣社〕**
- 府社縣社以下神社神職任用規則中改正 (省)內務第十六號七 三一一
- 縣社以下神社神職任用規則中改正 (府)臺灣總督第七十號(一) 一八八
- 〔拳銃〕**
- 野砲小銃及拳銃射擊規則中改正 (達)海軍第六號(一) 一〇
- 同上 (達)海軍第二百六號(一) 二二三
- 〔浮標〕**
- 後志國小樽港假設掛燈浮標設置 (告)遞信第二百三十三號(三) 二七三

- 新潟縣佐渡國二見灣内大乘寺瀨浮標設置 (告)遞信第六百四號六 一〇七〇
- 神奈川縣武藏國橫濱港外鷓見沖假設掛燈浮標撤去 (告)遞信第七百五十六號八 二五七六
- 石川縣能登國七尾南灣森田ノ浮標撤去 (告)遞信第一千四百一十一號(一) 二二八六
- 石川縣能登國七尾南灣森田ノ浮標從前ノ通過置 (告)遞信第一千二百五號(一) 三三三
- 岡山縣兒島郡味野町ニ於テ同町沖合地蔵ヶ瀨ノ位置ヲ示スタメ浮標設置 (告)遞信第四百七十六號四 七二二
- 岡山縣備前國兒島郡味野沖合地蔵ヶ瀨浮標修繕中撤去 (告)遞信第八百四十一號九 二七五七
- 岡山縣備前國兒島郡味野沖合地蔵ヶ瀨浮標從前ノ通過置 (告)遞信第一千一百一十一號(一) 二二七六
- 下關海峽早瀬瀬戸ノ浦沿岸ニ掛燈浮標設置 (告)遞信第四百九十九號五 八八六
- 下關海峽早瀬瀬戸潮流觀測掛燈浮標及愛媛縣伊豫國來島海峽潮流觀測掛燈浮標設置 (告)遞信第五百十號五 八九〇
- 下關海峽早瀬瀬戸北側早瀬瀬戸潮流觀測掛燈浮標流轉 (告)遞信第五百八十六號六 一〇六三
- 下關海峽早瀬瀬戸潮流觀測掛燈浮標設置 (告)遞信第六百十號六 二二五七
- 下關海峽早瀬瀬戸潮流觀測掛燈浮標著色及燈色變更 (告)遞信第一千四百十號(一) 二二八五
- 香川縣讚岐國國體瀨戸瓦洲及沖ノ瀨兩浮標掛燈浮標ニ變更 (告)遞信第六百三十一號六 二二五七
- 同上 (告)遞信第六百三十八號七 二四三四
- 香川縣讚岐國國體瀨戸瓦洲掛燈浮標點火休止 (告)遞信第九百四十五號(一) 二九九三
- 香川縣讚岐國國體瀨戸瓦洲掛燈浮標從前ノ通過置 (告)遞信第九百八十一號(一) 三〇〇三
- 香川縣讚岐國國體瀨戸沖ノ洲掛燈浮標流轉 (告)遞信第一千三百九十八號(三) 二二五一
- 愛媛縣伊豫國來島海峽潮流觀測掛燈浮標設置 (告)遞信第五百二號五 八八八
- 愛媛縣伊豫國來島海峽潮流觀測掛燈浮標燈器破損ノタメ假燈點火 (告)遞信第七百五十七號八 二五七八
- 鹿兒島縣薩摩國鹿兒島港鹿兒島第一浮標及第二浮標塗換工事中撤去 (告)遞信第二百五十四號三 三九二
- 鹿兒島縣薩摩國鹿兒島港鹿兒島第一及第二浮標設置 (告)遞信第四百五十一號(四) 七〇二
- 鹿兒島縣薩摩國鹿兒島第一浮標及第二浮標工事中撤去 (告)遞信第一千一十一號(一) 三〇三三
- 鹿兒島縣薩摩國鹿兒島港鹿兒島第一及第二浮標從前ノ通過置 (告)遞信第一千三百七十七號(一) 二二八五
- 伊良湖水道神島ノ東北方コヅカミ懸浮標設置 (告)遞信第八十一號(一) 九九
- 伊良湖水道神島ノ東北方コヅカミ懸浮標流失 (告)遞信第二百十三號(三) 二二六四

- 基隆港内深澳區域識別用C、D浮標ノ位置及形狀變更 (省) 臺灣總督第八號(二) 一三七
- 基隆港深澳區域識別用H浮標設置 (省) 臺灣總督第九十三號(七) 一四九二
- 基隆港内ニ繫船浮標及繫船柱設置 (省) 臺灣總督第九十六號(七) 一四九四
- 基隆港内ニ設置ノインフレキシブル浮標流失 (省) 臺灣總督第三百三十號(九) 一八〇七
- 南門洲浮標設置 (省) 臺灣總督第十號(三) 二八四
- 淡水港口ニ設置ノハーパール浮標流失 (省) 臺灣總督第六十三號(五) 九一七
- 淡水港口「ハーパール」浮標設置位置ニ變更 (省) 臺灣總督第二百二十四號(五) 一八〇五
- 淡水港口ニ設置セル北門洲浮標流失 (省) 臺灣總督第七十七號(三) 二五二八
- インフレキシブル浮標設置位置ニ變更 (省) 臺灣總督第八十九號(三) 二五三三
- 〔不動産〕
- 明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正 (省) 大藏第二十二號(四) 一三三
- 〔葡萄酒〕
- 第三改正日本藥局方所定葡萄酒ノ判定標準及試驗方法 (省) 內務第二十三號(二) 一五六
- 〔振替〕
- 郵便振替貯金規則中改正 (省) 逓信第五十七號(三) 一六七五
- 郵便爲替規則勸業債券購買媒介郵便規則、郵便貯金規則、郵便振替貯金規則及郵便電信官署現金受拂規則中改正 (省) 逓信第三十二號(七) 三五〇
- 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則 (省) 逓信第十五號(四) 一六二
- 市ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ國稅金ノ受拂ヲ爲サントスル場合ノ件 (省) 大藏第二十四號(四) 一三三
- 郵便振替貯金規則 (府) 統監第六十九號(三) 三〇二
- 明治四十一年告示第千二百六號(郵便振替貯金事務ニ關シ郵便爲替貯金管理所同支所開設受ノ郵便物及書類宛名記載方)中改正 (省) 逓信第六百九十三號(七) 一四七四
- 大阪市内ニ在ル郵便局ニ於テ大阪市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲サシム (省) 逓信第五百九號(五) 八九〇
- 郵便振替貯金加入者名簿價格 (省) 逓信第七百八十九號(九) 一七三三
- 郵便振替貯金事務ニ關シ統監府通信管理局ニ差出ス郵便物ニ宛名記載方等 (省) 統監第三百二十六號(三) 一三五三
- 〔符號〕
- 種痘法ニ依リ符號記入方 (省) 司法第二十二號(三) 一六三五
- 清國內本邦郵便局所在地ニ於テ資割夕郵便切手及郵便葉書ニ符號印刷並ニ其使用方設定明治四十一年省令第八號(在清國本邦郵便局所及郵便切手資割所ニ於テ資割夕郵便切手ノ符號指定)廢止 (省) 逓信第六十一號(三) 一六七九

- 〔負擔〕
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫外) 三月二十二日(三) 一
- 同上 (豫外) 三月三十日(三) 一三
- 明治四十一年法律第三號(沖繩縣ノ負擔及國庫補助ニ關スル件)ヲ沖繩縣ニ施行スル期日 (省) 內務第八號(三) 一五
- 耕地整理法ニ依リ一定ノ期間負擔又ハ利益ヲ受クヘキ金額及砂防法ニ依リ輕減セラル、地租額算出方 (訓) 大藏第二十九號(一〇) 二九三
- 〔物件、物品〕
- 煙草製造專賣ニ要スル諸物件ノ購入資却等ニ關スル隨意契約ノ件制定明治三十八年勅令第二百八十九號(煙草製造專賣ニ要スル諸物件勞力供給ノ請負等ニ關スル隨意契約ノ件)廢止 (勅) 第三百二十九號(五) 一七三
- 日英博覽會ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事請負ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅) 第九十六號(四) 一一五
- 明治三十七年勅令第十七號(廣島嶺山ニ關スル物件隨意契約ヲ以テ賣拂フコトヲ得ルノ件)中改正 (勅) 第九號(三) 八
- 明治四十一年省令第十號(治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止地域)廢止 (省) 內務第三號(三) 五
- 明治三十五年省令第十九號(治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止ノ件)廢止 (省) 內務第二十五號(三) 六二六
- 明治三十六年省令第九號(治安警察法ニ依リ武器其他ノ物件携帶禁止)廢止 (省) 內務第六號(二) 六
- 古社寺保存法ニ依リ國費ノ資格アル物件認定 (省) 內務第百十六號(九) 一六二四
- 同上 (省) 內務第百三十八號(一〇) 一八一九
- 艦營用品中艦船供用中ニ係ル物件艦船附屬物ニ編入 (達) 海軍第九十一號(七) 一八七
- 國有林事業豫定案實行ニ要スル印刷物ノ調製職工人夫ノ雇傭工事物件ノ買入借入運搬ニ關スル規程廢止 (訓) 農商務第二十號(五) 二〇八
- 司法事務並ニ之ニ關スル文書、金錢及物件ノ引繼方 (訓) 統監第三十九號(二) 三六九
- 監獄事務並ニ之ニ關スル文書、金錢及物件其他引繼方 (訓) 統監第四十號(二) 三六九
- 明治三十八年勅令第二百一號(政府ニ於テ產業組合ヨリ物品ノ買入ヲ爲ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件)中追加 (勅) 第二百十九號(五) 三二五
- 明治三十六年達第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表)中改正 (達) 海軍第十六號(三) 一九
- 同上 (達) 海軍第三十二號(三) 六七
- 同上 (達) 海軍第四十號(三) 七三
- 同上 (達) 海軍第六十號(四) 一四四
- 同上 (達) 海軍第六十七號(二) 一五六
- 同上 (達) 海軍第七十七號(六) 一六八

○ 小林區署職員服制禮式規程中改正 (訓)農商務第二十七號(七) 二六一 ○ 明治四十年連第七十四號(三等兵曹及水兵等)服制 アルモノ、帽徽章ニ記スル名稱(中追加) (達)海軍第二十三號(三) 三六 ○ 關東都督府警察官防水外套製式 (告)關東都督府第二十一號(四) 七三四	○ 府社 無償引渡ノ府縣電話ニ依リ通話ヲ爲ス者電話料半減 ノ件(廢止) (省)逓信第十七號(四) 一六四
[府縣] ○ 明治三十二年勅令第三百十五號(府縣行政及郡行政 ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ關スル件) 中改正 (勅)第百六號(四) 一三二 ○ 沖繩縣ニ關スル府縣制特例ノ件 (勅)第二十號(三) 二〇 ○ 明治三十七年告示第十二號並同三十八年同第百八十 號(檢疫官設置ノ府縣指定)中廢止 (告)內務第百六十八號(二)三三五	○ 府社縣社以下神社神職任用規則中改正 (省)內務第十六號(七) 三二一
[扶助] ○ 樺太廳立小學校教員退隱料及遺族扶助料取扱規程 (省)內務第四號(三) 五 ○ 退隱料又ハ扶助料ヲ受クル者犯罪者クハ就職ノ場合 ニ於ケル通知方 (省)內務第五號(三) 六 ○ 新義州居留民團立新義州尋常高等小學校在外指定學 校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ認定 (告)統監第三十五號(五) 九一〇 ○ 京城居留民團立京城中學校在外指定學校職員退隱料 及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第五十一號(六) 二六二 ○ 大田日本居留民立大田尋常高等小學校在外指定學校 職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第六十二號(七) 四八三	○ 在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第六十五號(七) 四八五

○ 佐賀縣ニ於ケル巡查退隱料及遺族扶助料並巡查療治 料給助料及用祭料取扱細則 (告)逓信總督第十一號(三) 二八四	○ 分析 ○ 明治三十六年勅令第百十四號(工業試驗所ニ於テ行 フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手数料徴收ノ件)中改正 (勅)第九十五號(四) 一一三
[分院] ○ 東京第一、鴨橋、名古屋及小倉衛戍病院ニ分院設置 (達)陸軍第三十六號(五) 一五九	[焚火] ○ 焚火術獎勵ノタメ贈狀授與ノ件 (達)海軍第百二十九號(二) 二二四
[分限] ○ 恒久王妃殿下御分嬪王男子御誕生 (告)宮内第二號(三) 二九四 ○ 薨仁親王妃殿下御分嬪王女子御誕生 (告)宮内第五號(七) 二七六	○ 明治四十二年連第百二十九號(焚火術獎勵ノタメ贈 狀授與ノ件)廢止 (達)海軍第百六十七號(三) 二四六
[分課] ○ 統監府通信管理局分課規定中改正 (訓)統監第五號(四) 一五四 ○ 統監府郵便局分課規程中改正 (訓)統監第六號(四) 一五五 ○ 統監府特許局分課規程改正 (訓)統監第十九號(一〇) 三〇〇	[文官] ○ 補給在勤文官加俸令中改正 (勅)第五十二號(三) 六四 ○ 文官懲戒令中改正 (勅)第五號(三) 五 ○ 文官試驗規則中改正 (勅)第百五十五號(五) 一九二 ○ 文官高等試驗細則中改正 (閣)第二號(五) 三 ○ 在職陸軍文官ニシテ南滿洲鐵道株式會社又ハ東洋拓 殖株式會社ノ職員ト爲リタル者ハ原部隊ノ所屬トス (達)陸軍第十號(三) 三七
○ 宮内官分限令中改正 (皇)第十一號(五) 七二 ○ 統監府警視部ノ任用及分限ニ關スル件 (勅)第百五十八號(二〇) 三八五 ○ 統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用 分限及給與ニ關スル件 (勅)第百五十九號(二〇) 三八六	○ 海軍武官文官考課表規則中改正 (達)海軍第八十八號(六) 一七四 ○ 同上 (達)海軍第百四十八號(二) 三二九
[分學] ○ 明治二十二年內務省訓令第二十九號(看守及監獄備 人ノ分掌例)廢止 (訓)司法第五號(二) 三七六 ○ 統監府鐵道事務分掌規程 (訓)統監第十五號(六) 二四六	

- 市立大阪工業學校本科徵兵令並ニ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百一號(四) 五八七
 - 德島縣板野郡立實業學校徵兵令並ニ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百三十六號(九) 六六三
 - 福井縣敦賀町立商業學校同上 (告)文部第百三十七號(九) 六六三
 - 滋賀縣立水口農林學校徵兵令並ニ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百一號(三) 三九四
 - 神奈川縣立農業學校徵兵令並ニ文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百三十三號(三) 三九五
 - 栃木縣下都賀郡立栃木農學校文官任用令ニ依リ認定 (告)文部第百七十四號(一〇) 一八六
- 〔文庫〕**
- 私立十勝文庫(北海道)設置開申 (告)文部第一號(一) 三
 - 私立紀念浪江文庫(福島縣)同上 (告)文部第二號(一) 二
 - 私立津田文庫(大阪府)同上 (告)文部第十三號(一) 二四
 - 私立金澤文庫(山口縣)同上 (告)文部第三十二號(一) 一九二
 - 私立森文庫(北海道)同上 (告)文部第四十七號(三) 三三五
 - 郡立佐渡巡回文庫同上 (告)文部第百十二號(四) 五八九
 - 私立進修文庫同上 (告)文部第百五十三號(五) 七八五
 - 町立可部文庫(廣島縣)同上 (告)文部第百二十七號(七) 一三五
 - 私立厚南文庫(山口縣)同上 (告)文部第百三十二號(九) 一六六二
 - 私立敦賀文庫(福井縣)同上 (告)文部第百四十五號(九) 一六六五
 - 私立野原青年同志會附設野原文庫(山口縣)同上 (告)文部第百四十六號(九) 一六六五
 - 高島郡立藤樹文庫及同津支庫(滋賀縣)同上 (告)文部第百六十六號(一〇) 一八五九
 - 私立古谷文庫(山口縣)同上 (告)文部第百九十號(二) 三〇八三
 - 私立紀念雙岡文庫ヲ福島縣雙葉郡富岡高等小學校内ニ設置開申 (告)文部第三號(一) 三
 - 地福村立地福文庫ヲ山口縣阿武郡地福尋常高等小學校ニ附設認可 (告)文部第百四十七號(四) 五九九
 - 村立余田文庫ヲ山口縣玖珂郡余田村立余田尋常高等小學校ニ附設認可 (告)文部第百八十號(五) 七九一
 - 私立滋賀縣立八幡文庫(滋賀縣)ヲ同郡郡立ニ變更改稱認可 (告)文部第百七十號(一〇) 一八六〇
 - 私立滋賀縣立日野文庫(滋賀縣)同上 (告)文部第百七十一號(一〇) 一八六〇
- 〔文書〕**
- 明治三十年省令第十六號(地方廳ヲ經由セズ直ニ農商務大臣ニ提出スヘキ文書ノ件)中改正 (省)農商務第十一號(五) 一九七
 - 司法事務並ニ之ニ關スル文書、金錢及物件ノ引繼方 (訓)統監第三十九號(一) 三六九

- 監獄事務並ニ之ニ關スル文書、金錢及物件其他引繼方 (訓)統監第四十號(二) 三六九
- コノ部**
- 〔雇員〕**
- 陸軍軍人軍醫及雇員傭人等諸海陸軍、蕃人討伐ニ從事シ傷疾疾病ノタメ死歿セル者ノ遺族ニ一時金賜與 (告)陸軍第八號(五) 七七八
 - 雇員傭人規則中改正 (達)海軍第二十一號(三) 三五
 - 雇員傭人規則中改正 (達)海軍第四十六號(三) 八〇
 - 同上 (達)海軍第七十三號(五) 一六四
 - 同上 (達)海軍第百五十五號(一) 二二三
 - 雇員傭人給與規則中改正 (達)海軍第四十七號(三) 八一
 - 臺灣及澎湖島ニ於テ傭役スル雇員傭人給與ニ關スル件設定明治三十一年達第九十三號(同件)廢止 (達)海軍第四十八號(三) 八二
 - 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄囑託員、雇員、傭人旅費規則 (府)統監第六十三號(一) 二三四
 - 韓國人ニシテ統監府裁判所及統監府監獄ノ官吏、委任及判任待遇者、雇員及傭人タル者ノ韓國内ニ於ケル旅費ニ付キ内國旅費規則適用ノ件 (府)統監第五十二號(二) 二二九
- 〔コロラド〕**
- 北米合衆國コロラド州デンヴァー市ニ帝國名譽領事館設置 (告)外務第八號(八) 二五〇一
- 〔小荷物〕**
- 東海道線天保山驛手荷物配達及小荷物取扱開始 (告)鐵道院第八號(三) 二二九
 - 日本線松山町及田尻驛ニ於テ小荷物及速達貨物取扱開始 (告)鐵道院第十號(三) 二九三
- 〔小包〕**
- 日本帝國遞信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政廳間小包郵便約定ヲ修正スル追加條款 (條)第一號(一) 一
 - 同上施行期日 (告)遞信第七十六號(一) 九五
 - 日本帝國遞信省並大不列顛及愛爾蘭聯合王國郵政廳間小包郵便約定施行細則ヲ修正スル追加條款 (告)遞信第七十五號(一) 九四
 - 日本帝國遞信省及海峽殖民地郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定 (條)第二號(七) 三
 - 同上施行期日 (告)遞信第七十七號(八) 一五八二
 - 日本帝國遞信省及海峽殖民地郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定ノ施行細則 (告)遞信第六百四十四號(七) 一四二七
 - 日本帝國及亞米利加合衆國間小包郵便條約ノ修正條約 (條)第三號(七) 八
 - 同上施行期日 (告)遞信第六百九十六號(七) 一四七六
 - 明治三十九年省令第四十六號(本邦發關東州租借地宛、租借地發關東州宛者ヲハ租借地内發者ノ小包郵便物ニ清韓小包郵便規則第四條ノ規定ヲ適用セズ)中改正 (省)遞信第十二號(三) 一一一

○小包郵便物交換條約施行規則中改正 (告) 遞信第四百六十二號(四) 七〇五
 (告) 遞信第四百一十一號(一) 二二七
 ○同上 (告) 遞信第四百六十五號(四) 七〇五
 ○通商又ハ小包郵便ニ依リ清國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得サル物品 (告) 遞信第二百八十四號(三) 四〇三
 (告) 遞信第二百八十四號(四) 同件
 ○通商又ハ小包郵便ニ依リ清國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得サル物品名指定明治四十二年告示第二百八十四號(同件) 廢止 (告) 遞信第六百六十四號(七) 二四五〇
 ○外國宛小包郵便物ノ取戻若クハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若クハ其金額ノ低減ヲ許ス及該請求書ヲ宛テキ外國官署名設定明治四十年告示第五百七十七號(外國小包郵便物ノ取戻等ニ關スル請求書ヲ宛テキ外國官署名) 廢止 (告) 遞信第六百三十二號(七) 二四一九
 ○明治四十二年告示第六百三十二號(外國宛小包郵便物ノ取戻若クハ名宛變更又ハ代金引換ノ取消若クハ其金額ノ低減ヲ許ス及該請求書ヲ宛テキ外國官署名) 中追加 (告) 遞信第五十六號(一〇) 三〇三三
 ○小包郵便ニ依リ各國ニ輸入スルコトヲ得サル物品名指定從前ノ同規程廢止 (告) 遞信第三百四號(二) 二四六八
 ○明治三十九年告示第二百三十五號(墨西哥國宛小包郵便物指定留置局表記ノ件) 中改正 (告) 遞信第四百十號(三) 二三四
 ○同上廢止 (告) 遞信第六百三十一號(七) 二四九
 ○明治四十一年告示第二百三十九號(外國小包郵便料金表) 中改正 (告) 遞信第七十七號(一) 九五
 ○同上 (告) 遞信第三百三十七號(二) 二二三

○同上 (告) 遞信第二百八號(三) 二五九
 ○同上 (告) 遞信第二百七十四號(三) 三九八
 ○同上 (告) 遞信第四百六十五號(四) 七〇五
 ○外國小包郵便料金表設定明治四十一年告示第二百三十九號(外國宛小包郵便物ノ郵便料特殊取扱料其他各國ニ於ケル隨意規定事項) 廢止 (告) 遞信第六百三十號(七) 二三九〇
 ○同上中改正 (告) 遞信第六百四十號(七) 二四三五
 ○同上 (告) 遞信第六百九十七號(七) 二四七六
 ○同上 (告) 遞信第七百七十一號(八) 一五八二
 ○同上 (告) 遞信第八百四十六號(九) 一七五九
 ○同上 (告) 遞信第八百七十九號(九) 一七七七
 ○同上 (告) 遞信第九百四十六號(一〇) 一九九三
 ○同上 (告) 遞信第九百六十六號(一) 二一六四
 ○同上 (告) 遞信第一千二百二十三號(二) 二四三七
 ○同上 (告) 遞信第一千二百五十二號(二) 二四四一
 ○明治四十年告示第三百三十六號(露西亞宛小包郵便物包裝方法) 追加 (告) 遞信第三百五十三號(三) 四二五
 ○伊太利國メッシーヌ市及レゾジオ、デイ、カラブリア市宛小包郵便物震災救助委員宛ノ外當分發送スルヲ得 (告) 遞信第二百一十一號(一) 一一四
 ○同上 (告) 遞信第二百三十五號(三) 二七四

(小賣人)
 ○樺太ニ於ケル煙草小賣人指定 (省) 大藏第三十二號(五) 一七四
 (五等卒)
 ○五等卒教育規則中追加 (達) 海軍第百十七號(一〇) 二〇九
 (御料地)
 ○小町歩不要存御料地拂下 (告) 宮内第一號(三) 二一九
 ○御料地拂下規程ニ依リ拂下ヲ爲スヘキ小町歩不要存御料地指定 (告) 宮内第八號(七) 二二七
 (御獵場)
 ○千葉縣下習志野原、江戸川筋兩御獵場區域中創除箇所 (訓) 農商務第二十五號(七) 二五七
 ○靜岡縣田方郡上狩野村ノ内天城御獵場ニ編入 (訓) 農商務第二十六號(七) 二五九
 ○千葉縣下千葉郡豐富村、印旛郡白井村及東葛飾郡風早村ノ内習志野原御獵場ニ編入 (訓) 農商務第三十九號(二〇) 二九六
 ○明治三十六年告示第二百三十三號(御獵場ノ名稱及所在地) 中追加 (告) 農商務第四百三十六號(一〇) 二九八一
 (虎列刺)
 ○皇太子殿下北陸地方行啓各地ノ御旅館ニ宮内傳染病豫防令中虎列刺豫防ニ關スル規定準用 (告) 宮内第十號(九) 二六三
 ○宮内傳染病豫防令ニ依リ韓國ヲ虎列刺有病地ト指定 (告) 宮内第九號(九) 二六三

○宮内傳染病豫防令ノ規定ニ依リ韓國虎列刺有病地解除 (告) 宮内第十三號(一) 二〇五九
 ○清國營口牛莊地方及安東縣地方ヲ虎列刺流行地ニ指定 (告) 國務第六號(九) 二六二
 ○虎列刺流行地指定中追加 (告) 內務第百十四號(九) 二六四
 ○清國營口牛莊地方及安東縣地方ヲ虎列刺流行地ニ指定ノ件廢止 (告) 內務第百三十六號(一〇) 二八九
 ○韓國釜山ニ虎列刺發生 (告) 關東都督第六十二號(八) 二六四
 ○韓國釜山港及草梁ニ虎列刺患者發生 (告) 關東都督第六十七號(八) 二六五
 ○外國人虎列刺患者發生及死亡 (告) 關東都督第六十八號(八) 二六五
 ○福岡山口兩縣下ニ虎列刺疑似患者發生 (告) 關東都督第六十九號(八) 二六五
 ○神戸丸ニ虎列刺患者發生 (告) 關東都督第七十號(八) 二六六
 ○遼陽外三箇所ニ於テ虎列刺及同疑似患者發生及死亡 (告) 關東都督第七十一號(八) 二六六
 ○統監府ヨリ通報ノ虎列刺發生ノ件 (告) 關東都督第七十七號(九) 二八〇九
 ○營口牛莊地方及安東縣地方ヲ虎列刺流行地ト指定セラルタル件 (告) 關東都督第七十八號(九) 二八〇九
 ○明治四十二年內務省告示第七十八號(營口牛莊地方及安東縣地方ヲ虎列刺流行地ト指定) 取消 (告) 關東都督第九十號(二) 三三七

○韓國京城内ニ虎列刺病者發生 (告)關東都督第八十號(九二八)〇
○韓國仁川港ニ虎列刺病者發生 (告)關東都督第八十一號(九二八)〇
○撫順炭坑地方部所有豚虎列刺ニ罹リ斃死 (告)關東都督第九十八號(三三五)三

〔護送〕

○囚人及被告人護送規則 (府)統監第五十一號(二)二二五

〔購買〕

○郵便爲替規則、勸業債券購買媒介郵便規則、郵便貯金規則、郵便振替貯金規則及郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省)逕信第三十二號(七)三五〇

○郵便局所ニ於テ第二十九回勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逕信第九十二號(三)二五二

○郵便局所ニ於ケル第三十回勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逕信第五百五十六號(六)一〇五四

○郵便局所ニ於テ第三十一回勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逕信第八百二十號(九)七四九

○郵便局所ニ於テ第三十二回勸業債券購買媒介取扱期間 (告)逕信第八百四十四號(一)三二六九

〔購入〕

○煙草製造專賣ニ要スル諸物件ノ購入賣却等ニ關スル隨意契約ノ件制定明治三十八年勸令第二百八十九號 (煙草製造專賣ニ要スル諸物件努力供給ノ請負等ニ關スル隨意契約ノ件)廢止 (勅)第三百三十九號(五)一七三

○明治四十年勸令第二百二十七號(種馬牧場種馬育成所又ハ種馬所ノ燕麥購入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第一號(一)一

〔公報〕

○統監府公報發行 (告)統監第二十八號(四)七二〇

〔公學堂〕

○明治四十年告示第二十號(關東州公學堂ノ名稱位置)中追加 (告)關東都督第二十五號(四)七三五

〔公納〕

○韓國政府公布ノ舊白銅貨幣公納使用ニ關スル件譯文 (告)統監第四十六號(六)二六二

〔公課〕

○租稅其他ノ公課徵收ニ關スル細則中改正 (府)關東都督第四號(三)二四

〔公館〕

○在外公館費用條例中改正 (勅)第二百二十三號(九)三二九

〔公文〕

○在外公館職員定員令中改正 (勅)第二百二十七號(一〇)三三九

〔公益〕

○統監府令公文中改正 (府)統監第四號(四)二二五

○日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件 (勅)第三百十三號(四)一四二

〔公債〕

○明治三十九年勸令第二百三十五號(公債事務處理)タメ大藏省及臨時國債整理局高等官ノ中一名ヲ歐米ニ駐在セシムルノ件)中改正 (勅)第二百六十八號(一〇)四一九

○舊鐵道會社債務整理公債發行規程中改正 (省)大藏第五十六號(三)六二九

○帝國鐵道會計法第二條及第三條ノ公債募集金及借入金ハ帝國鐵道會計ノ歲入トス (省)大藏第二十五號(四)一三三

○消印ヲ押捺シタル公債證書及國庫債券ノ引換請求準據方 (省)大藏第三號(三)二六

○舊鐵道會社債務整理公債發行規程ニ依リ公債證書發行 (告)大藏第七十六號(三)三三七五

○甲武鐵道株式會社ニ交付ノ公債證書發行 (告)大藏第五十四號(四)五六一

○鐵道國有法ニ依リ日本、岩越兩鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債發行高 (告)大藏第六十五號(五)七七二

○鐵道國有法ニ依リ西成、山陽兩鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債證書發行高 (告)大藏第八十四號(六)九三六

○北海道、九州兩鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債證書發行高 (告)大藏第九十二號(七)三三二

○鐵道國有法ニ依リ北越、京都、阪鶴、總武、房總、七尾、徳島、關西、參宮九鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債證書發行 (告)大藏第一百十三號(八)一五〇五

○岩越鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逕信第四百八十二號(五)八七七

○北越鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逕信第四百九十號(五)八八四

○北海道鐵道株式會社所屬鐵道買收價額並ニ公債交付額 (告)逕信第四百九十一號(五)八八四

○阪鶴鐵道株式會社所屬鐵道及兼業資產買收價額並ニ公債交付額 (告)逕信第四百九十二號(五)八八四

○代公債證券交付 (告)大藏第八號(一)一一

○同上 (告)大藏第二十九號(三)三〇一

○同上 (告)大藏第六十九號(五)七七三

○同上 (告)大藏第七十號(五)七七四

○同上 (告)大藏第七十六號(六)一五〇七

○同上 (告)大藏第九十三號(七)一六三三

○同上 (告)大藏第一百三十三號(九)一六三四

○同上 (告)大藏第一百三十八號(九)一六三五

○同上 (告)大藏第一百四十五號(一〇)一八二四

○無記名軍事公債證書利札紛失ノモノニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル證券ノ額面金額等 (告)大藏第二十號(三)一八〇

○紛失ノ無記名整理公債證書利札ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル證券ノ額面金額種類、記號、番號及利子仕拂期等 (告)大藏第六十二號(四)五六三

○同上 (告)大藏第六十三號(四)五六三

○紛失ニ由リ代證券ヲ交付シタル無記名軍事公債證書ノ額面金額種類等 (告)大藏第六十六號(五)七七二

- 利金ヲ仕拂ヒタル公債證券ノ額面金額等 (告)大藏第七十四號五 七七五
- 同上 (告)大藏第七十五號五 七七五
- 〔公金〕
- 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則 (省)逓信第十五號四 一六二
- 大阪市内ニ在ル郵便局ニ於テ大阪市公金ニ對シ郵便振替貯金ノ特別取扱ヲ爲サシム (告)逓信第五百九號五 八九〇
- 〔公使〕
- 在智利帝國公使館開廳 (告)外務第二號三 二九四
- 〔公證〕
- 公證人法施行期日 (勅)第百八十九號七 二八七
- 公證人法ヲ樺太ニ施行スルノ件制定明治四十年勅令第九十四號(司法ニ關スル法律ヲ樺太ニ施行スルノ件)中削除 (勅)第百九十號七 二八八
- 公證人手數料規則 (勅)第百七十四號六 二六二
- 公證人懲戒委員會規則 (勅)第百七十五號六 二六八
- 公證人法施行細則 (省)司法第十四號七 三三〇
- 公證人法ニ依ル公證人ノ定員 (省)司法第十五號七 三三六
- 公證規則施行細則中改正 (府)逓信總督第五十七號八 一五四
- 公證費用規則設定明治三十六年府令第八十三號同 (府)逓信總督第五十八號八 一五七
- 同上 (達)陸軍第十五號三 四〇
- 陸軍砲兵工長候補者召募 (告)陸軍第二號三 一八四
- 〔工場〕
- 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局所屬工場及名稱位置)中改正 (告)鐵道院第七十五號(三)三三九
- 同上 (告)鐵道院第八十號(三)三四一
- 同上 (告)鐵道院第八十三號(三)三四二
- 專賣支局管轄區域專賣局ノ出張所、工場、試驗場專賣支局ノ出張所、專賣局製造所ノ支所及專賣官吏派出所名稱位置中改正 (省)大藏第三十一號五 一七三
- 同上 (省)大藏第四十六號八 三五五
- 同上 (省)大藏第四十七號八 三五五
- 工場統計報告規則 (省)農商務第五十九號(二) 六〇八
- 海軍工廠海軍造船廠下瀬火藥製造所及海軍修理工場執務時間並ニ職工服業時間規程中改正 (達)海軍第四十五號三 八〇
- 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局所屬工場名稱及位置)中削除 (告)鐵道院第九十號(一)三四三
- 〔工務〕
- 海軍工廠工務規程中改正 (達)海軍第三十五號三 六八
- 明治四十一年律令第十三號(公證規則中改正ノ件)施行期日 (府)逓信總督第五十六號(八) 一五三
- 〔候補〕
- 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則 (省)陸軍第七號(三) 九七
- 陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育規則設定陸軍衛生部下士候補者教育規則廢止 (達)陸軍第十六號(三) 四〇
- 陸軍砲兵工長候補者召募 (告)陸軍第二號(三) 一八四
- 明治四十三年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告)陸軍第十一號(一〇)一八三
- 海軍少尉候補生實務練習規則中改正 (達)海軍第六十八號(三) 二四七
- 海軍少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第十三號(九)二六三
- 海軍中少主計並ニ海軍少主計候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告)海軍第十四號(一〇)二八四
- 海軍少主計候補生採用ニ付キ出願方 (告)海軍第三號(四) 五七四
- 〔工長〕
- 陸軍縫、靴工長臨時補充規則 (達)陸軍第四十二號七 一八四
- 陸軍下士適任證書付與規則設定從前ノ同規則及陸軍工長適任證書付與規則廢止 (達)陸軍第三十號(四) 一三三

- 明治三十六年陸軍第百十六號(從前ノ特別條ヲ受クル砲兵上等工長ニ技術加俸ヲ給セス)廢止 (達)陸軍第十五號三 四〇
- 陸軍砲兵工長候補者召募 (告)陸軍第二號(三) 一八四
- 〔工場〕
- 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局所屬工場及名稱位置)中改正 (告)鐵道院第七十五號(三)三三九
- 同上 (告)鐵道院第八十號(三)三四一
- 同上 (告)鐵道院第八十三號(三)三四二
- 專賣支局管轄區域專賣局ノ出張所、工場、試驗場專賣支局ノ出張所、專賣局製造所ノ支所及專賣官吏派出所名稱位置中改正 (省)大藏第三十一號五 一七三
- 同上 (省)大藏第四十六號八 三五五
- 同上 (省)大藏第四十七號八 三五五
- 工場統計報告規則 (省)農商務第五十九號(二) 六〇八
- 海軍工廠海軍造船廠下瀬火藥製造所及海軍修理工場執務時間並ニ職工服業時間規程中改正 (達)海軍第四十五號三 八〇
- 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局所屬工場名稱及位置)中削除 (告)鐵道院第九十號(一)三四三
- 〔工務〕
- 海軍工廠工務規程中改正 (達)海軍第三十五號三 六八
- 同上 (達)海軍第百五十九號(三) 二四三
- 〔工科〕
- 旅順工科學堂官制 (勅)第百三十三號(五) 一六三
- 旅順工科學堂高等官官等俸給令 (勅)第百三十四號(五) 一六四
- 旅順工科學堂學長特別任用令 (勅)第百三十五號(五) 一六五
- 〔工業〕
- 工業試驗所官制中改正 (勅)第九十三號(四) 一一一
- 明治三十六年勅令第百十四號(工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手數料徵收ノ件)中改正 (勅)第九十五號(四) 一一三
- 臺灣工業用酒精戻稅規則ニ依ル酒精使用證明書下付ニ關スル件 (勅)第三百四十五號(三) 五〇八
- 臺灣工業用酒精戻稅規則 (律)第六號(三) 九
- 明治四十二年度工業、商業、農業各教員養成所ニ募集スヘキ生徒員數 (告)文部第四號(一) 三三
- 工業試驗所處務規程中改正 (訓)農商務第七號(四) 九七
- 明治三十九年訓令第三十五號(道廳府縣郡市農業工業林業水產各技師技手設置心得ノ件)中削除 (訓)農商務第十五號(五) 二〇二
- 埃地利國及洪牙利國政府萬國工業所有權保護同盟條約及附屬最終議定書外四條約ニ加盟 (告)農商務第十五號(一) 三九

- 塞耳比亞國ハ萬國工業所有權保護同盟條約ヲ修正セルヲラツセル條約ニ加入スヘキ旨通知 (告)農商務第四百二十一號(一〇)一九六八
- 〔工作〕
- 旅順海軍工作部處務規程改定 (達)海軍第七十二號(五) 一六四
- 〔工事〕
- 臨時臺灣工部部官制中改正 (勅)第九十八號(四) 一一六
- 臺灣總督府土木部官制制定臨時臺灣工部部官制廢止 (勅)第二百七十一號(一〇) 四三三
- 日英博覽會ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事請負ハ隨意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅)第九十六號(四) 一一五
- 砂防工事施行區域 (告)內務第六十號(五) 七七〇
- 同上 (告)內務第七十九號(六) 九三三
- 同上 (告)內務第五百一十一號(一一)二〇六五
- 河川法ニ依ル利根川改良工事施行區域 (告)內務第四十號(四) 五三七
- 橫濱稅關繫船岸壁ニ船泊ヲ聚留スル者使用料納付方設定明治三十八年大藏省告示第三百十二號(臨時稅關工事部橫濱港內埋築地岸壁ニ聚留船泊ノ繫船及繫船料進據方)廢止 (省)大藏第八號(三) 三三
- 鐵道院ニ於ケル鐵道、船舶、旅館、廳舍新營、修繕工事請負競争加入者資格 (省)大藏第四十四號(七) 三三五
- 海軍工事請負規則中改正 (告)海軍第二號(三) 一八六
- 海軍工事施行手續中改正 (達)海軍第十五號(三) 一八
- 國有林事業豫定案實行ニ要スル印刷物ノ調製職工人夫ノ雇傭工事物件ノ買入借入運搬ニ關スル規程廢止 (訓)農商務第二十號(五) 二〇八
- 工事請負競争加入者資格設定明治三十三年省令第十二號(鐵道船舶並ニ廳舍營繕工事請負競争加入者資格)廢止 (省)逓信第二十七號(七) 三四八
- 臨時臺灣工部部打狗支部位置變更 (告)臺灣總督第三十九號(四) 七二六
- 打狗港內ヲ出入又ハ運航スル船舶築港工事ノ妨害ナルトキ追越又ハ横切ヲ爲スコトヲ得ス (府)臺灣總督第四十六號(六) 二二八
- 臨時臺灣工部部ニ於テ爆發藥ヲ使用シ通航船舶ニ危險ノ虞アルトキ掲クル標旗 (告)臺灣總督第七十號(五) 九二九
- 大連水道給水工事ノ請求受理 (告)關東都督第五號(二) 二二八
- 〔工廠〕
- 海軍工廠條例中改正 (勅)第三百十八號(四) 一四八
- 同上 (勅)第三百三十一號(三) 四九七
- 海軍工廠處務細則中改正 (達)海軍第六十六號(四) 一五五
- 同上 (達)海軍第五百四十四號(一) 二二三
- 同上 (達)海軍第五百四十八號(二) 二四一
- 海軍工廠工務規程中改正 (達)海軍第三十五號(三) 六八
- 同上 (達)海軍第五百十九號(三) 二四三
- 海軍工廠海軍造船兵廠下瀬火藥製造所及海軍修理工場執務時間並ニ職工服業時間規程中改正 (達)海軍第四十五號(三) 八〇

- 舞臺海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號大驅逐艦命名 (達)海軍第十四號(三) 一八
- 〔工費〕
- 明治四十一年告示第四十三號(旅順電氣使用規則第二十二條ノ電燈取付工費當分免除)廢止 (告)關東都督第四十三號(五) 九三三
- 〔控訴〕
- 大阪控訴院及大阪地方裁判所廳舍類焼ニ付キ事務取扱廳 (告)司法第四十四號(八) 一五〇
- 大阪控訴院及大阪地方裁判所火災ニ罹リ民事、刑事ノ訴訟事件及非訟事件ニ關スル未済記録焼失ニ付キ同事件ニ關スル上告狀等更正差出方 (告)司法第五十一號(九) 一六三八
- 〔後納〕
- 新聞電報料金豫納及後納規則中追加 (省)逓信第二十一號(五) 二〇六
- 〔功勞〕
- 明治四十年、四十一年韓國暴徒鎮壓事件ニ從事シタル功勞者ニ賜與セララルヘキ一時賜金交付手續 (省)陸軍第二號(三) 八五
- 〔考課〕
- 海軍武官文官考課表規則中改正 (達)海軍第八十八號(六) 一七四
- 同上 (達)海軍第四百八十八號(二) 二二九
- 〔興業〕
- 日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件 (勅)第三百十三號(四) 一四一
- 〔講座〕
- 明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學各分科大學講座ノ種類及其數)中改正 (勅)第四百四十一號(五) 一七八
- 明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學法料大學醫科大學文科大學及理工科大學講座ノ件)中改正 (勅)第四百四十二號(五) 一七九
- 明治四十年勅令第二百四十號(東北帝國大學農科大學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅)第四百四十三號(五) 一八〇
- 〔講習〕
- 蠶業講習所官制中改正 (勅)第七十六號(三) 九三
- 水産講習所官制中改正 (勅)第七十七號(三) 九四
- 地方農事試驗場及地方農事講習所規程中創除 (省)農商務第十號(五) 一九六
- 蠶業講習所蠶種配付規則中改正 (省)農商務第十九號(五) 二〇四
- 師範學校中學校高等女學校教員等第二回講習會ノ學科目、會場等 (告)文部第八十五號(六) 九四六
- 本年度開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第三回講習會ノ講習學科目、講習會場等 (告)文部第二百四十八號(九) 一六六五

- 塞耳比亞國ハ萬國工業所有權保護同盟條約ヲ修正セ
ル「ラッセル」條約ニ加入スヘキ旨通知
(告)農商務第四百二十一號(一〇)一九六八
- 〔工作〕
- 旅順海軍工作部處務規程改定 (達)海軍第七十二號(五) 一六四
- 〔工事〕
- 臨時臺灣工事部官制中改正 (勅)第九十八號(四) 一一六
- 臺灣總督府土木部官制制定臨時臺灣工事部官制廢止
(勅)第二百七十一號(一〇) 四三三
- 日英博覽會ニ關スル物件ノ買賣貸借及工事請負ハ隨
意契約ニ依ルコトヲ得ルノ件 (勅)第九十六號(四) 一一五
- 砂防工事施行區域 (告)內務第六十號(五) 七七〇
- 同上 (告)內務第七十九號(六) 九三四
- 同上 (告)內務第五十一號(二)二〇六五
- 河川法ニ依ル利根川改良工事施行區域 (告)內務第四十號(四) 五三七
- 橫濱稅關繫船岸壁ニ船泊ヲ繫留スル者使用料納付方
設定明治三十八年大藏省告示第三百十二號(臨時稅
關工事部橫濱港內埋築地岸壁ニ繫留船泊ノ繫船及繫
船料準據方)廢止 (省)大藏第八號(三) 三三
- 鐵道院ニ於ケル鐵道、船舶、旅館、聯合新營、修繕工事
請負競争加入者資格 (省)大藏第四十四號(七) 三二五
- 海軍工事請負規則中改正 (告)海軍第二號(三) 一八六
- 海軍工事施行手續中改正 (達)海軍第十五號(三) 一八
- 國有林事業豫定案實行ニ要スル印刷物ノ調製職工人
夫ノ雇傭工事物件ノ買入借入運搬ニ關スル規程廢止
(訓)農商務第二十號(五) 二〇八
- 工事請負競争加入者資格設定明治三十三年省令第二
十二號(鐵道船舶並ニ聯合營繕工事請負競争加入者
資格)廢止 (省)逓信第二十七號(七) 三四八
- 臨時臺灣工事部打狗支部位置變更 (告)臺灣總督第三十九號(四) 七六
- 打狗港內ヲ出入又ハ運航スル船舶築港工事ノ妨害ト
ナルトキ追越又ハ橫切ヲ爲スコトヲ得ス (府)臺灣總督第四十六號(六) 二一八
- 臨時臺灣工事部ニ於テ爆發藥ヲ使用シ通航船舶ニ危
險ノ虞アルトキ掲ケル標旗 (告)臺灣總督第七十號(五) 九一九
- 大連水道給水工事ノ請求受理 (告)關東都督第五號(二) 二一八
- 〔工廠〕
- 海軍工廠條例中改正 (勅)第一百十八號(四) 一四八
- 同上 (勅)第三百三十一號(二) 四九七
- 海軍工廠處務細則中改正 (達)海軍第六十六號(四) 一五五
- 同上 (達)海軍第五百四十四號(二) 二二三
- 同上 (達)海軍第五百五十八號(二) 二四一
- 海軍工廠工務規程中改正 (達)海軍第三十五號(三) 六八
- 同上 (達)海軍第五百十九號(二) 二四三
- 海軍工廠海軍造兵廠下瀨火藥製造所及海軍修理工場
執務時間並ニ職工服業時間規程中改正 (達)海軍第四十五號(三) 八〇

- 舞鶴海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號大驅逐艦命名 (達)海軍第十四號(三) 一八
- 〔工費〕
- 明治四十一年告示第四十三號(旅順電氣使用規則第
二十二條)電燈取付工費當分免除)廢止 (告)關東都督第四十三號(五) 九三
- 〔控訴〕
- 大阪控訴院及大阪地方裁判所聯合類焼ニ付キ事務取
扱 (告)司法第四十四號(八) 一五〇
- 大阪控訴院及大阪地方裁判所火災ニ罹リ民事、刑事
ノ訴訟事件及非訟事件ニ關スル未清記録焼失ニ付キ
同事件ニ關スル上告狀等更正)差出方 (告)司法第五十一號(九)一六三八
- 〔後納〕
- 新聞電報料金豫納及後納規則中追加 (省)逓信第二十一號(五) 二〇六
- 〔功勞〕
- 明治四十年、四十一年韓國暴徒強壓事件ニ從事シタ
ル功勞者ニ賜與セラル(キ)一時賜金交付手續 (省)陸軍第二號(三) 八五
- 〔考課〕
- 海軍武官文官考課表規則中改正 (達)海軍第八十八號(六) 一七四
- 同上 (達)海軍第四百八十八號(二) 二二九
- 〔興業〕
- 日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件 (勅)第一百十三號(四) 一四一
- 〔講座〕
- 明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學各分科
大學講座ノ種類及其數)中改正 (勅)第四百一十一號(五) 一七八
- 明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學法科大
學醫科大學文科大學及理工科大學講座ノ件)中改正 (勅)第四百二十二號(五) 一七九
- 明治四十年勅令第二百四十號(東北帝國大學農科大
學ノ講座ニ關スル件)中改正 (勅)第四百十三號(五) 一八〇
- 〔講習〕
- 實業講習所官制中改正 (勅)第七十六號(三) 九三
- 水産講習所官制中改正 (勅)第七十七號(三) 九四
- 地方農事試驗場及地方農事講習所規程中削除 (省)農商務第十號(五) 一九六
- 實業講習所蠶種配付規則中改正 (省)農商務第十九號(五) 二〇四
- 師範學校中學校高等女學校教員等第二回講習會ノ學
科目會場等 (告)文部第八十五號(六) 九四六
- 本年度開設ス(キ)師範學校中學校高等女學校教員等
第三回講習會ノ講習學科目講習會場等 (告)文部第二百四十八號(六) 二六五

- 本年度ニ於テ開設スヘキ師範學校中學校高等女學校教員等第一回講習會ノ講習科目講習會場等 (告)文部第四百四十四號(四) 五九六
- 明治四十二年實業學科教員夏期講習會開設 (告)文部第四百九十八號(六) 九六〇
- 明治四十二年工業學校徒弟學校實習教員講習會開設 (告)文部第四百九十八號(六) 九六一
- 實業學科教員夏期講習會商業科會場變更 (告)文部第四百九十八號(六) 九六一
- 東京實業講習所夏秋講習部(長野縣)設置 (告)農商務第八十九號(三) 三五五
- 〔薨去〕**
- 神宮祭主大勳位邦憲王殿下薨去 (告)宮內第十七號(三)三四四
- 樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文薨去 (告)內閣第七號(二)二八三
- 〔構成〕**
- 韓國政府ニ於テ裁判所構成法裁判所構成法施行法、裁判所設置法、未開疆區裁判所事務處理ニ關スル件及法部官制廢止ノ件公布 (告)統監第四百十五號(二)三三七
- 〔國有〕**
- 臨時鐵道國有準備局官制廢止 (勅)第九百九十二號(七) 二八九
- 明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林復舊事業ニ關スル臨時職員設置)中改正 (勅)第七十三號(三) 九〇
- 國有林野產物及製品賣拂代金延納ノ件 (勅)第三百十八號(二) 四八五
- 北海道國有林野及未開地並ニ其產物賣拂代金延納ノ件 (勅)第二百十八號(九) 三二四
- 沖繩縣地方費ヲ以テ經營シタル國有林ニ關スル件 (勅)第三十二號(三) 四六
- 國有鐵道線路名稱 (告)鐵道院第五十四號(一〇)二八三
- 同上中改正 (告)鐵道院第六十號(一)二〇五六
- 同上 (告)鐵道院第六十五號(一)二〇五七
- 同上 (告)鐵道院第七十三號(一)二〇五九
- 同上 (告)鐵道院第七十四號(一)二〇五九
- 同上 (告)鐵道院第八十五號(一)三三四
- 同上 (告)鐵道院第八十八號(二)三三四
- 國有林野法施行規則中改正 (省)農商務第十二號(五) 一九七
- 同上 (省)農商務第五十三號(一〇) 五三三
- 國有林野、產物及製品賣拂代金 延納規則廢止 (告)農商務第五十五號(一) 六〇二
- 國有林野產物製品賣拂規則中改正 (省)農商務第二十號(五) 二〇四
- 不要存置國有林野賣拂規則中追加 (省)農商務第五十八號(二) 六〇七
- 鐵道國有法ニ依リ日本、岩越兩鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債發行高 (告)大藏第六十五號(五) 七二二

- 鐵道國有法ニ依リ西成、山陽兩鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債發行高 (告)大藏第八十四號(六) 九三六
- 鐵道國有法ニ依リ北越、京都、阪神、總武、房總、七尾、德島、關西、釜宮九鐵道株式會社ニ交付スヘキ公債發行高 (告)大藏第九十三號(八)二五〇五
- 國有林野部分林規則、社寺保管林規則、國有林野委託規則及國有林野法施行規則ニ依ル事務取扱手續中改正 (訓)農商務第十七號(五) 二〇三
- 同上 (訓)農商務第四十四號(三) 三七六
- 國有林事業豫定案規程中改正 (訓)農商務第二號(二) 五
- 國有林野耕地整理地區編入手續 (訓)農商務第四號(三) 一〇
- 國有林野耕地整理施行地區編入手續 (訓)農商務第三十七號(二〇) 二九七
- 國有林事業豫定案實行ニ要スル印刷物ノ調製職工人夫ノ雇傭工事物件ノ買入借入運搬ニ關スル規程廢止 (訓)農商務第二十號(五) 二〇八
- 韓國政府ハ咸鏡南道利源郡南面松嶺里所在國有森林ヲ保安林ニ編入 (告)統監第四百十號(二)三三五
- 韓國政府公布ノ國有土石採取規則中改正ニ關スル件 (告)統監第二十四號(三) 五二二
- 〔國寶〕**
- 古社寺保存法ニ依リ國寶指定 (告)內務第三十九號(四) 五三〇
- 古社寺保存法ニ依リ國寶ノ資格アル物件認定 (告)內務第十六號(九) 二六四
- 同上 (告)內務第三十八號(一〇) 二八九
- 指定國寶所有寺院改稱 (告)內務第四百十號(一〇) 二八〇
- 國寶絹本着色阿彌陀如來像一幅ノ所有者變更 (告)內務第三十七號(四) 五二八
- 國寶水遣釋迦如來坐像一軀所有者變更 (告)內務第六十九號(二)三三五
- 〔國道〕**
- 國道第五十六號ヲ定ム (告)內務第三十三號(三) 二九九
- 國道表第五十七號路線 (告)內務第五十三號(五) 七六三
- 〔國庫〕**○國庫債券ハサノ部債券ノ項ニ屬ス
- 市町村立小學校教育費國庫補助法中改正 (法)第五號(三) 一〇
- 感化法第十一條ノ二ニ依ル國庫補助ノ件 (勅)第十九號(三) 一九
- 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件 (豫外)三月二十二日(三) 一
- 同上 (豫外)三月三十日(三) 一三
- 明治四十一年法律第三號(沖繩縣ノ負擔及國庫補助ニ關スル件)ヲ沖繩縣ニ施行スル期日 (省)內務第八號(三) 二五
- 明治四十年年度罹災救助金國庫補助額 (告)大藏第十六號(二) 一七九

○ 實業教育費國庫補助法施行規則中改正 (省)文部第一號(二) 二	○ 明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理ノタメ大藏省及臨時國債整理局高等官ノ中一名ヲ歐米ニ駐在セシムルノ件)中改正 (勅)第二百六十八號(二) 四一九
○ 市町村立小學校教育費國庫補助法第三條ノ市町村立小學校ノ本科正教員數及市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤続スル者ノ數 (省)文部第九號(三) 一〇二	○ 政府ノ所有ニ歸シタル國債買渡ニ關スル隨意契約ノ件 (勅)第二百二十六號(二) 三三九
○ 明治三十九年告示第九十九號(韓國國庫金ノ出納ヲ取扱フ統監府通信官署及其出納受持區域)廢止 (告)統監第四百二十二號(三)五三三	○ 國債規則中改正 (省)大藏第十五號(三) 五六
○ 明治四十一年府令第六十三號(官廳又ハ國庫金若クハ地方税金ヲ取扱フ銀行業者對海島内ニ於テ電信爲替ニ依リ高額ノ金員送付方)中改正 (府)臺灣總督第三百三號(二) 三三五	○ 明治三十八年省令第七號(元金及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ歲入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件)中改正 (省)大藏第一號(三) 七
[國債]	○ 國債證券買入銷却 (告)大藏第五百十號(二)一八二六
○ 國債ノ利子所得稅免除ニ關スル件 (法)第七號(三) 一四	○ 同上 (告)大藏第七十三號(二)三三七
○ 登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件 (法)第八號(三) 一四	○ 明治三十九年告示第七百三十一號(國債登錄簿樣式)中改正 (告)大藏第四十八號(三) 五〇九
○ 政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件 (法)第九號(三) 一五	○ 同上 (告)大藏第八十六號(六) 九三六
○ 大藏省官制中改正臨時國債整理局官制廢止 (勅)第二百六十一號(二) 三八八	○ 明治三十九年告示第七百三十七號(乙種國債登錄簿ヲ備フル取扱店)中改正 (告)大藏第七十七號(五) 七七六
○ 臨時國債整理局ニ臨時職員増置 (勅)第二百六號(七) 三〇三	○ 同上 (告)大藏第九十八號(六) 九四一
○ 明治四十二年勅令第二百六號(臨時國債整理局ニ臨時職員増置ノ件)中改正 (勅)第二百六十七號(二) 四一九	○ 國債事務取扱店ノ内金澤代理店及所屬各派出所廢止 (告)大藏第三十一號(三) 三〇一
○ 臨時國債整理委員會規則中改正 (勅)第三百二十號(二) 四八七	○ 國債事務取扱店中派出所變更 (告)大藏第四十三號(三) 三〇五
	○ 明治三十九年告示第七百三十六號(國債事務取扱店位置及名稱)中改正 (告)大藏第九十七號(六) 九四〇

○ 同上 (告)大藏第九十九號(六) 九四一	○ 同上 (告)大藏第九十一號(六) 九三八
○ 同上 (告)大藏第一百八號(八)一五〇七	○ 同上 (告)大藏第三百二十二號(九)一六三三
○ 同上 (告)大藏第一百六十五號(二)三〇七七	○ 同上 (告)大藏第四百二十二號(二)一八二二
○ 利札紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券 (告)大藏第四百十號(七)一六三六	○ 同上 (告)大藏第七十九號(二)三三七六
○ 紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券利札 (告)大藏第六十二號(二)三〇七六	○ 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券利札 (告)大藏第十九號(三) 一八〇
○ 利札紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券 (告)大藏第七十八號(二)三三七六	○ 同上 (告)大藏第六十號(四) 五六一
○ 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告)大藏第三號(二) 八	○ 同上 (告)大藏第七十二號(五) 七七四
○ 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券 (告)大藏第十二號(三) 一七七	○ 同上 (告)大藏第九十六號(六) 九三九
○ 同上 (告)大藏第二十一號(三) 一八〇	○ 同上 (告)大藏第四百四號(七)一三四三
○ 同上 (告)大藏第三十七號(三) 三〇三	○ 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利札 (告)大藏第四號(二) 九
○ 同上 (告)大藏第四十七號(三) 三〇九	○ 同上 (告)大藏第二十二號(三) 一八二
○ 同上 (告)大藏第七十九號(五) 七六六	○ 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利賦札 (告)大藏第六十一號(四) 五六一
	○ 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券利札 (告)大藏第七十三號(五) 七七五
	○ 同上 (告)大藏第八十八號(六) 九三六

- 同上 (告)大藏第百二十二號(八)一五〇八
- 同上 (告)大藏第百三十一號(九)一六三三
- 同上 (告)大藏第百三十九號(九)一六三六
- 同上 (告)大藏第百六十一號(一二)一〇七五
- 紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券ノ利札 (告)大藏第百八十九號(六)九三七
- 同上 (告)大藏第百二十三號(八)一五〇九
- 郵便切手類及收入印紙賣捌規則暨明治四十年府令第十七號(統監府郵便所又ハ郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ノ捌引歩合)及同年同第三十九號(國際返信切手券賣捌及引換方)廢止 (府)統監第十號(五)八一
- 〔國際〕
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則及國際料金表改正 (告)遞信第六百六號(六)一〇七〇
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則中改正 (告)遞信第七百四十三號(八)一五七四
- 同上 (告)遞信第九百四十一號(〇)一九九二
- 同上 (告)遞信第千百十號(一二)二二七六
- 國際無線電信條約ニ署名シタル諸外國中批准シタル國名 (告)遞信第百八十八號(三)二五〇〇
- 澳地利 洪島利兩國ニ於テ國際無線電信條約批准 (告)遞信第百二十六號(三)二六四
- 葡萄牙 國際無線電信條約批准 (告)遞信第四百三十六號(四)六九七
- 土耳其 國際無線電信條約批准 (告)遞信第七百九號(七)二四八〇
- 本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名表中追加 (告)遞信第三十號(二)八〇
- 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ト國際返信切手券ヲ交換スル國名表)中改正 (告)遞信第六百十九號(七)二三八五
- 同上 (告)遞信第九百五號(九)二七六六
- 〔國稅〕
- ソノ部租稅ノ項ニ關ス (告)遞信第九百五號(九)二七六六
- 〔國葬〕
- 故樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文國葬ノ件 (勅)第三百十四號(〇)四八二
- 〔古社寺〕
- 古社寺保存會規則中改正 (勅)第百五十七號(六)一九五
- 古社寺保存法ニ依リ國寶指定 (告)內務第三十九號(四)五三〇

- 古社寺保存法ニ依リ國寶ノ資格アル物件認定 (告)內務第百十六號(九)一六二四
- 同上 (告)內務第百三十八號(〇)一八九
- 古社寺保存法ニ依リ特別保護建造物指定 (告)內務第三十八號(四)五二九
- 〔顧問官〕
- 明治二十四年勅令第九十六號(樞密院議長副議長顧問官並ニ書記官長書記官年俸)中改正 (勅)第百八十六號(七)二八五
- 〔戶稅〕
- 韓國政府公布ノ地稅及戶稅ノ納期ニ關スル件譯文 (告)統監第十六號(三)四六九
- [戶籍] ○ 戶籍役場ハヤノ部役場ノ項ニ關ス (勅)統監第十六號(三)四六九
- 明治三十八年訓令第二號(海軍下士卒ニシテ免官免役後原籍變更等ノ者在籍鎮守府ニ通知ノ件)廢止 (副)海軍第一號(一)三〇六
- 〔互選〕
- 華族懲戒委員互選規程中改正 (省)宮內第一號(三)一七
- 高等教育會議議員互選規則中改正 (省)文部第二十三號(九)三九五
- 公立中學校長ノ互選ニ係ル高等教育會議議員補缺選舉 (告)文部第二百五十一號(九)一六七〇
- 高等教育會議議員中公立中學校長互選人名 (告)文部第二百五十二號(〇)八四九
- 〔婚禮〕
- 成久王殿下房子內親王殿下ト御婚禮濟 (告)宮內第四號(四)五八
- 〔營林〕
- 統監府營林廠木材及製品賣捌代金延納ニ關スル件 (勅)第百五十五號(七)三〇一
- 明治四十二年勅令第二百五號ニ依リ統監府營林廠ノ木材又ハ製品ノ賣捌代金延納ノ擔保トシテ提供スル有價證券ノ種類 (府)統監第二十七號(一〇)一八四
- 統監府營林廠聯合移轉 (告)統監第百九號(一二)三三五
- 〔營業〕
- 鐵道運輸營業ノ開始及廢止ハテノ部職 (勅)第百三十四號(一〇)三五三
- 營業稅法施行規則中改正 (勅)第百三十四號(一〇)三五三
- 度量衡器ノ營業免許及檢定ニ關スル手数料徵收ノ件 (勅)第百七十九號(七)二七三
- 大阪市內營業所ニ於テ迅速便取扱貨物受托事務ヲ取扱フ (告)鐵道院第四號(一)一
- 西部鐵道管理局內湊町、廣島及下關各營業事務所廢止 (告)鐵道院第五號(二)一
- 東部鐵道管理局內福島、仙臺、青森、秋田、兩國各營業事務所廢止 (告)鐵道院第二號(二)一
- 市内營業所設置 (告)鐵道院第一號(二)一
- 供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (告)司法第三十四號(六)九四六

- 同上 (告) 司法第四十七號(八)二五二
- 同上 (告) 司法第五十九號(二)二〇八〇
- 指定倉庫營業者死亡 (告) 司法第二十八號(六)九四四
- 度量衡器ノ製作、修繕又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關スル手數料 (省) 農商務第三十一號(七)三三三
- 明治製糖株式會社鐵道線路嘉義頭間ニ運輸營業開始許可 (告) 臺灣總督第四百四十四號(一)三三〇
- 〔營繕〕
- 陸軍營繕費補充資金特別會計法施行期日 (勅) 第二十九號(三)四四
- 陸軍營繕費補充資金ノ收入支出ニ關スル件 (勅) 第三十號(三)四四
- 陸軍營繕費補充資金特別會計ノタメニスル陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ關スル件 (勅) 第七十號(三)八八
- 陸軍營繕費補充資金特別會計施行規則 (達) 陸軍第二十八號(四)二二四
- 〔衛戍〕
- 衛戍病院看護卒派遣規則 (達) 陸軍第四十一號(七)一八一
- 明治四十一年陸軍第二十五號(衛戍地名ト異ナル陸軍常備隊所在地名表) 中改正 (達) 陸軍第九號(三)一七
- 仙臺外十三衛戍監獄ニ於ケル在監者移送方設定明治三十六年陸軍第五十六號(仙臺外七衛戍監獄ニ於ケル囚徒移送方) 廢止 (達) 陸軍第二十四號(四)二二五
- 東京第一、豐橋、名古屋及小倉衛戍病院ニ分院設置 (達) 陸軍第三十六號(五)一五九
- 〔衛生〕
- 陸軍軍樂部士官經理部及衛生部下士進級ニ關スル件 (軍) 陸軍第四號(四)一〇
- 衛生材料取扱規則改正 (達) 陸軍第五十六號(三)二三五
- 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則 (達) 陸軍第十二號(三)三七
- 陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育規則設定陸軍衛生部下士候補者教育規則廢止 (達) 陸軍第十六號(三)四〇
- 〔繪葉書〕(〇)ハノ部葉書ノ項ニ關ス
- 〔幼稚園〕
- 市町村立幼稚園長及保姆ノ待遇ニ關スル件 (勅) 第三百三十五號(三)五〇〇
- 〔要港〕
- 要港部條例中改正 (軍) 海軍第一號(四)四
- 同上 (軍) 海軍第六號(二)二二
- 軍港要港規則中改正 (省) 海軍第二號(一〇)四〇
- 要港部處務規程中改正 (達) 海軍第五十三號(四)一四〇
- 同上 (達) 海軍第三十八號(二)三三
- 〔燕麥〕
- 明治四十年勅令第二百二十七號(種馬牧場、種馬育成所又ハ種馬所ノ燕麥購入ニ關スル隨意契約ノ件) 中改正 (勅) 第一號(二)一

- 〔延長、延納〕
- 特許權ノ存續期間延長ニ關スル件 (勅) 第二百九十八號(一〇)四六二
- 明治四十年勅令第六十五號(輸出製造煙草買受代金延納ニ關スル件) 中改正 (勅) 第二百四號(七)三〇一
- 國有林野產物及製品賣拂代金延納ノ件 (勅) 第三百十八號(二)四八五
- 北海道國有林野及未開地竝ニ其產物賣拂代金延納ノ件 (勅) 第二百十八號(九)三三四
- 統監府營林廠木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件 (勅) 第二百五號(七)三〇一
- 國有林野、產物及製品賣拂代金延納規則設定國有林野及產物賣拂代金延納規則廢止 (省) 農商務第五十五號(二)六〇二
- 〔鹽務〕
- 鹽務統計彙帳調製規程中削除及明治三十九年勅令第四十八號(鹽務統計彙帳廢止) 廢止 (訓) 大藏第三號(三)二五
- 權限統計彙帳調製規程及鹽務統計彙帳調製規程廢止 (訓) 大藏第十九號(六)二二七
- 〔遠洋〕
- 遠洋航路補助法制定航海獎勵法廢止 (法) 第十五號(三)二四
- 遠洋航路補助法施行細則 (省) 遞信第五十六號(二)六五九
- 遠洋漁業獎勵法中改正 (法) 第三十七號(四)二四
- 遠洋漁業獎勵法施行細則改正 (省) 農商務第二十九號(六)二七五
- 遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ハキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限及漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件制定明治三十八年勅令第十四號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ハキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數ノ制限及漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件) 廢止 (勅) 第七十三號(六)二六〇
- 遠洋漁業練習生規程中改正 (省) 農商務第三十八號(二〇)四〇五
- 遠洋航路補助法施行細則ニ依ル歐洲、北米及南米ノ各航路ニ於ケル補助航海開始期日 (告) 遞信第千二百八號(三)四三三
- 〔演習〕
- 特別大演習御施行ニ付キ栃木縣下(行幸) (告) 宮内第十一號(一)二〇九九
- 明治三十年陸軍第三十六號(勸務演習ニ召集ノ者外泊許可ノ件) 廢止 (達) 陸軍第五十一號(一〇)二〇五
- 明治四十一年陸軍第二十八號(四季及小演習用消耗兵器年額表) 中改正 (達) 海軍第七十六號(五)一六五
- 同上 (達) 海軍第百號(八)一九六
- 演習施行中ノ軍艦ハ皇禮砲及外國軍艦又ハ外國人ニ

對スルモノ、外禮砲答砲ヲ行ハサルコトヲ得 (達)海軍第百十三號(一〇)二〇七

テノ部

(定員)

- 明治四十一年勅令第二百九十七號(鐵道院職員定員)中改正 (勅)第百八十號七 二七九
- 同上 (勅)第百三十七號(二)五〇一
- 在外公館職員定員令中改正 (勅)第百二十七號(一〇)三三九
- 裁判所書記長書記定員及俸給令中改正 (勅)第九十一號四 一〇九
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第八十八號(四)一〇四
- 明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員)中改正 (勅)第百七十七號(六)二七一
- 郵便貯金局及通信官署定員設定明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員)廢止 (勅)第百九十七號七 二九四
- 理事廳職員定員令中改正 (勅)第百四十五號(一〇)三七三
- 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正 (勅)第百八十四號(一〇)四三八
- 選洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制

限竝ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件制定明治三十八年勅令第百十四號(選洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獲ノ種類、船舶ノ噸數ノ制限竝ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件)廢止 (勅)第百七十三號(六)二六〇

○公證人法ニ依ル公證人ノ定員 (省)司法第十五號七 三三六

○明治三十六年省令第五號(監獄醫、教師、藥劑師、看守及女監取締ノ定員)中改正 (省)司法第二號(三)九

○海軍下士卒定員補充交代規則設定從前ノ同規則及明治三十六年海軍第三〇二一號廢止 (達)海軍第二十四號(三)五〇

○明治四十一年府令第九號(理事廳看守定員)中改正 (府)統監第十四號(六)一一五

○奏任及判任待遇統監府監獄職員ノ定員ニ關スル件 (府)統監第四十五號(二)二二二

○明治三十二年告示第九十一號(銃砲商火藥商定員)中改正 (告)內務第四十七號(四)五五九

○明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第二百二十四號(一〇)三三五

○關稅法關稅定率法及噸稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅)第二十三號(三)三七

○第四十三回關稅免許試驗竝ニ第三十三回蹄鐵工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第一號(一)二五

○海軍武官待命休職停職者心得中改正 (達)海軍第百四十七號(二)二三八

○帝室林野管理局官制中改正 (皇)第七號(五)六六

○帝室博物館官制中改正 (皇)第八號(五)六七

○帝室林野管理局支廳職制中改正 (省)宮內第二號(五)一六七

○明治四十年告示第九號(帝室林野管理局支廳出張所ノ名稱位置及管轄區域)中改正 (告)宮內第十六號(一)三〇六

○遞信省官制中改正 (勅)第百七十六號(六)二七〇

○日本帝國遞信省竝大不列顛及愛蘭聯合王國郵政廳間小包郵便約定ヲ修正スル追加條款 (條)第一號(一)一

○日本帝國遞信省竝大不列顛及愛蘭聯合王國郵政廳間小包郵便約定施行細則ヲ修正スル追加條款 (告)遞信第七十五號(二)九四

○日本帝國遞信省竝大不列顛及愛蘭聯合王國郵政廳間小包郵便約定ヲ修正スル追加條款施行期日 (告)遞信第七十六號(二)九五

(定緊港)

- 明治三十五年達第七十九號(定緊港ノ境域)改正 (達)海軍第十七號(二)一九
- 定緊港ノ境域中改正 (達)海軍第六十八號(四)一五七
- 練習驅逐艦同水雷艇潛水艇及雜役船ノ定緊港區域 (達)海軍第六十九號(四)一五七

(定數)

- 明治三十二年省令第十三號(所得稅法施行規則第五條ノ調査委員定數)中改正 (省)大藏第三十號(四)一四〇
- 所得稅法施行規則ニ依ル所得調査委員ノ定數 (省)大藏第五十四號(二)五九九
- 明治三十年陸軍第九十七號(裝蹄及別毛器械定數表)中改正 (達)陸軍第四十七號(九)一九九
- 明治三十六年達第九十號(海軍各附屬雜役船ノ種類及定數表)廢止 (達)海軍第百三十二號(二)二二六
- 軌道ノ抵當ニ關スル件 (法)第二十八號(四)八八
- 同上施行期日 (勅)第百九十一號(七)二八八
- 軌道抵當取扱規則 (閣)第六號(七)一三三
- 陸軍下士適任證書付與規則設定從前ノ同規則及蹄鐵工長適任證書付與規則廢止 (達)陸軍第三十號(四)一三三
- 蹄鐵工假免許手續中改正 (訓)農商務第三十一號(八)二六六

○ 遞信省外國留學生規程中改正 (勅)第二百二十八號(一〇) 三四〇	○ 日本帝國遞信省及海峽殖民地郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定 (條)第二號(七) 三	○ 日本帝國遞信省及海峽殖民地郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定ノ施行細則 (告)遞信第六百四十四號(七)四二七	○ 日本帝國遞信省及海峽殖民地郵政廳間ニ締結セル小包郵便物交換ニ關スル約定施行期日 (告)遞信第七百七十號(八)一五八二	○ 明治四十一年告示第千三百六十號(日本遞信省發大不列顛及愛爾蘭聯合郵政廳間郵便爲替業務約定第二條第一項ニ依ル交換局指定)中改正 (告)遞信第六百九十八號(七)四七六	○ 遞信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省)遞信第六十五號(二) 六八四	○ 電信法第二條第三號ノ電話ヲ施設スル公署其電話線ヲ遞信省ニ無償引渡シタル場合準用方 (省)遞信第二十五號(六) 三〇三	○ 官廳用電信電話規程第一條ノ電話ヲ施設スル地方廳電話線ヲ遞信省ニ無償引渡シタル場合ニ於テ適用スル事項設定明治四十年省令第四十一號(遞信省ニ無償引渡ノ府縣電話ニ依リ通話ヲ爲ス者電話料半減ノ件)廢止 (省)遞信第十七號(四) 一六四	○ 帝國鐵道會計法 (法)第六號(三) 一一	○ 鐵道院官制中改正統監府鐵道廳官制廢止 (勅)第三百三十六號(二) 五〇〇	○ 臨時鐵道國有準備局官制廢止 (勅)第九十二號(七) 二八九	○ 統監府鐵道廳官制制定統監府鐵道管理局官制廢止 (勅)第六十號(六) 一九七	○ 臺灣總督府鐵道部官制中改正 (勅)第二百二十八號(五) 一五八	○ 同上 (勅)第二百七十二號(一〇) 四二五	○ 明治四十一年勅令第二百九十七號(鐵道院職員定員)中改正 (勅)第八十號(七) 二七九	○ 同上 (勅)第三百三十七號(二) 五〇一	○ 鐵道院職員特別任用令中改正 (勅)第三百十九號(三) 五二	○ 同上 (勅)第三百三十八號(二) 五〇三	○ 統監府鐵道廳職員特別任用令 (勅)第六十二號(六) 二〇〇	○ 統監府鐵道廳職員官等給與令 (勅)第六十一號(三) 二〇〇	○ 明治三十一年勅令第三百十七號(通信手鐵道書記補航路標識看守俸給及三等郵便局長手當ノ件)ヲ樺太廳特定郵便局長ニ準用ノ件 (勅)第四百十九號(五) 一八七	○ 鐵道院職員服制 (勅)第三百四十六號(二) 五〇八	○ 統監府鐵道廳職員ニシテ鐵道院職員ト爲リタル者ノ制服ニ關スル件 (勅)第三百四十二號(二) 五〇五	○ 鐵道院職員服制別表備考第一號及第四號ニ依ル地方指定 (閣)第七號(二) 一七
---------------------------------------	--	--	---	--	--	---	--	---------------------------	---	------------------------------------	--	--------------------------------------	----------------------------	---	---------------------------	------------------------------------	---------------------------	------------------------------------	------------------------------------	--	--------------------------------	---	---

○ 鐵道院職員服裝規則 (訓)內閣第二號(二) 三七二	○ 帝國鐵道會計規則制定帝國鐵道及同用品資金會計規則廢止 (勅)第五十五號(三) 六七	○ 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件)中改正 (勅)第六十五號(三) 八〇	○ 明治四十年勅令第二百二十七號ヲ鐵道院韓國鐵道管理局所屬ノ者ニ適用セサル件 (勅)第三百四十三號(二) 五〇六	○ 韓國ニ於テ帝國ノ經營スル鐵道ニ對スル統監及韓國駐劄軍司令官ノ權限ニ關スル件 (勅)第三百四十號(二) 五〇四	○ 鐵道院外國留學生ニ關スル件 (勅)第二百二十九號(一〇) 三四一	○ 臺灣總督府鐵道部親業員ノ共濟組合ニ關スル件 (勅)第四十九號(三) 六二	○ 火藥類鐵道運送規程中改正 (閣)第一號(三) 一	○ 鐵道運輸規程中改正 (閣)第四號(六) 五	○ 韓國ニ在勤スル鐵道院官吏ニ支給スル加修額 (閣)第三號(六) 五	○ 帝國鐵道會計現金受拂規則制定帝國鐵道官署現金受拂規則廢止 (省)大藏第十九號(四) 一一四	○ 帝國鐵道會計現金受拂規則中改正 (省)大藏第四十三號(七) 三二五	○ 帝國鐵道會計金庫出納事務規程制定明治四十年勅令第三十三號(帝國鐵道及同用品資金會計並ニ韓國鐵道及同用品資金會計)廢止 (省)大藏第四十三號(七) 三二五	○ 鐵道院會計事務規程 (達)大藏往第一〇〇號(四) 八三	○ 同上中改正 (達)大藏往第一〇七六號(八) 一八九	○ 鐵道院出納員現金取扱規則 (省)大藏第二十二號(四) 一一二	○ 同上中改正 (省)大藏第四十八號(八) 三五六	○ 帝國鐵道會計規則ニ依ル貸借對照並損益計算ノ科目 (省)大藏第二十三號(四) 一一三	○ 帝國鐵道會計法第二條及第三條ノ公債募集金及借入金ハ帝國鐵道會計ノ歲入トス (省)大藏第二十五號(四) 一一三	○ 帝國鐵道會計所屬出納官吏雜部保管金取扱手續設定 明治四十年省令第九號(帝國鐵道官署現金出納官吏ノ雜部保管金ニ關スル取扱手續)廢止 (省)大藏第十七號(三) 七七	○ 帝國鐵道會計所屬雜部保管金取扱順序設定明治四十年勅令第九號(帝國鐵道官署現金出納官吏ノ雜部保管金出納手續)廢止 (訓)大藏第八號(三) 四七	○ 舊鐵道會計債務整理公債發行規程中改正 (省)大藏第五十六號(二) 六二九	○ 鐵道院用品供給競争者資格設定明治三十六年遞信省令第十九號(鐵道作業局ノ印刷物帳類供給競争者資格)廢止 (省)大藏第三十三號(五) 一七四	○ 鐵道院ニ於ケル鐵道、船舶、旅館、聯合新營、修繕工事請負競争加入者資格 (省)大藏第四十四號(七) 三二五
--------------------------------	--	--	---	---	---------------------------------------	---	-------------------------------	----------------------------	---------------------------------------	--	--	---	----------------------------------	--------------------------------	-------------------------------------	------------------------------	--	---	--	---	---	---	---

○ 工事請負競争加入者資格設定明治三十三年省令第二十二號(鐵道船舶並ニ廳舎營繕工事請負競争加入者資格廢止 (省)選信第二十七號七) 三四八	○ 帝國鐵道會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ様式 (省)大藏第十六號三) 五七	○ 韓國ニ於テ帝國ノ經營スル鐵道ノ會計ニ關スル件 (訓)大藏第三十四號(三) 三七四	○ 韓國鐵道及同用品資金會計金庫出納事務規程 (訓)大藏第十號三) 六一	○ 在職陸軍文官ニシテ南滿洲鐵道株式會社又ハ東洋拓殖株式會社ノ職員ト爲リタル者ハ原部隊ノ所屬トス (達)陸達第十號三) 三七	○ 陸軍軍人軍屬鐵道乘車並物品輸送手續中改正 (告)陸軍第五號三) 三二	○ 明治三十七年告示第二十八號(海軍軍人軍屬鐵道乘車並物品輸送手續)中改正 (告)海軍第八號五) 七七八	○ 國有鐵道線路名稱 (告)鐵道院第五十四號(二)〇八三	○ 同上中改正 (告)鐵道院第六十號(二)〇五九	○ 同上 (告)鐵道院第六十五號(二)〇五七	○ 同上 (告)鐵道院第七十三號(二)〇五九	○ 同上 (告)鐵道院第七十四號(二)〇五九	○ 同上 (告)鐵道院第八十五號(二)〇三二	○ 同上 (告)鐵道院第八十八號(二)〇三三	○ 明治四十一年告示第五號(鐵道管理局ノ名稱位置及管理區域)中改正 (告)內閣第二號七)二七三	○ 同上 (告)內閣第三號七)二七三	○ 同上 (告)內閣第四號九)二六九	○ 同上 (告)內閣第六號九)二六九	○ 同上 (告)內閣第八號(二)〇五五	○ 同上 (告)內閣第九號(二)〇五五	○ 同上 (告)內閣第十號(二)〇三三	○ 同上 (告)內閣第十一號(二)〇三三	○ 同上 (告)鐵道院第七十五號(二)〇三三	○ 同上 (告)鐵道院第八十號(二)〇三三	○ 同上 (告)鐵道院第八十三號(二)〇三三	○ 同上 (告)鐵道院第九十號(二)〇三三	○ 明治四十一年告示第四號(鐵道管理局內各事務所名稱位置及所管區域)中改正 (告)鐵道院第三號(一) 一	○ 同上 (告)鐵道院第二十五號(五) 七六二	○ 同上 (告)鐵道院第二十六號(六) 九二九	○ 同上 (告)鐵道院第二十七號(六) 九二九	○ 同上 (告)鐵道院第三十五號(七)二七四	○ 同上 (告)鐵道院第三十七號(七)二七四	○ 同上 (告)鐵道院第四十二號(八)二〇一	○ 同上 (告)鐵道院第四十四號(九)二〇一	○ 同上 (告)鐵道院第四十七號(九)二〇一	○ 同上 (告)鐵道院第五十號(九)二〇一	○ 同上 (告)鐵道院第五十八號(二)〇五五
---	--------------------------------------	--	--------------------------------------	--	--------------------------------------	--	------------------------------	--------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	---	--------------------	--------------------	--------------------	---------------------	---------------------	---------------------	----------------------	------------------------	-----------------------	------------------------	-----------------------	--	-------------------------	-------------------------	-------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	-----------------------	------------------------

○ 同上 (告)鐵道院第六十四號(二)〇五七	○ 同上 (告)鐵道院第七十一號(二)〇五八	○ 同上 (告)鐵道院第七十二號(二)〇五八	○ 同上 (告)鐵道院第八十一號(二)〇三二	○ 同上 (告)鐵道院第八十四號(二)〇三二	○ 同上 (告)鐵道院第八十七號(二)〇三三	○ 明治四十一年告示第一號(鐵道院出張所名稱位置及所管區域)中削除 (告)鐵道院第六十二號(二)〇五六	○ 明治四十一年告示第二號(鐵道院建設事務所名稱位置及所管區域)中追加 (告)鐵道院第六十三號(二)〇五六	○ 甲武鐵道株式會社ニ交付ノ公債證書發行 (告)大藏第五十四號(四) 五六一	○ 鐵道國有法ニ依リ日本、岩越兩鐵道株式會社ニ交付ス(キ)公債發行高 (告)大藏第六十五號(五) 七七二	○ 鐵道國有法ニ依リ西成、山陽兩鐵道株式會社ニ交付ス(キ)公債證書發行高 (告)大藏第八十四號(六) 九三六	○ 北海道、九州兩鐵道株式會社ニ交付ス(キ)公債證書發行額 (告)大藏第百二號(七)三三四	○ 鐵道國有法ニ依リ北越、京都、阪鶴、總武、房總、七尾、德島、關西、參宮九鐵道株式會社ニ交付ス(キ)公債發行額 (告)大藏第百十三號(八)二五〇	○ 舊鐵道會社債務整理公債發行規程ニ依リ公債證書發行 (告)大藏第百七十六號(二)〇三七五	○ 舊七尾鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第四十號(三) 三〇四	○ 舊總武鐵道株式會社第二回社債ノ内償還金額 (告)大藏第七十六號(五) 七七六	○ 舊北越鐵道株式會社第一回社債償還 (告)大藏第八十五號(六) 九三六	○ 舊東京、舊北越兩鐵道株式會社社債償還額 (告)大藏第九十四號(六) 九三八	○ 明治三十七年募集舊關西鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第百二十九號(九)二六三	○ 舊總武鐵道株式會社第二回社債償還額 (告)大藏第百四十四號(二)〇二八三	○ 岩越鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)選信第四百八十二號(五) 八七七	○ 北越鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)選信第四百九十九號(五) 八八四	○ 北海道鐵道株式會社所屬鐵道買收償還額ニ公債交付額 (告)選信第四百九十一號(五) 八八四	○ 阪鶴鐵道株式會社所屬鐵道及兼業資產買收償還額ニ公債交付額 (告)選信第四百九十二號(五) 八八四	○ 明治四十年選信省告示第六百四十號(帝國鐵道廳所管線路哩程及乘客賃金)中改正 (告)鐵道院第六號(三) 二二九	○ 明治四十一年選信省告示第八百八號(帝國鐵道廳所管線路哩程及乘客賃金)但馬國濱坂ニ寄港セシメ旅客及大小貨物取扱開始)廢止 (告)鐵道院第十二號(三) 二九三	○ 明治四十一年告示第二號(鐵道院建設事務所名稱位置及所管區域)中追加 (告)鐵道院第九號(三) 二九三
------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	------------------------	---	---	--	--	--	---	--	---	----------------------------------	--	--------------------------------------	---	---	--	---	---	--	--	--	---	--

- 日本線木戶宮間龍田停車場設置 (告)鐵道院第十一號(三) 二九三
- 東海道線鈴川岩淵間ニ富士停車場新設 (告)鐵道院第十六號(四) 五三七
- 東海道線舞坂鷺津間ニ辨天島假停車場設置明治四十二年遞信省告示第五百四十號(同件)廢止 (告)鐵道院第十七號(四) 五三七
- 讚岐線丸龜多度津間中津假停車場設置 (告)鐵道院第二十號(五) 七六一
- 北陸線津幡石動兩驛間ニ俱利伽羅停車場設置 (告)鐵道院第二十九號(六) 九一九
- 信越線輕井澤御代田間ニ夏期中道分假停車場設置 (告)鐵道院第三十號(六) 九三〇
- 鹿兒島線嘉例川、橫川間ニ牧園停車場設置 (告)鐵道院第三十二號(七) 二七三
- 北海道線錦多糸白老間ニ社寮、白老敷生間ニ知床停車場設置 (告)鐵道院第五十二號(一〇) 一八一三
- 東北本線須賀川郡山間ニ笹川、松川福島間ニ金谷川停車場設置 (告)鐵道院第五十五號(一〇) 一八一五
- 東海道線靜岡燒津間ニ用宗停車場設置 (告)鐵道院第五十七號(一〇) 一八一五
- 高崎線熊谷深谷間ニ龍原深谷本庄間ニ岡部停車場設置 (告)鐵道院第七十七號(一二) 三三三九
- 品川島森間ニ停車場並ニ代々木停車場ニ山手線乘降場設置 (告)鐵道院第七十九號(一二) 三三四〇
- 釧路線帶廣止若間ニ札内、豐原浦幌間ニ下項部兩停車場設置 (告)鐵道院第九十二號(一二) 三三四三
- 玉島尾道下關驛支所設置 (告)鐵道院第九十三號(一二) 三三四四
- 汽車檢査開始停車場名 (告)關東都督第七十二號(八) 二六六
- 宇佐停車場ヲ柳ヶ浦停車場ト改稱 (告)鐵道院第四十八號(九) 二六二〇
- 能代停車場及能代町停車場改稱 (告)鐵道院第五十三號(一〇) 二八三三
- 明治四十年遞信省告示第四百五十號(九州帝國鐵道管理局三角線網田三角間ニ赤瀬簡易停車場設置)改正 (告)鐵道院第五十六號(一〇) 二八五五
- 關西線愛知停車場廢止 (告)鐵道院第二十二號(五) 七六一
- 西部鐵道管理局釜山出張所廢止 (告)鐵道院第二十四號(五) 七六一
- 阪鶴線福知停車場廢止 (告)鐵道院第四十一號(八) 一五〇一
- 北海道線龜田停車場閉鎖 (告)鐵道院第五十一號(九) 一六二二
- 東部鐵道管理局内福島、仙臺、青森、秋田、兩關各營業事務所廢止 (告)鐵道院第二號(一) 一
- 西部鐵道管理局内湊町、廣島及下關各營業事務所廢止 (告)鐵道院第五號(一) 一
- 日本線中山小島間ニ小繁停車場設置並ニ運輸營業開始 (告)鐵道院第四十九號(九) 二六二〇
- 九州線中樽停車場改稱並ニ一般運輸營業開始 (告)鐵道院第十九號(四) 五二八

- 北海道線機貨物取扱所同上 (告)鐵道院第三十三號(七) 二七四
- 日本線龍田驛一般運輸營業開始 (告)鐵道院第十八號(四) 五二八
- 鹿兒島本線牧園停車場同上 (告)鐵道院第六十七號(一二) 三〇五七
- 東北本線金田一停車場同上 (告)鐵道院第六十八號(一二) 三〇五七
- 釧路線新内停車場同上 (告)鐵道院第七十六號(一二) 三三三九
- 鹿兒島本線大畑停車場同上 (告)鐵道院第九十一號(一二) 三三四三
- 八鹿豐岡間鐵道運輸營業開始 (告)鐵道院第三十四號(七) 二七四
- 坂下三留野間同上 (告)鐵道院第三十六號(七) 二七四
- 三留野野尻間同上 (告)鐵道院第四十三號(八) 二五〇一
- 豐岡城崎間同上 (告)鐵道院第四十六號(九) 二六二〇
- 山陰本線松江尖道間同上 (告)鐵道院第五十九號(一二) 三〇五五
- 八吉吉松間同上 (告)鐵道院第六十一號(一二) 三〇五六
- 鹽尻奈其井間同上 (告)鐵道院第六十九號(一二) 三〇五八
- 中央西線野尻須原間同上 (告)鐵道院第七十號(一二) 三〇五八
- 豐州本線柳ヶ浦宇佐間同上 (告)鐵道院第八十六號(一二) 三三四二
- 東海道線幸田停車場一車積貨物取扱開始 (告)鐵道院第七號(三) 二一九
- 東海道線天保山驛手荷物配達及小荷物取扱開始 (告)鐵道院第八號(三) 二一九
- 日本線松山町及田尻驛ニ於テ小荷物及速達貨物取扱開始 (告)鐵道院第十號(三) 二九三
- 日本線松山町及田尻停車場通常及貨切貨物取扱開始 (告)鐵道院第十四號(四) 五二七
- 北海道線致賀停車場一車積貨物ノ取扱開始 (告)鐵道院第二十一號(五) 七六一
- 山陰東線貨切貨物運賃準據方 (告)鐵道院第三十一號(七) 二七三
- 日本線三河島停車場ニ於テ大貨物取扱開始 (告)鐵道院第三十九號(七) 二七五
- 小野濱停車場及新川荷扱所通常扱大貨物(級外品共)取扱開始 (告)鐵道院第四十五號(九) 二六一九
- 人吉鹿兒島間三級品以下一品積貨切貨物運賃ニ對引貨率適用 (告)鐵道院第六十六號(一二) 三〇五七
- 北陸本線金ヶ崎停車場小荷物受付開始 (告)鐵道院第九十四號(一二) 三三四四
- 韓國鐵道ニ於テ用フル時ノ標準 (告)鐵道院第八十九號(一二) 三三四三
- 統監府鐵道管理局運輸規程中改正 (府)統監第六號(五) 七七
- 韓國鐵道管理局出張所名稱位置及所管區域 (告)鐵道院第八十二號(一二) 三三四一
- 統監府鐵道廳出納官吏及出納員任命規程改正 (訓)統監第四十一號(一一) 三七〇
- 統監府鐵道廳事務分掌規程 (訓)統監第十五號(六) 二四六

- 統監府鐵道廳地方事務所名稱位置 (訓) 統監第十六號(六) 二四八
- 臺灣私設鐵道列車運轉規程 (府) 臺灣總督第二十號(四) 五三
- 臺灣私設鐵道事故出規程 (府) 臺灣總督第二十一號(四) 五七
- 臺灣私設鐵道係員職制 (府) 臺灣總督第二十二號(四) 六〇
- 臺灣私設鐵道郵便物運送規則 (府) 臺灣總督第三十號(四) 六七
- 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則 (府) 臺灣總督第三十二號(五) 八六
- 基隆停車場地先假橋樑使用規則中改正 (府) 臺灣總督第二十八號(四) 六七
- 臺灣總督府鐵道部出張所位置 (告) 臺灣總督第二百二十號(九) 一八〇
- 臺灣製糖株式會社鐵道東港線ノ中新庄仔北勢庄間ニ甘棠門乘降場設置ノ件許可 (告) 臺灣總督第四百五十五號(二) 三三一
- 車路壇停車場移轉 (告) 臺灣總督第四百六十二號(二) 三三五
- 鹽水港製糖株式會社鐵道線路新管庄鹽水港間運轉營業開始 (告) 臺灣總督第七十三號(六) 二六六
- 明治製糖株式會社鐵道線路藤堀番仔田間同上 (告) 臺灣總督第七十四號(六) 二六六
- 新興製糖株式會社鐵道線路鳳山林仔邊庄間同上 (告) 臺灣總督第八十一號(六) 二六八
- 臺灣製糖株式會社鐵道線路鳳山後壁林庄間同上 (告) 臺灣總督第三百三十八號(二) 三〇七
- 明治製糖株式會社鐵道線路嘉義蒜頭間ニ運輸營業開始許可 (告) 臺灣總督第四百四十四號(二) 三三〇
- 明治製糖株式會社鐵道線路蒜頭樓仔脚間ニ運輸營業開始 (告) 臺灣總督第四百八十一號(二) 三五九
- 臺灣製糖株式會社鐵道線路九曲堂東港間並ニ阿猴阿里港間ニ運輸營業開始許可 (告) 臺灣總督第九十五號(七) 四九三
- 臺灣製糖株式會社鐵道線路中林線外七線臨時貨物托送ノ場合不定時運輸營業ノ件許可 (告) 臺灣總督第二百二十一號(九) 一八〇
- 彰化、嘉義及打狗停車場ニ於テ乘客送迎者ノタメ入場券發賣 (告) 臺灣總督第九號(八) 二六二
- 〔徹夜〕
- 明治三十年訓令第二十四號(宿直及徹夜者食料支給) 方改正 (訓) 農商務第三十八號(二) 二九八
- 〔條約〕
- 條約改正準備委員會官制中改正 (勅) 第四百四十四號(五) 一八〇
- 同上 (勅) 第三百十三號(二) 四八一
- 日本帝國及亞米利加合衆國間小包郵便條約ノ修正條約 (條) 第三號(七) 八
- 日本帝國及亞米利加合衆國間小包郵便條約ノ修正條約施行期日 (告) 遞信第六百九十六號(七) 四七六
- 奧地利國及洪牙利國政府萬國工業所有權保護同盟條約及附屬最終議定書外四條約ニ加盟 (告) 農商務第十五號(二) 三九

- リベリヤ共和國及獨乙帝國保護國ノ文學的及美術的著作物保護同盟條約並ニ追加規定及解釋宣言書ニ加盟ノ效力等 (告) 內務第二十六號(三) 二九七
- 國際無線電信條約ニ署名シタル諸外國中批准シタル國名 (告) 遞信第八十八號(三) 二五〇
- 奧地利、洪牙利兩國ニ於テ國際無線電信條約批准 (告) 遞信第二百十六號(三) 二六四
- 葡萄牙國國際無線電信條約批准 (告) 遞信第四百三十六號(四) 六九七
- 土耳其國國際無線電信條約批准 (告) 遞信第七百九號(七) 四八〇
- 塞耳比亞國ハ萬國工業所有權保護同盟條約ヲ修正セル「ブラッセル」條約ニ加入ス(キ旨)通知 (告) 農商務第四百二十一號(二) 一九六
- 萬國郵便條約施行規則中改正 (告) 遞信第二百三十號(三) 二七三
- 同上 (告) 遞信第四百六十一號(四) 七〇四
- 同上 (告) 遞信第一千百號(二) 二七三
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則及國際料金表改正 (告) 遞信第六百六號(六) 二〇七〇
- 萬國電信條約書附屬國際業務規則中改正 (告) 遞信第七百四十三號(八) 二五七四
- 同上 (告) 遞信第九百四十一號(一〇) 二九九二
- 同上 (告) 遞信第一千十號(二) 二七六
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項ニ關スル外國電信主管廳及電信會社ノ決定中改正 (告) 遞信第九十七號(二) 一〇六
- 同上 (告) 遞信第四百十七號(三) 四四八
- 同上 (告) 遞信第五百六號(五) 八八九
- 萬國電信條約附屬細目規則中改正 (告) 遞信第四百十三號(三) 四四七
- 同上 (告) 遞信第五百五號(五) 八八九
- 小包郵便物交換條約施行規則中改正 (告) 遞信第四百六十二號(四) 七〇五
- 同上 (告) 遞信第一千一百一號(二) 二七四
- 明治四十年告示第五百四十四號(萬國郵便條約ニ依ル通常郵便物ヲ發送スルコトヲ得ル滿洲各地名) 廢止 (告) 遞信第二百二十三號(二) 二七〇
- 臺灣、韓國及在滿洲本邦局所在地ニ於ケル外國電報ノ別便配達料設定明治三十七年告示第三百二十號(萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項) 廢止 (告) 遞信第六百十二號(六) 二五七
- 〔調停〕
- 明治三十七年律令第三號第四條ニ基キ花蓮港廳長ヲシテ民事爭訟調停等ヲ取扱ハシム (府) 臺灣總督第八十號(二) 二七二

- 〔調査〕
- 臨時臺灣慣習調査會規則中改正 (勅)第百五號(四) 一三〇
- 明治三十九年勅令第八十七號(關稅率調査ニ關スル件)中改正 (勅)第三百二十一號(二) 四八七
- 公立精神病院及精神病者ヲ收容スル公立病院ニ於ケル精神病者調査票調製送付並ニ用紙配付方等 (省)内務第二十七號(三) 六二四
- 精神病者調査票用紙配付並ニ該票送付方等 (訓)内務第九號(三) 三七二
- 明治三十二年省令第十三號(所得稅法施行規則第五條ノ調査委員定數)中改正 (省)大藏第三十號(四) 一四〇
- 明治三十八年省令第二十八號(特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市及北海道ノ區指定)中追加 (省)大藏第二十九號(四) 一三九
- 所得稅法ニ依リ特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市及區指定 (省)大藏第五十三號(二) 五九八
- 所得稅法施行規則ニ依ル所得調査委員定數 (省)大藏第五十四號(二) 五九九
- 馬匹調査及檢査施行規則改正 (省)陸軍第十二號(七) 三七
- 同上中改正 (省)陸軍第十五號(二) 四〇一
- 明治四十一年十二月三十一日調査北海道區制及北海道一級町村制施行地ニ於ケル現住人口 (告)内務第百三號(八)一五〇四
- 明治四十一年告示第六十四號(山口縣豐浦郡彦島村字荒田沖座寄洲同郡長府村字宮崎沖清珠島間海底地
- 實調査並ニ潮流觀測施行ニ付キ航行船舶注意方)中改正 (告)内務第七十三號(六) 九三
- 韓國政府公布ノ民事證據調査費用ニ關スル件譯文 (告)統監第三十六號(五) 九一〇
- 〔調製〕
- 公立精神病院及精神病者ヲ收容スル公立病院ニ於ケル精神病者調査票調製送付並ニ用紙配付方等 (省)内務第二十七號(三) 六二四
- 權限統計彙帳調製規程及鹽務統計彙帳調製規程中削除 (訓)大藏第三號(三) 二九
- 權限統計彙帳調製規程及鹽務統計彙帳調製規程廢止 (訓)大藏第十九號(六) 二二七
- 明治三十三年訓令第十四號(林野整理支局統計報告調製手續)中廢止 (訓)農商務第三十三號(八) 二六七
- 〔弔祭〕
- 佐賀縣ニ於ケル巡查退廢料及遺族扶助料並ニ遺族療料給助料及弔祭料取扱細則 (告)臺灣總督第十一號(三) 二八四
- 〔貼用貼付〕
- 訴訟及非訟事件ニ付キ韓國人ノ貼用スヘキ收入印紙ニ關スル件 (府)統監第三十七號(二) 二〇八
- 樺太ニ於テ煙草專賣法施行ノ際現在シタル製造煙草ニ關スル貼付等ノ件 (省)大藏第五十二號(二) 五九七
- 〔手當〕
- 島嶼在勤者月手當給與細則中改正 (省)大藏第三十六號(五) 一七六

- 明治三十六年勅令第四十八號(通信現業員勤勉手當ノ件)中改正 (勅)第百九十九號(七) 二九六
- 明治三十一年勅令第三百十七號(通信手鐵道書記補航路標識看守俸給及三等郵便局長手當ノ件)ヲ樺太關特定郵便局長ニ準用ノ件 (勅)第四百四十九號(五) 一八七
- 船舶内ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件 (勅)第百十五號(九) 三一一
- 交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件制定明治三十年勅令第二百五十號(千島大隅琉球國諸島ニ設置スル二等郵便局及電信局職員月手當ノ件)廢止 (勅)第二百十六號(九) 三二二
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則制定千島國後島、同國擇捉島、大隅國大島、琉球國八重山島ニ設置スル二等郵便及電信局職員在勤月手當給與細則廢止 (省)遞信第三十九號(九) 三九七
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則中改正 (省)遞信第六十二號(三) 六七九
- 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄ノ職員手當ニ關スル件 (勅)第二百五十號(三) 三七九
- 臺灣總督府燈臺看守ノ手當ニ關スル件 (勅)第三百十六號(二) 四八三
- 望樓及需品支庫手當ヲ支給スヘキ場所及金額設定明治三十九年達第四十二號(望樓手當ヲ支給スヘキ場所及金額)廢止 (達)海軍第六十二號(四) 一四五
- 勤勉手當支給細則中改正 (達)海軍第八十號(六) 一六九
- 明治三十二年訓令第十五號(獸疫豫防法施行上臨時備入ル、獸醫ニシテ監督ノ任ニ當ル者手當金)中追加 (訓)農商務第三十五號(九) 二七五
- 非勤吏手數料規則中改正 (法)第三號(三) 二
- 統監府看守及統監府女監取締非勤務手當、宿料及特別手當支給規則 (訓)統監第三十二號(二) 三三〇
- 交通至難ノ場所ニ在勤スル臺灣總督府燈臺看守手當給與方 (府)臺灣總督第八十五號(二) 二七五
- 交通至難ノ場所ニ在勤スル臺灣總督府燈臺看守二月手當ヲ給與スヘキ場所及其給與額 (告)臺灣總督第百五十七號(二)三三四
- 〔手數〕
- 執達吏手數料規則中改正 (法)第三號(三) 二
- 公證人手數料規則 (勅)第百七十四號(六) 二六二
- 特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル手數料 (勅)第三百三號(一〇) 四七一
- 度量衡器ノ營業免許及檢定ニ關スル手數料徵收ノ件 (勅)第百七十九號(七) 二七三
- 度量衡器又ハ計量器ノ比較檢査ニ關スル手數料徵收ノ件 (勅)第九十四號(四) 一一二
- 明治三十六年勅令第百十四號(工業試驗所ニ於テ行フ分析、試驗及鑑定ニ關スル手數料徵收ノ件)中改正 (勅)第九十五號(四) 一一三
- 明治三十八年勅令第百八十四號(鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手數料ノ件)中改正 (勅)第百六十五號(六) 二〇八
- 稅關假置場使用料及手數料設定明治三十三年省令第十五號(同件)廢止 (省)大藏第六號(三) 二八
- 臺灣總督府稅關ニ於テ關稅法施行規則ニ依リ納付セシムヘキ手數料準據方 (省)大藏第十八號(三) 八五

- 同上中改正 (省)大藏第四十一號(六) 二二〇
- 私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所ニ請求スル者ノ納ムル手數料ニ關スル件設定明治三十一年省令第十一號(同件)廢止 (省)司法第十六號(七) 三四一
- 明治三十三年省令第三十號(產業組合登記簿ノ謄本、抄本手數料ノ件)中改正 (省)司法第十八號(七) 三七二
- 明治三十八年省令第四號(特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手數料)及同第十五號(實用新案ニ關シ差出ス請求書ニ要スル手數料)改正 (省)農商務第五十二號(二) 五三一
- 度量衡器ノ製作、修覆又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關スル手數料 (省)農商務第三十一號(七) 三四五
- 明治三十四年遞信省告示第二百二十八號(火藥類運賃及發著手數料)中改正 (省)鐵道院第十五號(四) 五二七
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手數料及出張費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方)中追加 (省)外務第一號(二) 一七三
- 明治三十九年府令第三十八號(統監府及所屬官署ニ於テ徵收スル手數料ハ收入印紙ヲ以テ納付スル件)中改正 (府)統監第三十九號(二) 二〇八
- 同上 (府)統監第六十六號(二) 二三五
- 刑事判決ノ正本謄本及抄本ノ手數料ニ關スル件 (府)統監第三十八號(二) 二〇八
- 執達吏ニ關スル職務ヲ行フ場合ニ於ケル手數料ニ關スル件 (府)統監第三十六號(二) 二〇七
- 明治三十九年府令第三十五號(判決ノ正本謄本及抄本ノ手數料ニ關スル件)廢止 (府)統監第四十一號(二) 二〇九
- 韓國政府公布ノ漁業ニ關スル手數料ノ件譯文 (省)統監第二十三號(三) 五二〇
- 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料種目)中改正 (府)臺灣總督第五十九號(八) 一五九
- 稅關ニ納付スヘキ手數料及使用料設定明治三十四年府令第四十號(同件)廢止 (府)臺灣總督第四十五號(六) 一二六
- 移出米検査手數料 (省)臺灣總督第五十二號(四) 七三〇
- [別毛]
- 明治三十年陸送第九十七號(裝蹄及別毛對定數表)中改正 (陸)陸送第四十七號(九) 一九九
- [電報]
- 電報規則中改正 (省)遞信第十三號(三) 一一一
- 外國電報規則設定外國新聞電報規則、明治三十三年省令第六十二號(電信電話ニテ海外電報ノ發受ノ件)及同三十七年同第四十七號(外國電報ノ料金及其納付方)廢止 (省)遞信第二十六號(六) 三〇二
- 無線電報規則中改正 (省)遞信第三十四號(八) 三三〇
- 氣象通知電報規則 (省)遞信第七號(三) 一〇三
- 同上中改正 (省)遞信第三十六號(八) 三三二
- 新聞電報規則中改正 (省)遞信第二十號(五) 二〇五
- 同上 (省)遞信第三十五號(八) 三三一

- 同上 (省)遞信第四十號(九) 三九九
- 豫約新聞電報規則中追加 (省)遞信第二十二號(五) 二〇六
- 新聞電報料金豫納及後納規則中追加 (省)遞信第二十一號(五) 二〇六
- 明治四十一年省令第四十六號(無線電報規則ヲ通信官署帝國海軍艦船間ノ無線電信ニ依リ發受スル電報ニ準用)中改正 (省)遞信第二十四號(六) 三〇一
- 本邦ト在韓國本邦郵便電信局郵便局間直發著電報取扱規則中追加 (省)遞信第二十八號(七) 三〇九
- 帝國ト在清國芝罘帝國郵便局トノ間ニ發著ノ普通電報並ニ帝國船船局ト在清國芝罘帝國郵便局トノ間ニ發著ノ無線電報ニ關シ準用方 (省)遞信第二十九號(七) 三四九
- 海軍無線電報取扱規約附表中追加 (達)海軍第四號(二) 九
- 同上 (達)海軍第八十二號(六) 一七一
- 同上 (達)海軍第八十五號(六) 一七三
- 同上 (達)海軍第八十六號(六) 一七三
- 同上 (達)海軍第六十四號(二) 二四六
- 料金受借人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署名 (告)遞信第六百九號(六) 二五六
- 外國ノ海岸局及船泊局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船泊料 (告)遞信第六百九號(六) 二五六
- 同上中追加 (告)遞信第六百九號(六) 二五六
- 同上 (告)遞信第六百九號(六) 二五六
- 外國電報ノ取扱ニ關スル制限設定明治三十九年告示
- 明治三十九年府令第三十五號(判決ノ正本謄本及抄本ノ手數料ニ關スル件)廢止 (府)統監第四十一號(二) 二〇九
- 韓國政府公布ノ漁業ニ關スル手數料ノ件譯文 (省)統監第二十三號(三) 五二〇
- 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納ムヘキ手數料種目)中改正 (府)臺灣總督第五十九號(八) 一五九
- 稅關ニ納付スヘキ手數料及使用料設定明治三十四年府令第四十號(同件)廢止 (府)臺灣總督第四十五號(六) 一二六
- 移出米検査手數料 (省)臺灣總督第五十二號(四) 七三〇
- [別毛]
- 明治三十年陸送第九十七號(裝蹄及別毛對定數表)中改正 (陸)陸送第四十七號(九) 一九九
- [電報]
- 電報規則中改正 (省)遞信第十三號(三) 一一一
- 外國電報規則設定外國新聞電報規則、明治三十三年省令第六十二號(電信電話ニテ海外電報ノ發受ノ件)及同三十七年同第四十七號(外國電報ノ料金及其納付方)廢止 (省)遞信第二十六號(六) 三〇二
- 無線電報規則中改正 (省)遞信第三十四號(八) 三三〇
- 氣象通知電報規則 (省)遞信第七號(三) 一〇三
- 同上中改正 (省)遞信第三十六號(八) 三三二
- 新聞電報規則中改正 (省)遞信第二十號(五) 二〇五
- 同上 (省)遞信第三十五號(八) 三三一
- 第四百十六號(外國電信取扱制限表)廢止 (告)遞信第六百二十二號(七) 三三八
- 同上中改正 (告)遞信第六百六十號(七) 三四九
- 同上 (告)遞信第六百九十四號(七) 三四七
- 同上 (告)遞信第九百七十四號(二) 〇〇〇
- 臺灣、韓國及在滿洲本邦局所在地ニ於ケル外國電報ノ別使配送料設定明治三十七年告示第三百二十號(萬國電信條約附屬細目規則中各國隨意規定事項)廢止 (告)遞信第六百二十二號(六) 二五七
- 臺灣、韓國及在滿洲本邦局所在地ニ於ケル外國電報ノ別使配送料中追加 (告)遞信第六百七十號(七) 三四五
- 臺灣及韓國ニ於テ料金受借人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署名 (告)遞信第七百十五號(八) 一五六〇
- 同上 (告)遞信第七百九十三號(九) 一七三三
- 南亞米利加洲ウエネズエラ國宛ノ電報送達方 (告)遞信第五百三十二號(五) 九〇五
- 明治三十七年告示第三百十七號(外國電報料金表)中改正 (告)遞信第五十三號(一) 八七
- 同上 (告)遞信第二百五十八號(三) 三九三
- 同上 (告)遞信第二百七十五號(三) 三九九
- 同上 (告)遞信第四百十八號(三) 四四九
- 同上 (告)遞信第四百四十四號(四) 六九九
- 同上 (告)遞信第四百八十號(四) 七一四

○同上	(告) 遞信第五百一號(五) 八八七	○同上	(告) 遞信第七百十七號(八) 一五六〇
○同上	(告) 遞信第五百十七號(五) 八九三	○同上	(告) 遞信第七百二十四號(八) 一五六五
○同上	(告) 遞信第五百二十三號(五) 八九五	○同上	(告) 遞信第七百三十五號(八) 一五七〇
○同上	(告) 遞信第五百二十五號(五) 八九七	○同上	(告) 遞信第七百四十號(八) 一五七二
○同上	(告) 遞信第五百三十五號(五) 九〇六	○同上	(告) 遞信第七百四十八號(八) 一五七五
○同上	(告) 遞信第五百四十五號(五) 九〇八	○同上	(告) 遞信第七百五十五號(八) 一五七七
○同上	(告) 遞信第五百五十一號(五) 九〇九	○同上	(告) 遞信第七百六十五號(八) 一五八〇
○同上	(告) 遞信第五百六十四號(六) 一〇五六	○同上	(告) 遞信第七百六十六號(八) 一五八一
○同上	(告) 遞信第五百八十號(六) 一〇六一	○同上	(告) 遞信第七百六十九號(八) 一五八二
○同上	(告) 遞信第五百八十四號(六) 一〇六二	○同上	(告) 遞信第七百八十四號(八) 一五九〇
○同上	(告) 遞信第五百九十四號(六) 一〇六七	○同上	(告) 遞信第八百號(九) 一七四〇
○同上	(告) 遞信第五百九十七號(六) 一〇六八	○同上	(告) 遞信第八百四號(九) 一七四五
○同上	(告) 遞信第六百一號(六) 一〇六九	○同上	(告) 遞信第八百九號(九) 一七五二
○同上	(告) 遞信第六百十三號(六) 一〇六九	○同上	(告) 遞信第八百四十四號(九) 一七五七
○同上	(告) 遞信第六百十六號(六) 一〇七〇	○同上	(告) 遞信第八百四十五號(九) 一七五九
○同上	(告) 遞信第六百二十五號(七) 一〇七八	○同上	(告) 遞信第八百五十七號(九) 一七六二
○同上	(告) 遞信第六百二十七號(七) 一〇八八	○同上	(告) 遞信第八百六十八號(九) 一七六七
○同上	(告) 遞信第六百四十三號(七) 一〇九二	○同上	(告) 遞信第八百七十號(九) 一七六八
○同上	(告) 遞信第六百四十六號(七) 一〇九二	○同上	(告) 遞信第八百七十四號(九) 一七六九
○同上	(告) 遞信第六百五十五號(七) 一〇九四	○同上	(告) 遞信第八百九十九號(九) 一七八三
○同上	(告) 遞信第六百五十二號(七) 一〇九五	○同上	(告) 遞信第九百四號(九) 一七八五
○同上	(告) 遞信第六百七十八號(七) 一〇六三	○同上	(告) 遞信第九百九號(九) 一七八七
○同上	(告) 遞信第七百二號(七) 一〇七七		

○同上	(告) 遞信第九百十九號(九) 一七八九	○同上	(告) 遞信第一千四百號(一) 二二七四
○同上	(告) 遞信第九百二十二號(九) 一七九〇	○同上	(告) 遞信第一千二百五號(一) 二二八〇
○同上	(告) 遞信第九百二十七號(一〇) 一七八五	○同上	(告) 遞信第一千三百一十一號(一) 二二八二
○同上	(告) 遞信第九百五十三號(一〇) 一八九四	○同上	(告) 遞信第一千四百十七號(一) 二二八七
○同上	(告) 遞信第九百五十三號(一〇) 一九九五	○同上	(告) 遞信第一千五百十號(一) 二二八八
○同上	(告) 遞信第九百五十八號(一〇) 一九九六	○同上	(告) 遞信第一千五百十四號(一) 二二九〇
○同上	(告) 遞信第九百六十一號(一〇) 一九九七	○同上	(告) 遞信第一千六百九號(一) 二二九七
○同上	(告) 遞信第九百六十五號(一〇) 一九九八	○同上	(告) 遞信第一千七百六十六號(一) 二三〇九
○同上	(告) 遞信第九百六十九號(一〇) 一九九九	○同上	(告) 遞信第一千七百七十九號(一) 二三一三
○同上	(告) 遞信第九百八十二號(一〇) 二〇〇二	○同上	(告) 遞信第一千九百九號(一) 二三一五
○同上	(告) 遞信第九百八十八號(一〇) 二〇〇四	○同上	(告) 遞信第一千九百六十六號(一) 二三一八
○同上	(告) 遞信第九百九十五號(一〇) 二〇〇八	○同上	(告) 遞信第一千二百四號(一) 二二二二
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百十六號(一) 二二二四
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百二十二號(一) 二二二四
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百三十六號(一) 二二三四
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百四十二號(一) 二二四三
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百五十一號(一) 二二四三
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百六十八號(一) 二二四五
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百七十六號(一) 二二四五
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百八十七號(一) 二二四六
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千二百九十號(一) 二二四六
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千三百三號(一) 二二四六
○同上	(告) 遞信第一千九號(一〇) 二〇一〇	○同上	(告) 遞信第一千三百九號(一) 二二四七

- 同上 (告) 逡信第千三百十三號(二)三四八〇
- 同上 (告) 逡信第千三百二十六號(二)三四八四
- 同上 (告) 逡信第千三百二十九號(二)三四八七
- 同上 (告) 逡信第千三百三十五號(二)三四八八
- 同上 (告) 逡信第千三百三十八號(二)三四八九
- 同上 (告) 逡信第千三百四十三號(二)三四九一
- 同上 (告) 逡信第千三百四十七號(二)三四九四
- 同上 (告) 逡信第千三百四十八號(二)三四九四
- 同上 (告) 逡信第千三百五十八號(二)三四九七
- 同上 (告) 逡信第千三百六十二號(二)三四九九
- 同上 (告) 逡信第千三百六十六號(二)三五〇〇
- 同上 (告) 逡信第千三百六十八號(二)三五〇〇
- 同上 (告) 逡信第千三百七十一號(二)三五〇一
- 同上 (告) 逡信第千三百七十九號(二)三五〇四
- 同上 (告) 逡信第千三百八十五號(二)三五〇七
- 同上 (告) 逡信第千三百八十九號(二)三五〇九
- 同上 (告) 逡信第千三百九十二號(二)三五一一
- 同上 (告) 逡信第千三百九十七號(二)三五一一
- 電話至急開通ノ申請ヲ受付クヘキ郵便局、豫定箇數及其期間並ニ至急開通料 (告) 逡信第四百七十八號(四) 七二三
- 名古屋局電話特別加入區域ニ編入サレタル地名 (告) 逡信第九百六十二號(一〇)一九九七
- 長野新瀉間電話加入區域外通話ヲ長距離トス (告) 逡信第四十七號(一) 八六
- 夕張空知、幌內鐵業特設電話所設置 (告) 逡信第千三十五號(一〇)三〇二五
- 東京芝電話局(東京市)設置 (告) 逡信第五百七十一號(六)二〇五八
- 東京芝電話局(東京市)電話交換業務開始 (告) 逡信第五百七十六號(六) 六〇
- 南電話局(大阪市)設置 (告) 逡信第四百六十四號(四) 七〇五
- 大久保鐵業特設電話所(新潟縣)設置 (告) 逡信第三百四十四號(三) 四二三
- 收鐵業特設電話所(新潟縣)設置 (告) 逡信第千三百號(二)三四六六
- 茨城探炭鐵業特設電話所(茨城縣)設置 (告) 逡信第二百六十四號(三) 三九四
- 茨城無煙炭鐵業特設電話所(茨城縣)設置 (告) 逡信第千三百九十三號(二)三五一一
- 城戸鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 逡信第五百四號(五) 八八九
- 湯本鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 逡信第千三百七十三號(二)三五〇二
- 津波黑鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 逡信第五百十六號(五) 八九三
- 水谷鐵業特設電話所(福島縣)設置 (告) 逡信第五百八十一號(六)一〇六二

- 金谷鐵業特設電話所(福岡縣)設置 (告) 逡信第八百八十八號(九)一七八一
- 月隈鐵業特設電話所(福岡縣)設置 (告) 逡信第九百九十一號(一)二二七二
- 久玉鐵業特設電話所(熊本縣)設置 (告) 逡信第二百二十一號(二) 二六八
- 電話規則中改正 (府) 統監第十六號(六) 一一六
- 特設電話規則中改正 (府) 統監第十七號(六) 一一二
- 官廳用、軍用及私設電信電話並ニ特設電話維持規程中改正 (府) 統監第十八號(六) 一一三
- 同上 (府) 統監第五十五號(二) 二二九
- 郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則 (府) 統監第五號(四) 二二五
- 電信電話線路及機械ニシテ維持上分掌局指定區域ニ依ルヲ不便トスル場合ニ其受持ヲ定ムルコトヲ得 (訓) 統監第十號(四) 一九六
- 明治四十一年告示第百五十八號(電話加入區域)中改正 (告) 統監第九十一號(九) 七九四
- 同上 (告) 統監第五十七號(六) 二六四
- 同上 (告) 統監第二號(二) 一一九
- 同上 (告) 統監第三十三號(五) 九〇九
- 同上 (告) 統監第五十八號(六) 二六四
- 同上 (告) 統監第八十號(八) 六一一
- 同上 (告) 統監第九十二號(九) 七九五
- 同上 (告) 統監第百三十二號(二)三五一五
- 明治四十一年告示第百五十二號(電話規則ニ依ル甲地乙地區別、通話區域及電話料)中追加 (告) 統監第五號(二) 二七九
- 同上 (告) 統監第九號(二) 二八三
- 同上 (告) 統監第三十四號(五) 九〇九
- 同上 (告) 統監第五十號(六) 二六二
- 同上 (告) 統監第七十五號(八) 二六〇
- 同上 (告) 統監第八十八號(九) 二七九
- 臺灣電話交換規則中改正 (府) 臺灣總督第二十三號(四) 六三
- 臺灣特設電話加入規則中改正 (府) 臺灣總督第二十四號(四) 六四
- 一等郵便局ニ專屬スル郵便、電信、電話事務分掌區域 (告) 臺灣總督第百八十八號(二)三五二二
- 明治三十九年府令第四十五號(臺灣特設電話加入規則ノ料金額)中追加 (府) 臺灣總督第四十號(五) 一一一
- 同上 (府) 臺灣總督第五十三號(七) 一一二
- 同上 (府) 臺灣總督第六十號(八) 一一九
- 明治三十七年府令第八十五號(電話料ノ件)中追加 (府) 臺灣總督第五號(三) 一九
- 同上 (府) 臺灣總督第七號(三) 二二
- 同上 (府) 臺灣總督第十四號(四) 四八
- 同上 (府) 臺灣總督第二十五號(四) 六四
- 同上 (府) 臺灣總督第二十六號(四) 六五

- 同上 (告) 遞信第九百四十一號(一〇)九九二
- 同上 (告) 遞信第九百四十二號(一〇)九九三
- 萬國電信條約附屬細目規則中各國同意規定事項ニ關スル外國電信主管廳及電信會社ノ決定中改正 (告) 遞信第九百四十七號(一〇)九九六
- 同上 (告) 遞信第九百四十七號(一〇)九九八
- 同上 (告) 遞信第九百四十七號(一〇)九九八
- 同上 (告) 遞信第九百四十七號(一〇)九九八
- 萬國電信條約附屬細目規則目改正 (告) 遞信第四百十三號(三)四四七
- 同上 (告) 遞信第四百十三號(三)四四七
- 同上 (告) 遞信第四百十三號(三)四四七
- 明治三十九年告示第四百十六號(外國電信取扱制限表)中改正 (告) 遞信第二號(一)七〇
- 同上 (告) 遞信第六十三號(一)九一
- 同上 (告) 遞信第九十八號(一)一〇六
- 同上 (告) 遞信第九十五號(一)一〇五
- 同上 (告) 遞信第二百七號(一)二五八
- 同上 (告) 遞信第六百三十三號(一)〇七〇
- 外國電報ノ取扱ニ關スル制限設定明治三十九年告示第四百十六號(外國電信取扱制限表)廢止 (告) 遞信第六百二十二號(七)二三八七
- 澳大利、洪哥利兩國ニ於テ國際無線電信條約批准 (告) 遞信第二百十六號(二)二六四
- 葡萄牙國國際無線電話條約批准 (告) 遞信第四百三十六號(四)六九七
- 土耳其國國際無線電信條約批准 (告) 遞信第七百九號(七)一四八〇
- 花咲電信局(北海道)設置 (告) 遞信第二百九十二號(三)四六四
- 花咲電信局(北海道)廢止 (告) 遞信第四百五十八號(四)七〇四
- 栗山、早來、奈井江、妹背牛、幌內電信取扱所(北海道)廢止 (告) 遞信第七百三十七號(八)一五七一
- 神威電信取扱所(北海道)廢止 (告) 遞信第六百六十五號(二)三〇六
- 輕川電信取扱所(北海道)電報配達事務廢止 (告) 遞信第六百八十三號(七)一四六五
- 神威電信取扱所(北海道)同上 (告) 遞信第九百五十五號(一〇)一九九五
- 大沼電信取扱所(北海道)同上 (告) 遞信第九百六十七號(一〇)一九九八
- 比布電信取扱所(北海道)同上 (告) 遞信第五百九十九號(一〇)三〇三三
- 舞鶴、鶴岡兩電信取扱所(京都府)設置 (告) 遞信第八十六號(一)一〇〇
- 伏見電信取扱所(京都府)設置 (告) 遞信第六百四十七號(七)一四四三

- 福知山電信取扱所(京都府)設置 (告) 遞信第八百二十二號(九)二七五〇
- 園部、舞鶴海岸兩電信取扱所(京都府)設置 (告) 遞信第九百四十四號(一〇)一九九二
- 福知電信取扱所(京都府)廢止 (告) 遞信第八百二十三號(九)二七五一
- 長池電信取扱所(京都府)電報配達事務廢止 (告) 遞信第六百三十七號(七)一四二四
- 八木電信取扱所(京都府)同上 (告) 遞信第四十九號(一〇)二〇一九
- 葛葉電信取扱所(大阪府)設置 (告) 遞信第五百四十六號(六)一〇五〇
- 道明寺電信取扱所(大阪府)設置 (告) 遞信第九百四十二號(一〇)一九九二
- 八尾電信取扱所(大阪府)設置 (告) 遞信第九百四十三號(一〇)一九九三
- 安治川電信局(大阪市)ヲ二等郵便局ニ改定並ニ改稱 (告) 遞信第五百三十六號(五)九〇六
- 大阪府淡輪電信取扱所開設期間 (告) 遞信第四百二十號(三)四四二
- 戸塚電信取扱所(神奈川縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第三百四十六號(三)四三三
- 保土ヶ谷電信取扱所(神奈川縣)同上 (告) 遞信第三百八十一號(三)四三七
- 茅ヶ崎電信取扱所(神奈川縣)同上 (告) 遞信第七百七十七號(八)一五八六
- 有年、生瀨、竹田、溝口、長谷電信取扱所(兵庫縣)設置 (告) 遞信第九百七十六號(一〇)三〇〇一
- 垂水電信取扱所(兵庫縣)廢止 (告) 遞信第四百八十九號(五)八八三
- 中田郵便局(新潟縣)電信事務開始 (告) 遞信第五百五號(一)二七五
- 旭町電信取扱所(千葉縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第一百八號(一)一一四
- 沼垂電信取扱所(新潟縣)同上 (告) 遞信第二百一十一號(三)三三三
- 成東電信取扱所(千葉縣)同上 (告) 遞信第三百三十一號(三)三三八七
- 藤代、稻田兩電信取扱所(茨城縣)設置 (告) 遞信第八百五十一號(九)二七六一
- 高濱電信取扱所(茨城縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第五百六十號(六)一〇五五
- 黒田原、片岡兩電信取扱所(栃木縣)同上 (告) 遞信第七十號(二)二二六六
- 寶積寺郵便局(栃木縣)電信事務開始 (告) 遞信第七十二號(二)二二六六
- 寶積寺電信取扱所(栃木縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第七十三號(二)二二六六
- 壺阪電信取扱所(奈良縣)設置 (告) 遞信第九百四十三號(一〇)一九九三
- 柳本電信取扱所(奈良縣)電報配達事務廢止 (告) 遞信第二百九十四號(三)三六四

- 吉野口電信取扱所(奈良縣)同上 (告)遞信第千三百五十三號(三)三四九六
- 高茶屋、島ヶ原兩電信取扱所(三重縣)設置 (告)遞信第千九百十四號(九)一七八八
- 幸田電信取扱所(愛知縣)設置 (告)遞信第千四百一十一號(三)四四七
- 愛知電信取扱所(愛知縣)廢止 (告)遞信第千五百四十二號(五)九〇八
- 富士電信取扱所(靜岡縣)設置 (告)遞信第千四百一十二號(〇)二〇二八
- 小山電信取扱所(靜岡縣)電報配達事務廢止 (告)遞信第千二百八十七號(三)四〇五
- 日野電信取扱所(滋賀縣)設置 (告)遞信第千八百四十九號(九)二七六〇
- 醒井電信取扱所(滋賀縣)電信事務廢止 (告)遞信第千六百十六號(二)一一三
- 土岐津電信取扱所(岐阜縣)設置 (告)遞信第千四百一十一號(三)四四七
- 三留野電信取扱所(長野縣)設置 (告)遞信第千二百號(一)三三三〇
- 田中電信取扱所(長野縣)電報配達事務廢止 (告)遞信第千四百五十五號(〇)二〇二八
- 瀨尾電信取扱所(宮城縣)同上 (告)遞信第千四百三十三號(二)二二八六
- 磐城太田電信取扱所(福島縣)設置 (告)遞信第百三號(一)一〇七
- 木戸電信取扱所(福島縣)設置 (告)遞信第千五百七十五號(六)二〇六〇
- 中村、桑折電信取扱所(福島縣)設置 (告)遞信第千四十一號(〇)三〇二七
- 八尋、新田原、二島、楯電信取扱所(福島縣)設置 (告)遞信第千百十五號(二)三二七七
- 若松電信取扱所(福島縣)設置 (告)遞信第千六百六十六號(二)三三〇六
- 綴電信取扱所(福島縣)電報配達事務廢止 (告)遞信第千八百三十四號(九)二七五五
- 長岡、藤田兩電信取扱所(福島縣)同上 (告)遞信第千九百十七號(九)二七八八
- 花巻川口、矢幅電信取扱所(廢手縣)設置 (告)遞信第千三百十八號(三)四一四
- 瀧澤電信取扱所(廢手縣)設置 (告)遞信第千八百八十七號(二)三三四
- 乙供、大野電信取扱所(青森縣)設置 (告)遞信第千三百十八號(三)四一四
- 狩場澤電信取扱所(青森縣)設置 (告)遞信第千八百八十七號(二)三三四
- 野内電信取扱所(青森縣)電報配達事務開始 (告)遞信第千二百三十三號(二)七八
- 盛岡電信取扱所(青森縣)同上 (告)遞信第千九百十九號(〇)二〇一五
- 及位電信取扱所(山形縣)設置 (告)遞信第百三號(一)一〇七

- 新庄電信取扱所(山形縣)設置 (告)遞信第千四十一號(〇)三〇二七
- 陣場、宮根、飯詰、大曲電信取扱所(秋田縣)設置 (告)遞信第百三十八號(三)四一四
- 能代電信取扱所(秋田縣)改稱 (告)遞信第千十八號(一)〇三〇一四
- 金ヶ崎電信取扱所(陸中)電報配達事務廢止 (告)遞信第千三百三十六號(一)三二八五
- 鳥取電信取扱所(鳥取市)設置 (告)遞信第百三十四號(三)四三三
- 熊鷹電信取扱所(鳥取縣)設置 (告)遞信第千八百五十四號(九)二七六一
- 吉永電信取扱所(岡山縣)設置 (告)遞信第千九百七十六號(二)三〇〇一
- 吳、三原、福山、廿日市電信取扱所(廣島縣)設置 (告)遞信第千二百八十九號(三)四〇五
- 大竹電信取扱所(廣島縣)設置 (告)遞信第千百十九號(二)三二七八
- 小野田電信取扱所(山口縣)設置 (告)遞信第千二百八十九號(三)四〇五
- 伊佐、一ノ宮、小郡、下松電信取扱所(山口縣)設置 (告)遞信第千百十九號(二)三二七八
- 大島電信取扱所(山口縣)電報配達事務廢止 (告)遞信第千二百五十四號(二)三三四二
- 大嶺電信取扱所(山口縣)廢止 (告)遞信第千二百九十五號(三)四〇七
- 布施屋電信取扱所(和歌山縣)電報配達事務廢止 (告)遞信第千百八十八號(二)三二七八
- 藏本電信取扱所(徳島縣)同上 (告)遞信第百七十六號(三)四三六
- 國分電信取扱所(香川縣)設置 (告)遞信第百十三號(一)一〇九
- 高松電信取扱所(香川縣)電報配達事務廢止 (告)遞信第千四百三十七號(四)六九七
- 松山一番町電信取扱所(松山市)設置 (告)遞信第千八百九十二號(九)二七八一
- 枝光、吉塚、雜餉隈、須惠、新原、原町、伊賀、奈多電信取扱所設置 (告)遞信第百五十四號(三)四二五
- 福間電信取扱所(福岡縣)電報配達事務廢止 (告)遞信第百五十二號(三)三九一
- 大藏電信取扱所(福岡縣)電報配達事務開始 (告)遞信第千四百三十九號(四)六九八
- 中津、宇佐電信取扱所(大分縣)設置 (告)遞信第千三百五十四號(三)四二五
- 宇佐電信取扱所(大分縣)改稱 (告)遞信第千八百八十八號(二)三二七八
- 武雄電信取扱所(佐賀縣)設置 (告)遞信第千二百九十號(三)四〇五
- 相知、神埼兩電信取扱所(佐賀縣)設置 (告)遞信第千十二號(〇)三〇一三
- 助原電信取扱所(佐賀縣)廢止 (告)遞信第千八十五號(一)一〇〇
- 宇土、小川、有佐、高嶺、長洲、網田電信取扱所(熊本縣)設置 (告)遞信第千三百五十四號(三)四二五

- 坂本、白石、渡電信取扱所(熊本縣)設置 (告) 逕信第千十四號(一)二二七七
- 人吉、川尻兩電信取扱所(熊本縣)設置 (告) 逕信第千十五號(一)二二七七
- 國分電信取扱所(鹿兒島縣)電報副達事務廢止 (告) 逕信第千三百七十二號(二)三三〇二
- 嘉代丸無線電信局設置 (告) 逕信第五百七十七號(六)二〇六〇
- 土佐丸無線電信局廢止 (告) 逕信第七百四十九號(八)二五七五
- 丹後丸無線電信局廢止 (告) 逕信第千二百七十九號(三)三三六〇
- 安藝丸無線電信局廢止 (告) 逕信第千三百五十四號(三)三三九六
- 官廳用、軍用及私設電信電話特設電話維持規程中改正 (府) 統監第十八號(六) 一三三
- 同上 (府) 統監第五十五號(一) 二二九
- 郵便電信電話ニ關スル滯納料金徵收規則 (府) 統監第五號(四) 二二五
- 明治四十一年府令第二十二號(官廳、銀行業者等)ニ於ケル高價電信爲替申請方等)中改正 (府) 統監第一號(三) 三
- 電信電話線路及機械ニシテ維持上分掌局指定區域ニ依ルヲ不便トスル場合ニ其受持ヲ定ムルコトヲ得 (訓) 統監第十號(四) 一九六
- 電信取扱所ノ電報取扱ニ關スル制限改正 (告) 統監第七號(三) 二八一
- 沙里院電信取扱電報取扱ニ關スル制限改正 (告) 統監第四十九號(六) 二六二
- 草梁電信取扱所ニ對スル電報取扱ニ關スル制限改正 (告) 統監第六十九號(八) 二五九二
- 素砂、進永兩電信取扱所ニ對スル電報取扱ニ關スル制限改正 (告) 統監第九十號(九) 二七九四
- 京城郵便局料金受信人拂外國新聞電報ヲ取扱フ (告) 統監第七十三號(八) 二六〇六
- 沃川電信取扱所設置 (告) 統監第四十四號(五) 九一五
- 天安郵便電信取扱所及成歡、溫泉里兩郵便所電話通話事務開始 (告) 統監第四號(三) 二七九
- 南大門電信取扱所取扱事務ノ件 (告) 統監第六號(三) 二八〇
- 昌原電信取扱所廢止 (告) 統監第八十四號(九) 二七九二
- 臨津江電信取扱所廢止 (告) 統監第百二十七號(三) 三三三
- 私設電信規則及私設電信規則第二十條ノ料金額及其納付手續第二條ノ所轄郵便局及其管轄區域設定明治三十七年府令第十號(私設電信規則ニ依リ一等郵便局ノ取扱フヘキ事務ニ關スル件)廢止 (府) 逕信總督第九十二號(一) 二九七
- 明治四十一年府令第六十三號(官廳又ハ國庫金、地方税金ヲ取扱フ銀行業者等)對島內ニ於テ電信爲替ニ依リ高價ノ金貨送付方)中改正 (府) 逕信總督第三號(三) 一八
- 同上 (府) 逕信總督第百三號(三) 三三五

- 一等郵便局ニ專屬スル郵便、電信、電話事務分掌區域 (告) 逕信總督第百八十八號(三) 三三二
- 基隆波止場郵便出張所ハ電報配達、大稻埕郵便出張所ハ電報及電信爲替證書ノ配達ヲ除外集配事務ヲ取扱ハス (告) 逕信總督第百四十九號(一) 三三三
- 田中央電信取扱所設置 (告) 逕信總督第四十八號(四) 七二九
- 打猫郵便出張所ニ於テ電信電話ノ業務兼掌 (告) 逕信總督第百五十八號(二) 三三四
- 花蓮港郵便出張所郵便及電信ニ關スル非常通信事務ヲ取扱フ (告) 逕信總督第二號(二) 一一九
- 水堀頭番仔田兩電信取扱所電報配達事務ヲ取扱フ (告) 逕信總督第百二十五號(九) 二八〇六
- 打猫電信取扱所廢止 (告) 逕信總督第百五十九號(一) 三三四
- 楠仔坑電信取扱所廢止 (告) 逕信總督第百九十一號(三) 三三三
- 清國電信線經由ノ指定アル電報料金 (告) 關東都督第十一號(三) 五二七
- 明治四十二年告示第十一號(清國電信線經由ノ指定アル電報料金)廢止 (告) 關東都督第五十六號(七) 二四九九
- 新設電信取扱所名 (告) 關東都督第六十四號(八) 二六二四
- 奉天城、鐵嶺城、遼陽城日本電信取扱所設置 (告) 關東都督第十六號(三) 五二五
- 營口舊市街日本電信取扱所設置 (告) 關東都督第十八號(四) 七三三
- 長春城日本電信取扱所設置 (告) 關東都督第二十六號(四) 七三五
- 安東縣舊市街日本電信取扱所設置 (告) 關東都督第二十八號(四) 七三六
- 鷄冠山、橋頭兩電信取扱所設置 (告) 關東都督第七十六號(九) 二八〇九
- 雙廟子、郭家店、范家屯電信取扱所設置 (告) 關東都督第九十九號(三) 三三三
- 石橋子電信取扱所設置 (告) 關東都督第百十二號(三) 三三六
- 營口電信局移轉 (告) 關東都督第十九號(四) 七三三
- 營口電信局新市街出張所廢止 (告) 關東都督第二十號(四) 七三三
- 橋頭電信取扱所廢止 (告) 關東都督第百七號(三) 三三四
- 官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則中改正 (府) 逕信總督第三十四號(五) 九六
- 釜山、絕影島間外一箇所水底電線布設 (告) 統監第二十二號(三) 五〇八
- 阿波國板野郡瀬戸村大字明神字楠谷、同國同郡鳴門村大字高島字南間ニ水底電線布設 (告) 逕信第百二十七號(三) 二六五
- 津輕海峽大森灣、磯野間水底電線設置明治三十六年告示第百九十六號(下關海峽外八箇所水底電線路區域圖ノ件)中廢止 (告) 逕信第十九號(一) 七五
- 陸軍轉地療養所患者取締規則設定明治三十七年陸軍第百十八號(陸軍入院患者ノ轉地療養所ニ於ケル取締力)廢止 (達) 陸軍第三十三號(四) 一三七

〔轉學〕

- 韓國小學校兒童及卒業者他ノ學校へ入學轉學ニ關シ資格認定 (省) 文部第十六號(六) 二二四
- 韓國京城居留民團立高等女學校生徒及卒業者他ノ學校ニ入學轉學ニ關シ資格認定 (告) 文部第六十號(五) 七八八
- 韓國京城居留民團立京城中學校生徒及卒業者他ノ學校ニ入學轉學ニ關シ資格認定 (告) 文部第七十五號(二〇) 二八六一
- 南滿州鐵道株式會社設置ノ小學校中其兒童及卒業者ノ他ノ學校へ入學轉學等ニ關シ認定 (告) 文部第四十六號(三) 三二五

〔展覽會〕

- 美術展覽會規程改正明治四十年告示第二百七號(美術展覽會規程第十條ノ出品點數制限) 廢止 (告) 文部第九十號(六) 九五〇
- 第三回美術展覽會期日會場及出品出願期限 (告) 文部第九十五號(六) 九五八

〔デンヴァー〕

- 北米合衆國コロラド州デンヴァー市ニ帝國名譽領事館設置 (告) 外務第八號(八) 一五〇

〔典獄〕

- 統監府典獄及統監府看守長特別任用令 (勅) 第二百五十六號(一〇) 三三八
- 典獄看守長略服 (勅) 第七十號(六) 二二二

○ 典獄看守長看守服裝規則中改正 (訓) 司法第三號(六) 三三〇

- 模範製紙場製紙傳習生規程廢止 (告) 臺灣總督第三十三號(三) 五二五
- 傳染病研究所痘苗血清類賣捌規則中改正 (省) 內務第十二號(四) 一一三
- 宮内傳染病豫防令ニ依リ韓國ヲ虎列刺有病地ト指定 (告) 宮内第九號(九) 二六二
- 宮内傳染病豫防令ノ指定ニ依リ韓國虎列刺有病地解除 (告) 宮内第十三號(一) 二〇五九
- 皇太子殿下北陸地方行啓各地ノ御旅館ニ宮内傳染病豫防令中虎列刺豫防ニ關スル規定進用 (告) 宮内第十號(九) 二六二
- 宮内傳染病豫防令ニ依リ神戶ヲ「ベスト」有病地ト指定 (告) 宮内第十五號(一) 二〇六〇

〔傳染〕

- 愛蘭 ○イノ部英吉利ノ項ニ載ス
- 阿片 ○阿片法施行規則中改正 (省) 內務第二十一號(八) 三五四
- 阿片 ○阿片法施行規則中改正 (府) 臺灣總督第八十九號(二) 二九四
- 預入 ○ヨノ部ニ載ス
- 押捺 ○消印ヲ押捺シタル公債證書及國庫債券ノ引換請求單據方 (省) 大藏第三號(三) 二六

アノ部

- 裁判所臺灣總督府法院統監府法務院及理事廳ノ判決ノ執行ニ關スル件 (法) 第三十六號(四) 一一三
- 統監府裁判所令制定統監府法務院官制廢止 (勅) 第二百三十六號(一〇) 三五五
- 統監府裁判所司法事務取扱令制定韓國ニ於ケル裁判事務取扱規則廢止 (勅) 第二百三十七號(一〇) 三六〇
- 統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令 (勅) 第二百四十八號(一〇) 三七七
- 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄ノ職員手當ニ關スル件 (勅) 第二百五十號(一〇) 三七九
- 統監府裁判所判事檢事ニ高等官官等俸給令第七條ノ規定ヲ適用セサル件 (勅) 第二百五十二號(一〇) 三八〇
- 統監府裁判所書記長及統監府裁判所書記特別任用令 (勅) 第二百五十七號(一〇) 三八四
- 統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅) 第二百五十九號(一〇) 三八六
- 明治三十九年法律第五十六號(韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル件) 廢止 (勅) 第二百三十五號(一〇) 三五四
- 裁判所書記長書記定員及俸給令中改正 (勅) 第九十一號(四) 一〇九
- 關東州裁判事務取扱令中改正 (勅) 第一百五號(四) 一四五

- 明治三十二年省令第五號(稅印ノ押捺請求方) 中改正 (省) 大藏第五十號(一〇) 四〇一
- 砂糭包裝ニ押捺スル檢印ノ雛形 (告) 臺灣總督第八十五號(一三) 五二〇

〔死名〕

- 明治四十一年告示第千二百六號(郵便振替貯金事務ニ關シ郵便爲替貯金管理所同支所間發受ノ郵便物及書類宛名記載方) 中改正 (告) 遞信第六百九十三號(七) 二四七四
- 郵便振替貯金事務ニ關シ統監府通信管理局ニ差出す郵便物ニ宛名記載方等 (告) 統監第二百二十六號(二三) 五二三

〔字〕

- 明治二十四年訓令第八號(郡區市境界ノ變更及町村字名ノ分合改稱等アルトキ報告方) 廢止 (訓) 遞信第三號(二) 三〇八

〔亞米利加〕

- 日本帝國及亞米利加合衆國間小包郵便條約ノ修正條約 (條) 第三號(七) 八
- 同上施行期日 (告) 遞信第六百九十六號(七) 二四七六
- 北米合衆國コロラド州デンヴァー市ニ帝國名譽領事館設置 (告) 外務第八號(八) 一五〇
- 暗礁發見ニ付キ清國航路標識監督官ノ告示譯文 (告) 臺灣總督第五十六號(四) 七三二

サノ部

- 裁判所臺灣總督府法院統監府法務院及理事廳ノ判決ノ執行ニ關スル件 (法) 第三十六號(四) 一一三
- 統監府裁判所令制定統監府法務院官制廢止 (勅) 第二百三十六號(一〇) 三五五
- 統監府裁判所司法事務取扱令制定韓國ニ於ケル裁判事務取扱規則廢止 (勅) 第二百三十七號(一〇) 三六〇
- 統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令 (勅) 第二百四十八號(一〇) 三七七
- 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄ノ職員手當ニ關スル件 (勅) 第二百五十號(一〇) 三七九
- 統監府裁判所判事檢事ニ高等官官等俸給令第七條ノ規定ヲ適用セサル件 (勅) 第二百五十二號(一〇) 三八〇
- 統監府裁判所書記長及統監府裁判所書記特別任用令 (勅) 第二百五十七號(一〇) 三八四
- 統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅) 第二百五十九號(一〇) 三八六
- 明治三十九年法律第五十六號(韓國ニ於ケル裁判事務ニ關スル件) 廢止 (勅) 第二百三十五號(一〇) 三五四
- 裁判所書記長書記定員及俸給令中改正 (勅) 第九十一號(四) 一〇九
- 關東州裁判事務取扱令中改正 (勅) 第一百五號(四) 一四五

- 明治三十八年省令第十號(區裁判所刑事事務ノ取扱ニ關スル件)中改正 (省)司法第八號(五) 一九二
- 刑事檢察官等俸給令ニ依リ指定ノ區裁判所名 (省)司法第九號(四) 一九三
- 刑事檢察官等俸給令ニ依リ指定ノ地方裁判所支部名 (省)司法第十一號(四) 一九四
- 橫濱地方裁判所管内商業登記事務取扱所ノ件 (省)司法第六號(四) 一四三
- 佐賀地方裁判所管内佐賀區裁判所西尾出張所改稱 (省)司法第十號(五) 一九四
- 秋田地方裁判所管内大曲區裁判所ニ同地方裁判所設置民事第一審ノ事務取扱ヲ (省)司法第四號(四) 一四二
- 樺太地方裁判所管内ウラジミロフカ區裁判所及マウカ區裁判所ヲシテ公證人ノ職務ヲ行ハシム (省)司法第三十八號(七) 一三四
- 大阪控訴院及大阪地方裁判所廳舎類焼ニ付キ事務取扱廳 (省)司法第四十四號(八) 一五〇
- 大阪控訴院及大阪地方裁判所火災ニ罹リ民事、刑事ノ訴訟事件及非訟事件ニ關スル未済配餘燒失ニ付キ同事件ニ關スル上告狀等更ニ差出方 (告)司法第五十一號(九) 一六三
- 東京地方裁判所管内東京區裁判所淀橋出張所備付ノ土地賣買登記申請書紛失 (告)司法第四十三號(八) 一五〇
- 横濱地方裁判所管内横濱區裁判所藤澤出張所備付ノ土地登記簿紛失 (告)司法第五十號(九) 一六三
- 千葉地方裁判所管内松戸區裁判所流山出張所備付ノ公證簿遺失ニ罹リ滅失 (告)司法第二號(二) 一八六
- 前橋地方裁判所管内富岡區裁判所移轉 (告)司法第十四號(四) 五八五
- 前橋地方裁判所管内沼田區裁判所東出張所ニ備付ノ土地登記簿滅失 (告)司法第五十六號(一〇) 一八四
- 明治三十六年告示第十九號(靜岡地方裁判所管内濱松區裁判所見付出張所保存ノ登記簿類燒失ノ件)中追加 (告)司法第二十九號(六) 九四四
- 靜岡地方裁判所管内濱松區裁判所見付出張所ニ備付ノ不動產登記申請書滅失 (告)司法第三十五號(七) 一三四
- 靜岡地方裁判所管内沼津區裁判所小泉出張所備付ノ登記簿紛失 (告)司法第六十三號(一) 三九〇
- 甲府地方裁判所管内甲府區裁判所熱見出張所備付ノ土地登記簿紛失 (告)司法第四十五號(八) 一五〇
- 甲府地方裁判所管内甲府區裁判所龍王出張所ニ備付ノ土地登記簿紛失 (告)司法第五十五號(一〇) 一八四
- 長野地方裁判所管内大町區裁判所移轉 (告)司法第四十六號(八) 一五二
- 長野地方裁判所管内伊那區裁判所朝日出出張所備付ノ公證簿滅失 (告)司法第四十九號(九) 一六三
- 和歌山地方裁判所管内和歌山區裁判所清水出張所備付ノ土地登記簿滅失 (告)司法第六十六號(一三) 三九二
- 同出張所備付ノ土地登記簿紛失 (告)司法第六十七號(一三) 三九二

- 金澤地方裁判所及金澤區裁判所移轉 (告)司法第十三號(三) 三二四
- 岡山地方裁判所管内新見區裁判所移轉 (告)司法第二十五號(五) 七八四
- 佐賀地方裁判所管内佐賀區裁判所備付ノ不動產登記申請書及附屬書類滅失 (告)司法第五十八號(一) 一〇七
- 熊本地方裁判所及熊本區裁判所移轉 (告)司法第三號(三) 一八七
- 宮崎地方裁判所管内飫肥區裁判所備付ノ登記簿中滅失 (告)司法第六十四號(一三) 三九一
- 同區裁判所備付ノ船舶登記簿紛失 (告)司法第六十五號(一三) 三九一
- 福島地方裁判所管内郡山區裁判所移轉 (告)司法第十二號(三) 三二四
- 福島地方裁判所管内白河區裁判所石川出張所備付ノ不動產登記申請書囑託書通知書附屬書類綴込帳一冊滅失 (告)司法第三十號(六) 九四四
- 函館地方裁判所管内函館區裁判所井出出張所備付ノ帳簿及書類燒失 (告)司法第十五號(四) 五八六
- 函館地方裁判所管内函館區裁判所井出出張所燒失ニ付キ登記事務停止期間 (告)司法第七號(三) 三二二
- 統監府裁判所ノ名稱、位置及管轄區域表 (府)統監第二十八號(二) 一九三
- 地方裁判所支部管轄表 (府)統監第二十九號(二) 一九六
- 統監府未開區裁判所事務取扱ニ關スル件 (府)統監第三十號(二) 一九八
- 統監府裁判所及檢事局事務章程 (府)統監第三十三號(一) 二〇〇
- 韓國人ニシテ統監府裁判所及統監府監獄ノ官吏、奏任及判任待遇者、雇員及傭人タル者ノ韓國内ニ於ケル旅費ニ付キ内國旅費規則適用ノ件 (府)統監第五十二號(一) 二二九
- 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄傭託員雇員傭人旅費規則 (府)統監第六十三號(一) 二三四
- 理事廳ニ於ケル裁判所書記事務取扱規則 (訓)統監第四號(四) 一一一
- 裁判事務ニ關スル領置物品取扱規程 (訓)統監第九號(四) 一八八
- 統監府裁判所開廳ノ際司法事務引繼方 (訓)統監第二十一號(一) 三〇九
- 統監府司法廳及統監府裁判所開廳ノ際司法事務引繼方 (訓)統監第二十號(一) 三〇八
- 統監府裁判所及檢事局處務規程 (訓)統監第二十六號(一) 三二三
- 區裁判所所在地在勸ノ統監府警視、警部ハ所轄地方裁判所檢事正ノ要求アルトキ其區裁判所檢事ノ職務ヲ取扱フ (訓)統監第二十八號(一) 三二五
- 統監府裁判所及統監府監獄會計事務章程 (訓)統監第三十三號(一) 三三三
- 韓國政府ニ於テ裁判所構成法、裁判所構成法施行法、裁判所設置法、未開區裁判所事務處理ニ關スル件及法部官制廢止ノ件公布 (告)統監第一百十五號(一) 三三七

○ 統監府裁判所開庭セサル區裁判所名 (告)統監第百六號(一)三三三	○ 明治四十二年度歳出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件 (勅)第百三十八號五 一六八
○ 韓國政府公布ノ民刑訴訟規則及刑事裁判費用規則中改正ノ件、土地家屋證明事務ニ關スル件及法部ニ關スル會計事務取扱ニ關スル件譯文 (告)統監第百十六號(一)三三八	○ 明治四十二年度歳入科目表 (訓)内務第五號四 八七
○ 韓國政府公布ノ裁判所設置法中改正ノ件譯文 (告)統監第二十七號四 七二〇	○ 明治三十八年省令第七號(元金及利子仕拂期ノ開始セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ歳入金ニ代用納付スルコトヲ得ルノ件)中改正 (省)大藏第一號三 七
○ 同上 (告)統監第三十七號五 九一	○ 帝國鐵道會計法第二條及第三條ノ公債募集金及借入金ハ帝國鐵道會計ノ歳入トス (省)大藏第二十五號四 二二三
○ 同上 (告)統監第三十八號五 九一	○ 專賣局作業歳入取扱規程中改正 (訓)大藏第二十一號七 二五〇
○ 歳入歳出 (豫)一月二十七日(一) 一	○ 明治四十一年度歳入科目表中追加 (訓)大藏第一號三 八
○ 明治四十一年度歳入歳出總豫算追加 (豫)三月四日(三) 三	○ 明治四十二年度歳入科目表 (訓)大藏第五號三 三〇
○ 明治四十一年度各特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月四日(三) 六	○ 同上 (訓)大藏第十一號四 八七
○ 明治四十二年度歳入歳出總豫算並明治四十二年度各特別會計歳入歳出豫算 (豫)三月二十二日(三) 八	○ 同上 (訓)大藏第十四號四 八八
○ 同上 (豫)三月三十日(三) 一六一	○ 同上 (訓)大藏第十六號五 一九七
○ 明治四十二年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一六二	○ 同上 (訓)大藏第十七號五 一九七
○ 同上 (豫)四月十四日(四) 一六九	○ 同上 (訓)大藏第十八號五 一九七
○ 同上 (豫)三月三十日(三) 一六二	○ 同上 (訓)大藏第二十六號(一〇) 二九〇
○ 明治四十二年度特別會計歳入歳出豫算追加 (豫)三月三十日(三) 一六二	○ 同上 (訓)大藏第二十三號九 二六九
○ 同上 (豫)四月十四日(四) 一七三	○ 明治四十二年度專賣局作業歳入歳出科目 (訓)大藏第六號三 三九

○ 明治四十一年度歳入歳出科目表中増設 (訓)陸軍第一號(一) 三	○ 同上 (訓)陸軍第二十三號九 二七一
○ 同上 (訓)陸軍第二號(一) 四	○ 同上 (訓)陸軍第二十四號九 二七二
○ 同上 (訓)陸軍第三號(三) 八	○ 同上 (訓)陸軍第二十五號(一〇) 二九四
○ 同上 (訓)陸軍第四號(三) 九	○ 同上 (訓)陸軍第二十六號(一〇) 二九五
○ 同上 (訓)陸軍第五號(三) 七二	○ 同上 (訓)陸軍第二十七號(一〇) 二九六
○ 同上 (訓)陸軍第六號(三) 七三	○ 同上 (訓)陸軍第二十八號(一) 三〇三
○ 同上 (訓)陸軍第七號(三) 七三	○ 同上 (訓)陸軍第二十九號(一) 三〇四
○ 同上 (訓)陸軍第八號(三) 九三	○ 同上 (訓)陸軍第三十號(一) 三〇五
○ 明治四十二年度歳入歳出科目表 (訓)陸軍第八號(三) 七三	○ 同上 (訓)陸軍第三十一號(一) 三〇六
○ 同上中増設 (訓)陸軍第十號(四) 九三	○ 同上 (訓)陸軍第三十二號(二) 三〇六
○ 同上 (訓)陸軍第十一號(四) 九四	○ 明治三十七年陸軍第二十八號(仕拂命令官歳入徵收官及其所管區分表)中改正 (達)陸軍第十八號三 四九
○ 同上 (訓)陸軍第十二號(四) 九五	○ 明治三十六年陸軍第三十四號(委任仕拂命令官歳入徵收官收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第十號(一) 一一
○ 同上 (訓)陸軍第十三號(五) 一九八	○ 歳入歳出取扱規程中刪除 (達)海軍第九號(一) 一〇
○ 同上 (訓)陸軍第十四號(五) 一九九	○ 明治四十一年度學校及圖書館歳入歳出科目表中追加 (訓)文部第一號(三) 九
○ 同上 (訓)陸軍第十五號(六) 二二七	○ 明治四十二年度學校及圖書館歳入歳出豫算科目 (訓)文部第二號(三) 七四
○ 同上 (訓)陸軍第十六號(六) 二二八	○ 同上中追加 (訓)文部第三號(四) 九六
○ 同上 (訓)陸軍第十七號(六) 二二九	○ 同上 (訓)文部第四號(四) 九六
○ 同上 (訓)陸軍第十八號(七) 二五五	○ 同上 (訓)文部第五號(四) 九七
○ 同上 (訓)陸軍第十九號(七) 二五六	○ 同上 (訓)文部第六號(五) 二〇〇
○ 同上 (訓)陸軍第二十號(七) 二五六	○ 同上 (訓)文部第七號(五) 二〇一
○ 同上 (訓)陸軍第二十一號(八) 二六五	
○ 同上 (訓)陸軍第二十二號(九) 二七〇	

- 同上 (訓) 文部第八號(六) 三三
- 同上 (訓) 文部第九號(六) 三三
- 同上 (訓) 文部第十號(八) 二六五
- 明治四十一年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目表中追加 (訓) 農商務第一號(一) 四
- 同上 (訓) 農商務第三號(一) 六
- 明治四十二年度歳入歳出及森林資金歳入歳出科目 (訓) 農商務第八號(四) 九
- 同上追加 (訓) 農商務第十號(四) 一一
- 同上 (訓) 農商務第十二號(五) 二〇一
- 同上 (訓) 農商務第十三號(五) 二〇二
- 同上 (訓) 農商務第十六號(五) 二〇三
- 同上 (訓) 農商務第二十一號(六) 二二三
- 同上 (訓) 農商務第三十四號(六) 二七五
- 同上 (訓) 農商務第三十六號(一〇) 二九六
- 同上 (訓) 農商務第四十三號(一三) 三七六
- 同上 (府) 臺灣總督第九號(四) 三六
- 臺灣公學校歳入取扱規則 (採用)
- 統監府巡查採用及給與令 (府) 統監第四十二號(一) 二二〇
- 統監府看守採用規則 (府) 統監第四十三號(一) 二二〇
- 海軍少軍醫及海軍少軍醫候補生採用ニ付キ出願方 (告) 海軍第十三號(九) 二六六
- 海軍少主計候補生採用ニ付キ出願方 (告) 海軍第三號(四) 五七四
- 海軍中少主計並ニ海軍少主計候補生採用ニ付キ志願者出願方 (告) 海軍第十四號(一〇) 二八二
- 海軍中少主計採用ニ付キ志願者出願方 (告) 海軍第十七號(三) 三三六
- 砂鑛法制定砂鑛採取法廢止 (法) 第十三號(三) 一八
- 砂鑛法施行細則設定砂鑛採取法施行細則廢止 (省) 農商務第二十六號(六) 三三四
- 明治三十八年勅令第八十四號(鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手數料ノ件)中改正 (勅) 第六十五號(六) 二〇八
- 韓國政府公布ノ樹有土石採取規則中改正ニ關スル件 (告) 統監第二十四號(三) 五二二
- 衛生材料取扱規則改正 (達) 陸達第五十六號(二) 二三五
- 獸醫材料取扱規則中改正 (達) 陸達第四十八號(九) 二〇〇
- 舊鐵道會社債務整理公債發行規程中改正 (省) 大藏第五十六號(一三) 六二九
- 舊鐵道會社債務整理公債發行規程ニ依リ公債證券發行 (告) 大藏第七十六號(一三) 三七五
- 郵便爲替規則勸業債券購買媒介郵便規則、郵便貯金規則、郵便振替貯金規則及郵便電信電話官署現金受拂規則中改正 (省) 逓信第三十二號(七) 三五〇

- 消印ヲ押捺シタル公債證書及國庫債券ノ引換請求準據方 (省) 大藏第三號(三) 二六
- 日本銀行ニ交付ノ國庫債券額面金額 (告) 大藏第六號(一) 一〇
- 第二回國庫債券償還 (告) 大藏第三十九號(三) 三〇四
- 第二回國庫債券償還額 (告) 大藏第百二十八號(九) 二六三
- 郵便局所ニ於テ第二十九回勸業債券購買媒介取扱期間 (告) 逓信第百九十二號(三) 二五二
- 郵便局所ニ於テ第三十回勸業債券購買媒介取扱期間 (告) 逓信第百五十六號(六) 二〇五
- 郵便局所ニ於テ第三十一回勸業債券購買媒介取扱期間 (告) 逓信第八百二十號(九) 一七四九
- 郵便局所ニ於テ第三十二回勸業債券購買媒介取扱期間 (告) 逓信第八百八十四號(一) 二六九
- 居留民國ノ財務ニ關スル件 (訓) 統監第二號(三) 二六
- 公學校財務規程中改正 (府) 臺灣總督第十號(四) 四〇
- 明治四十一年省令第十二號(神社ノ財産登録及管理並ニ會計ニ關スル件)中改正 (省) 內務第十四號(四) 二二四
- 埼玉縣北足立郡保谷村ヲ東京府北多摩郡ニ編入ニ付キ其財産處分方 (訓) 內務第一號(一) 一
- 京都帝國大學基本財産林トシテ引渡ラセル官有林林境界 (告) 臺灣總督第六十四號(二) 三三五
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死没ノ軍人軍屬靖國神社ヘ臨時合祀ニ付キ祭式執行 (告) 陸達四月二十四日(四) 五六四
- 輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法 (法) 第十八號(三) 三三
- 同上施行期日 (法) 第六十三號(三) 六八
- 輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法施行規則 (勅) 第六十四號(三) 七九
- 輸入原料砂糖戻稅法中改正 (法) 第十二號(三) 一七
- 砂糖消費稅法中改正 (法) 第二十號(四) 三五
- 砂糖消費稅法及非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅) 第五百五十二號(五) 一九〇
- 砂糖消費稅法施行規則設定砂糖消費稅法施行細則廢止 (府) 臺灣總督第五十二號(七) 一三四
- 砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ雜形 (告) 臺灣總督第八十五號(三) 三五〇
- 砂鑛 (〇) シノ部ニ載ス
- 造兵 (勅) 第三百十七號(二) 四八五
- 海軍造兵廠條例中改正 (勅) 第三百十七號(二) 四八五
- 海軍造兵廠處務細則中改正 (達) 海軍第六十五號(四) 一五五
- 造船造兵監督官條例中改正 (勅) 第三百十七號(二) 四八五

○海軍工廠海軍造兵廠下瀬火藥製造所及海軍修理工場
勤務時間並ニ職工服業時間規程中改正
(達)海軍第四十五號(三) 八〇

〔造林〕

○造林事業規程設定明治三十三年訓令第二十二號(造
林事業操式)及同年林發第六十三號(造林事業
(訓)農商務第二十三號(六) 二三四

〔造船〕

○兵器造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第二十七號(三) 六三
○同上 (達)海軍第七十一號(五) 一六〇
○同上 (達)海軍第五十七號(三) 二四一

○艦船造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第八十四號(六) 一七二
○同上 (達)海軍第九十九號(八) 一九六

〔造船〕

○造船獎勵法中改正 (法)第十六號(三) 二九
○造船造兵監督官條例中改正 (勅)第三百十七號(二) 四八五
○造船獎勵法施行細則改正 (省)司法第五十五號(二) 六四六

〔掃除〕

○官廳用、軍用及私設電線ノ保守並電池掃除依託規則
中改正 (府)警務總督第三十四號(五) 九六

〔裝著〕

○侍從武官長徽章ノ制式及裝著ニ關スル件 (勅)第六號(三) 五

○裝藥ト彈丸ト一體ニ附著セルモノ彈藥包ト改稱
(達)海軍第二十八號(三) 六三

〔裝蹄〕

○明治三十年陸達第九十七號(裝蹄及別毛器檢定數表)
中改正 (達)陸達第四十七號(九) 一九九

〔葬送〕

○故樞密院議長公府伊藤博文葬送ニ付キ當日廢朝
(告)宮内第十二號(二)二〇五九

〔倉庫〕

○官設保稅倉庫ニ藏置スル貨物ノ庫敷料設定明治三十
年告示第三十九號(同件)廢止 (省)大藏第七號(三) 二九

○供託法ニ依リ倉庫營業者指定 (告)司法第三十四號(六) 九四六
○同上 (告)司法第四十七號(八) 一五一
○同上 (告)司法第五十九號(二)二〇八〇
○指定倉庫營業者死亡 (告)司法第二十八號(六) 九四四

〔桑園〕

○桑園増殖獎勵費交付規則 (省)農商務第四號(四) 一五七

〔操典、操式〕

○步兵操典改定 (軍)陸第七號(二) 一五
○海軍艦砲操式草案中改正 (達)海軍第五十號(四) 一三九
○同上 (達)海軍第九十六號(七) 一八八

〔爭議〕

○明治三十七年律令第三號第四條ニ基キ花蓮港廳長ヲ
シテ民事爭訟調停等ヲ取扱ハシム (府)警務總督第八十號(二) 二七二

〔作業〕

○鐵道院用品供給競争者資格設定明治三十六年遞信省
令第十九號(鐵道作業局ノ印刷物帳表類供給競争者
資格)廢止 (省)大藏第三十三號(五) 一七四

○專賣局作業費取扱規程中改正 (訓)大藏第二十一號(七) 二五〇
○專賣局作業費豫算經理規程中改正 (訓)大藏第二十二號(七) 二五三

○明治四十二年度專賣局作業費入歳出科目
(訓)大藏第六號(三) 三九

〔茶業〕

○茶業 ○チノ部ニ載ス

〔下戻金〕

○明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有
スル飲料輸出下戻金ニ關スル件)施行規則中改正
(勅)第三百二十四號(二) 四八九

〔查問〕

○查問規則中改正 (達)海軍第二十五號(三) 五五

〔山砲〕

○三十一年式速射野砲山砲煩履歴表編纂規則並七糶米
野山砲煩履歴表編纂規則廢止 (達)陸達第五十八號(三) 二四〇

〔棧橋〕

○神戸税關棧橋使用規則 (省)大藏第三十九號(六) 二〇八
○基隆停車場地先假棧橋使用規則中改正 (府)警務總督第二十八號(四) 六七

〔産業〕

○産業組合法中改正 (法)第二十七號(四) 八〇
○明治四十二年法律第二十七號(産業組合法中改正)施
行期日 (勅)第二百一十一號(八) 三〇七

○産業組合法施行規則改正 (省)農商務第三十五號(八) 三七六
○明治三十八年勅令第二百一號(政府ニ於テ産業組合
ヨリ物品ノ買入ヲ爲ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得
ルノ件)中追加 (勅)第二百十九號(九) 三二五

○産業組合中央會ノ設立及事業ニ關スル件 (勅)第二百十三號(八) 三〇八

○明治三十三年省令第三十號(産業組合登記簿ノ謄本、
抄本手數料ノ件)中改正 (省)司法第十八號(八) 三七二

○産業組合登記取扱手續設定従前ノ同手續廢止 (省)司法第十七號(八) 三五七

〔産物〕

○固有林野産物及製品賣拂代金延納ノ件 (勅)第三百十八號(二) 四八五

○北海道固有林野及未開地並ニ其産物賣拂代金延納ノ
件 (勅)第二百十八號(九) 三二四

○ 同上	(告)農商務第三百三十三號(一)一九八	○ 同上	(告)農商務第四百三十七號(一)三〇八三
○ 同上	(告)農商務第四十五號(三)二二一	○ 同上	(告)農商務第四百八十七號(二)三三三九
○ 同上	(告)農商務第五十號(三)二二八	○ 同上	(告)農商務第四百九十號(一)一九三九
○ 同上	(告)農商務第六十二號(三)三三六	○ 同上	(告)農商務第四百九十二號(一)一九四五
○ 同上	(告)農商務第八十號(三)三四九	○ 同上	(告)農商務第四百九十九號(一)一九六一
○ 同上	(告)農商務第一百十號(三)三七八	○ 同上	(告)農商務第四百一十一號(一)三〇八四
○ 同上	(告)農商務第一百十六號(三)三八三	○ 同上	(告)農商務第四百四十六號(一)三〇八六
○ 同上	(告)農商務第一百四十三號(四)六二八	○ 同上	(告)農商務第四百四十九號(一)三〇九三
○ 同上	(告)農商務第一百八十七號(四)六六一	○ 同上	(告)農商務第四百五十一號(一)三二〇〇
○ 同上	(告)農商務第一百九十七號(五)七九五	○ 同上	(告)農商務第四百五十三號(一)三二一〇
○ 同上	(告)農商務第二百二十五號(五)八三四	○ 同上	(告)農商務第四百五十六號(一)三二一九
○ 同上	(告)農商務第二百七十七號(六)九七九	○ 同上	(告)農商務第四百六十一號(一)三二二七
○ 同上	(告)農商務第三百三十三號(七)三五六	○ 同上	(告)農商務第四百六十四號(一)三二三七
○ 同上	(告)農商務第三百四十五號(八)五五九	○ 同上	(告)農商務第四百六十五號(一)三二四二
○ 同上	(告)農商務第三百五十五號(八)五五三	○ 同上	(告)農商務第四百七十一號(一)三二五八
○ 同上	(告)農商務第三百六十一號(九)六七一	○ 同上	(告)農商務第四百七十二號(一)三二九七
○ 同上	(告)農商務第三百六十五號(九)六八一	○ 同上	(告)農商務第四百七十三號(一)三三〇三
○ 同上	(告)農商務第三百七十五號(九)七〇〇	○ 同上	(告)農商務第四百八十六號(一)三三三二
○ 同上	(告)農商務第三百八十三號(九)七〇九	○ 同上	(告)農商務第五百一十一號(一)三三六七
○ 同上	(告)農商務第三百九十三號(一〇)一八七九	○ 同上	(告)農商務第五百一十四號(一)三三七八
○ 同上	(告)農商務第三百九十四號(一〇)一八八七	○ 同上	(告)農商務第五百十八號(一)三三四〇〇
○ 同上	(告)農商務第四百號(一〇)一八九七		

○ 同上	(告)農商務第五百十九號(一)三三四〇七	○ 同上	(告)農商務第四百三十七號(一)三〇八三
○ 同上	(告)農商務第五百二十二號(一)三三四七	○ 漁業事項登錄	(告)農商務第四百八十七號(二)三三三九
○ 專用漁業權者ノ代表者登錄	(告)農商務第五號(一)一九五	○ 免許漁業登錄	(告)農商務第三號(一)一九七
○ 同上	(告)農商務第二十四號(二)一九五	○ 同上	(告)農商務第三十九號(二)二〇八
○ 同上	(告)農商務第九號(三)三七七	○ 同上	(告)農商務第八十六號(四)六九〇
○ 同上	(告)農商務第九十三號(五)七九三	○ 同上	(告)農商務第三百三十七號(七)三三八三
○ 同上	(告)農商務第二百三十號(五)八四〇	○ 同上	(告)農商務第三百五十五號(八)五五五
○ 同上	(告)農商務第二百七十號(六)九七七	○ 免許漁業原簿ニ譲渡登錄	(告)農商務第四百四十四號(一)三〇八五
○ 同上	(告)農商務第三百三十三號(六)一〇四五	○ 入漁事項登錄	(告)農商務第十二號(一)三三八
○ 同上	(告)農商務第三百六十四號(九)六八一	○ 同上	(告)農商務第三十四號(二)二〇四
○ 同上	(告)農商務第四百六十二號(一)三三三六	○ 同上	(告)農商務第五十四號(三)三二七
○ 同上	(告)農商務第四百八十八號(三)三三五八	○ 同上	(告)農商務第六十五號(三)三三九
○ 同上	(告)農商務第五百二號(三)三三七四	○ 同上	(告)農商務第六十五號(三)三三九
○ 同上	(告)農商務第五百二十一號(三)三三四七	○ 同上	(告)農商務第七十五號(三)三七七
○ 專用漁業權變更登錄	(告)農商務第三十八號(三)二〇七	○ 同上	(告)農商務第一百三十三號(四)六六七
○ 同上	(告)農商務第二百十四號(五)八三〇	○ 同上	(告)農商務第四百四十七號(四)六三六
○ 同上	(告)農商務第三百四十九號(八)五五五	○ 同上	(告)農商務第二百六十四號(六)九六三
○ 同上	(告)農商務第四百三十五號(一〇)九八一	○ 同上	(告)農商務第三百四十六號(六)一〇四五
○ 同上	(告)農商務第四百五十五號(一)三二一九	○ 同上	(告)農商務第三百六十六號(九)六九九
○ 專用漁業ノ一部休業登錄	(告)農商務第三百五十五號(七)三三五三	○ 同上	(告)農商務第三百七十一號(九)六九九
○ 專用漁業權ノ消滅登錄	(告)農商務第三百六十七號(七)三三五三	○ 同上	(告)農商務第三百九十二號(一〇)一八六三
○ 漁業權登錄	(告)農商務第四百三十號(一〇)一九八〇	○ 同上	(告)農商務第四百四十二號(一〇)一九八五

○ 同上	(告)農商務第四百六十八號(二)三四八	○ 同上(宮城縣)	(詔)七月二十六日(七) 七
○ 同上	(告)農商務第四百六十九號(二)三四五	○ 同上(神奈川縣)	(詔)十一月二十日(二) 九
○ 同上	(告)農商務第四百七十七號(二)三四四	○ 郵便切手類賣捌規則中改正	(省)遞信第十號(三) 一〇七
○ 同上	(告)農商務第四百七十九號(二)三四三	○ 同上	(省)遞信第六十四號(二) 六八一
○ 同上	(告)農商務第四百八十號(二)三四三〇	○ 遞信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則	(省)遞信第六十五號(二) 六八四
○ 同上	(告)農商務第四百八十一號(二)三四三八	○ 清國內本邦郵便局所在地ニ於テ賣捌ノ郵便切手及郵便葉書ニ符號印刷並ニ其使用方設定明治四十一年省令第八號(在清國本邦郵便局所及郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌ノ郵便切手ノ符號指定)廢止	(省)遞信第六十一號(二) 六七九
○ 入流變更登錄	(告)農商務第四百八十四號(二)三四四	○ 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ノ國際返信切手券ヲ交換スル國名表)中改正	(告)遞信第三十號(二) 八〇
○ 韓國政府公布ノ漁業法施行期日ニ關スル件譯文	(告)農商務第四百八十五號(二)三四五	○ 同上	(告)遞信第六百十九號(七)二三八五
○ 韓國政府公布ノ漁業免許狀許可狀、鑑札ノ雛形並ニ漁業法施行細則ニ依リ差出スヘキ願書、申請書、届書ノ書式譯文	(告)統監第十九號(三) 四九一	○ 同上	(告)遞信第九百五號(二)七八六
○ 韓國政府公布ノ漁業ニ關スル手數料ノ件譯文	(告)統監第二十三號(三) 五二〇	○ 郵便切手類及收入印紙賣捌規則設定明治四十年府令第十七號(統監府郵便所又ハ郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ノ割引歩合)及同年同第三十九號(國際返信切手券賣捌及引換方)廢止	(府)統監第十號(五) 八一
○ 韓國政府公布ノ漁業稅法施行細則譯文	(告)統監第二十六號(四) 七二八	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業稅法譯文	(告)統監第二十五號(四) 七二四	○ 同上	
○ 遼洋漁船檢查規程改正	(省)農商務第三十八號(二) 四四五	○ 同上	
○ 漁船檢查規程	(省)遞信第四十二號(二) 五三三	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業稅法施行細則譯文	(告)統監第二十三號(三) 五二〇	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業稅法施行細則譯文	(告)統監第二十六號(四) 七二八	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業稅法譯文	(告)統監第二十五號(四) 七二四	○ 同上	
○ 遼洋漁船檢查規程改正	(省)農商務第三十八號(二) 四四五	○ 同上	
○ 漁船檢查規程	(省)遞信第四十二號(二) 五三三	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業免許狀許可狀、鑑札ノ雛形並ニ漁業法施行細則ニ依リ差出スヘキ願書、申請書、届書ノ書式譯文	(告)統監第十九號(三) 四九一	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業ニ關スル手數料ノ件譯文	(告)統監第二十三號(三) 五二〇	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業稅法施行細則譯文	(告)統監第二十六號(四) 七二八	○ 同上	
○ 韓國政府公布ノ漁業稅法譯文	(告)統監第二十五號(四) 七二四	○ 同上	
○ 遼洋漁船檢查規程改正	(省)農商務第三十八號(二) 四四五	○ 同上	
○ 漁船檢查規程	(省)遞信第四十二號(二) 五三三	○ 同上	

○ 通信官署職員共濟組合規則	(省)遞信第二十三號(六) 二九一	○ 同上(宮城縣)	(詔)七月二十六日(七) 七
○ 通信官署職員共濟組合規則標題及本文中改正	(省)遞信第三十三號(七) 三五二	○ 同上(神奈川縣)	(詔)十一月二十日(二) 九
○ 郵便貯金局及通信官署職員共濟組合規則中改正	(省)遞信第五十二號(二) 六二二	○ 郵便切手類賣捌規則中改正	(省)遞信第十號(三) 一〇七
○ 通信官署職員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方	(達)會計検査院第二號(六) 一八〇	○ 同上	(省)遞信第六十四號(二) 六八一
○ 臺灣總督府鐵道部現業員ノ共濟組合ニ關スル件	(勅)第四十九號(三) 六二二	○ 遞信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則	(省)遞信第六十五號(二) 六八四
○ 御影並勅語謄本奉還心得	(訓)統監第十四號(六) 二四五	○ 清國內本邦郵便局所在地ニ於テ賣捌ノ郵便切手及郵便葉書ニ符號印刷並ニ其使用方設定明治四十一年省令第八號(在清國本邦郵便局所及郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌ノ郵便切手ノ符號指定)廢止	(省)遞信第六十一號(二) 六七九
○ 軌道ノ抵當ニ關スル件	(法)第二十八號(四) 八八	○ 明治四十年告示第五百六十九號(本邦ノ國際返信切手券ヲ交換スル國名表)中改正	(告)遞信第三十號(二) 八〇
○ 明治四十二年法律第二十八號(軌道ノ抵當ニ關スル件)施行期日	(勅)第九十一號(七) 二八八	○ 同上	(告)遞信第六百十九號(七)二三八五
○ 軌道抵當取扱規則	(閣)第六號(七) 一三	○ 同上	(告)遞信第九百五號(二)七八六
○ 貴族院		○ 同上	
○ 貴族院令中改正	(勅)第九十二號(四) 一一〇	○ 郵便切手類及收入印紙賣捌規則設定明治四十年府令第十七號(統監府郵便所又ハ郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌クヘキ郵便切手類及收入印紙ノ割引歩合)及同年同第三十九號(國際返信切手券賣捌及引換方)廢止	(府)統監第十號(五) 八一
○ 貴族院伯爵議員補選選舉	(詔)七月一日(七) 七	○ 同上	
○ 貴族院子爵議員補選選舉	(詔)五月六日(五) 五	○ 同上	
○ 貴族院多額納稅者議員(鹿兒島縣)補選選舉	(詔)三月四日官報(二) 一	○ 同上	
○ 同上(鹿手縣)	(詔)三月三日(三) 三	○ 同上	

- 郵便切手類及收入印紙賣捌規則第二條ニ依ル收入印紙ノ賣捌ヲ爲ス郵便局所名 (告)統監第四十二號(五) 九一四
- 同上 (府)臺灣總督第四十二號(六) 二二三
- 臺灣總督府郵便切手類賣下賣捌規則中改正 (府)臺灣總督第七十四號(一) 二二七
- 同上 (府)臺灣總督第七十四號(二) 二二七
- 皇太子渡韓記念章制定 (勅)第四十二號(三) 五四
- 紀念郵便封葉書發行並ニ賣捌郵便局名 (府)統監第十九號(七) 二二一
- 紀念郵便封葉書ノ種類、發賣價格及發賣期日 (告)統監第六十三號(七) 二四八三
- 臺灣總督府始政第十四回紀念ノタメ郵便局所ニ於テ、特殊日附印使用 (告)臺灣總督第八十號(六) 二六八
- 關東都督府始政三周年記念郵便封葉書發賣 (告)關東都督第七十三號(九) 一八〇
- 記章 (記章)
- 明治二十八年告示第十七號(海軍部内ニ於テ佩用スル記章圖式)中追加 (告)海軍第四號(四) 五七四
- 同上 (告)海軍第十八號(二) 三六六
- 白耳義國皇帝崩御ニ付キ宮中喪 (告)宮内第十八號(二) 三三四
- 同上ニ付キ參内者喪服用方 (告)宮内第十九號(二) 三三四
- 急行列車規程中改正 (告)鐵道院第二十八號(六) 九二九
- 同上 (告)鐵道院第七十八號(二) 三三四〇
- 機漕 (機漕)
- 海軍端舟機漕教範 (達)海軍第十一號(一〇) 二〇六
- 牛疫 (牛疫)
- 金州民政支署管内沙包子會亂石山子ニ牛疫發生 (告)關東都督第四十七號(五) 九二三
- 清國江蘇省北部山東省ノ南部並安徽省北部一帶ニ牛疫發生 (告)關東都督第四十八號(五) 九二三
- 大連民政支署金州支署管内朝陽寺會大山後屯ニ於テ牛牛疫ニ罹リ斃死 (告)關東都督第五十七號(七) 二五〇〇
- 海軍軍人軍屬休暇規則中改正 (達)海軍第九十四號(七) 一八八
- 同上 (達)海軍第一百號(八) 一九七
- 同上 (達)海軍第四百四十四號(二) 二三五
- 諸官員署中休暇 (告)內閣第一號(七) 二七三
- 同上 (告)宮内第六號(七) 二七六
- 海軍武官待命休職停職者心得中改正 (達)海軍第四百七十七號(二) 二三八
- 急行列車 (急行列車)
- 歸化 (歸化)
- 歸化允許 (告)內務第一號(一) 二
- 機關 (機關)
- 海軍艦隊隊將校及機關官教育規則、海軍艦隊隊下士卒教育規則廢止 (告)海軍第二百二十五號(二) 二二三
- 機關官勤務錄改正 (達)海軍第三十八號(三) 七〇
- 機關年報並機關日誌取扱及記載心得中改正 (達)海軍第六十一號(二) 二四三
- 行幸 (行幸)
- 特別大演習御施行ニ付キ栃木縣下(行幸) (告)宮内第十一號(二) 二〇九九
- 行狀 (行狀)
- 海軍下士卒善行章行狀條例施行細則中改正 (達)海軍第七號(七) 二〇一

- 牛疫ニ罹レル畜牛斃死、撲殺 (告)關東都督第六十一號(八) 二六四
- 牛疫ニ罹レル畜牛撲殺 (告)關東都督第六十三號(八) 二六四
- 清國復州管内吳家屯ニ牛疫發生 (告)關東都督第百號(二) 三三三
- 牛疫ニ罹リタル畜牛斃死並ニ撲殺 (告)關東都督第百十三號(二) 三三六
- 牛疫ニ罹レル畜牛斃死、撲殺並ニ隔離 (告)關東都督第百十八號(二) 三五七
- 臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則 (府)臺灣總督第三十二號(五) 八六
- 救助 (救助)
- 沖繩縣罹災救助基金法 (法)第十九號(三) 三三
- 同上施行期日 (勅)第七十八號(四) 九五
- 沖繩縣罹災救助基金法施行手帳ニ關シ準用方 (省)大藏第二十一號(四) 二二二
- 沖繩縣罹災救助基金法現在高報告方ニ關シ準用方 (訓)大藏第十二號(四) 八八
- 明治四十年度罹災救助基金國庫補助額 (告)大藏第十六號(三) 一七九
- 救恤 (救恤)
- 明治三十七八年戰役ノタメ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル件 (法)第三十八號(四) 二二六
- 明治四十二年法律第三十八號ニ依ル救恤金ノ下付ニ關スル件 (勅)第百七號(四) 一三三
- 明治三十三年勅令第三百二十九號(救恤寄附金ノ保管出納ニ關スル件)中改正 (勅)第三百十九號(二) 四八六
- 明治三十七八年戰役ノタメ損害ヲ被リタル者ノ救恤金下付申請書提出方 (告)統監第三十九號(五) 九二二
- 器具 (器具)
- 飲食物用器具取締規則中改正 (省)內務第二十四號(二) 六二五
- 歸化 (歸化)
- 歸化允許 (告)內務第一號(一) 二
- 機關 (機關)
- 海軍艦隊隊將校及機關官教育規則、海軍艦隊隊下士卒教育規則廢止 (告)海軍第二百二十五號(二) 二二三
- 機關官勤務錄改正 (達)海軍第三十八號(三) 七〇
- 機關年報並機關日誌取扱及記載心得中改正 (達)海軍第六十一號(二) 二四三
- 行幸 (行幸)
- 特別大演習御施行ニ付キ栃木縣下(行幸) (告)宮内第十一號(二) 二〇九九
- 行狀 (行狀)
- 海軍下士卒善行章行狀條例施行細則中改正 (達)海軍第七號(七) 二〇一

- 明治三十二年勅令第三百十五號(府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ關スル件)中改正 (勅)第百六號(四) 一三二
- 行政處分ヲ以テスル印紙ノ官設ハ廳長ヲシテ之ヲ爲サシム (府)臺灣總督第四十七號(六) 二二八
- 鐵道院用品供給競争者資格設定明治三十六年逓信省令第十九號(鐵道作業局ノ印刷物帳表類供給競争者資格)廢止 (省)大藏第三十三號(五) 一七四
- 危險物沈置ニ付キ一般船舶ノ通航、碇泊及漁業禁止期間效ニ區域 (告)海軍第十二號(六) 九四二
- 電信電話施設ノ費用ニ充ツル目的ヲ以テスル金銀ノ寄附ニ關スル件 (勅)第百二十三號(五) 一五三
- 明治三十三年勅令第三百二十九號(救恤寄附金ノ保管出納ニ關スル件)中改正 (勅)第三百十九號(二) 四八六
- 陸軍給與令中改正 (勅)第三號(一) 三
- 同上 (勅)第六十六號(三) 八
- 同上 (勅)第百五十三號(五) 一九〇
- 陸軍給與令細則中改正 (達)陸達第六號(二) 七
- 同上 (達)陸達第十九號(四) 八七
- 同上 (達)陸達第三十八號(六) 一六七
- 同上 (達)陸達第四十九號(一〇) 二〇三
- 同上 (達)陸達第五十四號(二) 二三五
- 外國駐在陸軍武官給與令中改正 (勅)第百六十七號(六) 二二一
- 外國駐在陸軍武官給與令細則中改正 (達)陸達第三十七號(六) 一六七
- 濟國駐節陸軍部隊給與令中改正 (勅)第六十九號(三) 八七
- 同上 (勅)第三百四十九號(二) 五二六
- 濟國駐節陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第二十二號(四) 二二一
- 同上 (達)陸達第五十號(一〇) 二〇五
- 同上 (達)陸達第五十七號(二) 二四〇
- 滿洲韓國樺太駐節陸軍部隊給與令中改正 (勅)第六十八號(三) 八七
- 同上 (勅)第三百四十八號(二) 五二六
- 滿洲韓國樺太駐節陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第二十一號(四) 一〇五
- 臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則中改正 (勅)第六十七號(三) 八四
- 同上 (勅)第三百四十七號(二) 五二五
- 臺灣島及澎湖島駐節陸軍部隊給與規則細則中改正 (達)陸達第二十號(四) 九九
- 同上 (達)陸達第三十四號(五) 一五九
- 同上 (達)陸達第三十九號(六) 一六八

- 明治四十一年勅令第百一十一號(陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スルノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一九
- 陸軍武官増俸給與規程中改正 (達)陸達第八號(三) 一三
- 陸軍監獄看守陸軍警手及陸軍傭人被服給與規則中改正 (達)陸達第二十三號(四) 一四
- 滿韓駐節部隊下士以下通譯加俸給與人員區分表 (達)陸達第二十五號(四) 一六
- 海軍給與令中改正 (勅)第百四號(四) 二二九
- 同上 (勅)第百五十四號(五) 一九一
- 海軍給與令施行細則中改正 (達)海軍第四十九號(三) 八二
- 同上 (達)海軍第六十一號(四) 一四四
- 同上 (達)海軍第百六號(九) 二〇一
- 關東州在勤者海軍給與令施行細則中改正 (達)海軍第百二十二號(二) 二二二
- 雇員傭人給與規則中改正 (達)海軍第四十七號(三) 八一
- 職工人夫給與規則中改正 (達)海軍第七十號(四) 一五八
- 臺灣及澎湖島ニ於テ傭役スル雇員傭人給與ニ關スル件設定明治三十一年達第九十三號(同伴)廢止 (達)海軍第四十八號(三) 八二
- 島嶼在勤者月手當給與細則中改正 (省)大藏第三十六號(五) 一七六
- 看守給與品及貸與品規則中改正 (勅)第百七十二號(六) 二五九
- 明治三十六年訓令第二十一號(稅務監督局及稅務署現在員數給額報告ノ件)中削除 (訓)大藏第三十三號(二) 三〇三
- 船舶内ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件 (勅)第百十五號(九) 三三一
- 交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件制定明治三十年勅令第百五十號(千島大隅琉球國諸島ニ設置スル二等郵便局及電信局職員月手當ノ件)廢止 (勅)第百十六號(九) 三二二
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則中改正 (省)逓信第六十二號(二) 六七九
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則制定千島國後島同國樺提島大隅國大島琉球國八重山島ニ設置スル二等郵便及電信局職員在勤月手當給與細則廢止 (省)逓信第三十九號(九) 三九七
- 統監府司法廳職員官等給與令 (勅)第百四十六號(一〇) 三七四
- 統監府判事及統監府檢事官等給與令 (勅)第百四十七號(一〇) 三七五
- 統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令 (勅)第百四十八號(一〇) 三七七
- 統監府警視廳部官等給與令 (勅)第百四十九號(一〇) 三七八
- 委任及聘任待遇統監府監獄職員給與令 (勅)第百五十一號(一〇) 三七九

- 統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅) 第二百五十九號(一〇) 三八六
- 統監府鐵道廳職員官等給與令 (勅) 第六十一號(六) 二〇〇
- 統監府臨時間島派出所職員官等給與令中改正 (勅) 第八十號(四) 九六
- 理事廳看守任用及給與規則廢止 (府) 統監第四十一號(二) 二〇九
- 統監府巡查採用及給與令 (府) 統監第四十二號(二) 二二〇
- 韓國人タル統監府ノ看守ノ給與ニ關スル件 (府) 統監第四十四號(二) 二二一
- 統監府看守、統監府女監取締給與品及貸與品規則 (府) 統監第五十三號(二) 二二九
- 統監府監獄傭人給與品及貸與品規則 (府) 統監第五十四號(二) 二三三
- 臺北水道給水規則 (府) 統監第八號(四) 二二七
- 臺北水道給水規則中改正 (府) 統監第八十三號(二) 二七四
- 交通至難ノ場所ニ在勤スル臺灣總督府燈臺看守手當給與方 (府) 臺灣總督第八十五號(二) 二七五
- 交通至難ノ場所ニ在勤スル臺灣總督府燈臺看守二月手當ヲ給與ス(キ)場所及其給與額 (告) 臺灣總督第五十七號(二) 二三三
- 佐賀縣ニ於ケル巡查退還際料及遺族扶助料並巡查療治料給助料及再祭料取扱規則 (告) 臺灣總督第十一號(三) 二八四
- 樺太廳職員官等給與令中改正 (勅) 第四百四十六號(五) 一八四
- 臨時軍用氣球研究會官制 (勅) 第二百七十七號(七) 三〇二
- 中央氣象官制中改正 (勅) 第一百十一號(四) 一三九
- 中央氣象氣球通報規程廢止 (省) 文部第八號(三) 一〇一
- 氣象通知電報規則 (省) 逕信第七號(三) 一〇三
- 同上中改正 (省) 逕信第三十六號(八) 三六二
- 中央氣象寮附屬筑波山測候所事務開始 (告) 文部第五十五號(五) 七八五
- 海軍所屬技師ノ官等ニ關スル件 (勅) 第四號(二) 四
- 明治三十九年訓令第三十五號(道廳府縣部市農業工業林業水産各技師技手設置心得ノ件)中削除 (訓) 農商務第十五號(五) 二〇二
- 技術獎勵金品出納規則中改正 (達) 海軍第三百十號(二) 二二五
- 技術獎勵金品取扱規程中改正 (告) 海軍第十五號(二) 二〇七八
- 汽船、汽船 (汽車、汽船) (省) 農商務第三號(四) 一六五
- 汽船、汽船 (汽車、汽船) (省) 農商務第三號(四) 一六五
- 明治三十九年告示第五十七號(北海道移住民ニ對スル汽船、汽船ノ特別取扱方)中追加 (告) 內務第九號(二) 四
- 汽船椅子山丸及同家子山丸本籍變更 (達) 海軍第一百十二號(一〇) 二〇七

- 帝國政府及英國政府間締結ノ帝國旅客汽船検査ニ關スル件 (告) 逕信第四百六十二號(二) 三〇三
- 大連等ニ於ケル汽車検査施行廢止 (告) 關東都督第八十六號(一〇) 二〇五〇
- 侍從武官長徽章ノ制式及裝着ニ關スル件 (勅) 第六號(三) 五
- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手額換造取締規則 (省) 逕信第六十五號(二) 六八四
- 潜水艇修業徽章附與規則 (達) 海軍第五十七號(四) 一四三
- 潜水艇修業徽章附與規則中改正 (達) 海軍第九十八號(八) 一九六
- 明治四十年達第七十四號(三等兵曹及水兵等ノ服制アルモノ)、帽徽章ニ記スル名稱)中追加 (達) 海軍第二十三號(二) 三六
- 銀ノ價格改定 (告) 關東都督第一號(一) 二七
- 同上 (告) 關東都督第二號(一) 二八
- 同上 (告) 關東都督第三號(一) 二八
- 同上 (告) 關東都督第十二號(三) 五二四
- 同上 (告) 關東都督第十四號(三) 五二五
- 同上 (告) 關東都督第三十四號(五) 九〇
- 同上 (告) 關東都督第三十七號(五) 九〇
- 同上 (告) 關東都督第三十八號(五) 九〇
- 北海道拓殖銀行法中改正 (法) 第十號(三) 一五
- 同上 (法) 第三十四號(四) 一一八
- 日本勸業銀行法中改正 (法) 第三十二號(四) 一一六
- 農工銀行法中改正 (法) 第三十三號(四) 一一七
- 明治四十二年法律第三十二號(日本勸業銀行法中改正)同第三十三號(農工銀行法中改正)及同第三十四號(北海道拓殖銀行法中改正)施行期日 (勅) 第三百三十號(二) 四九四
- 同上 (告) 關東都督第四十五號(五) 九三
- 同上 (告) 關東都督第四十九號(五) 九三
- 同上 (告) 關東都督第五十一號(六) 二七一
- 同上 (告) 關東都督第五十八號(七) 二五〇
- 同上 (告) 關東都督第六十五號(八) 二六五
- 同上 (告) 關東都督第七十九號(九) 二八一〇
- 同上 (告) 關東都督第八十三號(一〇) 二五〇
- 同上 (告) 關東都督第八十四號(一〇) 二五〇
- 同上 (告) 關東都督第九十一號(一一) 三三七
- 同上 (告) 關東都督第一百號(一二) 三三三
- 同上 (告) 關東都督第一百四號(一二) 三三四
- 同上 (告) 關東都督第一百十號(一二) 三五五
- 同上 (告) 關東都督第一百十四號(一二) 三五六

- 臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フハキ銀行券ノ引換期限ニ關スル件 (法)第一號(三) 一
 - 日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件 (勅)第百十三號(四) 一四二
 - 明治三十八年勅令第七十三號(株式會社第一銀行ノ韓國ニ於ケル業務ニ關スル件)廢止 (勅)第三百二十二號(二) 四八八
 - 日本銀行ニ交付ノ國庫債券額面金額 (告)大藏第六號(一) 一〇
 - 日韓兩國間ニ交換セル韓國中央銀行ニ關スル證書 (告)統監第七十六號(八)一六〇九
 - 韓國銀行總裁、理事韓國銀行條例第四十一條ノ事犯處分方 (府)統監第二十一號(八) 一五三
 - 明治四十一年府令第二十二號(官廳、銀行業者韓國内ニ於ケル高價電信爲替申請方等)中改正 (府)統監第一號(三) 三
 - 韓國ニ於ケル銀行業ニ關スル規則中改正 (府)統監第二十六號(二〇) 一八四
 - 韓國政府公布ノ韓國銀行條例譯文 (告)統監第七十號(八)一五九二
 - 明治四十一年府令第六十三號(官廳又ハ國庫金、地方税金ヲ取扱フ銀行業者臺灣島内ニ於テ電信爲替ニ依リ高價ノ金員送付方)中改正 (府)臺灣總督第三號(三) 一八
 - 同上 (府)臺灣總督第百三號(二) 三三五
- 明治四十一年府令第六十三號(官廳又ハ國庫金、地方税金ヲ取扱フ銀行業者臺灣島内ニ於テ電信爲替ニ依リ高價ノ金員送付方)中改正 (府)臺灣總督第三號(三) 一八
 - 同上 (府)臺灣總督第百三號(二) 三三五
- 明治三十四年省令第六號(各地金庫ニテ保管スル有價證券保管轉換ノ件)中改正 (省)大藏第十三號(三) 五〇
 - 帝國鐵道會計金庫出納事務規程制定明治四十年訓令第三十三號(帝國鐵道及同用品資金會計並ニ韓國鐵道及同用品資金會計金庫出納事務規程)廢止 (訓)大藏第九號(三) 五二
 - 明治四十一年訓令第九號(金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省へ提出スヘキ各金庫毎月出納計算書樣式)中改正 (訓)大藏第十五號(四) 八九
 - 明治三十五年告示第二十五號(金庫位置及出納區域)中改正 (告)大藏第三十四號(三) 三〇三
 - 明治三十九年告示第八百六十五號(金庫常設派出所設置)中改正 (告)大藏第四十五號(三) 三〇八
 - 中央金庫所屬習志野派出所ノ事務繼承ノ件 (告)大藏第四十九號(三) 三二〇
 - 金庫常設派出所設置 (告)大藏第五十號(三) 三二〇
 - 鳥取、富山兩本金庫廢止 (告)大藏第八十三號(六) 九三五

- 大阪本金庫所屬大阪本金庫淡町、鐵道派出所廢止 (告)大藏第八十七號(六) 九三六
 - 明治四十二年告示第五十號(金庫常設派出所設置)中追加 (告)大藏第九號(七) 三三四
 - 金庫常設派出所設置中改正 (告)大藏第百二十五號(八) 五〇九
 - 門司本金庫所屬下關鐵道派出所廢止 (告)大藏第百三十五號(九) 一六三四
 - 中央金庫所屬杉戸支金庫大阪本金庫所屬枚方支金庫同八尾支金庫水戸本金庫所屬江戸崎支金庫同取手支金庫並ニ同龍ヶ崎金庫派出所廢止及中央金庫、大阪、水戸各本金庫改正等 (告)大藏第百五十八號(一〇) 一八三三
 - 在韓國各金庫開庫時間 (告)大藏第百六十八號(二) 三三五六
 - 臺北本金庫及同所屬各支金庫ノ出納區域改正 (告)大藏第百五十一號(一〇) 二八二天
- 明治三十八年勅令第十五號(戰役者タハ事變ニ際シシ功勞アル者ニ一時限金圓ヲ賜與ノ件)中改正 (勅)第三百五十號(二) 五七
 - 技術獎勵金品出納規則中改正 (達)海軍第百三十號(二) 二二五
 - 技術獎勵金品取扱規程中改正 (告)海軍第十五號(二) 三〇七八
 - 電信電話施設ノ費用ニ充ツル目的ヲ以テスル金錢ノ寄附ニ關スル件 (勅)第百二十三號(五) 一五三
- 明治三十九年告示第八百六十五號(金庫常設派出所設置)中改正 (告)大藏第四十五號(三) 三〇八
 - 中央金庫所屬習志野派出所ノ事務繼承ノ件 (告)大藏第四十九號(三) 三二〇
 - 鳥取、富山兩本金庫廢止 (告)大藏第八十三號(六) 九三五
- 司法事務並ニ之ニ關スル文書、金銀及物件ノ引續方 (訓)統監第三十九號(二) 三六九
 - 監獄事務並ニ之ニ關スル文書、金銀及物件其他引續方 (訓)統監第四十號(二) 三六九
 - 明治三十六年勅令第四十八號(通信現業員勸勉手當ノ件)中改正 (勅)第百九十九號(七) 二六六
- 市町村立小學校教育費國庫補助法第三條ノ市町村立小學校ノ本科正教員數及市町村立小學校ノ本科正教員ニシテ五年以上同一府縣内ニ勤續スル者ノ數 (省)文部第九號(三) 一〇二
 - 統監府監獄官制、同司法警察官官制施行ノ際命セラレタル看守及巡查ヲ勸擧者ト爲スノ件 (府)統監第六十四號(二) 二三四
- 巡查配置及勸務概則中改正 (訓)內務第二號(三) 七
 - 明治三十年陸軍第三十六號(勸務演習ニ召集ノ者外泊許可ノ件)廢止 (達)陸軍第五十一號(一〇) 二〇五
 - 機關官勸務錄改正 (達)海軍第三十八號(三) 七〇
 - 軍艦職員勸務令中改正 (達)海軍第五十五號(四) 一四二
 - 勸勉手當支給細則中改正 (達)海軍第八十號(六) 一六九
 - 艦隊職員勸務令中改正 (達)海軍第百三十九號(二) 三三三
 - 水雷團職員勸務令中改正 (達)海軍第五十四號(四) 一四一

- 水雷團職員勤務令中改正 (達)海軍第四百十號(一) 三三三
- 驅逐隊艇隊及驅逐艦水雷艇職員勤務令中改正 (達)海軍第四百一十一號(一) 三三三
- 潜水艇隊職員勤務令中改正 (達)海軍第五百六十六號(四) 一四三
- 同上 (達)海軍第四百二十二號(一) 三三四
- 防備隊職員勤務令中改正 (達)海軍第四百三十三號(一) 三三四
- 統監府看守及統監府女監取締非番勤務手當、宿料及特別手當支給規則 (訓)統監第三十二號(一) 三三〇
- 〔襟章〕
- 明治三十九年府令第二十三號(統監府及所屬官署職員ノ襟章)中改正 (府)統監第三十二號(一) 一九九
- Xノ部
- 〔名簿〕
- 郵便振替貯金加入者名簿價格 (告)逕信第七百八十九號(九) 七三三
- 〔命令〕
- 各廳ニ於テ明治三十年勅令第三百七十七號及同三十二年勅令第三百號(河川法ニ依ルル命令ノ件)ニ記載シタル行為ヲ爲サントストキ規定準據方 (訓)內務第三號(三) 八
- 明治三十七年陸軍第二十八號(仕捕命令官裁入徵收官及其所管區分表)中改正 (達)陸軍第十八號(三) 四九
- 明治三十六年達第百三十四號(委任仕捕命令官、裁入徵收官、收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第十號(一) 一一
- 明治三十六年達第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表)中改正 (達)海軍第十六號(三) 一九
- 同上 (達)海軍第三十二號(三) 六七
- 同上 (達)海軍第四十號(三) 七三
- 同上 (達)海軍第六十號(四) 一四四
- 同上 (達)海軍第六十七號(二) 一五六
- 〔命課〕
- 海軍兵曹長同相當官准士官配屬命課規則設定明治二十三年達第百六十一號(准士官配屬命課令下付方)廢止 (達)海軍第四百六十六號(一) 三三六
- 〔命名〕
- 恒久王殿下ノ王男子御命名 (告)宮內第三號(三) 二九四
- 般仁親王殿下ノ王女子御命名 (告)宮內第七號(七) 二七六
- 舞鶴海軍工廠ニ於テ製造ノ伊號大驅逐艦命名 (達)海軍第十四號(三) 一八
- 戰利汽船「シラチ」命名 (達)海軍第四十一號(三) 七三
- 橫濱實業建設隊附屬「マインボート」命名 (達)海軍第五十二號(四) 一四〇
- 長崎三菱造船所ニ於テ製造スヘキ甲號大驅逐艦命名 (達)海軍第二百二十三號(一) 二二三

- 〔明細書〕
- 明治三十二年告示第五十九號(特許出願ニ關スル明細書及圖面調製ノ標準)改正 (告)農商務第四百二十五號(一〇) 一九七五
- 〔墨西哥〕
- 明治三十九年告示第二百三十五號(墨西哥國宛小包郵便物指定留置局表記)廢止 (告)逕信第六百三十一號(七) 二四九
- 〔免許〕
- 度量衡器ノ營業免許及檢定ニ關スル手数料徵收ノ件 (勅)第七十九號(七) 二七三
- 度量衡器ノ製作、修復又ハ販賣ノ營業ノ免許狀ニ關スル手数料 (省)農商務第三十二號(七) 三四五
- 歐幣假免許手續中改正 (訓)農商務第三十號(八) 二六六
- 踏鐵工假免許手續中改正 (訓)農商務第三十一號(八) 二六六
- 第四十三回歐幣假免許試驗並ニ第三十三回踏鐵工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第一號(一) 二二五
- 臺灣醫生免許規則中改正 (府)臺灣總督第一號(三) 三三四
- 臺灣小學校、臺灣公學校教員檢定及免許ニ關スル規程中改正 (府)臺灣總督第三十六號(五) 九八
- 同上 (府)臺灣總督第八十四號(二) 二七四
- 〔免因〕
- 免因保護事業獎勵費ヲ受ケントスル者出願方 (告)司法第十八號(五) 七八〇
- 〔免稅〕
- 韓國政府公布ノ間島及琿春地方免稅貨物取扱規程釋文 (告)統監第百二十八號(一) 二二五三
- Mノ部
- 〔未開地〕
- 北海道國有林野及未開地並ニ其產物賣拂代金延納ノ件 (勅)第二百十八號(九) 三四
- 〔水先〕
- 大阪海軍局ニ於テ内海水先區水先人試驗執行 (告)逕信第七百八十號(八) 二五八
- 〔身分〕
- 明治三十五年訓令第四號(監獄官吏身分帳其他簿表等様式)ノ件)中改正 (訓)司法第四號(一〇) 二九六
- 沖繩縣區町村吏員賠償責任及身元保證ニ關スル件 (省)內務第十號(三) 二二五
- 〔民事〕
- 明治二十四年勅令第三號(民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表スルニ附キテノ規定)中改正 (勅)第六十六號(六) 二二二
- 明治四十年省令第三十八號(專賣局、專賣局收納所、專賣局製造所、專賣局販賣所司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國代表)中改正 (省)大藏第十二號(三) 五〇

- 秋田地方裁判所管内大曲區裁判所ニ同地方裁判所設置民事第一審ノ事務取扱ヲ (省)司法第四號四 一四二
- 明治三十九年府令第二十四號(統監府所屬官署ノ司掌事務ニ係ル民事訴訟ニ付キ國ヲ代表スル件)中改正 (府)統監第四十號(一) 二〇九
- 韓國政府公布ノ民事證據調查費用ニ關スル件譯文 (告)統監第三十六號(五) 九二〇
- 韓國政府公布ノ民刑訴訟規則及刑事裁判費用規則中改正ノ件、土地家屋證明事務ニ關スル件及法部ニ關スル會計事務取扱ニ關スル件譯文 (告)統監第百十六號(一)三三六
- 明治三十七年律令第三號第四條ニ基キ花蓮港廳長ヲシテ民事爭訟調停等ヲ取扱ハシム (府)濱海總督第八十號(一) 二七二
- (民政)
- 明治四十一年府令第六十三號(大連民政署金州支署設置)中追加 (府)關東都督第一號(一) 一
- 明治四十一年告示第百四號(大連民政署金州支署出張所名稱位置管轄區域)中追加 (告)關東都督第四號(一) 二二八
- 印紙犯罪處罰法第五條ノ官沒ハ民政署長、同支署長ヲシテ之ヲ爲サシム (府)關東都督第八號(五) 一一四
- 明治三十八年關東洲民政署告示第四號(大連市市場貸下規程)外二件廢止 (告)關東都督第九號(二) 二九一
- 濱海總督府民政部殖產局附屬博物館規程中改正 (告)濱海總督第三十六號(三) 五二六
- (寺院)
- 指定國寶所有寺院收稱 (告)內務第百四十號(一〇) 二八〇
- (仕拂)
- 明治十九年訓令第一號(神社費中神宮費外二費十九年度以降仕拂及決算證明方)廢止 (訓)內務第四號(三) 二九
- 明治二十三年訓令第百五號(大藏省所管經費中仕拂豫算ヲ以テ仕拂命令委任シタルモノ、過誤拂ヲ爲シタルトキ取扱手續)廢止 (訓)大藏第二十七號(一〇) 二九〇
- 明治三十七年陸軍第二十八號(仕拂命令官俸入徴收官及其所管區分表)中改正 (達)陸軍第十八號(三) 四九
- 明治三十六年達第百三十四號(委任仕拂命令官俸入徴收官、收入官吏ノ件)中改正 (達)海軍第十號(一) 一一
- (事犯)
- 韓國銀行總裁、理事韓國銀行條例第四十一條ノ事犯處分方 (府)統監第二十一號(一) 一五三
- 濱海總督府土木部事務官特別任用令 (勅)第百八十五號(一〇) 四三九
- (事務)
- 濱海總督府農務官及醫務視特別任用令 (勅)第百八十七號(一〇) 四四〇

- 濱海總督府專賣局事務官特別任用令廢止 (勅)第百八十八號(一〇) 四四一
- 統監府裁判所及統監府監獄會計事務章程 (訓)統監第三十三號(一) 三三三
- 國債事務取扱店ノ位置及名稱中改正 (告)大藏第百六十五號(一)三〇七
- (死歿)
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ軍人軍屬靖國神社へ臨時合祀ニ付キ祭式執行 (告)陸軍第四四號(四) 五六四
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死歿ノ陸軍軍人軍屬靖國神社へ臨時合祀人名 (告)陸軍第七號(四) 五六四
- 陸軍軍人軍屬及雇員傭人等臺灣匪徒、蕃人討伐ニ從事シ傷疾疾病ノタメ死歿セル者ノ遺族ニ一時金賜與 (告)陸軍第八號(五) 七七八
- 明治三十七八年戰役ノタメ死歿ノ海軍軍人靖國神社へ臨時合祀人名 (告)海軍第五號(四) 五七五
- (司法)
- 司法省官制中改正 (勅)第百五十六號(五) 一九三
- 公證入法ヲ樺太ニ施行スルノ件制定明治四十年勅令第九十四號(司法ニ關スル法律ヲ樺太ニ施行スルノ件)中削除 (勅)第百九十號(七) 二八八
- 統監府裁判所司法事務取扱令制定韓國ニ於ケル裁判事務取扱規則廢止 (勅)第百三十七號(一〇) 三六〇
- 韓國人ニ係ル司法ニ關スル件 (勅)第百三十八號(一〇) 三六四
- 統監府司法廳官制 (勅)第百四十二號(一〇) 三六九
- 統監府司法廳檢察官官制 (勅)第百四十四號(一〇) 三七二
- 統監府司法廳職員特別任用令 (勅)第百五十四號(一〇) 三八二
- 統監府司法廳職員官等給與令 (勅)第百四十六號(一〇) 三七四
- 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄ノ職員手當ニ關スル件 (勅)第百五十號(一〇) 三七九
- 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄囑託員、雇員、傭人旅費規則 (府)統監第六十三號(一) 二三四
- 統監府監獄官制、同司法警察官官制施行ノ際命セラレタル看守及巡查ヲ勤撮者ト爲スノ件 (府)統監第六十四號(一) 二三四
- 統監府法務院並理事廳司法事務ニ關スル書類保存規程 (訓)統監第三號(三) 八四
- 在韓國本邦人ニ對スル司法警察官執務規則 (訓)統監第八號(四) 一五九
- 司法警察官外國人ニ關スル執務心得 (訓)統監第十三號(五) 二二四
- 同上改正 (訓)統監第二十九號(一) 三二六
- 統監府司法廳及統監府裁判所開廳ノ際司法事務引繼 (訓)統監第二十號(一) 三〇八

- 統監府裁判所開職ノ際司法事務引繼方 (訓) 統監第二十一號(一) 三〇九
- 統監府司法廳分課規程 (訓) 統監第二十四號(二) 三二二
- 韓國人ニ對スル司法警察事務取扱ニ付キ規程適用方 (訓) 統監第三十號(二) 三二七
- 在韓國本邦人ニ對スル司法警察官執務規則 (訓) 統監第三十四號(二) 三三九
- 司法事務並ニ之ニ關スル文書、金錢及物件ノ引繼方 (訓) 統監第三十九號(二) 三六九
- 韓國ノ司法及監獄事務ヲ日本政府ニ委託ノ件ニ關スル覺書交換 (告) 統監第六十六號(七) 二四八五
- 〔司令〕
- 韓國ニ於テ帝國ノ經營スル鐵道ニ對スル統監及韓國駐荷軍司令官ノ權限ニ關スル件 (勅) 第三百四十號(二) 五〇四
- 樺太守備隊司令部條例中改正 (軍) 陸軍陸第二號(四) 三
- 聯隊區司令部警備隊司令部及警備隊區司令部位置設定明治四十年告示第二十一號(各聯隊區司令部及對馬沖繩兩警備隊區司令部位置)廢止 (告) 陸軍第四號(三) 一八四
- 同上中改正 (告) 陸軍第十號(六) 九四一
- 〔司獄〕
- 臺灣總督府警察官及司獄官練習所官制中改正 (勅) 第二百七十八號(一〇) 四三〇
- 〔鹽(食鹽)〕
- 明治四十年勅令第三百一十一號(煙草專賣法、鹽專賣法、粗製樟腦、樟腦油專賣法違反事件ニ關スル件)中改正 (勅) 第四十號(三) 五三
- 專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中改正 (勅) 第二百二十五號(一〇) 三三六
- 鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方設定明治三十八年訓令第四十二號(鹽及鹽藏物ノ輸出並ニ交付金下付ニ關シ稅關事務取扱方)廢止 (訓) 大藏第二十五號(一〇) 二八五
- 鹽賣捌規則ニ依リ徵收スル鹽保管料及徵收方 (告) 大藏第十五號(三) 一七八
- 明治三十八年告示第五百八十二號(鹽ノ包裝ニ關シ使用スルノ件)中改正 (告) 大藏第十一號(三) 一七七
- 鹽販賣官署名稱及區域制定明治四十一年告示第八十六號(同件)廢止 (告) 大藏第四十四號(三) 三〇六
- 同上 (告) 大藏第九十號(六) 九三七
- 同上 (告) 大藏第二百二十六號(八) 二五〇
- 同上 (告) 大藏第六十九號(三) 三三九
- 明治四十一年告示第百號(政府ノ賣渡ス鹽ノ百斤當價格)中改正 (告) 大藏第四百十八號(一〇) 八五
- 鹽ノ百斤當賣價價格 (告) 大藏第七十五號(三) 三三九
- 明治三十八年府令第二十三號(食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣局及支局名稱、位置、管轄區域)改正 (府) 臺灣總督第九十四號(一) 二九八

- 食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣支局ノ出張所名稱、位置設定下海峽層出張所廢止 (告) 臺灣總督第六十七號(二) 三三六
- 〔シベリヤ〕
- 歐亞鐵路法ニ依リ當分滿洲、韓國、西伯利亞又ハ之ヲ經テ生牛輸入停止 (省) 農商務第三十三號(八) 三七四
- 歐洲諸國、伯西兒、外五國宛通常郵便物西比利亞經由差立方設定明治四十年告示第五百四十一號(同) 同四一
- 一年告示第三百七號(同件)廢止 (告) 遞信第四百號(一) 一〇七
- 〔自働電話〕
- 毎年夏期海水浴場開設ノ期間關東州夏家河子ニ臨時自働電話設置 (告) 關東都督第五十九號(七) 二五〇〇
- 滿洲五龍青溫泉場ニ自働電話設置 (告) 關東都督第六十六號(八) 二六二五
- 〔自轉車〕
- 自働車專用乘降場新設 (告) 鐵道院第十三號(三) 二九四
- 〔市町村〕
- 市町村立小學校教員加俸令中改正 (勅) 第十二號(三) 一〇
- 市町村立幼稚園長及保姆ノ待遇ニ關スル件 (勅) 第三百三十五號(二) 五〇〇
- 明治三十八年省令第二十八號(特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市及北海道ノ區指定)中追加 (省) 大藏第二十九號(四) 一三九
- 所得稅法ニ依リ特ニ所得調査委員會ヲ置クヘキ市及區指定 (省) 大藏第五十三號(二) 五九八
- 市ニ於テ郵便振替貯金ニ依リ國稅金ノ受拂ヲ爲サントスル場合ノ件 (省) 大藏第二十四號(四) 一三三
- 明治二十七年訓令第十一號(市町村ニ備フヘキ國稅金收納簿其他一人別徵稅元帳樣式)中改正 (訓) 大藏第三十號(一〇) 二九三
- 市公金受拂ノ爲ニスル郵便振替貯金特別取扱規則 (省) 遞信第十五號(四) 一六二
- 〔市街〕
- 韓國政府公布ノ家屋稅法ニ依リ市街地指定ニ關スル件譯文 (告) 統監第三十一號(四) 七二
- 〔齒科〕
- 齒科醫師法中改正 (法) 第四十五號(七) 一四〇
- 齒科醫師法施行規則中改正 (省) 內務第十八號(七) 三三三
- 〔視學〕
- 臺灣總督府視學官特別任用令 (勅) 第三百一十一號(五) 一六一
- 〔賜與〕
- 明治二十八年勅令第百十五號(戰役若クハ事變ニ際シ功勞アル者ニ一時限金圓ヲ賜與ノ件)中改正 (勅) 第三百五十號(二) 五三七
- 〔處罰〕
- 印紙犯罪處罰法 (法) 第三十九號(四) 一二七
- 印紙犯罪處罰法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅) 第百十六號(四) 一四六
- 印紙犯罪處罰ニ關スル件 (律) 第二號(五) 三

- 印紙犯罪處罰法第五條ノ官没ハ帝國領事官ヲシテ之ヲ爲サシム (省)外務第二號(四) 一一三
- 印紙犯罪處罰法第五條ノ官没ハ警察署長同分署長ヲシテ之ヲ爲サシム (省)内務第十三號(四) 一一四
- 印紙犯罪處罰法第五條ノ官没ハ稅務署長ヲシテ之ヲ爲サシム (省)大藏第二十八號(四) 一一九
- 印紙犯罪處罰法第五條ノ官没ハ理事官ヲシテ之ヲ爲サシム (府)統監第十一號(五) 八四
- 印紙犯罪處罰法第五條ノ官没ハ民政署長同支署長ヲシテ之ヲ爲サシム (府)關東都督第八號(五) 一一四
- 學生生徒練習生卒業證書授與式費處辨方 (達)海軍第十一號(一) 一一
- 韓國政府ニ於テ裁判所構成法、裁判所構成法施行法、裁判所設置法、未開臨區裁判所事務處理ニ關スル件及法部官制廢止ノ件公布 (告)統監第一百十五號(一)三三七
- 日英博覽會出品ニ關スル事務處理方 (告)日英博覽會事務局第十一號(六)二七二
- 海軍人事務處務規程設定鎮守府兵車官服務規程廢止 (達)海軍第三百三十四號(一) 二二八
- 海軍造船兵廠處務細則中改正 (達)海軍第六十五號(四) 一五五
- 海軍工廠處務細則中改正 (達)海軍第六十六號(四) 一五五
- 同上 (達)海軍第六十六號(四) 一五五
- 旅順海軍港務部處務規程中改正 (達)海軍第三百三十五號(一) 三三
- 同上 (達)海軍第三百三十八號(一) 三三
- 旅順海軍港務部處務規程中改正 (達)海軍第三百三十七號(一) 三三
- 旅順海軍港務部處務規程中改正 (達)海軍第三百三十七號(一) 三三
- 工業試驗所處務規程中改正 (訓)農商務第七號(四) 九七
- 種畜收場處務規程中改正 (訓)農商務第六號(三) 八三
- 統監府裁判所及檢事局處務規程 (訓)統監第二十六號(一) 三三
- 家祿賞典處分ニ關スル件 (法)第二十一號(四) 三五
- 埼玉縣北足立郡保谷村ヲ東京府北多摩郡ニ編入ニ付其財產處分方 (訓)內務第一號(一) 一
- 韓國銀行總裁、理事韓國銀行條例第四十一條ノ事犯處分方 (府)統監第二十一號(八) 一五三

- 韓國ノ居歐規則ニ違背シタル者處分方 (府)統監第二十四號(一) 一八三
- 韓國政府公布ノ家屋稅法、酒稅法及煙草稅法ニ定ムル税金ヲ期限内ニ納付セサル者處分方 (府)統監第十五號(六) 二二五
- 同上中改正 (府)統監第二十五號(一) 一八三
- 行政處分ヲ以テスル印紙ノ官没ハ廳長ヲシテ之ヲ爲サシム (府)臺灣總督第四十七號(六) 二二八
- 所得稅ハソノ部租稅ノ項ニ屬ス
- 明治三十八年省令第二十八號(特ニ所得調查委員會ヲ置クヘキ市及北海道ノ區指定)中追加 (省)大藏第二十九號(四) 一三九
- 所得稅法ニ依リ特ニ所得調查委員會ヲ置クヘキ市及區指定 (省)大藏第五十三號(一) 五九八
- 所得稅法施行規則ニ依ル所得調查委員ノ定數 (省)大藏第五十四號(一) 五九九
- 帝國鐵道會計ニ要スル諸書類帳簿等ノ樣式 (省)大藏第十六號(三) 五七
- 特許審判書類特別取扱郵便規則 (省)逓信第五十一號(一) 五五九
- 明治四十二年度ニ於テ產牛獎勵規程ニ依ル賞金授與ノ申請ヲ爲サントスル書類差出方 (告)農商務第三百三十五號(四) 六九
- 統監府法務院法務理事廳司法事務ニ關スル書類保存規程 (訓)統監第三號(三) 八四
- 北海道廳天鹽村戶長役場及同郡幌延村外一村戶長役場保存書類全部燒失ニ付キ更ニ手續方 (告)臺灣總督第六十六號(一)三三六
- 明治二十四年勅令第九十六號(樞密院議長副議長顧問官並ニ書記官長書記官年俸)中改正 (勅)第百八十六號(七) 二八五
- 裁判所書記長書記定員及俸給令中改正 (勅)第九十一號(四) 一〇九
- 明治三十一年勅令第三百十七號(通信手鐵道寄附補航路標識看守俸給及三等郵便局長手當ノ件)ヲ樺太廳特定郵便局長ニ準用ノ件 (勅)第百四十九號(五) 一八七
- 統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生、及統監府監獄職員官等給與令 (勅)第百四十八號(一) 三七七
- 統監府裁判所書記長及統監府裁判所書記特別任用令 (勅)第百五十七號(一) 三八四
- 理事廳ニ於ケル裁判所書記事務取扱規則 (訓)統監第四號(四) 一一一
- 區長及區書記任用規則 (府)臺灣總督府第六十九號(一) 一八七
- 稅關假置場使用料及手数料設定明治三十三年省令第十五號(同件)廢止 (省)大藏第六號(三) 二八

○ 橫濱稅關緊閉船岸壁ニ船泊ヲ緊留スル者使用料納付方
 設定明治三十八年大藏省告示第三百十二號(臨時稅
 關工事部橫濱港内埋築地岸壁ニ緊留船泊ノ緊閉及緊
 閉料準據方)廢止 (省)大藏第八號(三) 三三

○ 上屋又ハ上屋以外ノ稅關所屬土地使用料及稅關假置
 場使用料設定方 (訓)大藏第二號(三) 二元

〔乘馬〕

○ 韓國政府公布ノ武官並相當官及下士卒ノ官等俸給
 給料乘馬本分、服裝及懲戒ニ關スル件譯文 (省)統監第七十一號(八)二五九八

〔乘客〕

○ 明治四十年遞信省告示第六百四十號(帝國鐵道廳所
 管線踏哩程及乘客賃金)中改正 (告)鐵道院第六號(三) 二二九

〔乘車〕

○ 陸軍軍人軍屬鐵道乘車並物品輸送手續中改正 (省)陸軍第五號(三) 三一

○ 明治三十七年告示第二十八號(海軍軍人軍屬鐵道乘
 車並物品輸送手續)中改正 (省)海軍第八號(五) 七七八

〔證券〕

○ 樺太ニ於テ煙草專賣法施行ノ際現在シタル製造煙草
 ニ課票貼付等ノ件 (省)大藏第五十二號(二) 五九七

○ 海軍下士卒旅行證票規則中改正 (省)海軍第三號(〇) 四〇二

〔證券〕

○ 新聞紙法ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充
 ツルコトヲ得ル有價證券ノ種類 (省)內務第十五號(五) 一七三

○ 明治三十八年省令第七號(元金及利子仕拂期ノ開始
 セル無記名國債證券同利札ハ租稅其他ノ歲入金ニ代
 用納付スルコトヲ得ルノ件)中改正 (省)大藏第一號(三) 七

○ 明治三十四年省令第六號(各加金庫ニテ保管スル有
 價證券保管轉換ノ件)中改正 (省)大藏第十三號(三) 五〇

○ 明治三十八年省令第九號(煙草專賣局及製鐵所掘置
 運轉資本補足ニ關スル法律ニ依リ發行スル證券ノ名
 稱及其額面種類)中改正 (省)大藏第九號(三) 三四

○ 割引ノ方法ヲ以テ發行スヘキ大藏省證券樣式改正 (省)大藏第三十八號(三) 三〇四

○ 大藏省證券發行 (省)大藏第七號(二) 一〇

○ 同上 (省)大藏第二十四號(三) 一八三

○ 同上 (省)大藏第四十一號(三) 三〇五

○ 同上 (省)大藏第八十號(五) 七七七

○ 同上 (省)大藏第九十五號(六) 九三九

○ 同上 (省)大藏第一百二十一號(八) 一五〇八

○ 同上 (省)大藏第一百三十六號(九) 一六三四

○ 同上 (省)大藏第一百六十四號(二) 二〇七六

○ 同上 (省)大藏第一百七十四號(二) 三三三

○ 同上 (省)大藏第一百七十四號(二) 三三三

○ 同上 (省)大藏第一百五十號(〇) 一八二六

○ 同上 (省)大藏第七十三號(二) 三三三

○ 同上 (省)大藏第八號(二) 一一

○ 同上 (省)大藏第六十九號(五) 七七三

○ 同上 (告)大藏第七十號(五) 七七四

○ 同上 (告)大藏第一百十六號(八) 一五〇七

○ 同上 (告)大藏第一百三十號(九) 一六三三

○ 同上 (告)大藏第一百三十三號(九) 一六三四

○ 同上 (告)大藏第一百三十八號(九) 一六三五

○ 同上 (告)大藏第一百四十五號(〇) 一八二四

○ 減失、紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券

○ 同上 (告)大藏第十二號(三) 一七七

○ 同上 (告)大藏第二十一號(三) 一八〇

○ 同上 (告)大藏第三十七號(三) 三〇三

○ 同上 (告)大藏第四十七號(三) 三〇九

○ 同上 (告)大藏第七十九號(五) 七六六

○ 同上 (告)大藏第九十一號(六) 九三八

○ 同上 (告)大藏第一百三十二號(九) 一六三三

○ 同上 (告)大藏第一百四十二號(〇) 一八二三

○ 同上 (告)大藏第一百七十九號(二) 三二七六

○ 紛失ニ依リ失敗ノ記名國債證券 (告)大藏第六十號(四) 五六一

○ 同上 (告)大藏第七十二號(五) 七七四

○ 同上 (告)大藏第九十六號(六) 九三九

○ 同上 (告)大藏第四號(二) 九

○ 同上 (告)大藏第二十二號(三) 一八二

○ 同上 (告)大藏第七十三號(五) 七七五

○ 同上 (告)大藏第八十八號(六) 九三六

○ 同上 (告)大藏第一百二十二號(八) 一五〇八

○ 同上 (告)大藏第一百三十一號(九) 一六三三

○ 同上 (告)大藏第一百三十九號(九) 一六三六

○ 同上 (告)大藏第一百六十一號(二) 二〇七五

○ 紛失ニ因リ失敗ノ記名國債證券ノ利賦札 (告)大藏第六十一號(四) 五六一

○ 紛失ニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル無記名國債證券ノ利札 (告)大藏第八十九號(六) 九三七

○ 同上 (告)大藏第一百二十三號(八) 一五〇九

○ 同上 (告)大藏第一百四十號(九) 一六三六

○ 同上	(告)大藏第六十二號(一)三〇七六	○ 印刷局現業員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方	(達)會計検査院第一號(四) 一五八
○ 同上	(告)大藏第七十八號(三)三七六	○ 通信官署職員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方	(達)會計検査院第二號(六) 一八〇
○ 利金ヲ仕拂ヒタル公債證券ノ額面金額等	(告)大藏第七十四號(五) 七七五	○ 韓國政府公布ノ民刑訴訟規則及刑事裁判費用規則中改正ノ件、土地家屋證明事務ニ關スル會計事務取扱ニ關スル件譯文	(告)統監第六十六號(一)三三八
○ 同上	(告)大藏第七十五號(五) 七七五	○ 陸軍下士適任證書付與規則設定從前ノ同規則及陸軍工長適任證書付與規則廢止	(達)陸軍第三十號(四) 一三三
○ 紛失ニ由リ代證券ヲ交付シタル無記名軍事公債證券ノ額面金額種類等	(告)大藏第六十六號(五) 七七二	○ 學生生徒練習生卒業證書授與式費處置方	(達)海軍第十一號(一) 一一
○ 無記名軍事公債證券利札紛失ノモノニ對シ利金ヲ仕拂ヒタル證券ノ額面金額等	(告)大藏第二十號(三) 一八〇	○ 學術卒業證書授與式施行手續中改正	(達)海軍第三號(一) 八
○ 明治四十二年勅令第二百五號ニ依リ統監府營林廠ノ木材又ハ製品ノ賣拂代金延納ノ擔保トシテ提供スル有價證券ノ種類	(府)統監第二十七號(一〇) 一八四	○ 明治四十年達第五十九號(海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式)中追加	(達)海軍第二號(一) 七
○ 臺灣工業用酒精戻稅規則ニ依ル酒精使用證明書下付ニ關スル件	(勅)第三百四十五號(三) 五〇八	○ 私署證書ニ確定日附ヲ附スルコトヲ登記所ニ請求スル者ノ納ムル手数料ニ關スル件設定明治三十一年省令第十一號(同件)廢止	(省)司法第十六號(七) 三四一
○ 明治十九年訓令第一號(神社費中神宮費外二費十九年度以降仕拂及決算證明方)廢止	(訓)內務第四號(三) 二九	○ 統監府看守及統監府女監取締ノ精勤證書授與方	(訓)統監第五十號(三) 三三八
○ 韓國政府ニ於テ行ヒタル檢疫ノ證明書ヲ有スル輸入生牛ノ緊留期間	(訓)農商務第三十二號(八) 二六七		

〔證明〕

〔證書〕

○ 明治四十年達第五十九號(海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及證書式)中追加(達)海軍第二號(一) 七	○ 職(職員)	○ 判任待遇等外宮內職員職制設定准判任待遇等外宮內職員職制廢止	(省)宮內第三號(五) 一六七
○ 焚火術獎勵ノタメ證書授與ノ件	○ 明治三十八年勅令第九十二號(臨時恩給事務ニ關スル職員ノ件)廢止	○ 在外公館職員定員令中改正	(省)宮內第五號(二) 六二五
○ 明治四十二年達第百二十九號(焚火術獎勵ノタメ證書授與ノ件)廢止	(達)海軍第百二十九號(一) 二二四	○ 內務省ニ臨時職員設置	(勅)第二百二十七號(一〇) 三三九
○ 職(職員)	○ 明治四十二年達第百二十九號(焚火術獎勵ノタメ證書授與ノ件)廢止	○ 神宮遷宮ニ際シ臨時職員設置	(勅)第二百二十五號(五) 一五五
○ 明治三十八年勅令第九十二號(臨時恩給事務ニ關スル職員ノ件)廢止	(勅)第五十一號(三) 六三	○ 島國ヲ置ク島地指定ノ件制定明治二十九年勅令第十四號(沖繩縣郡區職員及島廳ニ關スル件)廢止	(勅)第二百十號(八) 三〇六
○ 馬政局職員特別任用令中改正	(勅)第百八十三號(七) 二八二	○ 臨時國債整理局ニ臨時職員増置	(勅)第五十四號(三) 六五
○ 明治四十一年勅令第二百九十七號(鐵道院職員定員)中改正	(勅)第百八十號(七) 二七九	○ 明治四十二年勅令第二百六號(臨時國債整理局ニ臨時職員増置ノ件)中改正	(勅)第二百六十七號(一〇) 四九九
○ 同上	(勅)第三百三十七號(三) 五〇一	○ 港務部職員服制中改正	(勅)第二十一號(三) 二二
○ 鐵道院職員特別任用令中改正	(勅)第三百三十九號(三) 五〇三	○ 文部省直轄諸學校職員定員令中改正	(勅)第八十八號(四) 一〇四
○ 同上	(勅)第三百三十八號(二) 五〇三	○ 公立學校職員俸給令中改正	(勅)第三百三十三號(二) 四九八
○ 鐵道院職員服制	(勅)第三百四十六號(三) 五〇八	○ 明治二十五年勅令第三十九號(公立學校職員等級配當ノ件)中改正	(勅)第三百三十四號(二) 四九九
○ 鐵道院職員服裝規則	(訓)內閣第二號(二) 三七一	○ 明治四十一年勅令第二百二十八號(農商務省ニ臨時職員設置)中改正	(勅)第百十二號(四) 一四〇
○ 鐵道院職員服制別表備考第一號及第四號ニ依ル地方指定	(閣)第七號(三) 一七	○ 明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林復舊事業ニ關スル臨時職員設置)中改正	(勅)第七十三號(三) 九〇
○ 勅任待遇委任待遇宮內職員職制中改正	(省)宮內第四號(二) 五六二	○ 遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獲業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制	

- 限位ニ漁船職員ノ資格及定員ニ關スル件制定明治三十八年勅令第百十四號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ勸奨金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁船ノ種類、船舶ノ噸數ノ制限並ニ漁船職員ノ資格及定員ニ關スル件)廢止 (勅)第百七十三號(六) 二六〇
- 明治三十七年勅令第六十二號(特許局ニ臨時職員増置)廢止 (勅)第百五十九號(三) 七六
- 明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員)中改正 (勅)第百七十七號(六) 二七一
- 郵便貯金局及通信官署職員定員制定明治三十六年勅令第二百五十一號(通信官署及郵便爲替貯金管理所職員定員)廢止 (勅)第百九十七號(七) 二九四
- 船舶内ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件 (勅)第百二十五號(九) 三一一
- 交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件制定明治三十年勅令第二百五十號(千島大隅琉球國諸島ニ設置スル二等郵便局及電信局職員月手當ノ件)廢止 (勅)第百二十六號(九) 三三二
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則制定千島國後島、同國擇捉島、大隅國大島、琉球國八重山島ニ設置スル二等郵便及電信局職員在勤月手當給與細則廢止 (省)逓信第三十九號(九) 三九七
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則中改正 (省)逓信第六十二號(二) 六七九
- 統監府鐵道職員官等給與令 (勅)第百六十一號(六) 二〇〇
- 統監府鐵道職員特別任用令 (勅)第百六十二號(六) 二〇〇
- 統監府臨時島派出所職員官等給與令中改正 (勅)第百八十號(四) 九六
- 理事廳職員定員令中改正 (勅)第百四十五號(〇) 三七三
- 統監府司法廳職員官等給與令 (勅)第百四十六號(〇) 三七四
- 統監府裁判所書記長、統監府裁判所通譯官、統監府裁判所書記、統監府裁判所通譯生及統監府監獄職員官等給與令 (勅)第百四十八號(〇) 三七七
- 統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄ノ職員手當ニ關スル件 (勅)第百五十號(〇) 三七九
- 統監府及理事廳職員特別任用令中改正 (勅)第百五十三號(〇) 三八一
- 同上 (勅)第百四十四號(二) 五〇七
- 統監府司法廳職員特別任用令 (勅)第百五十四號(〇) 三八二
- 統監府裁判所及統監府監獄ノ職員タル韓國人ノ任用分限及給與ニ關スル件 (勅)第百五十九號(〇) 三八六
- 明治四十年勅令第二百九十三號(臺灣總督府統監府及理事廳並ニ關東都督府ノ巡查及判任待遇監獄職員等ノ懲戒ニ關スル件)中改正 (勅)第百六十號(〇) 三八七
- 奏任及判任待遇統監府監獄職員給與令 (勅)第百五十一號(〇) 三七九
- 奏任及判任待遇統監府監獄職員旅費規則 (府)統監第六十二號(二) 三三三

- 臺灣總督府官制中改正臺灣總督府圖書編輯職員官制廢止 (勅)第百二十七號(五) 一五六
- 臺灣總督府職員官等俸給令中改正 (勅)第百四十八號(三) 六一
- 同上 (勅)第百三十號(五) 一六〇
- 同上 (勅)第百八十三號(〇) 四三三
- 臺灣總督府法院職員官等俸給及定員令中改正 (勅)第百八十四號(〇) 四三八
- 明治三十六年勅令第百四十五號(臨時臺灣總督府)防疫事務ニ從事スル職員ノ件)中改正 (勅)第百九十號(〇) 四四二
- 臺灣ノ移民事務ニ從事スル職員設置 (勅)第百九十七號(四) 二一五
- 關東都督府中學校職員官等俸給令 (勅)第百三十七號(三) 五〇
- 樺太廳職員官等給與令中改正 (勅)第百四十六號(五) 一八四
- 樺太廳職員特別任用令中改正 (勅)第百五十號(五) 一八八
- 在職陸軍文官ニシテ南滿洲鐵道株式會社又ハ東洋拓殖株式會社ノ職員ト爲リタル者ハ原部隊ノ所屬トス (逓)陸達第十號(三) 三七
- 水雷團職員勤務令中改正 (逓)海軍第五十四號(四) 一四一
- 同上 (逓)海軍第四十號(二) 三三
- 軍艦職員勤務令中改正 (逓)海軍第五十五號(四) 一四二
- 潜水艇隊職員勤務令中改正 (逓)海軍第五十六號(四) 一四三
- 同上 (逓)海軍第四十二號(二) 三三
- 艦隊職員勤務令中改正 (逓)海軍第百三十九號(二) 三三三
- 驅逐隊艇隊及驅逐艦水雷艇職員勤務令中改正 (逓)海軍第百四十一號(二) 三三三
- 防備隊職員勤務令中改正 (逓)海軍第百四十三號(二) 三三四
- 通信官署職員共濟組合規則 (省)逓信第二十三號(六) 二九一
- 通信官署職員共濟組合規則標題及本文中改正 (省)逓信第三十三號(七) 三五二
- 郵便貯金局及通信官署職員共濟組合規則中改正 (省)逓信第五十二號(二) 六二二
- 小林區署職員服制禮式規程中改正 (訓)農商務第二十七號(七) 二六一
- 漁獵職員試驗規程改正 (告)農商務第百四十一號(八) 一五四
- 奏任及判任待遇統監府監獄職員ノ定員ニ關スル件 (府)統監第四十五號(二) 三三三
- 統監府鐵道職員ニシテ鐵道院職員ト爲リタル者ノ制服ニ關スル件 (勅)第百四十二號(三) 五〇五
- 統監府監獄ニ看守部長ノ職ヲ置クノ件 (府)統監第四十六號(二) 三三二
- 奏任及判任待遇統監府監獄職員及統監府巡查ノ加俸額ニ關スル件 (府)統監第四十七號(二) 三三三
- 統監府監獄職員ニシテ巡警等ニ從事スル者ニ銃ヲ携帶セシム (府)統監第四十八號(二) 三三三
- 判任待遇統監府監獄職員ノ懲戒ニ付ル規程準用方 (府)統監第四十九號(二) 三三四

<p>○明治三十九年府令第二十三號(統監府及所屬官署職員ノ職章)中改正 (府)統監第三十二號(一)一九九</p> <p>○新嘉州居留民國立新嘉州尋常高等小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ認定 (告)統監第三十五號(五)九一〇</p> <p>○京城居留民國立京城中學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第五十一號(六)二六二</p> <p>○大田日本居留民立大田尋常高等小學校在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第六十二號(七)一四八三</p> <p>○在外指定學校職員退隱料及遺族扶助料法ニ依リ指定 (告)統監第六十五號(七)一四八五</p> <p>○七シ小學校名 (府)統監總督第三百號(三)三三四</p> <p>○臺灣總督府巡査、巡査補及判任待遇監獄職員懲戒規程中追加 (府)統監總督第三百號(三)三三四</p> <p>○臺灣總督府鐵道部職員救濟組合規則 (府)統監總督第三十二號(五) 八六</p> <p>○臺灣小學校及臺灣公學校職員任用規則中改正 (府)統監總督第三十五號(五) 九七</p> <p>○通信官署職員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方 (達)會計検査院第二號(六) 一八〇</p> <p>〔職務〕</p> <p>○執達吏ニ關スル職務ヲ行フ場合ニ於ケル手数料ニ關スル件 (府)統監第三十六號(一)二〇七</p> <p>○統監府郵便局長職務章程中改正 (訓)統監第七號(四) 一五七</p> <p>○區裁判所所在地在勅ノ統監府警視、警部ハ所轄地方</p>	<p>裁判所檢事正ノ要求アルトキ其區裁判所檢事ノ職務ヲ行フ (訓)統監第二十八號(二) 三三五</p> <p>○區長職務規程設定明治三十五年府令第四十號(街庄社長職務ノ件)廢止 (府)統監總督第六十八號(二〇) 一八六</p> <p>〔職權〕</p> <p>○明治三十九年勅令第六十七號(韓國ニ於ケル内閣官署ノ管掌事項ヲ統監ノ職權ニ關セシムル件)中改正 (勅)第三百四十一號(三) 五〇五</p> <p>〔職課〕</p> <p>○海軍兵曹長同相當官准士官配屬命課規則設定明治二十三年遠第二百六十一號(准士官職課辭令下付方)廢止 (達)海軍第四百十六號(二) 三二六</p> <p>〔職工〕</p> <p>○海軍工廠海軍造兵廠下關火藥製造所及海軍修理工場勤務時間並ニ職工服業時間規程中改正 (達)海軍第四百五號(三) 八〇</p> <p>○海軍職工規則中改正 (達)海軍第五百九號(四) 一四四</p> <p>○職工人夫給與規則中改正 (達)海軍第七十號(四) 一五八</p> <p>○國有林事業豫定案實行ニ要スル印刷物ノ調製職工人夫ノ雇傭工事物件ノ買入借入運搬ニ關スル規程廢止 (訓)農商務第二十號(五) 二〇八</p> <p>〔職制〕</p> <p>○勅任待遇委任待遇官内職員職制中改正 (省)官内第四號(二) 五六一</p>
--	--

<p>○判任待遇等外官内職員職制設定准判任待遇等外官内職員職制廢止 (省)官内第三號(四) 一六七</p> <p>○同上中改正 (省)官内第五號(三) 一六五</p> <p>○帝室林野管理局支廳職制中改正 (省)官内第二號(五) 一六七</p> <p>○臺灣私設鐵道係員職制 (府)統監總督第二十二號(四) 六〇</p> <p>〔囑託〕</p> <p>○明治三十五年省令第十號(不動産登記ノ囑託ニ就キ官吏指定)中改正 (省)大藏第二十二號(四) 一三三</p> <p>○統監府司法廳、統監府裁判所及統監府監獄囑託員、雇員、傭人旅費規則 (府)統監第六十三號(二) 二三四</p> <p>○明治三十八年告示第八十四號(臺灣總督府所管土地登記ノ囑託指定官吏)中追加 (告)臺灣總督第八十八號(七) 二四八七</p> <p>〔食料〕</p> <p>○明治三十年勅令第二十四號(宿直及徹夜者食料支給方)改正 (訓)農商務第三十八號(二〇) 二九八</p> <p>〔救勸〕</p> <p>○陸軍救勸條廢止 (軍)陸第六號(一〇) 一三三</p> <p>○臺灣總督府民政部殖産局附屬博物館規程中改正 (告)臺灣總督第三十六號(三) 五二六</p> <p>○臺灣總督府民政部殖産局附屬畜場規程 (告)臺灣總督第二百二十二號(九) 一八三</p>	<p>〔初級陸級〕</p> <p>○明治三十年勅令第九十六號(各大臣祕書官官等)初級及陸級ニ關スル件)中改正 (勅)第八十七號(七) 二八六</p> <p>〔師團長〕</p> <p>○師團長ノ官等ニ關スル特例廢止ノ件 (軍)陸第一號(一) 一</p> <p>〔辭令〕</p> <p>○海軍兵曹長同相當官准士官配屬命課規則設定明治二十三年遠第二百六十一號(准士官職課辭令下付方)廢止 (達)海軍第四百十六號(二) 三二六</p> <p>〔執行〕</p> <p>○裁判所臺灣總督府法院統監府法院及理事廳ノ判決ノ執行ニ關スル件 (法)第三十六號(四) 一三三</p> <p>○刑ノ執行猶豫ニ關スル取扱規程 (訓)統監第三十一號(二) 三二七</p> <p>〔執達〕</p> <p>○執達吏規則中改正 (法)第二號(三) 一</p> <p>○執達吏手数料規則中改正 (法)第三號(三) 二</p> <p>○執達吏ニ關スル職務ヲ行フ場合ニ於ケル手数料ニ關スル件 (府)統監第三十六號(二) 二〇七</p> <p>〔執務〕</p> <p>○臺灣ニ於ケル稅關執務時間ニ關スル件 (勅)第二百二十二號(五) 一五三</p>
---	---

明治四十二年 索引 (職務) (職權) (職課) (職工) (職制) (初級陸級) (師團長) (辭令) (執行) (執達) (務執) 三〇三

- 樺太廳及其所屬各官廳職務時間總表 (告) 內務省百十八號(九) 一六三〇
- 樺太ニ於ケル專賣官署職務時間總表 (告) 大藏省百四十七號(二〇) 一八二四
- 司法警察官外國人ニ關スル執務心得 (訓) 統監第十三號(五) 二二四
- 在韓國本邦人ニ對スル司法警察官執務規則 (訓) 統監第三十四號(一) 三三九
- 〔實用新案〕
- 實用新案法改正 (法) 第二十六號(四) 七四
- 實用新案法施行規則改正 (省) 農商務第四十五號(二〇) 四九八
- 實用新案ノ登録ニ關スル件 (勅) 第二百九十七號(二〇) 四六一
- 特許法、意匠法、商標法及實用新案法施行期日 (勅) 第二百九十三號(二〇) 四四六
- 明治四十二年勅令第二百九十七號實用新案ノ登録ニ關スル件施行規則 (省) 農商務第四十九號(二〇) 五二六
- 特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件 (勅) 第三百一號(二〇) 四七〇
- 特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル手数料 (勅) 第三百三號(二〇) 四七一
- 明治三十八年省令第四號(特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手数料)及同第十五號(實用新案ニ關シ差出ス請求書ニ要スル手数料)改正 (省) 農商務第五十二號(二〇) 五三二
- 韓國實用新案令 (勅) 第三百七號(二〇) 四七六
- 韓國實用新案令施行規則 (府) 統監第五十九號(二) 二二二
- 韓國ニ於ケル特許意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件 (勅) 第三百九號(二〇) 四七八
- 〔實務〕
- 海軍少尉候補生實務練習規則中改正 (達) 海軍第六十八號(二) 二四七
- 〔實業〕
- 實業教育費國庫補助法施行規則中改正 (省) 文部第一號(二) 二
- 明治四十二年實業學科教員夏期講習會開設 (告) 文部第九十八號(六) 九六〇
- 實業學科教員夏期講習會商業科會場變更 (告) 文部第二百十九號(八) 二五一
- 〔獸疫〕
- 陸軍獸醫關規則 (達) 陸軍第四號(一) 五
- 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則 (達) 陸軍第十二號(三) 三七
- 獸醫材料取扱規則中改正 (達) 陸軍第四十八號(九) 二〇〇
- 官衙學校附屬獸醫服務規則廢止 (訓) 陸軍第一號(一) 一
- 獸醫假免許手續中改正 (訓) 農商務第三十號(八) 二六六
- 明治三十二年訓令第十五號(獸疫豫防法施行上臨時條入ル、獸醫ニシテ監督ノ任ニ當ル者手當金)中追加 (訓) 農商務第三十五號(九) 二七五
- 第四十三回獸醫免許試驗並ニ第三十三回蹄鐵工免許試驗舉行地及期日 (告) 農商務第一號(二) 二五

- 〔獸疫〕
- 獸疫豫防法ニ依リ當分清國、韓國、西伯利亞又ハ之ヲ經テ生牛輸入停止 (省) 農商務第三十三號(八) 三七四
- 明治三十二年訓令第十五號(獸疫豫防法施行上臨時條入ル、獸醫ニシテ監督ノ任ニ當ル者手當金)中追加 (訓) 農商務第三十五號(九) 二七五
- 〔收入〕
- 陸軍營繕費補充充資金ノ收入支出ニ關スル件 (勅) 第三十號(三) 四五
- 收入印紙實額ニ關スル件制定明治三十二年勅令第五十號(收入印紙實額下ニ關スル件)廢止 (勅) 第四十一號(三) 五三
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方)中追加 (告) 外務第一號(三) 一七三
- 明治三十六年達第百三十四號(委任仕拂命令官、歲入徵收官、收入官吏ノ件)中改正 (達) 海軍第十號(二) 二
- 收入印紙實額規則設定郵便局所收入印紙實額規則等廢止 (省) 逓信第十一號(三) 一〇八
- 訴訟及非訟事件ニ付キ韓國人ノ貼用スヘキ收入印紙ニ關スル件 (府) 統監第三十七號(二) 二〇八
- 明治三十九年府令第三十八號(統監府及所屬官署ニ於テ徵收スル手数料ハ收入印紙ヲ以テ納付スル件) (府) 統監第三十九號(二) 二〇八
- 韓國ニ於ケル特許意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件 (勅) 第三百九號(二〇) 四七八
- 收入印紙實額下ニ關スル件 (勅) 第三十號(三) 四五
- 同上 (府) 臺灣總督第七十三號(二) 二二六
- 印刷局現業員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方 (達) 會計檢査院第一號(四) 一五八
- 通信官署職員共濟組合收入支出ニ關スル證明規程準據方 (達) 會計檢査院第二號(六) 一八〇
- 明治三十七年府令第七十二號(收入印紙ヲ以テ納付セシムル手数料種目)中改正 (府) 臺灣總督第五十九號(八) 一五九
- 〔收用〕
- 臺灣土地收用規則ヲ臺北廳大加納堡隘寮及稻埕ニ施行 (府) 臺灣總督第五十一號(七) 一三四
- 臺灣土地收用規則ヲ臺北廳大加納堡後山陵庄ニ施行 (府) 臺灣總督第六十三號(七) 一六六
- 臺灣土地收用規則ヲ臺北廳芝蘭二堡和尙洲溪墘庄及興直堡三重埔庄ニ施行 (府) 臺灣總督第九十八號(二) 三三三

○ 收容貨物ノ敷料設定明治三十七年省令第四十七號 (同伴)廢止 (省)大藏第五號三 二七	○ 陸地測量部修技所生徒募集 (達)陸達第十四號三 四〇
○ 明治三十七年訓令第十一號(市町村ニ關シテ)ノ半國稅 金收納簿其他一人別徵稅元帳様式)中改正 (訓)大藏第三十號(〇) 二九三	○ 退職料又ハ扶助料ヲ受クル者犯罪若クハ就職ノ場合 ニ於ケル通知力 (省)內務第五號(三) 六
○ 專賣局三田尻收納所移轉 (告)大藏第二十三號(三) 一八三	○ 齒科醫師法中改正 (法)第四十五號(七) 一四〇
○ 臺灣關稅規則施行規則ニ依ル收容貨物ノ敷料設定明 治三十六年府令第三十五號同件廢止 (府)臺灣總督第五十號(七) 一三三	○ 齒科醫師法施行規則中改正 (省)內務第十八號(七) 三三三
○ 臺灣煙草專賣規則ニ依ル葉煙草收納期日及場所 (告)臺灣總督第八十六號(七)二四八六	○ 士官准士官 (法)第四十五號(七) 一四〇
○ 囚徒 (府)統監第五十一號(二) 二二五	○ 明治四十一年勅令第十一號(陸軍士官ニ外國語研 究獎勵金ヲ給與スルノ件)中改正 (勅)第十八號(三) 一九
○ 仙臺外十三衛戍監獄ニ於ケル在監者移送方設定明治 三十六年陸達第五十六號(仙臺外七箇衛戍監獄ニ於 ケル囚徒移送方)廢止 (達)陸達第二十四號(四) 一一五	○ 陸軍軍樂部士官經理部及衛生部下士進級ニ關スル件 (軍)陸軍陸軍第四號(四) 一〇
○ 囚人及被告人護送規則 (府)統監第五十一號(二) 二二五	○ 陸軍士官候補生徒其他陸軍志願者身體検査規則 (省)陸軍第七號(三) 九七
○ 統監府特許局特許品陳列所一般縱覽允許 (告)統監第九十八號(二)三三六	○ 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規 則 (達)陸達第十二號(三) 三七
○ 陸軍衛生部下士候補者及看護學修業兵、看護卒教育 (修業) (達)海軍第八十七號(六) 一七三	○ 明治四十三年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中 央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志 願者心得 (告)陸軍第十一號(一〇)一八三

○ 海軍准士官下士任用進級試驗規則中改正 (達)海軍第十九號(三) 三四	○ 海軍經理學校生徒志願者ニ對スル身體検査日割 (告)海軍第十一號(六) 九四二
○ 海軍准士官以上履歷書及身上取扱規則中改正 (達)海軍第四十五號(二) 二二五	○ 海軍中少主計並ニ海軍中少主計候補生採用ニ付志願 者出願方 (告)海軍第十四號(二〇)一八四二
○ 海軍兵曹長同相當官准士官配屬命課規則設定明治 三十三年達第二百六十一號(准士官配屬命課令下付方)廢 止 (達)海軍第四十六號(二) 二二六	○ 海軍中少主計採用ニ付志願者出願方 (告)海軍第十七號(二)三三六
○ 徵兵検査規則改正陸軍志願兵身體検査規則廢止 (省)陸軍第六號(三) 九五	○ 耕地整理法ニ依リ一定ノ期間負擔又ハ利益ヲ受クハ キ金額及砂防法ニ依リ輕減セラル、地租額算出方 (訓)大藏第二十九號(〇) 二九三
○ 陸軍士官候補生徒其他陸軍志願者身體検査規則 (省)陸軍第七號(三) 九七	○ 砂防工事施行區域 (告)內務第六十號(五) 七七〇
○ 陸軍一年志願兵志願者ニシテ學術試驗ヲ要スル者ノ 試驗科目 (告)陸軍第三號(三) 一八四	○ 同上 (告)內務第七十九號(六) 九三三
○ 明治四十三年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中 央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志 願者心得 (告)陸軍第十一號(一〇)一八三	○ 同上 (告)內務第五十一號(二)二〇六五
○ 商船學校入學志願者ノ身體検査及學術試驗施行ニ關 スル件 (省)海軍第六號(二) 六三五	○ 同上 (告)內務第五十四號(五) 七六三
○ 海軍出身志願者身體検査格例中改正 (省)海軍第一號(四) 一四一	○ 同上 (告)內務第七十一號(六) 九三三
○ 海軍機關學校生徒志願者身體検査日割 (告)海軍第六號(四) 五七六	○ 同上 (告)內務第七十八號(六) 九三四
○ 海軍兵學校生徒志願者ニ對スル身體検査日割 (告)海軍第九號(五) 七七九	○ 同上 (告)內務第九十七號(八) 五〇二
	○ 同上 (告)內務第一百二號(八) 五〇三
	○ 同上 (告)內務第三十五號(二〇)一八九
	○ 同上 (告)內務第四十二號(二〇)一八二
	○ 同上 (告)內務第四十七號(二)二〇六二
	○ 同上 (告)內務第五十號(二)二〇六五

- 同上 (告) 内務第五十三號(二)三〇六五
- 同上 (告) 内務第五十八號(一)三〇六七
- 砂防設備ヲ要スル土地指定區域中解除 (告) 内務第八十一號(三)三三五六
- 明治三十二年告示第百號及同三十三年同第八十九號 (砂防設備ヲ要スル土地指定) 中解除 (告) 内務第五十七號(五) 七六六
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スヘキ土地指定 (告) 内務第五號(一) 三
- 同上 (告) 内務第四十二號(四) 五三八
- 同上 (告) 内務第七十二號(六) 九三三
- 同上 (告) 内務第四百八十八號(一)三〇六三
- 同上 (告) 内務第五百五十九號(二)三〇六八
- 治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止制限スヘキ土地指定區域中解除 (告) 内務第八十二號(三)三三五六
- 明治三十三年告示第九十號(治水上砂防ノタメ一定ノ行為ヲ禁止若クハ制限スヘキ土地指定) 中解除 (告) 内務第五十八號(五) 七六九
- (砂鑛) [法] 第十三號(三) 一八
- 砂鑛法制定砂鑛採取法廢止 (法) 第十三號(三) 一八
- 砂鑛法施行細則設定砂鑛採取法施行細則廢止 (省) 農商務第二十六號(六) 二三四
- 砂鑛法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅) 第七十八號(七) 二七三
- 砂鑛業ノ登録ニ關スル件 (勅) 第六十四號(六) 二〇六
- 砂鑛業ヲ登録ニ關スル細則 (省) 農商務第二十七號(六) 二四〇
- 明治三十八年勅令第百八十四號(續業及砂鑛採取業ニ關スル手数料ノ件) 中改正 (勅) 第百六十五號(六) 二〇八
- 明治三十八年勅令第十五號(嶺山監督署長續業ニ關スル願書受理ノ場合地方長官ニ通知ノ件) 中改正 (訓) 農商務第二十九號(八) 二六六
- (商標) [法] 第二十五號(四) 六七
- 商標法改正 特許法、意匠法、商標法及實用新案法施行期日 (勅) 第百九十三號(一〇) 四四六
- 商標法施行細則改正 (省) 農商務第四十四號(一〇) 四八五
- 商標ノ登録ニ關スル件 (勅) 第百九十六號(一〇) 四六〇
- 明治四十二年勅令第百九十六號(商標ノ登録ニ關スル件施行規則) (省) 農商務第四十八號(一〇) 五三三
- 特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件 (勅) 第百一號(一〇) 四七〇
- 特許、意匠、商標用實用新案ニ關スル手数料 (勅) 第百三號(一〇) 四七一
- 明治三十八年省令第四號(特許意匠商標ニ關スル請求書申請書手数料) 及同第十五號(實用新案ニ關シテ出訴請求書ニ要スル手数料) 改正 (省) 農商務第五十二號(一〇) 五三一
- 韓國商標令改正 (勅) 第百六號(一〇) 四七六
- 韓國商標令施行規則改正 (府) 統監第五十八號(一〇) 三三一
- 韓國ニ於ケル特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件 (勅) 第百九號(一〇) 四七八

- 明治四十一年勅令第百一號(關東州及帝國カ治外法權ヲ行使スルコトヲ得ル外國ニ於ケル特許權、意匠權、商標權及著作權ノ保護ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百一十一號(一〇) 四八〇
- (商業) [法] 第四十三號(七) 一三九
- 商業會議所法中改正 (法) 第四十三號(七) 一三九
- 甲府商業會議所設立認可 (告) 農商務第四十六號(三) 二二六
- 明治四十二年度工業、商業、農業各教員養成所ニ募集スヘキ生徒員數 (告) 文部第四號(二) 三三
- 實業學科教員夏期講習會商業科會場變更 (告) 文部第百二十九號(八) 二五二
- (賞與) [賞與] 明治三十二年勅令第四百五十五號(臺灣ニ於ケル關稅及專賣規則等違反申告者賞與ニ關スル件) 中改正 (勅) 第五十七號(三) 七四
- 同上 (勅) 第百五十九號(六) 一九七
- (賞典) [賞典] 家祿賞典祿處分ニ關スル件 (法) 第二十一號(四) 三五
- (賞金) [賞金] 明治四十二年度ニ於テ產牛獎勵規程ニ依ル賞金授與ノ申請ヲ爲サントスル者書類提出方 (告) 農商務第百三十五號(四) 六九
- 遠洋航路補助法制定航海獎勵法廢止 (法) 第十五號(三) 二四
- 造船獎勵法中改正 (法) 第十六號(三) 二九
- 造船獎勵法施行細則改正 (省) 逓信第五十五號(三) 六四六
- 遠洋漁業獎勵法中改正 (法) 第三十七號(四) 二四
- 遠洋漁業獎勵法施行細則改正 (省) 農商務第二十九號(六) 二
- 遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁業ノ種類、船舶ノ噸數及漁獲場所ニ關スル制限ニ漁獲職員ノ資格及定員ニ關スル件制定明治三十八年勅令第百十四號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁業ノ種類、船舶ノ噸數ノ制限) 及定員ニ關スル件廢止 (勅) 第百七十三號(六) 二六〇
- 明治四十一年勅令第百一十一號(陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スルノ件) 中改正 (勅) 第十八號(三) 一九
- 技術獎勵金品出納規則中改正 (達) 海軍第百三十號(一) 二二五
- 技術獎勵金品取扱規程中改正 (告) 海軍第十五號(一) 二〇七
- 焚火術獎勵ノタメ證書授與ノ件 (達) 海軍第百二十九號(一) 二二四
- 同上 (達) 海軍第百六十七號(二) 二四六
- 免因保護事業獎勵費ヲ受ケントスル者出願方 (告) 司法第十八號(五) 七八〇

- 明治四十二年度ニ於テ産牛獎勵規程ニ依ル資金授與ノ申請ヲ爲サントスル者書類差出方 (告)農商務第三百三十五號(四) 六一九
- 産牛獎勵規程中改正 (省)農商務第二十一號(六) 二二五
- 同上 (省)農商務第五十七號(二) 六〇七
- 桑園増殖獎勵費交付規則 (省)農商務第四號(四) 一五七
- 耕地整理及土地改良獎勵費規則 (省)農商務第二號(四) 一五二
- 明治四十二年度ニ於テ下付スル糖業獎勵金ノ歩合 (告)臺灣總督第二百二十三號(九) 一八〇五
- 同上 (告)臺灣總督第二百二十三號(九) 一八〇五
- 樟腦
- 明治四十年勅令第三百一十一號(樟腦專賣法、鹽專賣法、粗製樟腦、樟腦油專賣法違反事件ニ關スル件)中改正 (勅)第四十號(三) 五三
- 樟腦統計査帳調製規程中創除明治三十九年勅令第三十三號(樟腦統計査帳帳簿本提出期限)廢止 (勅)大藏第三號(三) 二九
- 樟腦統計査帳調製規程及鹽務統計査帳調製規程廢止 (勅)大藏第十九號(六) 二二七
- 粗製樟腦樟腦油ノ補償金額中改正 (告)大藏第二十六號(三) 一八三
- 粗製樟腦樟腦油專賣法ニ依ル補償金差算獎勵下ノ分設定 (告)臺灣總督第二十六號(三) 五〇四
- 粗製樟腦樟腦油專賣法第三條ニ依ル補償金 (告)臺灣總督第四十七號(四) 七七八
- 同上 (達)海軍第六號(二) 二二三
- 野砲小銃及拳銃射擊規則中改正 (達)海軍第六號(二) 二〇
- 同上 (達)海軍第二百二十六號(二) 二二三
- 陸軍常備軍隊配備表中改正 (軍)陸第五號(五) 一一
- 明治四十一年陸軍第二十五號(衛戍地名ト異ナル陸軍常備軍隊所在地名表)中改正 (達)陸第九號(二) 一七
- 射擊, 射的
- 野砲小銃及拳銃射擊規則中改正 (達)海軍第六號(二) 二〇
- 同上 (達)海軍第二百二十六號(二) 二二三
- 明治三十九年告示第四號(粗製樟腦、樟腦油補償金)中改正 (告)臺灣總督第八十六號(二) 二五二
- 償還
- 第二回國庫債券償還 (告)大藏第三十九號(三) 三〇四
- 第二回國庫債券償還額 (告)大藏第二百二十八號(九) 一六三
- 舊七尾鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第四十號(三) 三〇四
- 舊武藏鐵道株式會社第二回社債ノ内償還金額 (告)大藏第七十六號(五) 七七六
- 舊北越鐵道株式會社第一回社債償還 (告)大藏第八十五號(六) 九三六
- 舊京釜, 舊北越兩鐵道株式會社社債償還額 (告)大藏第九十四號(六) 九三八
- 明治三十七年募集舊關西鐵道株式會社社債償還額 (告)大藏第二百二十九號(九) 一六三
- 舊武藏鐵道株式會社第二回社債償還額 (告)大藏第四百四號(二) 一八三
- 常備軍隊
- 陸軍常備軍隊配備表中改正 (軍)陸第五號(五) 一一
- 明治四十一年陸軍第二十五號(衛戍地名ト異ナル陸軍常備軍隊所在地名表)中改正 (達)陸第九號(二) 一七
- 射擊, 射的
- 野砲小銃及拳銃射擊規則中改正 (達)海軍第六號(二) 二〇
- 同上 (達)海軍第二百二十六號(二) 二二三

- 射的用具裝束規則及明治三十七年達第二十九號(四十七密米保式重速射砲射的用具裝束ノ件)廢止 (達)海軍第八號(二) 一〇
- 社債
- 擔保附社債信託法中改正 (法)第二十九號(四) 九〇
- 舊七尾鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第四十號(三) 三〇四
- 舊武藏鐵道株式會社第二回社債ノ内償還金額 (告)大藏第七十六號(五) 七七六
- 舊北越鐵道株式會社第一回社債償還 (告)大藏第八十五號(六) 九三六
- 舊京釜, 舊北越兩鐵道株式會社社債償還額 (告)大藏第九十四號(六) 九三八
- 明治三十七年募集舊關西鐵道株式會社社債償還 (告)大藏第二百二十九號(九) 一六三
- 舊武藏鐵道株式會社第二回社債償還額 (告)大藏第四百四號(二) 一八三
- 同上 (訓)農商務第四十四號(二) 三三六
- 文官試驗規則中改正 (勅)第五百五十五號(五) 一四二
- 社寺
- 國有林野部分林規則, 社寺保管林規則, 國有林野委託規則及國有林野法施行規則ニ依ル事務取扱手續中改正 (訓)農商務第十七號(五) 二〇三
- 同上 (訓)農商務第四十四號(二) 三三六
- 文官試驗規則中改正 (勅)第五百五十五號(五) 一四二
- 文官高等試驗細則中改正 (關)第二號(五) 三
- 農事試驗場官制中改正 (勅)第七十五號(三) 九三
- 工業試驗所官制中改正 (勅)第九十三號(四) 一一一
- 明治三十六年勅令第四百十四號(工業試驗所ニ於テ行フ分析, 試驗及鑑定ニ關スル手数料徴收ノ件)中改正 (勅)第九十五號(四) 一一三
- 臺灣總督府農事試驗場官制中改正 (勅)第二百八十一號(一〇) 四三三
- 第三改正日本藥局方所定葡萄酒ノ判定標準及試驗方法 (省)內務第二十三號(二) 五六四
- 專賣支局管轄區域專賣局ノ出張所ノ工場, 試驗場, 專賣支局ノ出張所, 專賣局製造所ノ支所及專賣官吏派出所名稱位置中改正 (省)大藏第三十一號(五) 一七三
- 同上 (省)大藏第四十六號(八) 三五五
- 同上 (省)大藏第四十七號(八) 三五五
- 陸軍一年志願兵志願者ニシテ學術試驗ヲ要スル者ノ試驗科目 (告)陸軍第三號(三) 一八四
- 商船學校入學志願者ノ身體檢査及學術試驗施行ニ關スル件 (省)海軍第六號(二) 六三五
- 海軍准士官下士卒任用進級試驗規則中改正 (達)海軍第十九號(二) 三四
- 兵器造修試驗檢査規則中改正 (達)海軍第二十七號(三) 六三

- 同上 (達)海軍第七十一號(五) 一六〇
- 同上 (達)海軍第五十七號(三) 二四二
- 艦船造修試験検査規則中追加 (達)海軍第八十四號(六) 一七三
- 同上 (達)海軍第九十九號(八) 一九六
- 明治四十二年同四十二年施行ノ判事檢事登用第一回試験及辯護士試験ニ外國語ノ試験ヲ行ハス (省)司法第三號(四) 一四二
- 判事檢事登用試験規則中改正 (省)司法第十二號(六) 二二二
- 辯護士試験規則中改正 (省)司法第十三號(六) 二二三
- 高等學校大學預科入學者選拔試験規程 (省)文部第十一號(四) 一四三
- 同上中改正 (省)文部第十九號(八) 一三七
- 本年各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ數及選拔試験ニ關スル事項 (告)文部第三百三十九號(四) 五九四
- 師範學校中學校高等女學校教員試驗檢定施行 (告)文部第五十九號(三) 三三七
- 明治三十六年告示第三十號(教員無試驗檢定ニ關スル指定)中改正 (告)文部第二百八十八號(七) 三三九
- 同上 (告)文部第二百七十二號(一〇) 一八六
- 專門學校入學者檢定規程ニ依リ無試驗檢定ヲ受クルコトヲ得ル者指定 (告)文部第二百三十三號(七) 三三九
- 臨時醫術開業後期實地試驗ニ若シテ更ニ東京ニ於テ實地試驗ヲ受ケントスル者願書提出及試験期日 (告)文部第十六號(三) 一八八
- 臨時醫術開業後期實地試驗執行ニ付キ願書提出方 (告)文部第二百七十七號(一〇) 一八六
- 明治四十二年第二回定期醫術開業試驗施行地及期日等 (告)文部第九十三號(六) 九五七
- 明治四十二年第二回藥劑師試驗施行地及期日等 (告)文部第九十四號(六) 九五八
- 明治四十三年第一回定期醫術開業試驗施行地及期日等 (告)文部第三百七十七號(三) 三九六
- 明治四十三年第一回藥劑師試驗施行地及期日等 (告)文部第三百八十八號(三) 三九七
- 地方農事試驗場及地方農事講習所規程中削除 (省)農商務第十號(五) 一九六
- 特許辨理士試驗規則設定特許代理業者試驗規則廢止 (省)農商務第五十號(一〇) 五二六
- 工業試驗所處務規程中改正 (訓)農商務第七號(四) 九七
- 明治三十八年告示第三十五號(ポルトランドセメント試驗法)中改正 (告)農商務第四百八十五號(三) 三五一
- 漁獵職員試驗規程改正 (告)農商務第三百四十一號(八) 二五二
- 第四十三回歐醫免許試驗並ニ第三十三回蹄鐵工免許試驗舉行地及期日 (告)農商務第一號(一) 二五
- 大阪海軍局ニ於テ内海水先取水先人試驗執行 (告)遞信第七百八十號(八) 一八八

- 韓國特許辨理士試驗規則 (府)統監第六十號(一) 二二三
- 統監府看守考査及試験規則 (訓)統監第四十九號(三) 三三五
- 分析試驗檢定出願規則中改正 (府)警務總督第十六號(四) 五〇
- 敷料
- 收容貨物ノ敷料設定明治三十七年省令第四十七號(同伴)廢止 (省)大藏第五號(三) 二七
- 臺灣關稅規則施行規則ニ依リ收容貨物ノ敷料設定明治三十六年府令第三十五號(同伴)廢止 (府)警務總督第五十號(七) 一三三
- 種馬、種牡馬、種牡牛、種牡細羊、種豚、種牛
- 明治四十年勅令第二百二十七號(種馬收場種馬育成所又ハ種馬所ノ蕪麥購入ニ關スル隨意契約ノ件)中改正 (勅)第一號(一) 一
- 長岡部種馬所(北海道)設置 (告)内閣第五號(九) 二八九
- 種牡馬検査法施行規則中改正 (關)第五號(六) 五
- 種牡牛検査法施行規則中改正 (省)農商務第二十二號(六) 二二六
- 種牡牛貸付規程 (省)農商務第三十四號(八) 三七四
- 種牡細羊及種牡山羊種付料ニ關スル件 (勅)第八十一號(七) 二八一
- 種畜收場種豚排下規程中削除 (省)農商務第八號(五) 一九六
- 種畜收場種牛排下規程中削除 (省)農商務第九號(五) 一九六
- 種畜種付規則ニ依リ種付ヲ行フ種畜收場及種畜ノ種
- 種畜收場種豚排下規程中削除 (省)農商務第六號(三) 八三
- 道廳府縣種畜場規程中削除 (省)農商務第七號(五) 一九五
- 種畜收場種豚排下規程中削除 (省)農商務第八號(五) 一九六
- 種畜收場種牛排下規程中削除 (省)農商務第九號(五) 一九六
- 種畜收場種畜排下規程設定種牛收場種豚排下規程及種牛收場種牛排下規程廢止 (省)農商務第三十號(六) 二八九
- 種畜種付規則中改正 (省)農商務第三十二號(七) 三三六
- 種畜種付規則ニ依リ種付ヲ行フ種畜收場及種畜ノ種類設定明治四十年告示第一百八號(種畜種付規則ニ依リ種付ヲ行フ種牛收場及種牡牛又ハ種豚ノ種類)廢止 (告)農商務第三百七十七號(三) 三九四
- 種畜種卵排下ニ關スル件設定明治四十年告示第三十七號(種畜種卵排下規程ニ依リ排下クヘキ種畜及種卵ノ種類並ニ其引渡場所)廢止 (告)農商務第三百十號(七) 三三五
- 種痘法制定種痘規則廢止 (法)第三十五號(四) 二一九
- 種痘法施行規則 (省)內務第二十六號(三) 二六六
- 種痘法ニ依リ符號記入方 (省)司法第二十二號(三) 六三五
- 種痘施行心得改正 (告)內務第七十九號(三) 三三四
- 種畜種卵、種禽
- 種畜收場處務規程中改正 (省)農商務第六號(三) 八三
- 道廳府縣種畜場規程中削除 (省)農商務第七號(五) 一九五
- 種畜收場種豚排下規程中削除 (省)農商務第八號(五) 一九六
- 種畜收場種牛排下規程中削除 (省)農商務第九號(五) 一九六
- 種畜收場種畜排下規程設定種牛收場種豚排下規程及種牛收場種牛排下規程廢止 (省)農商務第三十號(六) 二八九
- 種畜種付規則中改正 (省)農商務第三十二號(七) 三三六
- 種畜種付規則ニ依リ種付ヲ行フ種畜收場及種畜ノ種類設定明治四十年告示第一百八號(種畜種付規則ニ依リ種付ヲ行フ種牛收場及種牡牛又ハ種豚ノ種類)廢止 (告)農商務第三百七十七號(三) 三九四
- 種畜種卵排下ニ關スル件設定明治四十年告示第三十七號(種畜種卵排下規程ニ依リ排下クヘキ種畜及種卵ノ種類並ニ其引渡場所)廢止 (告)農商務第三百十號(七) 三三五

- 種畜牧場種畜拂下規程ニ依リ拂下ヲ行フ種畜牧場及種畜ノ種類 (告)農務第三百十二號(七)三五六
- 臺灣總督府民政部殖産局附屬種畜場種付規程 (告)臺灣總督第二百二十二號(九)一八〇三
- [種目]
- 帝國鐵道會計規則ニ依リ貸借對照表計算ノ種目 (省)大藏第二十三號(四) 二二二
- [輸入、輸出]
- 輸入原料砂糖戻稅法中改正 (法)第十二號(三) 一七
- 明治三十九年勅令第二百六十五號(關稅定率法ニ依ル製造品ノ原料輸入稅拂戻ニ關スル件)中改正 (勅)第二百二十四號(一〇) 三三五
- 歐疫豫防法ニ依リ當分清國、韓國、西伯利亞又ハ之ヲ經テ生牛輸入停止 (省)農商務第三十三號(八) 三七四
- 韓國政府ニ於テ行ヒタル檢疫證明書ヲ有スル輸入生牛ノ發留期間 (訓)農商務第三十二號(八) 二六七
- 通常又ハ小包郵便ニ依リ清國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得サル物品 (告)逓信第二百八十四號(三) 四〇三
- 通常又ハ小包郵便ニ依リ清國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得サル物品 (告)逓信第二百八十四號(三) 四〇三
- 小包郵便ニ依リ各國ニ輸入スルコトヲ得サル物品名指定從前ノ同規程廢止 (告)逓信第三百四號(三)三四六
- 明治四十一年告示第百十六號(箱葉書ノ包束物ヲ印刷物トシテ輸入スルヲ許シ又ハ許サ、ル國名表)中追加 (告)逓信第二百二十九號(三) 二七二
- 韓國政府公布ノ咸鏡北道清津港ヲ經テ間島及環春地方ニ輸入スル貨物ノ關稅免除ニ關スル件譯文 (告)統監第四十八號(六)二二六
- 關東州租借地稅關兵器彈藥輸入規則 (府)關東都督第六號(四) 七二
- 清國以外ノ醫師藥劑師藥種商ニシテ「モルヒネ」及其注射器ヲ清國內地ニ輸入セントスルトキ遵守スヘキ告示ノ件 (府)關東都督第三號(三) 二四
- 輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法 (法)第十八號(三) 三三
- 同上施行期日 (勅)第六十三號(三) 七八
- 輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法施行規則 (勅)第六十四號(三) 七九
- 明治三十二年勅令第三百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件)中改正 (勅)第二百四號(三) 三八
- 明治四十年勅令第六十五號(輸出製造標準單受代金延納ニ關スル件)中改正 (勅)第二百四號(七) 三〇一
- 明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件)施行規則中改正 (勅)第三百二十四號(二) 四八九
- 鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方設定明治三十八年勅令第四十二號(鹽及鹽藏物ノ輸出並ニ交

- 學生生徒練習生卒業證書授與式費處辨 (達)海軍第十一號(一) 二
- 禁火術獎勵ノタメ證狀授與ノ件 (達)海軍第六十七號(二) 二四
- 同上廢止 (達)海軍第六十七號(三) 二四六
- 統監府看守及統監府女監取締ノ勸諭證書授與方 (訓)統監第五十號(二) 三八八
- [酒類]
- 明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有スル飲料輸出下戻金ニ關スル件)施行規則中改正 (勅)第三百二十四號(二) 四八九
- [酒造稅、酒稅]
- 群海酒造稅規則中改正 (律)第七號(三) 一〇
- 韓國政府公布ノ家屋稅法、酒稅法及煙草稅法ニ定ムル稅金ヲ期限內ニ納付セサル者處分方 (府)統監第十五號(六) 一一五
- 同上中改正 (府)統監第二十五號(一〇) 一八三
- 韓國政府公布ノ家屋稅法、酒稅法、煙草稅法譯文 (告)統監第十二號(三) 四五六
- 韓國政府公布ノ家屋稅法施行細則、酒稅法施行細則、煙草稅法施行細則譯文 (告)統監第十三號(三) 四六五
- [酒精]
- 明治三十四年法律第十號(酒精、酒類其他酒精ヲ含有
- 和蘭殖民地シニリナム價格表記書狀及箱物交換約定ニ加入 (告)逓信第六十一號(一) 九〇
- [授與]
- 學術卒業證書授與式施行手續中改正 (達)海軍第三號(一) 八
- 付金下付ニ關シ稅關事務取扱方廢止 (訓)大藏第二十五號(一〇) 二八五
- 韓國政府公布ノ輸出牛檢疫法譯文 (告)統監第六十四號(七) 四八三
- 韓國政府公布ノ輸出牛檢疫法中改正ノ件譯文 (告)統監第八十一號(九) 二七九〇
- 臺灣輸出稅及出港稅規則施行規則設定臺灣輸出稅及出港稅規則施行細則廢止 (府)臺灣總督第三十九號(五) 一一〇
- [輸送]
- 陸軍運輸部陸送規程設定陸軍運輸部運輸規程廢止 (達)陸軍第二十七號(四) 一二七
- 陸軍軍人軍屬鐵道乘車物品輸送手續中改正 (告)陸軍第五號(三) 三二一
- 明治三十七年告示第二十八號(海軍軍人軍屬鐵道乘車物品輸送手續)中改正 (告)海軍第八號(五) 七七八
- 日英博覽會普通商品ノ出品物及自營出品ニ關スル建築裝飾材料、陳列箱輸送規程 (告)日英博覽會事務局第十五號(一〇)三五二
- [シニリナム]

スル飲料輸出下戻金ニ關スル件(施行規則中改正)	(勅)第三百二十四號(二) 四八九	○ 同上	(告)内務第十七號(三) 一七四
○ 臺灣工業用酒精戻稅規則ニ依ル酒精使用證明書下付ニ關スル件	(勅)第三百四十五號(三) 五〇八	○ 同上	(告)内務第十八號(三) 一七四
○ 臺灣工業用酒精戻稅規則	(律)第六號(三) 九	○ 同上	(告)内務第十九號(三) 一七五
○ 酒精出港稅徵收猶豫及稅額免除規則	(律)第三號(五) 三	○ 同上	(告)内務第二十一號(三) 一七五
○ 酒精出港稅徵收猶豫及稅額免除規則施行規則	(府)臺灣總督第三十七號(五) 一〇一	○ 同上	(告)内務第二十三號(三) 一七六
[守備]		○ 同上	(告)内務第二十四號(三) 一七六
○ 守備備入被服規則中改正	(達)海軍第五十一號(四) 一三九	○ 同上	(告)内務第二十八號(三) 二九七
[出版]		○ 出版物二種同上	(告)内務第二十九號(三) 二九八
○ 出版物一種發賣頒布禁止	(告)内務第二號(一) 二	○ 同上	(告)内務第三十號(三) 二九八
○ 同上	(告)内務第三號(一) 二	○ 同上	(告)内務第三十一號(三) 二九八
○ 出版物二種同上	(告)内務第四號(一) 二	○ 出版物三種同上	(告)内務第三十四號(三) 二九九
○ 出版物一種同上	(告)内務第六號(一) 三	○ 出版物一種同上	(告)内務第三十五號(三) 二九九
○ 出版物二種同上	(告)内務第七號(一) 三	○ 同上	(告)内務第三十六號(三) 三〇〇
○ 出版物一種同上	(告)内務第八號(一) 三	○ 同上	(告)内務第四十一號(四) 五三七
○ 同上	(告)内務第十號(一) 四	○ 同上	(告)内務第四十三號(四) 五三八
○ 同上	(告)内務第十一號(一) 四	○ 出版物六種同上	(告)内務第四十四號(四) 五三八
○ 同上	(告)内務第十二號(一) 四	○ 出版物一種同上	(告)内務第四十五號(四) 五五八
○ 同上	(告)内務第十三號(一) 五	○ 同上	(告)内務第四十六號(四) 五五九
○ 同上	(告)内務第十五號(一) 七	○ 同上	(告)内務第四十八號(四) 五五九
○ 同上	(告)内務第十六號(一) 七	○ 同上	(告)内務第四十九號(四) 五五九
			(告)内務第五十號(四) 五五九

○ 同上	(告)内務第五十一號(五) 七六二	○ 同上	(告)内務第九十四號(七) 三三四
○ 同上	(告)内務第五十二號(五) 七六三	○ 同上	(告)内務第九十五號(七) 三三四
○ 同上	(告)内務第五十五號(五) 七六六	○ 出版物三種同上	(告)内務第九十六號(八) 三五〇
○ 同上	(告)内務第五十六號(五) 七六六	○ 出版物四種同上	(告)内務第九十八號(八) 三五〇
○ 出版物四種同上	(告)内務第六十一號(五) 七六〇	○ 出版物一種同上	(告)内務第九十九號(八) 三五〇
○ 出版物七種同上	(告)内務第六十二號(五) 七七〇	○ 同上	(告)内務第一百號(八) 三五〇
○ 出版物一種同上	(告)内務第六十三號(五) 七七一	○ 同上	(告)内務第一百一號(八) 三五〇
○ 同上	(告)内務第六十四號(五) 七七一	○ 同上	(告)内務第一百四號(八) 三五〇
○ 同上	(告)内務第六十五號(五) 七七一	○ 同上	(告)内務第一百五號(八) 三五〇
○ 出版物二種同上	(告)内務第六十六號(六) 九三〇	○ 同上	(告)内務第一百七號(九) 二六三
○ 出版物一種同上	(告)内務第六十九號(六) 九三一	○ 出版物二種同上	(告)内務第一百九號(九) 二六三
○ 同上	(告)内務第七十四號(六) 九三三	○ 出版物一種同上	(告)内務第一百十號(九) 二六三
○ 同上	(告)内務第七十六號(六) 九三三	○ 同上	(告)内務第一百十一號(九) 二六三
○ 同上	(告)内務第七十七號(六) 九三三	○ 同上	(告)内務第一百十二號(九) 二六三
○ 出版物四種同上	(告)内務第八十一號(七) 三三七	○ 出版物二種同上	(告)内務第一百十三號(九) 二六三
○ 出版物七種同上	(告)内務第八十四號(七) 三三七	○ 出版物一種同上	(告)内務第一百十九號(九) 二六三
○ 出版物一種同上	(告)内務第八十五號(七) 三三八	○ 同上	(告)内務第二十號(九) 二六三
○ 同上	(告)内務第八十六號(七) 三三八	○ 同上	(告)内務第二十一號(九) 二六三
○ 同上	(告)内務第八十九號(七) 三三九	○ 同上	(告)内務第二十二號(九) 二六三
○ 出版物二種同上	(告)内務第九十號(七) 三三九	○ 同上	(告)内務第二十四號(一〇) 二八六
○ 出版物七種同上	(告)内務第九十一號(七) 三三九	○ 同上	(告)内務第二十五號(一〇) 二八六
○ 出版物一種同上	(告)内務第九十二號(七) 三三九	○ 同上	(告)内務第二十六號(一〇) 二八六
○ 同上	(告)内務第九十三號(七) 三三九	○ 同上	(告)内務第二十八號(一〇) 二八七

○ 同上	(告) 内務部百三十九號(二〇)一八七	○ 同上	(告) 内務部百七十七號(二二)三三三
○ 同上	(告) 内務部百三十二號(二〇)一八八	○ 同上	(告) 内務部百七十八號(二二)三三四
○ 同上	(告) 内務部百三十四號(二〇)一八九	○ 出版物二種同上	(告) 内務部百八十三號(二二)三五六
○ 同上	(告) 内務部百三十七號(二〇)二八九	○ 出版物一種同上	(告) 内務部百八十四號(二二)三五七
○ 同上	(告) 内務部百四十一號(二〇)二八二	○ 同上	(告) 内務部百八十五號(二二)三五七
○ 出版物三種同上	(告) 内務部百四十三號(二〇)二八二	○ 同上	(告) 内務部百八十六號(二二)三五七
○ 出版物一種同上	(告) 内務部百四十四號(二〇)二八三	○ 同上	(告) 内務部百八十七號(二二)三五七
○ 同上	(告) 内務部百四十五號(二〇)二八三	○ 中央公論第二十四年第六號同上	
○ 同上	(告) 内務部百四十九號(二〇)二八六	○ 勞働第二卷第七號同上	(告) 内務部百六十七號(二二)三六一
○ 出版物二種同上	(告) 内務部百五十五號(二〇)二八七	○ 自由思想第二號同上	(告) 内務部百六十八號(二二)三六一
○ 出版物一種同上	(告) 内務部百五十六號(二〇)二八七	○ 新小説第十四年第七卷同上	(告) 内務部百七十五號(二二)三六三
○ 同上	(告) 内務部百六十一號(二〇)二七四	○ 獨立新聞第二十二號同上	(告) 内務部百八十號(二二)三六六
○ 出版物二種同上	(告) 内務部百六十二號(二〇)二七四	○ 世界婦人第三十八號同上	(告) 内務部百八十二號(二二)三三七
○ 出版物一種同上	(告) 内務部百六十四號(二〇)二七四	○ 勞働第一號及同第二年第九號同上	(告) 内務部百八十三號(二二)三三七
○ 同上	(告) 内務部百六十五號(二〇)二七五	○ 無名通信第十號第十一號同上	(告) 内務部百八十八號(二二)三六三
○ 同上	(告) 内務部百六十六號(二〇)二七五	○ 九州滑稽第一號同上	(告) 内務部百八十五號(二二)三六四
○ 同上	(告) 内務部百六十七號(二〇)二七五	○ 新小説第十四年第十卷同上	(告) 内務部百八十七號(二二)三六〇
○ 同上	(告) 内務部百七十一號(二〇)二七五	○ 週刊勞働第二年第十二號同上	(告) 内務部百二十七號(二〇)一八七
○ 同上	(告) 内務部百七十三號(二〇)二七五	○ 週刊勞働第一號及第二年第九號同上	(告) 内務部百三十號(二〇)一八七
○ 同上	(告) 内務部百七十四號(二〇)二七五		(告) 内務部百三十一號(二〇)一八八
○ 同上	(告) 内務部百七十五號(二〇)二七五		
○ 同上	(告) 内務部百七十六號(二〇)二七五		

○ 東京第四十六號同上	(告) 内務部百三十三號(二〇)一八八	○ 分析試驗鑑定出願規則中改正	(府) 臺灣總督第十六號(四) 五〇
○ 大坂滑稽新聞第二十五號同上	(告) 内務部百四十六號(二〇)二六二	○ 出品	
○ 岩手マガジン第二同上	(告) 内務部百五十二號(二〇)二六五	○ 日英博覽會出品規則	(告) 日英博覽會事務局第一號(四) 七三七
○ 水戸新報第百二十號同上	(告) 内務部百五十七號(二〇)二六七	○ 日英博覽會美術品出品鑑査規則	(告) 日英博覽會事務局第二號(四) 七三四
○ 新潟繁昌記第二卷第四十九號同上	(告) 内務部百六十號(二〇)二七四	○ 日英博覽會出品人賣店開設人其他日英博覽會ニ関 與スル者ノ遵守スヘキシヤバツ、プツシム博覽會會 社ノ規則	(告) 日英博覽會事務局第四號(四) 七四七
○ 大阪經濟雜誌第十七卷第十一號同上	(告) 内務部百六十三號(二〇)二七五	○ 日英博覽會出品部類目錄	(告) 日英博覽會事務局第五號(四) 七五五
○ 時代公論第二卷第十二號同上	(告) 内務部百七十號(二〇)三三三	○ 日英博覽會出品人心得	(告) 日英博覽會事務局第六號(四) 七五八
〔出港税〕		○ 日英博覽會出品部類目錄第二部美術ニ包含物品	(告) 日英博覽會事務局第七號(五) 九三三
○ 酒精出港税徵收猶豫及税額免除規則	(律) 第三號(五) 三	○ 日英博覽會出品物、出品人等ノ運賃割引	(告) 日英博覽會事務局第八號(五) 九三四
○ 同上施行規則	(府) 臺灣總督第三十七號(五) 一〇一	○ 同上中改正	(告) 日英博覽會事務局第十七號(二二)三五八
○ 臺灣輸出税及出港税規則施行規則設定臺灣輸出税及 出港税規則施行細則廢止	(府) 臺灣總督第三十九號(五) 一一〇	○ 日英博覽會出品物陳列箱等出品ノ設備ニ要スル物 品ニ付キ運賃割引協定	(告) 日英博覽會事務局第十號(六) 二二七
〔出訴〕		○ 日英博覽會出品ニ關スル事務處理方	(告) 日英博覽會事務局第十一號(六) 二二七
○ 特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及 出訴ニ關スル費用ノ件	(勅) 第三百一號(一〇) 四七〇		
○ 韓國ニ於ケル特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル審 判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件	(勅) 第三百九號(一〇) 四七八		

○日英博覽會出品協會設立認下並ニ規則
(告)日英博覽會事務局第八號(五) 九二四

○日英博覽會ノ出品物等ノ運送ニ關シ日本郵船株式會社ト協定事項
(告)日英博覽會事務局第十三號(九)八一〇

○日英博覽會ニ出品スル普通商品ノ出品物陳列方
(告)日英博覽會事務局第十四號(一〇)三〇五二

○日英博覽會普通商品ノ出品物及自營出品ニ關スル建築裝飾材料陳列箱輸送規程
(告)日英博覽會事務局第十五號(一〇)三〇五三

○日英博覽會美術品出品鑑査執行場所及日時
(告)日英博覽會事務局第十六號(一〇)三〇三八

○第三回美術展覽會期日會場及出品出願期限
(告)文部第九十五號(六) 九五八

[銃銃砲]

○野砲小銃及拳銃射擊規則中改正 (達)海軍第六號(一) 一〇

○同上 (達)海軍第二百二十六號(二) 二二三

○統監府監獄職員ニシテ巡警等ニ從事スル者ニ銃ヲ携帶セシム
(府)統監第四十八號(一) 二二三

○明治三十二年告示第九十一號(銃砲商火藥商定員)中改正
(告)內務第四十七號(四) 五五九

[銃隊]

○明治二十七年達第三十九號(海軍銃隊隊式附錄)廢止
(達)海軍第十五號(一〇) 二〇七

[戎器]

○明治三十五年省令第十九號(治安警察法ニ依リ戎器其他ノ物件携帶禁止ノ件)廢止
(省)內務第二十五號(二) 六二六

○明治三十六年省令第九號(治安警察法ニ依リ戎器其他ノ物件携帶禁止)廢止
(省)內務第六號(二) 六

○明治四十一年省令第十號(治安警察法ニ依リ戎器其他ノ物件携帶禁止地域)廢止
(省)內務第三號(二) 五

[宿直]

○明治三十年訓令第二十四號(宿直及徹夜者食料支給方)改正
(訓)農商務第三十八號(一〇) 二九八

[宿料]

○統監府看守及統監府女監取締 非番勤務手當、宿料及特別手當支給規則
(訓)統監第三十二號(一) 三三〇

[主計]

○陸軍主計團規則 (達)陸軍第二號(一) 一

○明治四十三年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得
(告)陸軍第十一號(一〇) 八三三

○海軍少主計候補生採用ニ付キ出願方
(告)海軍第三號(四) 五七四

○海軍中少主計採用ニ付キ志願者出願方
(告)海軍第十號(六) 九四一

○海軍中少主計並ニ海軍少主計候補生採用ニ付キ志願者出願方
(告)海軍第十四號(一〇) 八四二

○海軍中少主計採用ニ付キ志願者出願方
(告)海軍第十七號(二) 三三六

[主事]

○森林主事特別任用規則中改正
(省)農商務第三十七號(九) 三九七

○森林主事教習規則中改正
(訓)農商務第十四號(五) 二〇二

[需品]

○艦營需品經理規程中改正
(達)海軍第三十六號(三) 六九

○同上 (達)海軍第八十九號(七) 一八六

○同上 (達)海軍第九十七號(八) 一九六

○同上 (達)海軍第九十三號(八) 一九七

○同上 (達)海軍第八號(一〇) 二〇五

○同上 (達)海軍第二十一號(二) 二二三

○同上 (達)海軍第六十二號(二) 二四六

○同上 (達)海軍第六十三號(二) 二四六

○望樓及需品支庫手當ヲ支給スヘキ場所及金額設定明治三十九年達第四十二號(望樓手當ヲ支給スヘキ場所及金額)廢止
(達)海軍第六十二號(四) 一四五

○艦營需品中ノ探海及掃海用器具並ニ其附屬品兵器ニ編入
(達)海軍第二十號(三) 三五

○艦營需品中艦船供用中ニ係ル物件艦船附屬物ニ編入
(達)海軍第九十一號(七) 一八七

○艦營需品中艦船附屬物ニ編入ノ品目
(達)海軍第九號(一〇) 二〇五

○郵便私書函使用規則中改正 (府)統監第六十五號(一) 三三四

○千島嶼占守ニ需品支庫設置 (達)海軍第二百二號(八) 一九七

[巡警]

○統監府監獄職員ニシテ巡警等ニ從事スル者ニ銃ヲ携帶セシム
(府)統監第四十八號(一) 二二三

[巡查]

○明治四十年勅令第二百九十三號(臺灣總督府統監府及理事廳並ニ關東都督府ノ巡查及判任待遇監獄職員等ノ懲戒ニ關スル件)中改正 (勅)第二百六十號(一〇) 三八七

○巡查配置及勤務概則中改正 (訓)內務第二號(二) 七

○統監府巡查採用及給與令 (府)統監第四十二號(二) 二二〇

○奏任及判任待遇統監府監獄職員及統監府巡查ノ加俸額ニ關スル件 (府)統監第四十七號(二) 二二三

○統監府監獄官制、同司法警察官官制施行ノ際命セラレタル看守及巡查ヲ勤積者ト爲スノ件 (府)統監第六十四號(二) 二三四

○臺灣總督府巡查、巡查補及判任待遇監獄職員懲戒規程中追加 (府)臺灣總督府第百號(三) 三三四

○佐賀縣ニ於ケル巡查退隱料及遺族扶助料並巡查療治料給助料及弔祭料取扱細則 (告)臺灣總督第十一號(二) 二八四

○明治四十二年度請願巡查費ノ件 (告)關東都督第三十二號(四) 七三七

〔信託〕

- 擔保附社債信託法中改正 (法)第二十九號(四) 九〇
- 〔信號〕○警報信號標ハケノ部警報ノ項ニ應ス
- 船船信號符字點附ハセノ部船舶ノ項ニ應ス
- 北海道釧路國釧路郡釧路町字真砂町釧路支廳構内ニ設置ノ暴風雨標信號揚揚開始 (告)文部第二十九號(三) 一九二
- 北海道根室國根室郡根室町字花咲町根室測候所構内ニ設置ノ暴風雨標信號揚揚中止 (告)文部第三十號(三) 一九二
- 汽船淀橋丸信號符字點付 (達)海軍第四十二號(三) 七四
- 内海沿岸中特ニ指定ノ場所ニ信號所設置等 (告)逕信第六百七十三號(七)四四七
- 下關海峽部埼火ノ山下、赤坂及登揚鼻ニ信號所設置 (告)逕信第六百七十四號(七)四六一
- 來島海峽中波島ニ信號所設置 (告)逕信第六百七十五號(七)四六二
- 瀧島燈臺霧霧砲信號復舊 (告)海軍總督第七十一號(六)二六五
- 基隆港水上警察官吏派出所南方ノ山頂ニ設置ノ暴風雨標破損信號揚揚停止 (告)海軍總督第三十一號(九)一八七
- 〔新年〕
- 明治四十三年新年式 (告)宮内第二十號(二)三三四七
- 〔新聞〕
- 新聞紙法制定新聞紙條例廢止 (法)第四十一號(五) 二二九
- 新聞紙法ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅)第三百三十二號(五) 一六二
- 新聞紙法ニ依リ管轄地方官廳ニ納ムヘキ保證金ニ充ツルコトヲ得ル有假證券ノ種類 (省)内務第十五號(五) 一七三

○新聞電報規則中改正

- 新聞電報規則中改正 (省)逕信第二十號(五) 二〇五
- 同上 (省)逕信第三十五號(八) 三八一
- 同上 (省)逕信第四十號(九) 三九九
- 豫約新聞電報規則中追加 (省)逕信第二十二號(五) 二〇六
- 新聞電報料金豫納及後納規則中追加 (省)逕信第二十一號(五) 二〇六
- 在清國芝罘帝國郵便局下在韓國又ハ清國滿洲帝國通信官署トノ間ニ發著スル新聞電報ニ關シ準用方 (省)逕信第三十一號(七) 三九〇
- 外國電報規則設定外國新聞電報規則、明治三十三年省令第六十二號(電信電話ニテ海外電報ノ發受ノ件)及同三十七年同第四十七號(外國電報ノ料金及其納付方)廢止 (省)逕信第二十六號(六) 三〇二
- 明治三十七年告示第三百十八號(外國新聞電報料金表)中改正 (告)逕信第二百七十六號(三) 四〇〇
- 外國新聞電報料金設定明治三十七年告示第三百十八號(同件)廢止 (告)逕信第六百八十八號(六)二二四〇
- 同上中改正 (告)逕信第六百七十二號(七)四四五六
- 同上 (告)逕信第九百三十三號(二)一九八六
- 同上 (告)逕信第九百九十二號(二)三〇〇五
- 同上 (告)逕信第九百八十五號(二)三〇〇三
- 同上 (告)逕信第九百八十八號(二)三〇〇九
- 同上 (告)逕信第九百九十二號(二)三〇〇六
- 料金受借人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署名 (告)逕信第六百九號(六)二二五六

○臺灣及韓國ニ於テ料金受借人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署名

- 臺灣及韓國ニ於テ料金受借人拂外國新聞電報ヲ取扱フ通信官署名 (告)逕信第七百十五號(八)一五〇
- 同上中追加 (告)逕信第七百九十三號(九)一七三三
- 新聞紙規則中改正 (府)統監第二十二號(九) 一六一
- 同上 (府)統監第三十五號(二) 二〇七
- 明治四十年府令第十四號(新聞電報規則ヲ臺灣ニ施行スルノ件)中削除 (府)臺灣總督第四十三號(六) 一一三
- 全臺日報第一千七百五號發賣額布禁止 (告)臺灣總督第二十二號(三) 五二二
- 臺南新報第二千八百七十號及同第二千八百七十一號同上 (告)臺灣總督第三十號(三) 五二五
- 大坂滑稽新聞第二十五號同上 (告)内務第四百六十六號(二)三〇六二
- 大坂滑稽新聞第二十六號同上 (告)内務第四百五十四號(二)三〇六七
- 水戸新報第二百二十號同上 (告)内務第五百五十七號(二)三〇六七
- 〔神宮、神社〕
- 神宮司廳官制中改正 (勅)第二百二十一號(九) 三二七
- 神宮遷宮ニ際シ臨時職員設置 (勅)第二百十號(八) 三〇六
- 官國幣社及神部署神職任用令中改正 (勅)第八十二號(七) 二八一
- 府社縣社以下神社神職任用規則中改正 (省)内務第十六號(七) 三一一
- 明治四十一年省令第十二號(神社ノ財産登錄及管理竝ニ會計ニ關スル件)中改正 (省)内務第十四號(四) 二二四

○明治十九年訓令第一號(神社費中神宮費外ニ費十九年度以降仕拂及決算證明方)廢止

- 明治十九年訓令第一號(神社費中神宮費外ニ費十九年度以降仕拂及決算證明方)廢止 (訓)内務第四號(三) 二九
- 皇大神宮聖受大神宮式年御遷宮禊祓日時 (告)内務第二十二號(三) 二九五
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死没ノ軍人軍屬靖國神社ニ臨時合祀ニ付奉祭式執行 (告)陸軍第四月二十日(四) 五六四
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死没ノ陸軍軍人軍屬靖國神社ニ臨時合祀人名 (告)陸軍第七號(四) 五六四
- 明治三十七八年戰役ノタメ死没ノ海軍軍人靖國神社ニ臨時合祀人名 (告)海軍第五號(四) 五七五
- 官幣大社臺灣神社神職俸給規則中改正 (府)臺灣總督第六十二號(九) 一六五
- 縣社以下神社神職任用規則中改正 (府)臺灣總督第七十號(二) 一八九
- 官幣大社臺灣神社例祭執行當日參列者資格 (告)臺灣總督第四百二十二號(二)三三〇
- 〔神職〕
- 官國幣社及神部署神職任用令中改正 (勅)第八十二號(七) 二八一
- 府社縣社以下神社神職任用規則中改正 (省)内務第十六號(七) 三一一
- 縣社以下神社神職任用規則中改正 (府)臺灣總督第七十號(二) 一八九

- 官幣大社臺灣神社神職俸給規則中改正 (府)臺灣總督第六十二號(九) 一六五
- 〔清國〕
- 清國駐節陸軍部隊給與令中改正 (勅)第六十九號(三) 八七
- 同上 (勅)第三百四十九號(三) 五二六
- 清國駐節陸軍部隊給與令細則中改正 (達)陸達第二十二號(四) 一一一
- 同上 (達)陸達第五十號(一〇) 二〇五
- 同上 (達)陸達第五十七號(二) 二四〇
- 清國及朝鮮國在留日本帝國臣民印紙賣捌規程廢止 (勅)第四十二號(三) 五四
- 清國吉林省龍井ニ在留島帝國總領事館設置 (告)外務第十一號(二) 一〇六一
- 在清國間島帝國總領事館子街分館開館 (告)外務第十二號(二) 一〇六一
- 在清國間島帝國總領事館頭道溝分館開館 (告)外務第十三號(二) 一〇六一
- 明治四十年陸達第二十九號(臺灣、樺太、韓國、滿洲及北清在勤ノ軍人軍屬家族携行許可ニ關スル件)中改正 (達)陸達第十三號(三) 四〇
- 同上 (達)陸達第四十六號(九) 一九九
- 防疫預防法ニ依リ當分清國、韓國、西伯利亞又ハ之ヲ經テ生牛輸入停止 (省)農商務第三十三號(八) 三七四
- 帝國ト在清國芝罘帝國郵便局トノ間ニ發着ノ普通電報發着ノ無線電報ニ關シ準用方 (省)遞信第二十九號(七) 三九九
- 在清國芝罘帝國郵便局ト在韓國又ハ清國滿洲帝國通信官署トノ間ニ發着ノ電報ニ關シ準用方 (省)遞信第三十號(七) 三五〇
- 在清國芝罘帝國郵便局ト在韓國又ハ清國滿洲帝國通信官署トノ間ニ發着スル新聞電報ニ關シ準用方 (省)遞信第三十一號(七) 三五〇
- 清國內本邦郵便局所在地ニ於テ賣捌ク郵便切手及郵便葉書ニ符號印刷竝ニ其使用方設定明治四十一年省令第八號(在清國本邦郵便局所及郵便切手賣捌所ニ於テ賣捌ク郵便切手ノ符號指定)廢止 (省)遞信第六十一號(二) 六七九
- 通常又ハ小包郵便ニ依リ清國若クハ韓國ニ輸入シ又ハ清國ヨリ輸出スルコトヲ得サル物品名指定明治四十二年省令第二十八十四號(同件)廢止 (省)遞信第六十四號(七) 一四五〇
- 清國宛通常郵便物ノ取戻又ハ宛名變更請求書ヲ宛テ(キ官署名 (告)遞信第六十三號(七) 一四五〇
- 暗礁發見ニ付キ清國航路標識監督官ノ告示譯文 (告)臺灣總督第五十六號(四) 七三一

- 清國以外ノ醫師藥劑師藥種商ニシテ「モルヒネ」及其注射器ヲ清國內地ニ輸入セントスルトキ遵守スルキ告示ノ件 (府)關東都督第三號(三) 二四
- 明治四十二年告示第十一號(清國電信線經由ノ指定アル電報料金)廢止 (告)關東都督第五十六號(七) 二四九
- 〔親衛〕
- 韓國政府公布ノ軍部廢止、親衛府新設及之ニ附帶スル件、親衛府官制譯文 (告)統監第七十一號(八) 二五九
- 〔診察〕
- 病院醫院其他診察所治療所ノ廣告ニ關スル件 (省)內務第十九號(七) 三二四
- 〔進級〕
- 陸軍武官進級令中改正 (勅)第十號(二) 九
- 陸軍軍樂部士官經理部及衛生部下士進級ニ關スル件 (軍)陸軍陸軍第四號(四) 一〇
- 海軍上長官士官任用進級取扱規則中改正 (達)海軍第八十七號(六) 一七三
- 海軍准士官下士任用進級取扱規則中改正 (達)海軍第十八號(二) 二八
- 海軍准士官下士任用進級試驗規則中改正 (達)海軍第十九號(二) 三四
- 〔臣民〕
- 外國在留帝國臣民登錄規則 (省)外務第五號(五) 一七一
- 同上中改正 (省)外務第六號(八) 三五三
- ヒノ部
- 〔費用〕
- 在外公館費用條目中改正 (勅)第二百二十三號(九) 三二九
- 電信電話施設ノ費用ニ充ツル目的ヲ以テスル金銀ノ寄附ニ關スル件 (勅)第二百二十三號(五) 一五三
- 特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件 (勅)第三百一號(一〇) 四七〇
- 韓國ニ於ケル特許、意匠、商標及實用新案ニ關スル審判、抗告審判及出訴ニ關スル費用ノ件 (勅)第三百九號(一〇) 四七八
- 明治三十三年告示第四十一號(領事官ノ徵收スル手数料及出張費用ニ對シ收入印紙ヲ以テ納付セシムル地方)中追加 (告)外務第一號(二) 一七三
- 收入印紙ヲ以テ關金等ノ費用ヲ納付セシムル場合ニ於ケル納付書竝ニ納付濟證樣式 (訓)統監第四十四號(二) 三三七
- 韓國政府公布ノ民刑訴訟規則及刑事裁判費用規則中改正ノ件、土地家屋證明事務ニ關スル件及法部ニ關スル會計事務取扱ニ關スル件譯文 (告)統監百十六號(二) 三三八
- 韓國政府公布ノ民事證據調查費用ニ關スル件譯文 (告)統監第三十六號(五) 九一〇
- 公證費用規則設定明治三十六年府令第八十三號(同件)廢止 (府)臺灣總督第五十八號(八) 一五七

[日附印]

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四
- 通信官署ニ於テ通信事務ニ使用スル日附印形式 (告) 逕信第三百八十六號(三) 三五〇七
- 臺灣總督府始政第十四回紀念ノタメ郵便局所ニ於テ特殊日附印使用 (告) 臺灣總督第八十號(六) 二六八

[雜形]

- 砂糖包裝ニ押捺スル檢印ノ雜形 (告) 臺灣總督第八十五號(三) 二五〇

[埠圳]

- 官設埠圳規則施行規則 (府) 臺灣總督第十一號(四) 四一
- 官設埠圳補償審查委員會規則 (府) 臺灣總督第十二號(四) 四四
- 官設埠圳規則ニ依リ官設埠圳御仔頭圳區域指定 (告) 臺灣總督第四百一十一號(〇) 二〇四八

[病院]

- 病院醫院其他診療所治療所ノ廣告ニ關スル件 (省) 內務第十九號(七) 三三四
- 公私立精神病院及精神病者ヲ收容スル公私立病院ニ於ケル精神病者調査票調製送付及ニ用紙配付方等 (省) 內務第二十七號(三) 六二四
- 衛戍病院看護卒派遣規則 (達) 陸達第四十一號(七) 一八一

- 東京第一、豐橋、名古屋及小倉衛戍病院ニ分院設置 (達) 陸達第三十六號(五) 一五九

[病症]

- 馬疫豫防心得竝ニ病症說明書 (訓) 內閣第一號(〇) 二七七

[被服]

- 營內居住下士以下歸郷用被服貸與及返納手續中改正 (省) 陸軍第十一號(六) 二二一
- 陸軍監獄看守陸軍警手及陸軍備人被服給與規則中改正 (達) 陸達第二十三號(四) 一一四
- 守衛備人被服規則中改正 (達) 海軍第五十一號(四) 一三九

[被告]

- 囚人及被告人護送規則 (府) 統監第五十一號(二) 二二五

[被密]

- 軍事上秘密ヲ要スル發明ノ特許ニ關スル件 (勅) 第二百九十九號(〇) 四六四

[秘書]

- 明治三十年勅令第九十六號(各大臣秘書官官等) 初叙及陞叙ニ關スル件) 中改正 (勅) 第八十七號(七) 二八六
- 明治二十八年勅令第二百二十四號(內閣總理大臣秘書官、各省大臣秘書官及臺灣總督秘書官任用ノ件) 中改正 (勅) 第八十八號(七) 二八六

[非訟]

- 訴訟及非訟事件ニ付キ韓國人ノ貼用スヘキ收入印紙ニ關スル件 (府) 統監第三十七號(二) 二〇八

[非常]

- 砂糖消費稅法及非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ヲ樺太ニ施行スルノ件 (勅) 第五百五十二號(五) 一九〇

[美術]

- 美術展覽會規程改正明治四十年告示第二百七號(美術展覽會規程第十條ノ出品點數制限) 廢止 (告) 文部第九十號(六) 九五〇
- 第三回美術展覽會期日會場及出品出願期限 (告) 文部第九十五號(六) 九五八
- 日英博覽會美術品出品鑑査規則 (告) 日英博覽會事務局第二號(四) 七四四
- 日英博覽會古美術品取扱規則 (告) 日英博覽會事務局第十二號(八) 二六六
- 日英博覽會出品部類目錄第二部美術ニ包含物品 (告) 日英博覽會事務局第七號(五) 九三三
- 日英博覽會美術品出品鑑査執行場所及日時 (告) 日英博覽會事務局第十六號(二) 三三八

毛ノ部

[戻稅]

- 輸入原料砂糖戻稅法中改正 (法) 第十二號(三) 一七
- 輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法 (法) 第十八號(三) 三三
- 同上施行期日 (勅) 第六十三號(三) 七六

- 輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法施行規則 (勅) 第六十四號(三) 七九

- 臺灣工業用酒精戻稅規則ニ依ル酒精使用證明書下付ニ關スル件 (勅) 第三百四十五號(二) 五〇八

- 臺灣工業用酒精戻稅規則 (律) 第六號(二) 九

- 清國以外ノ醫師、藥劑師、藥種商ニシテ「モルヒネ」及其注射器ヲ清國內地ニ輸入セントストキ遵守スヘキ告示ノ件 (府) 關東都督第三號(三) 二四

- 日英博覽會出品部類目錄 (告) 日英博覽會事務局第五號(四) 七五五

- 統監府營林廠木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件 (勅) 第二百五號(七) 三〇一

- 明治四十二年勅令第二百五號ニ依リ統監府營林廠ノ木材又ハ製品ノ賣拂代金延納ノ擔保トシテ提供スル有價證券ノ種類 (府) 統監第二十七號(〇) 一八四

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四

- 在露國オデッサ帝國領事館閉鎖露國莫斯科ニ帝國領事館設置開館 (告) 外務第四號(三) 二九五

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四

- 在露國オデッサ帝國領事館閉鎖露國莫斯科ニ帝國領事館設置開館 (告) 外務第四號(三) 二九五

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四

- 在露國オデッサ帝國領事館閉鎖露國莫斯科ニ帝國領事館設置開館 (告) 外務第四號(三) 二九五

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四

- 在露國オデッサ帝國領事館閉鎖露國莫斯科ニ帝國領事館設置開館 (告) 外務第四號(三) 二九五

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四

- 在露國オデッサ帝國領事館閉鎖露國莫斯科ニ帝國領事館設置開館 (告) 外務第四號(三) 二九五

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四

- 在露國オデッサ帝國領事館閉鎖露國莫斯科ニ帝國領事館設置開館 (告) 外務第四號(三) 二九五

- 逕信省徽章、通信日附印及郵便切手類模造取締規則 (省) 逕信第六十五號(三) 六八四

- 在露國オデッサ帝國領事館閉鎖露國莫斯科ニ帝國領事館設置開館 (告) 外務第四號(三) 二九五

〔文部〕

- 文部省直轄諸學校官制中改正 (勅)第八十六號(四) 一〇三
- 文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中改正 (勅)第八十七號(四) 一〇三
- 文部省直轄諸學校職員定員令中改正 (勅)第八十八號(四) 一〇四

〔税印〕

- 明治三十二年省令第五號(税印)ノ押捺請求方)中改正 (省)大藏第五十號(一〇) 四〇一

〔税務〕

- 稅務監督局官制中改正 (勅)第三十三號(三) 四七
- 同上 (勅)第二百六十五號(一〇) 三九三
- 稅務署官制中改正 (勅)第三十四號(三) 四七
- 同上 (勅)第二百六十六號(一〇) 三九五
- 臺灣總督府地方廳ニ稅務吏ヲ置クノ件 (勅)第二百九十一號(一〇) 四四三
- 印紙犯罪處罰法第五條ノ官沒ハ稅務署長ヲシテ之ヲ爲サシム (省)大藏第二十八號(四) 一三九
- 明治三十六年訓令第二十一號(稅務監督局及稅務署現在員數給額報告ノ件)中削除 (訓)大藏第三十三號(一) 三〇三
- 新設稅務署ノ所在地 (告)大藏第五十三號(一〇) 二八七

- 改稱稅務署ノ所在地 (告)大藏第五十四號(一〇) 二八八
- 札幌稅務監督局管内室蘭稅務署移轉 (告)大藏第二號(一) 七
- 札幌稅務監督局管内河西稅務署移轉 (告)大藏第六十六號(一) 二〇七七
- 東京稅務監督局管内熊谷稅務署移轉 (告)大藏第十八號(三) 一七九
- 東京稅務監督局管内千葉稅務署移轉 (告)大藏第三十五號(三) 三〇三
- 東京稅務監督局管内石和稅務署移轉 (告)大藏第五十六號(四) 五六一
- 東京稅務監督局管内熊谷稅務署移轉 (告)大藏第九十三號(六) 九三八
- 東京稅務監督局管内松戸稅務署移轉 (告)大藏第三百三號(七) 二三四三
- 京都稅務監督局管内伏見稅務署移轉 (告)大藏第一百七十七號(八) 一五〇七
- 京都稅務監督局管内金澤稅務署移轉 (告)大藏第六十號(一) 二〇七五
- 京都稅務監督局管内大聖寺稅務署移轉 (告)大藏第六十三號(一) 二〇七六
- 京都稅務監督局管内伏見稅務署移轉 (告)大藏第七十號(二) 三三九五
- 京都稅務監督局管内伏見稅務署移轉 (告)大藏第一百七十七號(二) 三三七五

- 大阪稅務監督局及中ノ島稅務署移轉 (告)大藏第五號(一) 九
- 大阪稅務監督局管内堺稅務署移轉 (告)大藏第六十七號(五) 七七三
- 大阪稅務監督局管内新宮稅務署移轉 (告)大藏第五十五號(一〇) 二八九
- 横濱稅務監督局管内厚木稅務署移轉 (告)大藏第四十九號(一〇) 二八六
- 神戸稅務監督局管内神戸稅務署移轉 (告)大藏第三十六號(三) 三〇三
- 神戸稅務監督局管内赤穂稅務署移轉 (告)大藏第八十一號(五) 七七七
- 神戸稅務監督局管内玉島稅務署移轉 (告)大藏第九十二號(六) 九三八
- 長野稅務監督局管内相階稅務署移轉 (告)大藏第五十七號(四) 五六一
- 長野稅務監督局管内福島稅務署移轉 (告)大藏第六十六號(七) 二三四三
- 長野稅務監督局管内上田稅務署移轉 (告)大藏第四十三號(一〇) 二八三
- 宇都宮稅務監督局管内栃木稅務署移轉 (告)大藏第五十一號(三) 三一一
- 宇都宮稅務監督局管内松原稅務署移轉 (告)大藏第五十二號(三) 三一一
- 宇都宮稅務監督局管内鹿沼稅務署移轉 (告)大藏第五十二號(一〇) 二八七
- 名古屋稅務監督局管内大垣稅務署移轉 (告)大藏第十號(三) 一七六
- 仙臺稅務監督局管内佐沼稅務署移轉 (告)大藏第一百九號(八) 一五〇七
- 仙臺稅務監督局管内佐沼稅務署移轉 (告)大藏第二百二十四號(八) 一五〇九
- 金澤稅務監督局管内八尾稅務署移轉 (告)大藏第十七號(三) 一七九
- 金澤稅務監督局管内大聖寺稅務署移轉 (告)大藏第八十八號(七) 二三四四
- 金澤稅務監督局管内小松稅務署移轉 (告)大藏第五十六號(一〇) 二八九
- 丸龜稅務監督局管内宇和島稅務署移轉 (告)大藏第三十號(三) 三〇一
- 丸龜稅務監督局管内三島稅務署移轉 (告)大藏第四十六號(三) 三〇八
- 丸龜稅務監督局管内安藝稅務署移轉 (告)大藏第五十九號(四) 五六二
- 丸龜稅務監督局管内大洲稅務署移轉 (告)大藏第七十八號(五) 七七六
- 熊本稅務監督局管内町山口稅務署移轉 (告)大藏第七十七號(七) 二三四四
- 熊本稅務監督局管内高瀬稅務署移轉 (告)大藏第一百十號(七) 二三四四
- 熊本稅務監督局管内森稅務署移轉 (告)大藏第一百十二號(七) 二三四五

〔稅關〕

- 稅關官制中改正 (勅)第六十二號(三) 七六
- 同上 (勅)第二百六十二號(一〇) 三九一
- 臺灣總督府稅關官制中改正 (勅)第三百三十六號(五) 一六六
- 同上 (勅)第二百七十四號(一〇) 四二七
- 明治二十三年勅令第二百四號(稅關管轄區域)中改正 (勅)第二百五號(三) 三九
- 同上 (勅)第二百六十三號(一〇) 三九二
- 明治三十二年勅令第六十九號(稅關支署名稱位置及管轄區域)中改正 (勅)第二百六號(三) 三九
- 同上 (勅)第二百六十四號(一〇) 三九二
- 臺灣總督府通信官署稅關支署及登記所經費渡切ニ關スル件 (勅)第六十一號(三) 七七
- 臺灣ニ於ケル稅關執務時間ニ關スル件 (勅)第二百二十二號(五) 一五三
- 明治三十二年省令第十四號(稅關監視設置)中改正 (省)大藏第十號(三) 三四
- 稅關所屬ノ土地建物使用料設定明治三十三年省令第三十七號(同件)廢止 (省)大藏第四號(三) 二六
- 稅關假置場使用料及手數料設定明治三十三年省令第十五號(同件)廢止 (省)大藏第六號(三) 二六
- 上屋又ハ上屋以外ノ稅關所屬土地建物使用料及稅關假置場使用料設定方 (訓)大藏第二號(三) 二九
- 橫濱稅關繫船岸壁ニ船舶ヲ繫留スル者使用料納付方設定明治三十八年大藏省告示第三百十二號(臨時稅

關工部橫濱港內埋築地岸壁ニ繫留船舶ノ繫船及繫船料準據方)廢止 (省)大藏第八號(三) 三三

- 同上中改正 (省)大藏第五十一號(二) 九九七
- 神戶稅關棧橋使用規則 (省)大藏第三十九號(六) 二〇八
- 鹽及鹽藏魚類ノ輸出ニ關シ稅關事務取扱方設定明治三十八年訓令第四十二號(鹽及鹽藏物ノ輸出並ニ交付金下付ニ關シ稅關事務取扱方)廢止 (訓)大藏第二十五號(一〇) 二六五
- 臺灣總督府稅關ニ於テ關稅法施行規則ニ依リ納付セシムヘキ手數料準據方 (省)大藏第十八號(三) 八五
- 同上中改正 (省)大藏第四十一號(六) 三三〇
- 稅關ニ納付スヘキ手數料及使用料設定明治三十四年府令第四十號(同件)廢止 (府)臺灣總督府第四十五號(六) 二二六
- 明治三十四年府令第二十一號(稅關支署ノ名稱位置及管轄區域)改正 (府)臺灣總督府第四十一號(五) 二二
- 關東州租借地稅關兵器彈藥輸入規則 (府)關東都督第六號(四) 七二

〔稅金〕

- 韓國政府公布ノ家屋稅法、酒稅法及煙草稅法ニ定ムル稅金ヲ期限內ニ納付セサル者處分方 (府)統監第十五號(六) 一一五
- 韓國政府公布ノ家屋稅法、酒稅法及煙草稅法ニ定ムル稅金ヲ期限內ニ納付セサル者處分方中改正 (府)統監第二十五號(一〇) 一八三

○ 臺中ニ地方稅金取扱所設置

(告)臺灣總督第五百四十四號(二)三三三

〔生徒〕

- 陸軍士官候補生諸生徒其他陸軍志願者身體檢査規則 (省)陸軍第七號(三) 九七
- 陸軍衛生部及獸醫部士官學生、依託學生、依託生徒規則 (達)陸軍第十二號(三) 三七
- 陸地測量部修技所生徒募集 (達)陸軍第十四號(三) 四〇
- 陸軍戶山學校軍樂生徒召集 (告)陸軍第一號(二) 一一
- 明治三十六年告示第十五號(陸軍中央幼年學校本科生徒入學期日及納金ニ關スル件)中改正 (告)陸軍第六號(三) 三二
- 明治四十三年召集スヘキ士官候補生、主計候補生、中央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志願者心得 (告)陸軍第十一號(一〇)一八三
- 明治四十年達第五十九號(海軍各學生生徒及練習生ニ授與スル證書及體狀書式)中追加 (達)海軍第二號(二) 七
- 學生生徒練習生卒業證書授與式費處辨方 (達)海軍第十一號(二) 一一
- 海軍兵學校及海軍機關學校生徒召集 (告)海軍第一號(二) 一一
- 海軍機關學校生徒志願者身體檢査日割 (告)海軍第六號(四) 五七六
- 海軍兵學校生徒志願者ニ對スル身體檢査日割 (告)海軍第九號(五) 七七九

○ 海軍經理學校生徒召集

(告)海軍第七號(四) 五七七

○ 海軍經理學校生徒召集ニ付キ出願方

(告)海軍第十六號(二)三三七

○ 海軍經理學校生徒志願者ニ對スル身體檢査日割

(告)海軍第十一號(六) 九四二

○ 學校生徒ノ飲酒取締ニ付キ學校ト家庭ト聯絡ヲ保ツヘキノ件

(訓)文部第十二號(九) 二七四

○ 生徒ノ道義的觀念ヲ鍊成シ學校長以下德育ノ中心タルニ努メシム

(訓)文部第十三號(九) 二七四

○ 女子高等師範學校生徒募集規則中改正

(省)文部第三號(二) 九

○ 本年各高等學校ニ入學セシムヘキ生徒ノ數及選拔試驗ニ關スル事項

(告)文部第三十九號(四) 五九四

○ 明治四十二年度工業商業農業各教員養成所ニ募集スヘキ生徒員數

(告)文部第四號(二) 三三

○ 韓國京城居留民國立高等女學校生徒及卒業者他ノ學校ニ入學轉學ニ關シ資格認定

(告)文部第六十號(五) 七八八

○ 韓國京城居留民國立京城中學校生徒並ニ共卒業者他ノ學校ニ入學轉學ニ關シ資格認定

(告)文部第二十七十五號(一〇)一八六

○ 臺灣總督府國語學校生徒學費支給規則中改正

(府)臺灣總督第十九號(四) 五三

〔生牛〕

- 獸疫豫防法ニ依リ當分清國、韓國、西伯利亞又ハ之ヲ經テ生牛輸入停止 (省)農商務第三十三號(八) 三七四

- 韓國政府ニ於テ行ヒタル検査ノ證明書ヲ有スル輸入
生牛ノ緊留期間 (訓)農商務第三十二號八 二六七
- 〔整理〕
- 耕地整理法制定明治三十年法律第三十九號(土地區
劃改良ニ係ル地價ノ件)廢止 (法)第三十號四 九〇
- 同上施行期日 (勅)第二百三十號(一〇) 三四一
- 耕地整理登記令 (勅)第二百三十三號(一〇) 三四五
- 耕地整理登記令施行細則設定整理地登記取扱手續廢
止 (省)司法第二十一號(二) 四〇三
- 耕地整理事業ノ引續及耕地整理組合ノ變更ニ關スル
件 (勅)第二百三十一號(一〇) 三四二
- 耕地整理法第四十三條第三號ノ規定ニ依ル公共團體
指定ノ件 (勅)第二百三十二號(一〇) 三四四
- 臨時國債整理局ニ臨時職員増置 (勅)第二百六十七號(一〇) 四一九
- 臨時國債整理局ニ臨時職員増置 (勅)第二百六十七號(一〇) 四一九
- 大藏省官制中改正臨時國債整理局官制廢止 (勅)第二百六十一號(一〇) 三六八
- 臨時國債整理委員會規則中改正 (勅)第三百二十號(二) 四八七
- 明治三十九年勅令第二百三十五號(公債事務處理ノ
タメ大藏省及臨時國債整理局高等官ノ中一名ヲ歐米
ニ駐在セシムルノ件)中改正 (勅)第二百六十八號(一〇) 四一九
- 農鐵道會社債務整理公債發行規程中改正 (省)大藏第五十六號(二) 六二九
- 農鐵道會社債務整理公債發行規程ニ依リ公債證書發
行 (省)大藏第七十六號(三)三七五
- 耕地整理地取扱手續 (訓)大藏第二十八號(一〇) 二九一
- 耕地整理法ニ依リ一定ノ期間負擔又ハ利益ヲ受クヘ
キ金額及砂防法ニ依リ輕減セラル、地租額算出方
(訓)第二百九號(一〇) 二九三
- 明治三十八年省令第二十三號(耕地整理ニ關シ地方
長官ニ委任ノ件)改正 (省)農商務第四十號(一〇) 四四八
- 耕地整理法施行規則改正明治三十三年省令第十四號
(耕地整理施行ノ認可アリタルトキ申告事項ノ件)廢
止 (省)農商務第三十九號(一〇) 四三三
- 耕地整理及土地改良獎勵費規則 (省)農商務第二號(四) 一五二
- 國有林野耕地整理地區編入手續 (訓)農商務第四號(三) 一〇
- 國有林野耕地整理施行地區編入手續 (訓)農商務第三十七號(一〇) 二九七
- 明治三十三年訓令第十四號(林野整理支局統計報告
調製手續)中廢止 (訓)農商務第三十三號(八) 二六七
- 耕地整理法又ハ同法施行規則ニ掲ケタル土地區畫等
ノ格式及雜形 (省)農商務第四百七號(一〇) 二九八
- 〔成年式〕
- 皇室成年式令 (皇)第四號(三) 四九
- 〔製藥〕
- 臺灣藥劑師藥種商製藥者取締規則中改正 (府)臺灣總督第三十一號(四) 六九

- 〔製鐵〕
- 明治三十八年省令第九號(煙草專賣局及製鐵所根據
運轉資本補足ニ關スル法律ニ依リ發行スル證券ノ名
稱及其額面種類)中改正 (省)大藏第九號(三) 三〇四
- 韓國平安道鎮南浦ニ製鐵所鎮南浦出張所設置 (告)農商務第五百二十五號(三)三四二
- 〔製紙〕
- 模範製紙場製紙衛生規程廢止 (告)臺灣總督第三十三號(三) 五二五
- 〔製皂〕
- 國有林野產物及製品賣拂代金延納ノ件 (勅)第三百十八號(二) 四八五
- 國有林野產物製品賣拂規則中改正 (省)農商務第二十號(五) 二〇四
- 國有林野、產物及製品賣拂代金延納規則設定國有林
野及產物賣拂代金延納規則廢止 (省)農商務第五十五號(二) 六〇二
- 統監府管轄木材及製品賣拂代金延納ニ關スル件 (勅)第二百五號(七) 三〇一
- 明治四十二年勅令第二百五號ニ依リ統監府管轄林廠ノ
木材又ハ製造ノ賣拂代金延納ノ擔保トシテ提供スル
有價證券ノ種類 (府)統監第二十七號(一〇) 一八四
- 〔政府〕
- 政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買
入記録ニ關スル件 (法)第九號(三) 一五
- 政府ノ所有ニ關シタル國債賣渡ニ關スル隨意契約ノ
件 (勅)第二百二十六號(一〇) 三三九
- 明治三十八年勅令第二百一號(政府ニ於テ產業組合
ヨリ物品ノ買入ヲ爲ストキ隨意契約ニ依ルコトヲ得
ルノ件)中追加 (勅)第二百十九號(九) 三二五
- 韓國政府ニ於テ行ヒタル検査ノ證明書ヲ有スル輸入
生牛ノ緊留期間 (訓)農商務第三十二號(八) 二六七
- 明治四十一年告示第百號(政府ノ賣渡ス鹽ノ百斤當
價格)中改正 (省)大藏第四百十八號(一〇) 二二五
- 〔制服〕
- 統監府鐵道職員ニシテ鐵道院職員ト爲リタル者ノ
制服ニ關スル件 (勅)第三百四十二號(三) 五〇五
- 〔精勤〕
- 統監府看守及統監府女監取締ノ精勤證書授與方
(訓)統監第五十號(三) 三八八
- 〔精神病〕
- 公私立精神病院及精神病者ヲ收容スル公私立病院ニ
於ケル精神病者調査票調製送付並ニ用紙配付方等
(省)內務第二十七號(三) 六二四
- 精神病者調査票用紙配付並ニ該票送付方等 (訓)內務第九號(三) 三七二
- 〔瀬戸内海〕
- 瀬戸内海ニ於ケル漁業禁止網ノ件 (省)農商務第五十六號(二) 六〇五

〔塞耳比亞〕

○塞耳比亞國ハ萬國工業所有權保護同盟條約ヲ修正セ
ル「フラスセル」條約ニ加入ス(キ旨通知
(告)農商務第四百二十一號(一〇)二九六八

〔攝政〕

○攝政令

(皇)第二號(三) 三八

〔少尉〕

○海軍少尉候補生實務練習規則中改正

(達)海軍第六十八號(三) 二四七

〔消防〕

○警察官及消防官制服中改正

(勅)第四百七十七號(五) 一八五

○消防組規則

(府)關東都督第十一號(九) 一六六

〔消費〕

○砂糖消費稅法中改正

(法)第二十號(四) 三五

○砂糖消費稅法及非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル
規定ヲ樺太ニ施行スルノ件

(勅)第五百五十二號(五) 一九〇

○砂糖消費稅法施行規則設定砂糖消費稅法施行細則廢
止

(府)臺灣總督第五十二號(七) 一三四

〔召募〕

○陸軍召募規則中改正

(省)陸軍第四號(三) 八九

○陸軍戶山學校軍樂生徒召募

(省)陸軍第十號(五) 一九二

○陸軍砲兵工長候補者召募

(告)陸軍第一號(一) 二二
(告)陸軍第二號(三) 一八四

○明治四十三年召募スヘキ士官候補生、主計候補生、中
央幼年學校豫科生徒、地方幼年學校生徒ノ人員及志
願者心得

(告)陸軍第十一號(一〇)一八三

○海軍兵學校及海軍機關學校生徒召募

(告)海軍第一號(一) 一一

○海軍經理學校生徒召募

(告)海軍第七號(四) 五七七

○海軍經理學校生徒召募ニ付キ出願方

(告)海軍第十六號(三)三三七

〔召集〕

○帝國議會召集

(詔)十一月九日(二) 九

○明治三十年陸軍第三十六號(勅)勅務演習ニ召集ノ者外
泊許可ノ件廢止

(達)陸軍第五十一號(一〇)二〇五

〔正本抄本〕

○刑事判決ノ正本、謄本及抄本ノ手数料ニ關スル件

(府)統監第三十八號(一) 二〇八

○明治三十九年府令第三十五號(判決)ノ正本謄本及抄
本ノ手数料ニ關スル件廢止

(府)統監第四十一號(一) 二〇九

〔銷却〕

○政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買
入銷却ニ關スル件

(法)第九號(三) 一五

○國債證券買入銷却

(告)大藏第五百十號(一〇)一八六
(告)大藏第七十三號(三)三三七

〔線路〕

○國有鐵道線路名稱

(告)鐵道院第五十四號(一〇)一八三

○同上中改正

(告)鐵道院第六十號(一一)〇五六

○同上

(告)鐵道院第六十五號(一一)〇五七

○同上

(告)鐵道院第七十三號(一一)〇五九

○同上

(告)鐵道院第七十四號(一一)〇五九

○同上

(告)鐵道院第八十五號(一一)〇四二

○同上

(告)鐵道院第八十八號(一一)〇四三

〔專賣〕

○專賣局官制中改正

(勅)第二十八號(三) 四一

○臺灣總督府專賣局官制中改正

(勅)第四十四號(三) 五七

○同上

(勅)第二百七十三號(一〇)四二七

○臺灣總督府專賣局事務官特別任用令廢止

(勅)第二百八十八號(一〇)四四一

○煙草製造專賣ニ要スル諸物件ノ購入賣却等ニ關スル
隨意契約ノ件制定明治三十八年勅令第二百八十九號
(煙草製造專賣ニ要スル諸物件努力供給ノ請負等ニ
關スル隨意契約ノ件)廢止

(勅)第三百三十九號(五) 一七三

○明治四十年勅令第三百十一號(煙草專賣法、鹽專賣
法、粗製樟腦、樟腦油專賣法違反事件ニ關スル件)中
改正

(勅)第四十號(三) 五三

○明治三十二年勅令第四百五十五號(臺灣ニ於ケル關
稅及專賣規則等違反申告者賞與ニ關スル件)中改正

(勅)第五十七號(三) 七四

○同上

○專賣鹽特別定價賣渡及交付金下付規則中改正

(勅)第二百二十五號(一〇) 三二六

○煙草專賣法ヲ樺太ニ施行スルノ件

(勅)第四百二十一號(五) 一五二

○煙草專賣法施行細則中改正

(省)大藏第四十五號(七) 三二六

○明治四十年省令第三十八號(專賣局、專賣局收納所、
專賣局製造所、專賣局販賣所司掌事務ニ係ル民事訴訟
訟ニ付キ國代表)中改正

(省)大藏第十二號(三) 五〇

○明治三十八年省令第九號(煙草專賣局及製鐵所據置
運轉資本補足ニ關スル法律ニ依リ發行スル證券ノ名
稱及其額面種類)中改正

(省)大藏第九號(三) 三四

○專賣官吏派出所名稱位置中改正

(省)大藏第三十七號(六) 二〇七

○明治四十年省令第三十七號(專賣局製造所分工場廠
置所名稱位置)中改正

(省)大藏第二號(三) 八

○專賣支局管轄區域及專賣局ノ出張所、工場、試驗場、專
賣支局ノ出張所、專賣局製造所ノ支所及專賣官吏
派出所名稱位置制定明治四十年省令第三十七號(專
賣局收納所管轄區域及專賣局、專賣局收納所、專賣局
製造所、專賣局販賣所ノ出張所、分工場、廠置所、試驗
場名稱位置)及同四十二年同第十一號(專賣官吏派出
所名稱位置)廢止

(省)大藏第十一號(三) 三五

○同上中改正

(省)大藏第三十一號(五) 一七三

- 同上 (省)大藏第四十六號(八) 三五五
- 同上 (省)大藏第四十七號(八) 三五五
- 同上 (省)大藏第四十九號(九) 三八九
- 同上 (省)大藏第五十五號(三) 六二九
- 同上 (省)大藏第五十七號(三) 六三〇
- 專賣局旅費支給規則中改正 (訓)大藏第二十號(七) 二四九
- 專賣局作業廢入取扱規程中改正 (訓)大藏第二十一號(七) 二五〇
- 專賣局作業費豫算經理規程中改正 (訓)大藏第二十二號(七) 二五三
- 明治四十二年度專賣局作業廢入處出科目 (訓)大藏第六號(三) 三九
- 樺太ニ於テ煙草專賣法施行ノ際現在シタル製造煙草ニ附票貼付等ノ件 (省)大藏第五十二號(二) 五九七
- 樺太ニ於ケル專賣官署勤務時間規程 (告)大藏第四十七號(二)〇一八二四
- 煙草專賣法施行細則ニ依リ徵收スル葉煙草及製造煙草ノ保管料 (告)大藏第五十五號(八)一五〇六
- 煙草專賣法施行細則ニ依リ徵收スル製造煙草ノ保管料 (告)大藏第三十七號(九)一六三三
- 專賣局三田尻收納所移轉 (告)大藏第二十三號(三) 一八三
- 專賣局撫養收納所移轉 (告)大藏第二十八號(三) 三〇一
- 專賣局仙臺收納所移轉 (告)大藏第三十二號(三) 三〇二
- 專賣局鹿兒島製造所移轉 (告)大藏第四十二號(三) 三〇五
- 阪出專賣支局移轉 (告)大藏第五十八號(四) 五六一
- 臺灣總督府專賣規則施行規則中改正 (府)臺灣總督第六號(三) 二二
- 臺灣總督府專賣局打狗支局出張所設置 (告)臺灣總督第十五號(三) 二八九
- 明治三十四年告示第四百三十三號(臺灣總督府專賣局臺南出張所設置)中削除 (告)臺灣總督第四十四號(四) 七六
- 臺灣總督府專賣局打狗支局ノ出張所設置 (告)臺灣總督第五十五號(四) 七三〇
- 臺灣總督府專賣規則ニ依ル葉煙草收納期日及場所 (告)臺灣總督第八十六號(七)一四八六
- 明治三十八年府令第二十三號(食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣局及支局名稱位置、管轄區域)改正 (府)臺灣總督第九十四號(二) 二九八
- 食鹽專賣事務ヲ取扱フ臺灣總督府專賣支局ノ出張所名稱位置設定ノ海峽府出張所廢止 (告)臺灣總督第六十七號(二)三三六
- 粗製樟腦樟腦油專賣法ニ依ル補償金發給額下ノ分 (告)臺灣總督第二十六號(三) 五二四
- 粗製樟腦樟腦油專賣法第三條ニ依ル補償金 (告)臺灣總督第四十七號(四) 七二八
- 遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁船業ノ種類、船舶ノ噸數及漁場場所ニ關スル制限及漁船職員ノ資格及定員ニ關スル件制定明治三

- 十八年勅令第四百十四號(遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁船業ノ種類、船舶ノ噸數ノ制限及漁船職員ノ資格及定員ニ關スル件)廢止 (勅)第四百七十三號(六) 二六〇
- 船舶内ニ設置シタル通信官署ニ在勤スル職員ニ手當給與ノ件 (勅)第二百十五號(九) 三二
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則制定千島國後島、同國擇捉島、大隅國大島、琉球國八重山島ニ設置スル二等郵便及電信局職員在勤月手當給與細則廢止 (省)遞信第三十九號(九) 三九七
- 船舶内及交通至難ノ場所ニ設置シタル通信官署職員手當給與細則中改正 (省)遞信第六十二號(三) 六七九
- 船舶検査法施行細則中改正 (省)遞信第四十三號(二) 五四八
- 船舶検査規程中改正 (省)遞信第四十四號(二) 五四九
- 船舶検査手續中改正 (訓)遞信第二號(二) 二九九
- 火藥類船舶運送及貯藏規程中改正 (省)遞信第五號(三) 一〇二
- 帝國下在清國芝罘帝國郵便局トノ間ニ發着ノ普通電報及ニ帝國船船局下在清國芝罘帝國郵便局トノ間ニ發着ノ無線電報ニ關シ準用方 (省)遞信第二十九號(七) 三四九
- 工事請負競争加入者資格設定明治三十三年省令第十二號(鐵道船舶及ニ關合營業工事請負競争加入者資格)廢止 (省)遞信第二十七號(七) 三四八
- 横濱税關緊閉岸壁ニ船舶ヲ繫留スル者使用料納付方設定明治三十八年大藏省告示第三百十二號(臨時稅
- 關工部部橫濱港内埋築地岸壁ニ繫留船舶ノ繫留及繫留料準據方)廢止 (省)大藏第八號(三) 三三
- 明治四十二年省令第八號(橫濱税關緊閉岸壁ニ船舶ヲ繫留スル者使用料納付方)中改正 (省)大藏第五十一號(二) 五九七
- 宮津灣内連絡汽船運航開始 (告)鐵道院第三十八號(七) 二七五
- 明治四十一年告示第六十四號(山口縣豐浦郡津島村字荒田沖屋寄洲同郡長府村字宮崎沖津島間海底地質調査及ニ潮流觀測施行ニ付キ航行船舶注意方)中改正 (告)內務第七十三號(六) 九三三
- 練習驅逐艦、同水雷艇、潛水艇及雜役船等ノ定製港區域 (達)海軍第六十九號(四) 一五七
- 明治三十六年達第九十號(海軍各艦附屬雜役船ノ種類及定數表)廢止 (達)海軍第三十二號(二) 二二六
- 汽船板橋丸本籍改定 (達)海軍第三十九號(三) 七三
- 戰利汽船「シラチ」命名 (達)海軍第四十一號(三) 七三
- 汽船淀橋丸信號符號點付 (達)海軍第四十二號(三) 七四
- 危險物沈置ニ付キ一般船舶ノ通航、碇泊及漁業禁止期間及區域 (告)海軍第十二號(六) 九四三
- 汽船「トロール」漁業取締規則 (省)農商務第三號(四) 一六五
- 汽船「トロール」漁業取締規則ニ依ル禁止區域 (告)農商務第四百三十四號(四) 六二七
- 鯨魚取締規則第九條ノ規定ニ依ル鯨魚汽船船數 (告)農商務第四百十八號(二) 一九五五

- 船泊検査執行地追加 (告) 遞信第三十一號(一) 八〇
- 外國ノ海岸局及船泊局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船泊料 (告) 遞信第三十六號(一) 〇三三五
- 外國ノ海岸局及船泊局ニ於テ課スル外國無線電報ノ海岸料及船泊料金表追加 (告) 遞信第六十八號(一) 二二六五
- 外國無線電報ノ外國海岸料金及船泊料金表追加 (告) 遞信第六十三號(一) 二二〇五
- 羽後國酒田ヲ船泊検査臨時執行地トス (告) 遞信第八百十四號(九) 二七四八
- 遠江國鷲津ヲ船泊検査臨時執行地トス (告) 遞信第七十三號(一) 〇三〇三三
- 海軍所屬汽船淀橋丸信號符字點附 (告) 遞信第四百六號(三) 四四四
- 船泊信號符字點附 (告) 遞信第四百十四號(二) 一一〇
- 同上 (告) 遞信第二百二十號(三) 二二六
- 同上 (告) 遞信第三百六十三號(三) 四九
- 同上 (告) 遞信第四百七十號(四) 七〇七
- 同上 (告) 遞信第五百二十七號(五) 八九八
- 同上 (告) 遞信第五百八十七號(六) 一〇六三
- 同上 (告) 遞信第七百十四號(八) 一五五七
- 同上 (告) 遞信第七百七十二號(八) 一五八三
- 同上 (告) 遞信第九百二十五號(一〇) 一九八二
- 同上 (告) 遞信第一千二十一號(一〇) 二〇一五
- 同上 (告) 遞信第一千七百七十七號(一) 三三〇
- 同上 (告) 遞信第一千三百二十七號(三) 三三〇八五
- 打狗港内ヲ出入又ハ運航スル船舶築港工事ノ妨害ナルトキ追越又ハ横切ヲ爲スコトヲ得ス (府) 臺灣總督第四十六號(六) 二二八
- 臨時臺灣工事部ニ於テ爆發藥ヲ使用シ通航船舶ニ危險ノ虞アルトキ掲クル標旗 (告) 臺灣總督第七十號(五) 九一九
- 旅順水道船舶給水料金額 (告) 關東都督第三十號(四) 七三六
- 海軍下士卒善行章行狀條例施行細則中改正 (達) 海軍第七號(九) 二〇一
- 戰役 (明) 治三十七八年戰役ノタメ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル件 (法) 第三十八號(四) 二二六
- 明治四十二年法律第三十八號ニ依ル救恤金ノ下付ニ關スル件 (勅) 第三百七號(四) 一三三
- 明治二十八年勅令第五百十五號(戰役者ノハ事變ニ際シ功勞アル者ニ一時限金圓ヲ賜與ノ件)中改正 (勅) 第三百五十號(三) 一五七
- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死傷ノ軍人軍屬靖國神社ニ臨時合祀ニ付キ祭式執行 (告) 陸軍 海軍 四月二十日(四) 五六四

- 明治三十七八年戰役及韓國暴徒鎮壓事件ノタメ死傷ノ陸軍軍人軍屬靖國神社ニ臨時合祀人名 (告) 陸軍第七號(四) 五六四
- 明治三十七八年戰役ノタメ死傷ノ海軍軍人靖國神社ニ臨時合祀人名 (告) 海軍第五號(四) 五七五
- 明治三十七八年戰役ノタメ損害ヲ被リタル者ノ救恤金下付申請書提出方 (告) 統監第三十九號(五) 九二二
- 選舉 (貴族院伯爵議員補選選舉 (詔) 七月一日(七) 七
- 貴族院子爵議員補選選舉 (詔) 五月六日(五) 五
- 貴族院多額納稅者議員(鹿兒島縣)補選選舉 (詔) 二月四日(二) 一
- 同上(巖手縣) (詔) 三月三日(三) 三
- 同上(宮城縣) (詔) 七月二十六日(七) 七
- 同上(神奈川縣) (詔) 十一月二十日(二) 二〇
- 公立中學校長ノ互選ニ係ル高等教育會議議員補選選舉 (告) 文部第二百五十一號(九) 一六七〇
- 遷宮 (神宮遷宮ニ際シ臨時職員設置 (勅) 第二百十號(八) 三〇六
- 皇大神宮豐受大神宮式年御遷宮諸祭日時 (告) 內務第二十二號(三) 二九五
- 潜水艇 (潜水艇條例改定 (軍) 海軍第三號(四) 八
- 潜水艇隊職員勤務令中改正 (達) 海軍第五十六號(四) 一四三
- 同上 (達) 海軍第四百四十二號(一) 三三四
- 潜水艇修業徽章附與規則 (達) 海軍第五十七號(四) 一四三
- 同上中改正 (達) 海軍第九十八號(八) 一四六
- 練習驅逐艦 同水雷艇、潜水艇及雜役船ノ定點港區域 (達) 海軍第六十九號(四) 一五七
- 水兵 (明治四十年達第七十四號(三等兵曹及水兵等ノ服制アルモノ、帽徽章ニ記スル名稱)中追加 (達) 海軍第二十三號(三) 三六
- 水力 (發電ノ原動力ニ供スル水力發生ノタメ出願セル水ノ使用ヲ許可セントスルトキ稟伺方 (訓) 遞信第一號(八) 二六八
- 水道 (臺北水道給水規則 (府) 臺灣總督第八號(四) 二七
- 同上中改正 (府) 臺灣總督第八十三號(二) 二七四
- 臺北水道事務所位置 (告) 臺灣總督第三十八號(三) 五二六
- 旅順水道船舶給水料金額 (告) 關東都督第三十號(四) 七三六
- 大連水道給水工事ノ請求受理 (告) 關東都督第五號(二) 一三八
- 旅順水道減少ノタメ當分ノ内公設共用栓ノ給水停止 (告) 關東都督第五十四號(六) 二二七

- 旅順水道滅水斷水スルコトアルヘキノ件 (告) 閣東都督第五十五號(七) 一四九九
- 旅順水道鐵管掃除ニ付キ送水上ノ注意 (告) 閣東都督第八十五號(一〇) 三〇五〇
- 〔水族〕**
- 水族ノ蕃殖保護取締ノ件 (訓) 農商務第四十一號(一) 三〇七
- 〔水雷〕**
- 水雷關係例改定 (軍) 海軍第二號(四) 六
- 驅逐隊艇隊及驅逐艦水雷艇職員勤務令中改正 (達) 海軍第四十一號(一) 三三三
- 水雷團職員勤務令中改正 (達) 海軍第五十四號(四) 一四一
- 同上 (達) 海軍第四十號(一) 三三三
- 練習驅逐艦同水雷艇潛水艇及雜役船舟ノ定數港區域 (達) 海軍第六十九號(四) 一五七
- 浮流水雷引揚ニ關シ注意方 (告) 遞信第四百七十一號(四) 七二〇
- 〔水産〕**
- 外國領海水産組合法中改正 (法) 第十七號(三) 三二
- 水産講習所官制中改正 (勅) 第七十七號(三) 九四
- 水産組合規則中改正 (省) 農商務第十四號(五) 一九八
- 明治三十九年訓令第三十五號(道廳府縣郡市農林工業林業水産各技師技手設置心得ノ件) 中刪除 (訓) 農商務第十五號(五) 二〇二
- 〔出納〕**
- 明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件) 中改正 (勅) 第六十五號(三) 八〇
- 明治三十三年勅令第三百二十九號(救恤寄附金ノ保管出納ニ關スル件) 中改正 (勅) 第三百十九號(二) 四八六
- 鐵道院出納員現金取扱規則 (省) 大藏第二十號(四) 三三三
- 同上中改正 (省) 大藏第四十八號(八) 三五六
- 帝國鐵道會計所屬出納官吏雜部保管金取扱手續設定 明治四十年省令第九號(帝國鐵道官署現金出納官吏ノ雜部保管金ニ關スル取扱手續) 廢止 (省) 大藏第十七號(三) 七七
- 印紙類出納規程中改正 (訓) 大藏第七號(三) 四七
- 帝國鐵道會計所屬雜部保管金取扱順序設定明治四十年訓令第九號(帝國鐵道官署現金出納官吏ノ雜部保管金出納手續) 廢止 (訓) 大藏第八號(三) 四七
- 明治四十一年訓令第九號(金庫出納事務規程及各特別會計金庫出納事務規程ニ依リ大藏省へ提出スヘキ各金庫毎月出納計算書格式) 中改正 (訓) 大藏第十五號(四) 八九

- 韓國鐵道及同用品資金會計金庫出納事務規程 (訓) 大藏第十號(三) 六一
- 東北本金庫及同所屬各支金庫ノ出納區域改正 (告) 大藏第五十一號(一〇) 八二六
- 技術獎勵金品出納規則中改正 (達) 海軍第三十號(一) 二二五
- 明治三十六年達第百三十一號(通常物品出納命令官會計官吏表) 中改正 (達) 海軍第十六號(三) 一九
- 同上 (達) 海軍第三十二號(三) 六七
- 同上 (達) 海軍第四十號(三) 七三
- 同上 (達) 海軍第六十號(四) 一四四
- 同上 (達) 海軍第六十七號(二) 一五六
- 同上 (達) 海軍第七十七號(六) 一六八
- 通信官署出納員充用ノ件設定出納員現金取扱規則廢止 (省) 遞信第九號(三) 一〇七
- 統監府鐵道廳出納官吏及出納員任命規程改正 (訓) 統監第四十一號(一) 三七〇
- 明治三十九年告示第九十九號(韓國國庫金ノ出納ヲ取扱フ統監府通信官署及其出納受持區域) 廢止 (告) 統監第百二十二號(三) 三三二
- 〔樞密院〕**
- 樞密院官制中改正 (勅) 第百八十四號(七) 二八三
- 明治二十四年勅令第九十六號(樞密院議長副議長順問官並ニ書記官長書記官年俸) 中改正 (勅) 第百八十六號(七) 二八五
- 故樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文國葬ノ件 (勅) 第三百十四號(一〇) 四八二
- 樞密院議長從一位大勳位公爵伊藤博文國葬 (告) 內閣第七號(一〇) 八二三
- 故樞密院議長公爵伊藤博文葬送ニ付キ當日應朝 (告) 宮內第十二號(一) 三〇五九

法令全書目錄

詔書

- 二月四日 貴族院多額納稅者議員(鹿兒島縣)補闕選舉
- 三月三日 同上(巖手縣)
- 五月六日 貴族院子爵議員補闕選舉
- 七月一日 貴族院伯爵議員補闕選舉
- 七月二十六日 貴族院多額納稅者議員(宮城縣)補闕選舉
- 十一月九日 帝國議會召集
- 十一月二十日 貴族院多額納稅者議員(神奈川縣)補闕選舉
- 十二月二十二日 帝國議會開會

三月 三頁
 五月 五頁
 七月 七頁
 七月 七頁
 十一月 九頁
 十一月 九頁
 十二月 一頁

皇室令

法
律

法令全書目錄

法律

第一號	臺灣銀行ニ於テ發行シタル一圓銀貨ヲ以テ引換フヘキ銀行券ノ引換期限ニ關スル件	三	月	一
第二號	執達吏規則中改正	三		一
第三號	執達吏手数料規則中改正	三		二
第四號	度量衡法改正	三		三
第五號	市町村立小學校教育費國庫補助法中改正	三		〇
第六號	帝國鐵道會計法	三		一
第七號	國債ノ利子所得稅免除ニ關スル件	三		四
第八號	登錄國債ノ擔保充用ニ關スル件	三		四
第九號	政府ニ對スル保證金其他ノ擔保ニ供シタル國債ノ買入銷却ニ關スル件	三		五
第十號	北海道拓殖銀行法中改正	三		五
第十一號	明治四十一年法律第九號(學校及圖書館資金所屬土地賣却代金ヲ一般會計ニ繰入ルル件)中改正	三		六
第十二號	輸入原料砂糖戻稅法中改正	三		七
第十三號	砂鑛法制定砂鑛採取法廢止	三		八

勅令第六十八號
參看

第十四號	登録稅法中改正	(三)	二二
第十五號	遠洋航路補助法制定航海獎勵法廢止	(三)	二四
第十六號	造船獎勵法中改正	(三)	二九
第十七號	外國領海水產組合法中改正	(三)	三一
第十八號	輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法	(三)	三二
第十九號	沖繩縣罹災救助基金法	(三)	三三
第二十號	砂糖消費稅法中改正	(四)	三五
第二十一號	家祿賞典祿處分ニ關スル件	(四)	三五
第二十二號	立木ニ關スル件	(四)	三六
第二十三號	特許法改正	(四)	四〇
第二十四號	意匠法改正	(四)	六一
第二十五號	商標法改正	(四)	六七
第二十六號	實用新案法改正	(四)	七四
第二十七號	產業組合法中改正	(四)	八〇
第二十八號	軌道ノ抵當ニ關スル件	(四)	八八
第二十九號	擔保附社債信託法中改正	(四)	九〇
第三十號	耕地整理法制定明治三十年法律第二十九號(土地區劃改良ニ係ル地價ノ件)廢止	(四)	九〇
第三十一號	登録稅法中改正	(四)	一一一

勅令第六十三號
參看
勅令第七十八號
參看

勅令第二百九十
三號參看

同上

同上

勅令第二百十一
號參看
勅令第二百九十二
號參看

勅令第二百三十
號參看

勅令第二百十二
號參看
勅令第二百二十二
號參看

第三十二號	日本勸業銀行法中改正	(四)	一一六
第三十三號	農工銀行法中改正	(四)	一一七
第三十四號	北海道拓殖銀行法中改正	(四)	一一八
第三十五號	種痘法制定種痘規則廢止	(四)	一一九
第三十六號	裁判所臺灣總督府法院統監府法務院及理事廳ノ判決ノ執行ニ關スル件	(四)	一二三
第三十七號	遠洋漁業獎勵法中改正	(四)	一二四
第三十八號	明治三十七八年戰役ノヲメ損害ヲ被リタル者ノ救恤ニ關スル件	(四)	一二六
第三十九號	印紙犯罪處罰法	(四)	一二七
第四十號	建物保護ニ關スル件	(五)	一二九
第四十一號	新聞紙法制定新聞紙條例廢止	(五)	一二九
第四十二號	印紙稅法中改正	(七)	一三七
第四十三號	商業會議所法中改正	(七)	一三九
第四十四號	醫師法中改正	(七)	一三九
第四十五號	齒科醫師法中改正	(七)	一四〇

勅令第三百三十
號參看

同上

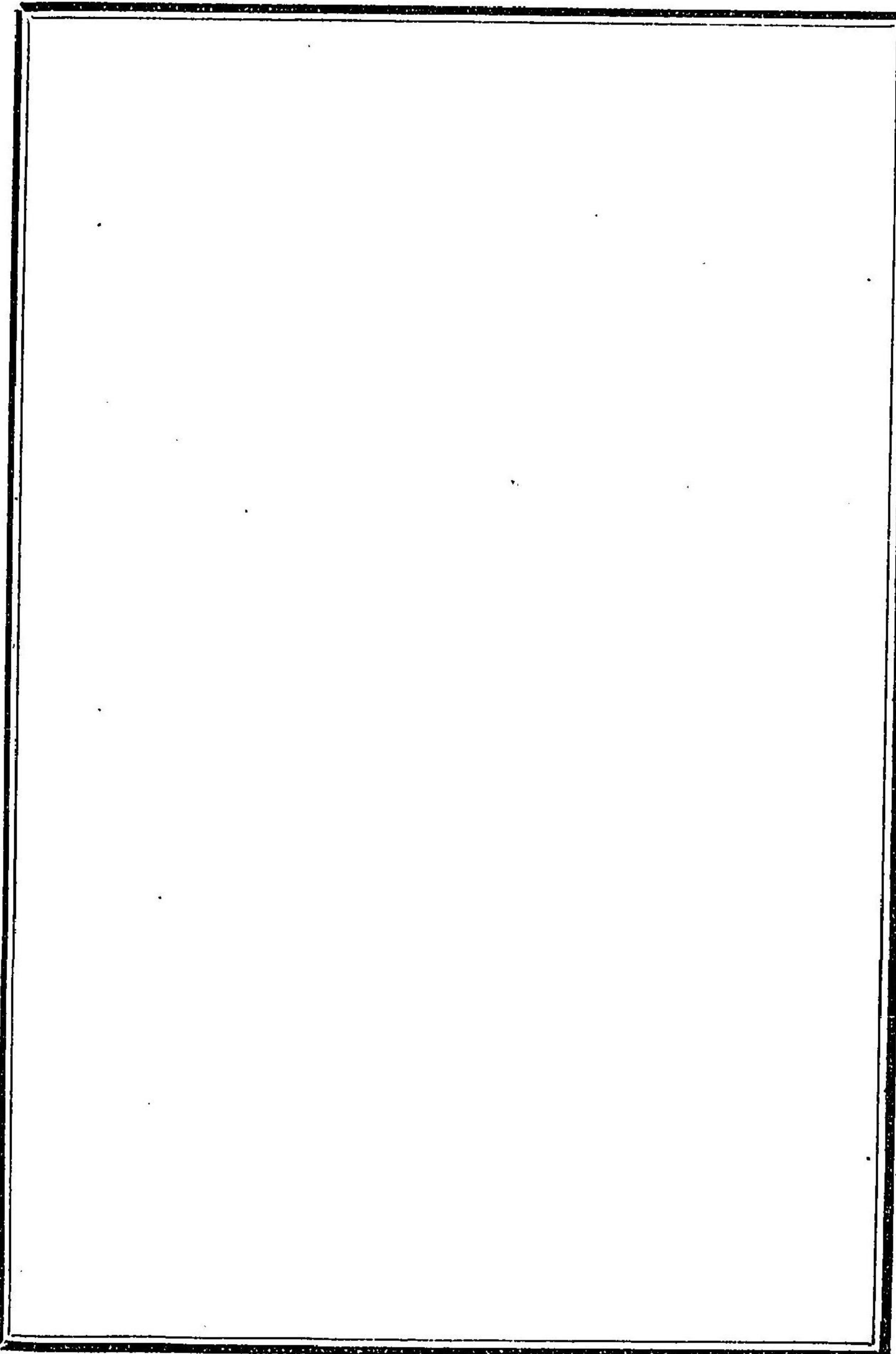
同上

豫
算

法令全書目錄

豫算

一月二十七日	明治四十一年度歲入歲出總豫算追加	二月	一頁
三月四日	同上	三月	三
同	上 明治四十一年度各特別會計歲入歲出豫算追加	三月	六
三月二十二日	明治四十二年度歲入歲出總豫算並明治四十二年度各特別會計歲入歲出豫算	三月	八
三月三十日	明治四十二年度歲入歲出總豫算追加	三月	一六一
同	上 明治四十二年度特別會計歲入歲出豫算追加	三月	一六六
四月十四日	明治四十二年度歲入歲出總豫算追加	四月	一六九
同	上 明治四十二年度特別會計歲入歲出豫算追加	四月	一七三



豫算外國庫ノ負擔
トナルヘキ契約

法令全書目錄

豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約

三月二十二日 豫算外國庫ノ負擔トナルヘキ契約ヲ爲スヲ要スル件
三月三十日 同上

三三 月

一三 一頁

勅令

第十五號	海軍兵備品會計規則中改正	三一五
第十六號	海軍經理部條例中改正	三一七
第十七號	旅順海軍經理部條例中改正	三一七
第十八號	明治四十一年勅令第百一十一號(陸軍士官ニ外國語研究獎勵金ヲ給與スル件)中改正	三一七
第十九號	感化法第十一條ノニ依ル國庫補助ノ件	三一七
第二十號	沖繩縣ニ關スル府縣制特例ノ件	三一七
第二十一號	港務部職員服制改正	三一七
第二十二號	印刷局現業員共濟組合ニ關スル件	三一七
第二十三號	關稅法關稅定率法及噸稅法ヲ樺太ニ施行スルノ件	三一七
第二十四號	明治三十二年勅令第百四十二號(開港及開港ニ於テ輸出スヘキ貨物ノ指定ニ關スル件)中改正	三一七
第二十五號	明治二十三年勅令第百四號(稅關管轄區域)中改正	三一七
第二十六號	明治三十二年勅令第百六十九號(稅關支署名稱位置及管轄區域)中改正	三一七
第二十七號	開港港則中改正	三一七
第二十八號	專賣局官制中改正	三一七
第二十九號	陸軍營繕費補充資金特別會計法施行期日	三一七
第三十號	陸軍營繕費補充資金ノ收入支出ニ關スル件	三一七

第三十一號	勅令中沖繩縣ニ付設ケタル特別廢止	四六
第三十二號	沖繩縣地方費ヲ以テ經營シタル國有林ニ關スル件	四六
第三十三號	稅務監督局官制中改正	四七
第三十四號	稅務署官制中改正	四七
第三十五號	統監府通信官署官制中改正	四八
第三十六號	關東都督府中學校官制	四九
第三十七號	關東都督府中學校職員官等俸給令	五〇
第三十八號	關東都督府中學校長特別任用令	五一
第三十九號	鐵道院職員特別任用令中改正	五一
第四十號	明治四十年勅令第三百一十一號(煙草專賣法、鹽專賣法、粗製樟腦、樟腦油專賣法違反事件ニ關スル件)中改正	五三
第四十一號	收入印紙買捌ニ關スル件制定印紙類賣下買捌規則清國及朝鮮國在留日本帝國臣民印紙買捌規程及明治三十二年勅令第五十號(收入印紙賣下ニ關スル件)廢止	五三
第四十二號	皇太子渡韓記念章制定	五四
第四十三號	臺灣總督府研究所官制	五六
第四十四號	臺灣總督府專賣局官制中改正	五七
第四十五號	臺灣總督府醫學學校官制中改正	五八
第四十六號	臺灣總督府中學校官制中改正	五九

第四十七號	臺灣總督府高等女學校官制	六〇
第四十八號	臺灣總督府職員官等俸給令中改正	六一
第四十九號	臺灣總督府鐵道部現業員ノ共濟組合ニ關スル件	六二
第五十號	陸軍一年志願兵條例中改正	六二
第五十一號	明治三十八年勅令第九十二號(臨時恩給事務ニ關スル職員ノ件)廢止	六三
第五十二號	滿韓在勤文官加俸令中改正	六四
第五十三號	地方官官制中改正	六五
第五十四號	島廳ヲ置ノ島地指定ノ件制定明治二十九年勅令第十四號(沖繩縣郡區職員及島廳ニ關スル件)廢止	六五
第五十五號	帝國鐵道會計規則制定帝國鐵道及同用品資金會計規則廢止	六七
第五十六號	關稅法ヲ臺灣ニ施行スル件	七三
第五十七號	明治三十二年勅令第四百五十五號(臺灣ニ於ケル關稅及專賣規則等違反申告者賞與ニ關スル件)中改正	七四
第五十八號	特許局官制中改正	七五
第五十九號	明治三十七年勅令第六十二號(特許局ニ臨時職員増置)廢止	七六
第六十號	北海道廳官制中改正	七六
第六十一號	臺灣總督府通信官署稅關支署及登記所經費渡切ニ關スル件	七七
第六十二號	稅關官制中改正	七八

第二百二號ヲ以テ本令中改正

第六十三號	輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法施行期日	七八
第六十四號	輸出菓子糖果原料砂糖戻稅法施行規則	七九
第六十五號	明治三十三年勅令第四百八號(官設鐵道郵便電信電話官署出納員現金出納ニ關スル件)中改正	八〇
第六十六號	陸軍給與令中改正	八一
第六十七號	臺灣島及澎湖島駐劄陸軍部隊給與規則中改正	八四
第六十八號	滿洲韓國樺太駐劄陸軍部隊給與令中改正	八七
第六十九號	清國駐劄陸軍部隊給與令中改正	八七
第七十號	陸軍營繕費補充資金特別會計ノメニスル陸軍ニ於ケル土地ノ貸付ニ關スル件	八八
第七十一號	農商務省官制中改正	八九
第七十二號	林區署官制中改正	九〇
第七十三號	明治三十九年勅令第五十九號(足尾國有林復舊事業ニ關スル臨時職員設置)中改正	九〇
第七十四號	鑛山監督官制中改正	九二
第七十五號	農事試驗場官制中改正	九三
第七十六號	蠶業講習所官制中改正	九三
第七十七號	水產講習所官制中改正	九四
第七十八號	沖繩縣罹災救助基金法施行期日	九五

第三百十五號ニ依リ消滅 同上

第七十九號	統監府臨時間島派出所官制中改正	(四)	九五
第八十號	統監府臨時間島派出所職員官等給與令中改正	(四)	九六
第八十一號	大藏省官制中改正	(四)	九七
第八十二號	日英博覽會事務局官制	(四)	九七
第八十三號	東京帝國大學官制中改正	(四)	九九
第八十四號	京都帝國大學官制中改正	(四)	一〇〇
第八十五號	東北帝國大學農科大學官制中改正	(四)	一〇一
第八十六號	文部省直轄諸學校官制中改正	(四)	一〇二
第八十七號	文部省直轄諸學校高等官官等俸給令中改正	(四)	一〇三
第八十八號	文部省直轄諸學校職員定員令中改正	(四)	一〇四
第八十九號	文武判任官等級表中改正	(四)	一〇五
第九十號	判事檢事官等俸給令中改正	(四)	一〇六
第九十一號	裁判所書記長書記定員及俸給令中改正	(四)	一〇九
第九十二號	貴族院令中改正	(四)	一一〇
第九十三號	工業試驗所官制中改正	(四)	一一一
第九十四號	度量衡器又ハ計量器ノ比較検査ニ關スル手数料徴收ノ件	(四)	一一二
第九十五號	明治三十六年勅令第百十四號(工業試驗所ニ於テ行フ分析、試験及鑑定ニ關スル手数料徴收ノ件)中改正	(四)	一一三
第九十六號	日英博覽會ニ關スル物件ノ賣買貸借及工事請負ハ隨意契約ニ依ルコ	(四)	一一五

第二百七十一號ニ依リ消滅

第九十七號	臺灣ノ移民事務ニ從事スル職員設置	(四)	一一五
第九十八號	臨時臺灣工部官制中改正	(四)	一一六
第九十九號	臺灣總督府國語學校官制中改正	(四)	一一六
第一百號	臺灣總督府郵便局官制中改正	(四)	一一七
第一百一號	陸軍補充條例中改正	(四)	一一八
第一百二號	陸軍運輸部條例改正臨時陸軍似島檢疫所條例廢止	(四)	一二六
第一百三號	軍馬補充部條例中改正	(四)	一二八
第一百四號	海軍給與令中改正	(四)	一二九
第一百五號	臨時臺灣舊慣調查會規則中改正	(四)	一三〇
第一百六號	明治三十二年勅令第三百十五號(府縣行政及郡行政ニ關シ主務大臣ノ許可ヲ要セサル事項ニ關スル件)中改正	(四)	一三一
第一百七號	明治四十二年法律第三十八號ニ依ル救恤金ノ下付ニ關スル件	(四)	一三二
第一百八號	海軍經理學校條例中改正	(四)	一三三
第一百九號	海軍高等武官補充條例中改正	(四)	一三五
第一百十號	海軍服制中改正	(四)	一三七
第一百十一號	中央氣象臺官制中改正	(四)	一三九
第一百十二號	明治四十一年勅令第二百二十八號(農商務省ニ臨時職員設置)中改正	(四)	一四〇
第一百十三號	日本興業銀行法ニ於ケル公益事業ノ種類ニ關スル件	(四)	一四一

第三百三十一號
ヲ以テ追加

第一百十四號	陸軍服役條例中改正	(四)	一四二
第一百十五號	關東州裁判事務取扱令中改正	(四)	一四五
第一百十六號	印紙犯罪處罰法ヲ樺太ニ施行スル件	(四)	一四六
第一百十七號	海軍造兵廠條例中改正	(四)	一四七
第一百十八條	海軍工廠條例中改正	(四)	一四八
第一百十九號	海軍測器庫條例中改正	(四)	一四九
第一百二十號	刑法施行後施行ノ命令ニ掲ケタル刑法ノ刑名ニ關スル件	(五)	一五一
第一百二十一號	煙草專賣法ヲ樺太ニ施行スル件	(五)	一五二
第一百二十二號	臺灣ニ於ケル稅關執務時間ニ關スル件	(五)	一五三
第一百二十三號	電信電話施設ノ費用ニ充ツル目的ヲ以テスル金錢ノ寄附ニ關スル件	(五)	一五三
第一百二十四號	內務省官制中改正	(五)	一五四
第一百二十五號	內務省ニ臨時職員設置	(五)	一五五
第一百二十六號	高等官官等俸給令中改正	(五)	一五五
第一百二十七號	臺灣總督府官制中改正臺灣總督府圖書編修職員官制廢止	(五)	一五六
第一百二十八號	臺灣總督府鐵道部官制中改正	(五)	一五八
第一百二十九號	臺灣總督府地方官官制中改正	(五)	一五九
第一百三十號	臺灣總督府職員官等俸給令中改正	(五)	一六〇
第一百三十一號	臺灣總督府視學官特別任用令	(五)	一六一

第二百七十號
以テ本令中改正

第二百二十二號	新聞紙法ヲ樺太ニ施行スルノ件	(五)	一六二
第二百二十三號	旅順工科學堂官制	(五)	一六三
第二百二十四號	旅順工科學堂高等官官等俸給令	(五)	一六四
第二百二十五號	旅順工科學堂學長特別任用令	(五)	一六五
第二百二十六號	臺灣總督府稅關官制中改正	(五)	一六六
第二百二十七號	地方森林會規則中改正	(五)	一六七
第二百二十八號	明治四十二年度歲出豫算中第一豫備金ヲ以テ補充シ得ヘキ費途ノ件	(五)	一六八
第二百二十九號	煙草製造專賣ニ要スル諸物件ノ購入賣却等ニ關スル隨意契約ノ件	(五)	一七三
第二百三十號	制定明治三十八年勅令第二百八十九號(煙草製造專賣ニ要スル諸物件勞力供給ノ請負等ニ關スル隨意契約ノ件)廢止	(五)	一七三
第二百四十號	陸軍軍服服制中改正	(五)	一七八
第二百四十一號	明治二十六年勅令第九十三號(東京帝國大學各分科大學講座ノ種類及其數)中改正	(五)	一七八
第二百四十二號	明治三十六年勅令第六十八號(京都帝國大學法科大學醫科大學文科大學及理工科大學講座ノ件)中改正	(五)	一七九
第二百四十三號	明治四十年勅令第二百四十號(東北帝國大學農科大學ノ講座ニ關スル件)中改正	(五)	一八〇
第二百四十四號	條約改正準備委員會官制中改正	(五)	一八〇

第三百三十六號
ヲ以テ廢止

第二百號ヲ以テ
追加

第四百四十五號	樺太廳官制中改正	(五)	一八一
第四百四十六號	樺太廳職員官等給與令中改正	(五)	一八四
第四百四十七號	警察官及消防官服制中改正	(五)	一八五
第四百四十八號	樺太廳郵便局官制制定樺太廳郵便電信局官制廢止	(五)	一八六
第四百四十九號	明治三十一年勅令第二百十七號(通信手鐵道書記補航路標識看守 俸給及三等郵便局長手當ノ件)ヲ樺太廳特定郵便局長ニ準用ノ件	(五)	一八七
第四百五十號	樺太廳職員特別任用令中改正	(五)	一八八
第四百五十一號	通信官署現業員共濟組合ニ關スル件	(五)	一八九
第四百五十二號	砂糖消費稅法及非常特別稅法中織物消費稅ニ關スル規定ヲ樺太ニ 施行スル件	(五)	一九〇
第四百五十三號	陸軍給與令中改正	(五)	一九〇
第四百五十四號	海軍給與令中改正	(五)	一九一
第四百五十五號	文官試驗規則中改正	(五)	一九二
第四百五十六號	司法省官制中改正	(五)	一九三
第四百五十七號	古社寺保存會規則中改正	(六)	一九五
第四百五十八號	海軍大學校條例中改正	(六)	一九五
第四百五十九號	明治三十二年勅令第四百五十五號(臺灣ニ於ケル關稅及專賣規則 等違反申告者賞與ニ關スル件)中改正	(六)	一九七
第四百六十號	統監府鐵道廳官制制定統監府鐵道管理局官制廢止	(六)	一九七

第四百六十一號	統監府鐵道廳職員官等給與令	(六)	二〇〇
第四百六十二號	統監府鐵道廳職員特別任用令	(六)	二〇〇
第四百六十三號	鑛業登錄令中改正	(六)	二〇一
第四百六十四號	砂鑛業ノ登録ニ關スル件	(六)	二〇六
第四百六十五號	明治三十八年勅令第八十四號(鑛業及砂鑛採取業ニ關スル手數 料ノ件)中改正	(六)	二〇八
第四百六十六號	明治二十四年勅令第三號(民事訴訟法第十四條ニ依リ國ヲ代表ス ルニ付キテノ規定)中改正	(六)	二一一
第四百六十七號	外國駐在陸軍武官給與令中改正	(六)	二一一
第四百六十八號	度量衡法施行期日	(六)	二一二
第四百六十九號	度量衡法施行令改正	(六)	二一二
第四百七十號	典獄、看守長略服	(六)	二三一
第四百七十一號	看守服制	(六)	二四二
第四百七十二號	看守給與品及貸與品規則中改正	(六)	二五九
第四百七十三號	遠洋漁業獎勵法ニ依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獵業ノ種 類、船舶ノ噸數及漁獵場所ニ關スル制限並ニ漁獵職員ノ資格及定員 ニ關スル件制定明治三十八年勅令第十四號(遠洋漁業獎勵法ニ 依リ獎勵金ヲ下付スルコトヲ得ヘキ漁獵ノ種類、船舶ノ噸數ノ制 限並ニ漁獵員ノ資格及定員ニ關スル件)廢止	(六)	二六〇